

花巻市立地適正化計画

令和5年3月

花巻市

目 次

序 章

1. 策定の背景及び目的…………… 1
2. 計画の前提…………… 3

I 章 上位・関連計画…………… 5

1. 上位計画における位置づけ…………… 5
2. 関連計画……………16

II 章 現況把握及び将来の見通し……………27

1. 花巻市の概況……………27
2. 地区別人口の将来見通し……………51
3. 主要施設の現況及び将来見通し……………57
4. まちづくりの問題・課題……………73

III 章 立地適正化に向けて……………79

1. まちづくりの基本的な方針……………79
2. 立地適正化計画の基本的な方針……………82

IV 章 誘導区域の設定……………91

1. 各種誘導区域・誘導施設の検証……………91
2. 誘導区域の設定の基本方針……………91
3. 居住誘導区域……………92
4. 都市機能誘導区域…………… 133
5. 誘導施設…………… 136
6. 誘導に向けた各種事業等…………… 152

V 章 届出制度について…………… 161

1. 居住誘導区域…………… 161
2. 都市機能誘導区域…………… 162

VI 章 計画推進方策の検討及び目標値の設定…………… 163

1. 計画の推進方策の検討…………… 163
2. 目標値の設定…………… 171

1. 策定の背景及び目的

(1) 策定の背景と目的

花巻市は、岩手県のほぼ中央に位置し、県庁所在地で中核市でもある盛岡市にも近接しています。また、内陸部と沿岸部をつなぐ街道が通る地域であるとともに、東北有数の温泉地を有しているため、古くから人や物資の交易が盛んに行われてきました。

さらに、県内唯一のいわて花巻空港、東北自動車道・釜石自動車道の4つのインターチェンジ、東北新幹線新花巻駅などが整備され、県内の高速交通の要衝となっています。一方、農業基盤の整備が進んでおり、良好な農業地域としても発展してきました。

花巻地域での昭和23年からの戦災復興都市計画に基づく戦災復興土地区画整理事業をはじめ、その後の土地区画整理事業や生活基盤整備などにより、市街地は郊外へ大きく拡大していきました。人口の増加に伴い経済活動も拡大し、それに伴う市税の増収等により、公共サービスの提供等の行政運営が支えられてきました。

しかし、昭和50年以降は、経済活動を担う生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、65歳以上の老年人口の増加や年少人口の減少による少子高齢化が進み、人口は平成12年をピークに減少に転じています。

市内の人口が減少するなか、これまで拡大してきた市街地の低密度化が進んでいます。また、近年のモータリゼーションの進展による商業施設等の郊外立地が進み、既成市街地の空洞化が顕著になってきています。

このような状況から、従来の都市機能や生活サービスの提供の維持・継続について将来困難になることが懸念され、そのため本市は、平成22年3月に花巻市都市計画マスタープランを策定し、効率的で利便性の高い暮らしやすいコンパクトな都市づくりに取り組んできました。

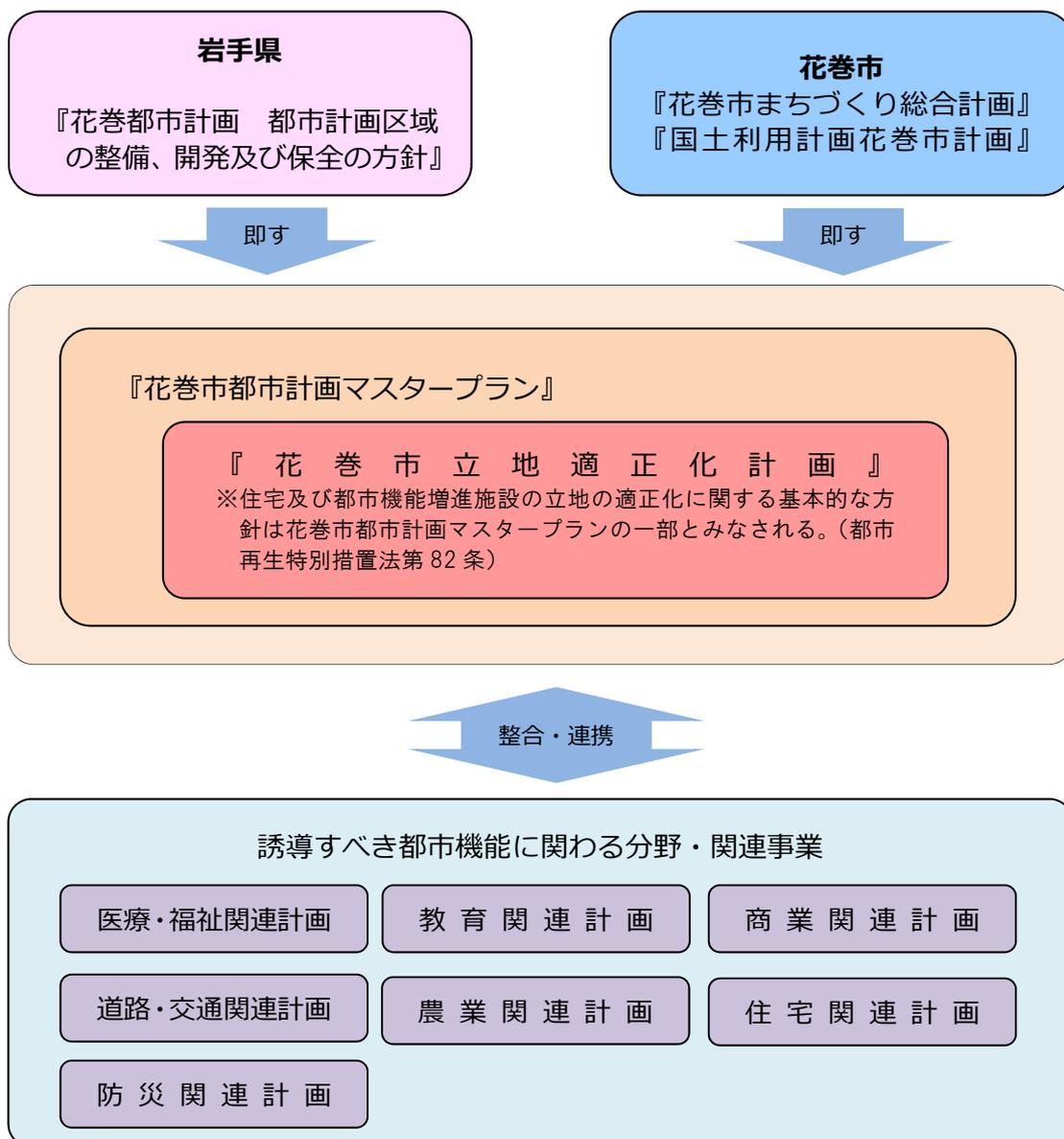
一方、国が平成26年に都市再生特別措置法を改正して創設した立地適正化計画制度は、高齢者にも健康・快適な生活を確保でき、子育て世代など若年層にも魅力的で、財政と経済の面で持続可能な都市経営を可能とする災害に強いまちづくりを進め、居住や都市機能を集約した複数の拠点公共交通でつなぐ、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を推進するものであり、本市の目指すコンパクトな都市づくりを支援する制度です。

このような背景を踏まえ、公共交通による都市機能集積地の連携強化を行うコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造を構築し、既成市街地の人口密度を保ちつつ、誰もが安心でき、健康で快適に暮らせる持続可能な都市の形成の実現に向けて具体的に推進するため、平成28年6月に「花巻市立地適正化計画」を策定しました。

その後、令和2年9月に都市再生特別措置法の一部が改正されたことを受けて、災害リスクを踏まえた課題の抽出や防災指針を追記したほか、都市再生特別措置法第84条に基づき、施策の実施状況の調査、分析を加え、これらを踏まえた立地適正化計画の改定を行いました。

(2) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、岩手県の「花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」、「花巻市まちづくり総合計画」、「国土利用計画花巻市計画」、「花巻市都市計画マスタープラン」及び関連する各種計画との調和が保たれる必要があります。また、法定事項が記載された立地適正化計画が法的手続きにより公表されると、花巻市都市計画マスタープランの一部とみなされます。



2. 計画の前提

(1) 計画対象区域

国の指針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることが基本となります。本市においても、国の指針に基づき、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象とします（下図参照）。

図 計画対象区域



(2) 計画期間

立地適正化計画は、都市構造の再構築など、長期的なまちのあり方を定めていく計画であり、計画期間については、本計画を策定した平成 28 年度から令和 17 年度までの 20 年間とします。

計画期間 平成 28 年度 (2016 年度) ～ 令和 17 年度 (2035 年度)

(3) 定めるべき事項

立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項に係る上位計画・関連計画との調整及び整合を図り、現況や推移などを考慮し策定するものです。

《定めるべき事項・都市再生特別措置法第 81 条第 2 項》

- 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 五 居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項
- 六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

I 章 上位・関連計画

上位計画及び関連計画において掲げられているまちづくりに関する方針及び取り組むべき施策・事業等を以下のように整理します。

1. 上位計画における位置づけ

(1) 花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【平成 24 年 3 月（岩手県）】

【概要】

花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、商業、工業、住宅等の土地利用の方針を定めており、『快適な居住環境の形成や農村と都市のネットワークの形成』などの基本方針は、本計画と同様の方向性をもっているため、整合を図ります。

【都市づくりの基本理念】

活力と交流を創造する快適都市 イーハトープはなまき

【都市計画区域の基本方針】

- 自然や文化を生かし、すべての人が幸せを感じる「イーハトープ」の形成
- 快適で暮らしやすい健康で生きがいのある暮らしの場としての居住環境の形成
- いわて花巻空港の利活用による産業・観光の振興及び都市と地域の住民交流の促進
- 都市活動や農村と都市との交流を支える交通・情報のネットワークの形成
- 市街地と郊外拠点の連携とにぎわいのある市街地空間の形成

【主要用途の配置方針】

① 商業地

- ・花巻駅周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺及び大迫総合支所周辺の商業地は、総合的な都市機能の充実・強化を図ります。
- ・花巻駅周辺及びその南側に広がる既成商業地は、本区域の中心商業拠点として、商業業務機能の維持と集積を図ります。
- ・石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺の商業地は、地域生活を支える商業の拠点として、その機能の充実を図ります。
- ・大迫総合支所周辺の商業地は、日常的な生活サービスを提供する拠点として、その機能の充実を図ります。
- ・新花巻駅周辺及び花巻空港周辺は、観光客等を迎え入れる玄関口として交通結節機能や観光交流機能の充実を図ります。

② 工業地

- ・花巻第一工業団地は、その機能の維持・充実を図るとともに、必要に応じて花巻第一工業団地及び花巻機械金属工業団地の隣接において工業地の拡大を図ります。
- ・花巻第二工業団地については、今後も引き続き企業誘致を進め、早期の工場等の施設立地を図ります。
- ・高速交通網の要に位置する花巻流通業務団地は、企業誘致を促進し、流通拠点の

形成を図ります。

③ 住宅地

- ・低層住宅を中心とした計画的な住宅地の形成を図るとともに、住環境を阻害する他用途の混在を規制し、ゆとりある良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・生活の利便性の高い既存市街地及び縁辺部、かつ、通過交通を抑制した環状道路網内の用地を中心に一団のコミュニティの形成を図ります。

【その他土地利用の方針（災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針）】

- ・災害が発生する又は災害により被害を受けるおそれがある地域等については、市街化を抑制します。

【交通施設の整備の方針】

① 交通体系・ネットワーク

- ・道路ネットワークは、既存の交通施設を活かしながら、拠点間の連携、円滑な交通処理、災害時の代替路確保などに資するネットワークの形成を図ります。
- ・交通環境の整備については、安全性や快適性の向上、生活交通の確保、交流人口の拡大など、地域特性にあわせた整備と活用を図ります。

② 公共交通機関等

- ・公共交通については、生活交通を維持するため、バス路線の見直しなど、効率的で持続可能な交通システムの整備に努めます。



(2) 花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（地区別土地利用基本方針）

【平成 25 年 9 月】

【概要】

花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンは、まちづくり全般の方向性を示すものであり、本計画の基本となるまちづくりの方向性との整合を図ります。

【西部森林地域】

- ・効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。

【西部地域】

- ・観光の中心資源である温泉郷などの豊富な観光資源を有することから、無秩序な宅地化を抑制し、優良な農用地の保全を図るとともに、良好な集落環境の形成を図っていきます。

【中部地域】

- ・商業・業務系の土地利用を中心に住宅地が広がるなど都市的土地利用を主体とした地域であり、既に基盤が整った既成市街地については、本市の中心的役割を担う地域として、定住人口の誘導を図り、都市機能が充実した、効率的で利便性の高いまちづくりを進めます。

【中部北地域】

- ・大迫地区を中心に地域の特色を生かした安全なまちづくりを推進するとともに、優良な農用地の保全を図るなど、良好な集落環境の形成を図っていきます。

【中部南地域】

- ・農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図るほか、土沢周辺については、地域の拠点として、住宅と商業、事務所機能の調和のとれた土地利用を図ります。

【東部地域】

- ・早池峰国定公園や早池峰ダム、田瀬ダムを有し、ダムの周囲を国有林や民有林が取り囲むように広がっている地域であり、この豊かな森林資源について、効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。また、農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図っていきます。



(3) 花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン【令和2年10月】

【概要】

花巻市まちづくり総合計画中期プランは、花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンに掲げた将来都市像を実現するため、目標年次までに取り組む施策の基本的な方向性や数値目標、主要事業を示すものです。

本計画の策定にあたり、まちづくりの具体的な推進策との整合を図ります。

【将来都市像】

「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く

笑顔の花咲く温か都市イーハトーブはなまき」

【重点戦略】

■重点戦略1 人口減少対策

人口減少・少子化へ歯止めをかけ、花巻市民が安心して子どもを産み育てることができるよう、「花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、住みたい、住み続けたいと感じるような魅力あるまちづくりを進める必要があります。

妊娠・出産・育児期までの切れ目のない支援、就学前教育の充実、子どもの医療費助成や保育料の負担軽減策等を進めるとともに、地場産業の育成・支援や安定した雇用の場の確保、結婚支援や住居対策、地域資源を活かした地域おこし活動に対する支援の充実を図ります。

■重点戦略2 市街地の再生

市内4つの中心市街地の活性化を図るため、立地適正化計画に基づき医療・生活・商業のサービス機能を維持する必要があります。

予約応答型乗合交通の拡大を含め、地域ごとの特性に適した公共交通網の整備を図ります。

■重点戦略3 交流人口の拡大

定住人口の確保を図るだけでなく、国内はもとより、海外から多くの外国人観光客を呼び込むことにより、地域の活性化を図っていく必要があります。

本市は、県内唯一の空港を有するなど恵まれた高速交通網や温泉、偉人、文化遺産に登録された早池峰神楽をはじめとする民俗芸能などの豊富な観光資源、大規模スポーツ大会等の誘致が可能なスポーツ施設や大型宿泊施設等を有しているため、その優位性を活かし、交流人口の拡大に努めます。

■重点戦略4 防災力の強化

近年、国内において大規模地震や台風等の集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害が増加していることから、地域の災害特性に応じた情報伝達・避難方法における課題解決に取り組み、災害時における確実な避難体制の構築を目指します。

また、災害発生時に迅速に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、道路・橋りょう、河川、情報基盤等のインフラ整備を推進します。

【重点化を図る施策（関係する施策の一部）】

■商店街の再生

- 商店街のイベント支援
- 商店街共同施設の改修支援
- 商店街における憩いの場づくり
- 未利用店舗への新規出店の促進と定着支援
- リノベーションによる空き店舗の活用
- 商業機能の維持
- 地域住民による特色を生かした商店街づくりの支援
- 地域の特色や景観を生かしたまちなか誘導への取り組み支援

■職業人材の育成

- 新規学卒者等の地元就職及び定着への取組支援
- 東京圏や県外からの移住者に対し、市内事業への就労を支援

■道路環境の充実

- 主要幹線道路、都市計画道路、生活道路の整備
- 舗装修繕等の道路環境の維持
- 国県道の整備要望

■公共交通の確保

- 幹線バス路線、観光バス路線の利用促進（周知広報）
- 市街地循環バスの利用促進（周知広報）
- 予約応答型乗合交通の拡充及び利用促進

■住宅の安定確保

- 子育て世帯や高齢者向けの良好な市街地住宅への家賃補助
- 花巻市空き家バンクによる都市等からの住民の移住及び空き家活用の促進
- 耐震基準に満たない危険性のある木造住宅の解消
- 空き家等の情報把握
- 空家等対策の指針に関する特別措置法に基づく措置の適切な実施

■危機管理体制の強化

- 住民への警戒レベルと取るべき行動の周知
- 防災訓練における地域と市、防災関係機関の連携強化
- 本庁、支所間の連携体制の強化と訓練の充実
- 自主防災組織リーダー研修による組織の育成、活動支援
- 防災講話や防災訓練等の実施
- 個別避難支援計画の作成による避難行動要支援者の自助・共助による支援体制の確立
- コミュニティFM、緊急速報メール、テレビ等による情報伝達手段の充実

■自然災害対策の強化

- 市が管理する水路の氾濫常襲地の計画的改修

- 市管理河川の改修や河川内の樹木伐採、河道掘削
- 国県管理河川の堤防整備や国・県管理河川の改修及び河川内の樹木伐採、河道掘削の要望
- 防災訓練や防災講話を通じたハザードマップ等による危険箇所、避難場所の周知及び避難経路の確認
- 市内の小売・流通・運送業者との災害時応援協定の締結等による構築された災害用物資の供給及び受援体制を活用するため、定期的な連絡体制の確認と情報伝達訓練の実施
- 備蓄計画の見直し及び計画的備蓄

■消防力の強化

- 消防車両、消防施設の保守管理、更新
- 消防水利の新設、更新、修繕

■救急救助体制の強化

- 救急救命士の養成及び育成
- 救急資器材の充実強化
- 市民及び事業所等を対象とした応急手当講習の実施
- 大規模災害やテロ災害等における体制の強化
- 災害に対応する資機材の充実強化

■地域福祉の推進

- 災害時における要支援者の地域での見守り

■高齢者福祉の充実

- 高齢者の包括的な支援の推進
- 介護サービス施設の計画的な整備

■障がい者福祉の充実

- 障がい福祉サービスの提供
- 障がい福祉サービス提供施設の整備促進

■地域医療の充実

- 高度医療を担う医療機関への交通手段の確保
- 岩手中部保健医療圏域における周産期医療の中核病院を維持するとともに、それに対する交通手段の確保と市民が利用する岩手中部保健医療圏外の周産期医療機関への交通手段の確保

■子育て支援の充実

- 保育施設等の利用に関する総合相談体制の充実
- 子育て家庭等の経済的負担の軽減
- 人員確保による多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実
- 保育施設整備の補助や保育士確保による待機児童の解消
- 地域全体で子育てを支援する意識の啓発
- 地域における子育て支援活動の推進

- 学童クラブの安定的な運営支援
- 子育てサークル、子育てボランティアの育成支援

■就学前教育の充実

- 公立保育所、幼稚園施設の維持管理
- 私立幼稚園の振興に対する支援
- 市内全園の保幼小児一体による就学前教育の推進
- 保育、教育の充実
- 地域の人材の活用促進

■地域づくりへの参加促進

- 市外からの移住希望者や市内子育て世帯等の移住定住の促進と環境等整備
- 地域課題の解決に向けた地域外人材の誘致と定住、関係人口化
- シティプロモーションによる移住先としての認知度向上

(4) 国土利用計画花巻市計画【令和元年9月】

【概要】

国土利用計画花巻市計画は、本市の区域における国土（市土）の利用に関する基本的事項について定めたものであり、花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンに即して定められ、「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く笑顔の花咲く温か都市　イーハトーブはなまき」を将来都市像とし、交流人口の増加や産業の振興等を目指した強くて優しいまちづくりのため、基本構想の土地利用の面について補うとともに、個別の土地利用関係法令に基づく諸計画の指針となるものです。

本計画の策定にあたり、土地利用の指針として整合を図ります。

【利用区分別の土地利用の基本方針】

■農地

効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、長期的な食糧需給の動向を考慮し、必要な農地の確保と農業生産力の維持強化を図ります。また、農地としての土地の保全、自然環境の維持、農村景観の形成等多面的な機能が発揮されるように努め、環境に配慮した農業生産の推進を図ります。

■森林

木材等林産物供給の経済的機能のほか、水源のかん養や保健、休養、土砂災害の発生防止、生態系の保全、地球温暖化防止などの公益的機能が総合的・持続的に発揮できるよう、森林の適正管理と林業生産基盤の整備を図っていきます。

■水面・河川・水路

河川の氾らん地域における安全性の確保のため、整備等に要する用地を確保していきます。また、水面及び河川等の整備にあたっては、水の浄化作用、多様な生物の生育環境、景観形成に果たす役割等の様々な機能に配慮するとともに、市民の生活環境に資する親水性の確保を図っていきます。

■道路

国道・県道・市道については、既存都市施設の機能強化、新たな都市機能の誘導、産業基盤の確立、地域拠点間のネットワークによる広域的な交流連携等が図られるよう整備と必要な用地の確保とともに、既存用地の持続的な利用を図ります。

農道・林道については、農林業の生産性向上、農地・森林の適正な管理及び農山村の生活環境の整備を促進するため、必要な用地を確保していきます。

道路の整備にあたっては、自然環境の保全や既存の土地利用に与える影響を考慮しつつ進めるものとします。

■住宅地

低・未利用地や空き家の有効活用を図りつつ、都市部では生活環境基盤及び生活関連施設の整備を図るとともに、良好な用地を確保していきます。また、農村集落においても、低・未利用地や空き家の有効活用を図りつつ、農林業的土地利用との調整を図りながら、必要な用地を確保していきます。

■工業用地

産業の高付加価値化や構造変化、地域産業活性化の動向等によるニーズを踏まえ、産学官連携と空陸交通ネットワークの高度利用による企業誘致を進めながら、地域社会との調和と周辺環境の保全に十分に配慮しつつ、工業生産に必要な用地を計画的に確保していきます。

■事務所・店舗用地

賑わいのある商店街の再生を図るため、低・未利用地や空き家の有効活用を優先して進めます。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和を踏まえた適正な誘導を図ります。

■公用・公共用地

市域あるいは地域における利用者の利便性に配慮しながら、その適正配置と周辺環境の保全に配慮し、その必要な用地を確保していきます。

【地域類型別の土地利用の基本方針】

■都市地域

市街化を図る必要のある地域においては、低・未利用地や空き家の有効活用と、農林業的土地利用との調整を図りつつ、土地の高度利用や公共空間の確保、市街地の利便性・快適性の向上、都市内交通の円滑化等により、コンパクトで快適な環境の市街地形成を図ります。また、防災拠点やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。さらに、周辺の他都市や農村地域の拠点との都市機能分担とサービスのネットワーク化を進め、効率的で利便性の高いコンパクトな都市の形成を推進します。

■農村地域

農林業に必要な農地・森林等の保全を図るとともに、必要な基盤整備と既存施設の維持管理とともに、集落等の居住地域は、生活利便施設の整備を図ります。また、日常生活サービスの中核となる拠点を充実させ、都市地域の中心拠点間とサービスのネットワーク化による連携を進め、生活利便性の維持・向上を図ります。

■山間地域

林業の生産性の向上と森林の適正な管理により、森林資源の保全及び育成を図り、地球温暖化対策と防災・減災対策を進めます。また、貴重な野生動植物の生息地等を保全するとともに、自然環境の保全に配慮しながら、市街地の環境を支える地域として、市民の憩いの場、レクリエーションの場としての活用を図ります。

表 土地の利用目的に応じた利用区分規模の目標 (単位：ha、%)

利用区分	基準年次 平成27年 (2015年)	中間年次 令和4年 (2022年)	目標年次 令和7年 (2025年)	構成比		
				基準年次 平成27年 (2015年)	中間年次 令和4年 (2022年)	目標年次 令和7年 (2025年)
農地	15,840	15,784	15,706	17.4	17.4	17.3
森林	59,637	59,618	59,609	65.7	65.6	65.6
原野等	105	105	105	0.1	0.1	0.1
水面・河川・水路	3,696	3,696	3,696	4.1	4.1	4.1
道路	3,678	3,713	3,726	4.0	4.1	4.1
宅地	3,205	3,282	3,370	3.5	3.6	3.7
住宅地	2,251	2,288	2,311	2.5	2.5	2.5
工業用地	170	178	236	0.2	0.2	0.3
その他の宅地	784	816	823	0.9	0.9	0.9
その他	4,678	4,641	4,627	5.2	5.1	5.1
合計	90,839	90,839	90,839	100.0	100.0	100.0
市街地	388	394	394	-	-	-

注1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

注2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

注3 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

(5) 花巻市都市計画マスタープラン【令和4年3月】

【概要】

花巻市都市計画マスタープランは、長期的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大まかな道筋を示すものです。

本計画では、花巻市都市計画マスタープランと同様、生活サービス拠点として合併前の旧4市町における「まちなか」を総合サービス拠点と定義し、総合的な生活サービス機能を集約して維持・強化を図るとともに、各まちなかの身近に生活サービスが享受できる環境の実現について、相互補完的な対策を実施していきます。本計画の策定にあたり、都市構造やまちづくりの具体的な推進策との整合を図ります。

■拠点（活力を創造する都市機能集積地）

【総合サービス拠点】

- ・行政・商業・業務・文化・福祉などの都市機能が充実し、その都市機能を利用しやすい環境を整備し、住む人、訪れる人の利便性の向上を図る既存市街地を中心とした地区

【コミュニティ拠点】

- ・日常生活の利便性に配慮したサービス供給機能や、コミュニティ・交流を育む機能の充実を図る地域社会の中心地区

【観光レクリエーション拠点】

- ・本市を代表する観光地や景勝地として、自然環境や歴史的・文化的景観を形成し、交流人口増や市民の余暇の充実のため、訪れやすい、利用しやすい環境整備を図る地区

【工業・流通拠点】

- ・県南の産業集積の一翼を担い、地域経済を牽引する拠点として、利便性が高く活発な経済活動が営まれる工業・流通拠点の形成を図る地区

■軸（連携と交流を創造する交通網）

【国土連携軸】

- ・広域的な産業活動や人的交流を支える国土の骨格となる交通軸

【都市連携軸】

- ・盛岡都市圏や県南都市圏などとの都市間交通を支え、都市機能連携の基盤となる交通軸

【地域連携軸】

- ・総合サービス拠点間を結ぶ幹線道路の交通の円滑化などを図り、各サービス拠点が有する都市機能の連携促進を支える交通軸

【拠点連携軸】

- ・総合サービス拠点や主要公共交通施設より観光レクリエーション拠点へアクセスする交通軸

■ゾーン（快適に暮らし、持続的に成長するための土地利用）

【商業・業務・居住複合ゾーン】

- ・道路や公園、公共下水道などの既存ストックを有効に活用しながら、宅地化の誘

導や商業、業務施設の集積を図り、商業・業務と居住が調和した良好な市街地の形成を図る区域

【農業地居住ゾーン】

・無秩序な市街化を抑制するとともに、農業地が有する食糧生産、環境保全、景観形成などの多面的な機能と調和した居住環境の形成を図る区域

【中山間地居住ゾーン】

・中山間地の地理的条件を活かした農林業を維持しながら生活利便性の向上を図り、良好な居住環境の形成を図る区域

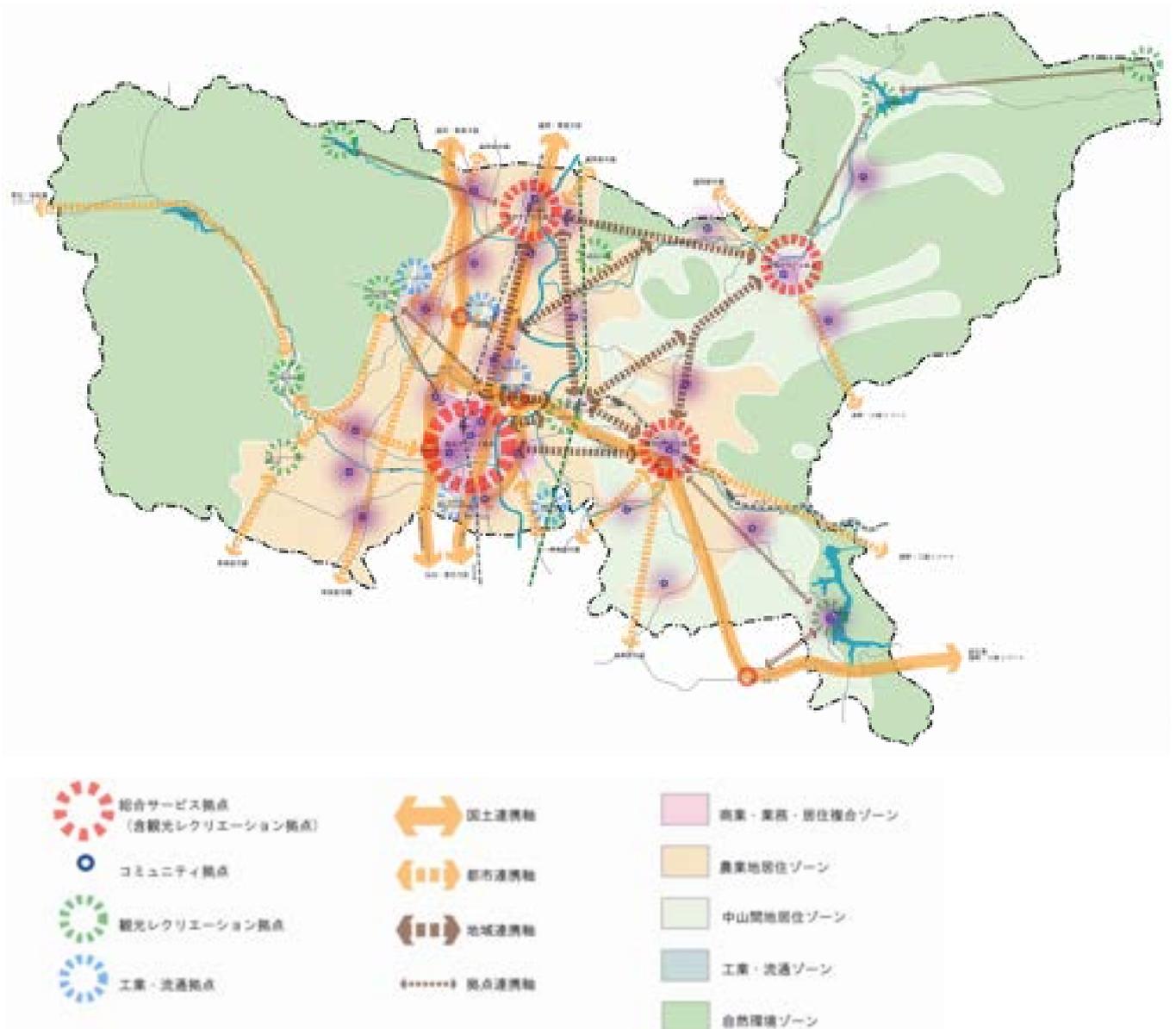
【工業・流通ゾーン】

・道路や給排水施設、情報通信施設などの産業基盤の充実を図りながら、事業所の立地誘導を進め、利便性の高い産業集積地の形成を図る区域

【自然環境ゾーン】

・生態系の維持や景観の形成、観光レクリエーションへの利活用などに配慮しながら、豊かな自然環境の保全を図る区域

図 将来都市構造



2. 関連計画

(1) 花巻市地域公共交通網形成計画【平成 29 年 6 月】

【概要】

花巻市地域公共交通網形成計画は、本計画に基づくコンパクトシティの再構築にあたり、公共交通は居住機能や都市機能それぞれの拠点をネットワークで結び円滑な移動を可能にする交通幹線軸の維持が必要であり、日常生活を送るうえで重要な役割を果たしていることから、市民の安心・快適な生活をサポートする公共交通網の維持・形成とさらにそれが観光客に利便性の高いものとなることを目指して策定した計画です。

本計画の策定にあたり、コンパクトシティ・プラス・ネットワークに向けた推進策との整合を図ります。

【めざすべき将来像】

「公共交通を必要とする市民にとって、利用しやすく、
また地域ごとの特性に適した公共交通サービスが提供されています」

【地域公共交通網の形成に関する基本方針、目標、事業概要】

■基本方針1 まちづくりと連携した公共交通網の確保

目標1：花巻市立地適正化計画の「拠点」間を結ぶバス路線及び近隣市町をつなぐ路線で日常生活に必要不可欠と判断されるバス路線を幹線路線と位置づけ、その機能維持を図ります。

目標2：市街地循環バス「ふくろう号」の運行ルートや運行便数等の見直しを行い、中心市街地の利便性を高めます。

事業概要1：地域間をつなぐ幹線路線の維持(石鳥谷線、土沢線、成田線、大迫石鳥谷線、大迫花巻線の継続した運行支援)

事業概要2：円滑な乗り継ぎによる他の公共交通との相互利用を促進するとともに運行ルートや運行便数等の見直しによる利便性の向上

■基本方針2 効率的かつ持続可能な交通手段への転換と交通不便地域の解消

目標：予約応答型乗合交通の当日予約対応のシステム導入や運行方法等の見直しによる利用満足度の向上と利用者の拡大を図るとともに、事業者による路線維持が困難になった場合には、順次、予約応答型乗合交通への転換を実施し、効率化と交通不便地域の解消を図ります。

事業概要1：現在、運行している予約応答型乗合交通における当日予約に対応したシステムの導入による、より利便性の高い公共交通サービスの提供

事業概要2：利用者の減少が著しいバス路線（支線）の事業者による路線維持が困難になった場合、順次、予約応答型乗合交通「予約乗合バス」への転換の実施による効率化と交通不便地域の解消

■基本方針3 市民や来訪者の快適な移動をサポートする乗り継ぎに配慮した公共交通網の形成

目標：中心市街地から主要な観光地を結ぶバス路線を維持するとともに、市民や来

訪者が快適に市内移動を行えるよう待合環境の整備・改善等を図ります。

事業概要1：中心市街地から主要な観光拠点である花巻温泉郷へのアクセス路線の運行維持による観光客等の移動手段の確保

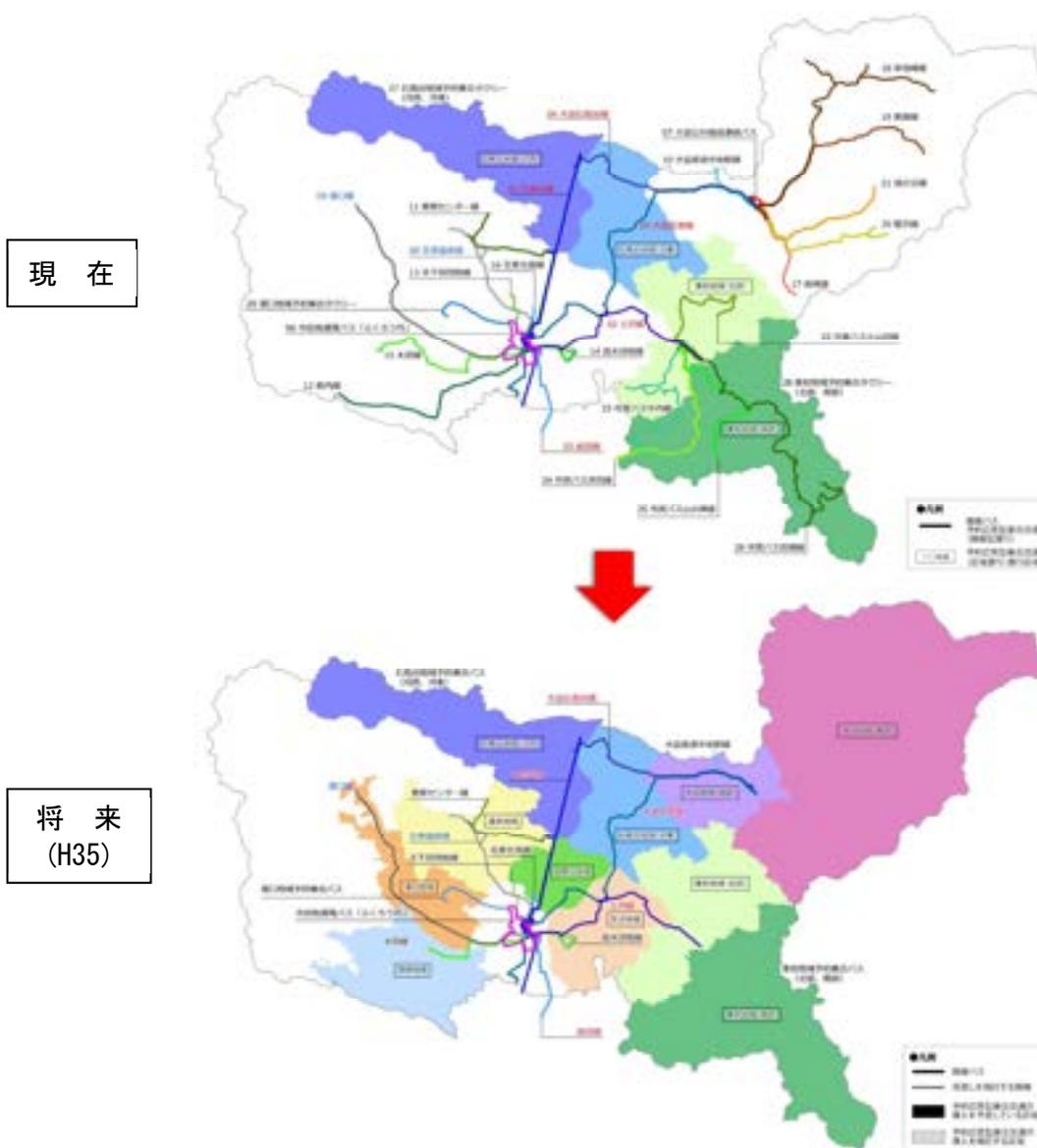
事業概要2：路線バスと予約応答型乗合交通の結節点となる乗り継ぎ拠点の設定を検討するとともに、待ち合い環境の改善による市民や来訪者が快適に市内を移動できる環境の整備

■基本方針4 わかりやすい情報発信と利用促進

目標：各種メディアを活用した情報発信や観光情報等とタイアップしたわかりやすく親しみやすいバス路線マップ等の作成・配布を行い、利用者の拡大とまちづくりを支える公共交通網の維持・確保に取り組みます。

事業概要：事業者や地域と協働で各種メディアを活用した情報提供及び親しみやすいバスマップ等の作成・配布に取り組むことによる公共交通の利用促進

図 現在のバス路線網と将来(H35)のバス路線網



(2) 花巻市の地域医療ビジョン【平成 27 年 2 月】

【概要】

花巻市の地域医療ビジョンは、市民が将来にわたって安心して暮らせるよう、効率的で質の高い医療供給体制を構築するために、将来のあるべき医療供給体制の姿とその実現に必要な施策についてビジョンとして示したものです。

本計画では、高齢者や障害のある人が安心して生活するための地域医療は欠かすことができないことや、総合的な医療サービスを維持していくことがまちづくりにとって重要であることから、これに関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなどの整合を図ります。

【花巻市の医療の現状】

花巻市は、北上市、遠野市、西和賀町とともに岩手中部保健医療圏に属しており、この圏域には北上市に立地する県立中部病院が基幹病院としての役割を担っているほか、花巻市内の総合花巻病院を含む4つの病院が病院群輪番制を実施し地域医療の中核的な役割を担っています。

平成 23 年 10 月 1 日現在の岩手中部保健医療圏の人口 10 万人あたりの一般病床数は 814.5 床であり、岩手県の 942.6 床を下回っており、特に花巻市に関しては、一般病床数 814.9 床のうち、平成 26 年 4 月 1 日現在 129 床が休床しており、実際に稼働している病床数は 699 床となっています。今後、75 歳以上の高齢人口のさらなる増加に備え、不足が生じないように病床の確保に努める必要があります。

花巻市における平成 22 年の医師数は、人口 10 万人あたり 125.7 人となっており、県の医師数 193.7 人や岩手中部保健医療圏の医師数 140.6 人を大きく下回っています。このため、市内のほとんどの病院が勤務医の確保に苦慮しており、病床の一部を休床にせざるを得ない病院も現れているほか、診療科目の不足も生じています。

表 10 万人あたりの施設数、病床数及び医師数（H22、23 年度）

項目	花巻市	岩手中部保健医療圏	岩手県	全国
病院施設数	6.9	5.7	7.0	6.7
診療所施設数	71.6	71.8	68.6	77.9
一般病床数	814.9	814.5	942.6	-
医師数	125.7	140.6	193.7	230.4

資料：花巻市の地域医療ビジョン、国勢調査、地域経済総覧

【花巻市の地域医療の目指す姿(施策の方向性)】

《取り組み方針》

- 病診連携の普及啓発に取り組み、市民の適切な受診行動を促すとともに、花巻市内の中心部において複数の診療科目と入院病床を有する病院（診療所）の確保に取り組みます。
- 市民が住み慣れた家庭や地域で療養生活を送れるように、保健・医療・福祉の連携に配慮した「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

《必要と考えられる施策》

- 救急医療体制の維持・確保
- 医師・看護師等の医療従事者の確保
- 医療機能の整備・充実

(3) 花巻市子ども・子育て支援事業計画（イーハトーブ花巻子育て応援プラン）

【令和2年3月】

【概要】

花巻市子ども・子育て支援事業計画は、子どもが健やかに育ち、子どもを安心して生み育てることができ、家庭や子育てを社会が支える環境づくりを目標に、子育て支援の施策を展開している計画です。

本計画では、子育てに関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなど整合を図ります。

【目 標】

『子どもが 親が 地域が 育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり』

- 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

【基本施策】

① 地域における子育ての支援

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・保育サービスの充実
- ・幼児教育における支援の充実
- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・学童クラブ、放課後子供教室の充実
- ・子どもの健全育成
- ・経済的負担の軽減

② 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

- ・子どもや母親の健康の確保
- ・食育の推進
- ・思春期保健対策の充実

③ 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・次代の親の育成
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・就学前教育の充実
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

④ 子育てを支援する生活環境の整備

- ・良質な住宅の確保
- ・安全な生活環境の確保
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・安心して外出できる環境の整備
- ・安全・安心なまちづくりの推進

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・仕事と子育ての両立の推進

⑥ 子どもの安全の確保

- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・被害に遭った子どもの保護の推進

⑦ 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親の自立支援の推進
- ・発達相談・支援の充実
- ・障がい児療育事業の充実

(4) 花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）

【令和3年3月】

【概要】

花巻市高齢者いきいきプランは、将来を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」に向け、介護保険制度の基本理念である自立支援のもと、本市のこれまでの取り組みを引き継ぎつつ、国の介護保険事業計画の基本指針に即して、高齢者を取り巻く状況や地域の特性・特色に応じた着実な取り組みにより、地域包括ケアシステムの体制整備を進める計画です。

本計画では、介護に関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなど整合を図ります。

【日常生活圏域の設定】



花巻中央圏域	花巻北地区 花巻南地区 花巻東地区 花巻西地区 矢沢地区 宮野目地区
花巻西圏域	湯口地区 湯本地区 太田地区 笹間地区
大迫圏域	大迫地区
石鳥谷圏域	石鳥谷地区
東和圏域	東和地区

【基本目標・施策】

『高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち』

① 高齢者の積極的な社会参加への推進

○交流機会の充実

- ・高齢者交流事業の推進
- ・敬老事業の支援
- ・老人クラブ活動の支援

○高齢者の就労支援

- ・地域における生活支援の担い手活動への支援
- ・高齢者の社会参加活動支援
- ・高齢者の就労的活動の促進

② 高齢者の健康づくり

○健康づくり

- ・介護予防の推進
- ・健康づくりの推進
- ・介護予防の推進（高齢福祉サービス）

③ 安心して生活できる環境づくり

○地域包括ケアシステムの充実

- ・地域包括支援センターの機能強化と効果的な業務展開
- ・日常生活の支援体制の整備

- ・医療と介護の連携推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・高齢者の居住安定に係わる施策との連携
- 生活を支援するサービスの充実
 - ・相談体制・情報提供の充実
 - ・高齢者福祉サービスの充実
 - ・家族介護者・在宅要介護者への支援
 - ・地域における生活支援の充実
- 地域での見守りの仕組みづくり
 - ・見守り助け合える地域づくり
 - ・高齢者権利擁護体制の充実
- 災害対策・感染症対策の推進
 - ・災害時に備えた取組
 - ・感染症に備えた取組

④ 介護保健サービスの充実

- 効果的・効率的な介護保険事業の運営
 - ・保険者機能の強化
 - ・介護保険サービスの確保・質の向上
 - ・介護給付適正化に向けた取組
- 第8期における介護保険サービスの提供
 - ・地域ニーズにあった介護保険サービスの提供
 - ・介護保険サービスの基盤整備計画
 - ・居宅サービスの提供
 - ・地域密着型サービスの提供
 - ・施設サービスの提供

(5) 花巻市地域防災計画

【概要】

花巻市地域防災計画は、花巻市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法に基づき、花巻市防災会議が作成する計画で、花巻市、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期すために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項をまとめた計画です。

なお、この計画は、原子力災害対策及び震災対策を包含し、岩手県地域防災計画において想定する本市での震度6弱の地震を想定しています。

本計画の策定にあたり、防災指針における具体的な推進策との整合を図ります。

【災害予防計画】

- (1) 職員に対する防災教育の実施、住民に対する防災知識の普及
- (2) 自主防災組織の育成や消防団の機能強化、地域防災活動の推進
- (3) 計画的な防災訓練の実施
- (4) 通信施設の整備による災害時の通信手段の確保等
- (5) 避難計画の作成と避難場所の整備・周知等の避難対策の実施
- (6) 災害や被災地の状況に応じた医療救護体制の構築と災害拠点病院等の広報医療体制の確保
- (7) 各種防災関係機関との協力による地域社会全体で要配慮者の安全確保
- (8) 災害時に必要な食料・生活必需品等必要物資の備蓄
- (9) 災害時に迅速かつ的確な災害応急対策ができる防災施設等の整備
- (10) 建築物の耐震性、防火対策の向上による建築物等の安全確保、文化財の災害予防対策
- (11) 災害時に道路、鉄道、空港等の交通機能を確保するための施設、災害対策用資機材の整備等
- (12) 電気、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設等の整備と安全対策の実施
- (13) 石油類、高圧ガス、火薬等の危険物施設の整備と保安体制の整備強化
- (14) 河川改修、ダム建設、砂防事業等の事業実施や施設の維持管理体制の整備、対策や知識の普及等による風水害予防
- (15) 大雪、雪崩等から生活と産業経済を守る雪害予防
- (16) 土砂災害等の危険区域の周知や開発制限等による土砂災害予防
- (17) 火山現象からの生命、財産を保護するための観測・避難体制の整備、防災知識の普及等による火山災害予防
- (18) 地すべり・崖崩れ等による地盤災害の実態調査と災害防止、宅地造成の規制、えん堤施設の保全管理と指導
- (19) 火災の発生・拡大の防止のための防火思想の普及、初期消火の徹底、消防施設の整備等による火災予防
- (20) 森林の保全と地域の安全確保のための林野火災の予防体制の整備と予防思想の普及、徹底
- (21) 農作物・畜産物の気象災害を最小限にする気象予報、警報の迅速な伝達と安定技術の普及
- (22) 地震災害に基づく各種災害の要因、態様、被害想定と対策の検証及び科学的な調査研究

(23) 防災ボランティアの普及啓発、リーダー、コーディネーターの育成等の防災ボランティアの育成、受入体制の整備

(24) 事業継続計画の策定、企業等の防災体制整備・防災訓練等の事業継続対策

【災害応急対策計画】

(1) 災害応急対策のための組織体制の計画、防災関係機関の連携強化等による活動体制の確保

(2) 気象予報、警報、地震、原子力災害に関する情報等の伝達、通報の迅速かつ確実な実施

(3) 通信施設・設備の被災・通信状況の把握、通信手段・代替通信手段の確保

(4) 災害応急対策を円滑・確実に実施するための災害情報の収集、伝達

(5) 災害時の人心の安定、災害応急対策の推進等のための広報・広聴活動の実施

(6) 交通規制・応急復旧作業、緊急輸送道路指定等による交通確保と陸上・航空輸送の連携

(7) 大規模火災、同時多発火災に対する火災防ぎょ活動の実施、大規模火災防ぎょ計画の策定

(8) 洪水による水害の警戒、防ぎょ、重点水防活動地域の調査と事前配備体制の充実

(9) 県、市町村による相互応援協力体制の整備

(10) 緊急時に自衛隊災害派遣要請が円滑に行える自衛隊との連携強化

(11) 防災ボランティア活動への支援、ニーズの把握、受け入れ体制の整備

(12) 救援物資・義援金の受け入れ体制、配分方法の整備、被災者への確実・迅速な配分

(13) 災害による住家の滅失が一定規模以上になった場合の災害救助法の適用の要請

(14) 災害発生時における迅速かつ的確な避難情報の発令による避難誘導の実施、救出救助体制の整備、避難所の迅速な開設と適正な運営

(15) 救急・救助の初動体制、後方医療体制、傷病者の搬送体制の確立、保健指導等

(16) 被災者への食料、被服、寝具等の日常必需品、避難生活に必要な物資の供給のための体制の整備

(17) 災害時の水道施設の復旧・応急給水施設の確保等のための体制の整備

(18) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公営住宅等のあっせん等

(19) 被災地域の感染症の未然防止とまん延防止

(20) 災害によって発生する廃棄物処理、日常生活や交通の障害となる障害物の除去

(21) 各実施機関相互の協力体制による行方不明者等の搜索、遺体の処理・埋葬

(22) 災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のための応急対策要員の確保

(23) 通常の学校教育が困難な場合の教育施設・教育職員の確保、応急教育の実施、学用品等の供与

(24) 被災地域における病虫害の発生・まん延防止等の農畜産物応急対策

(25) 被災した道路施設、河川管理施設、砂防施設、空港施設、治山施設等の公共土木施設・鉄道施設等の応急措置と応急復旧の実施

(26) 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等ライフライン施設の応急対策の実施と広域支援体制の整備

(27) 災害発生時の危険物による被害の発生防止・拡大防止等危険物施設等の応急

対策の実施

(28) 消防機関による林野火災の火災防ぎょ活動の実施、林野火災防ぎょ計画の策定、消防相互応援の実施

(29) 広域的かつ機動的な防災ヘリコプターによる災害応急対策活動の実施

【災害復旧・復興計画】

(1) 被災施設の原形復旧と必要な施設の新設・改良復旧・耐火、不燃堅牢化の計画の樹立等の公共施設等の災害復旧

(2) 被災からの速やかな再起のための生活相談、義援金・救援物資・災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者の生活安定対策等による生活の安定確保

(3) 甚大な被害を受けた地域に対する復興計画の作成と計画的な復興の推進

(6) 花巻市国土強靱化地域計画【令和3年3月】

【概要】

花巻市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、いかなる大自然災害が発生しても、停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な地域社会の構築」に向けた計画です。

本計画の策定にあたり、防災指針や具体的な推進策との整合を図ります。

■基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする。

■事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護を最大限に確保する。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 地域の経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る。
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する。

■基本的な方針

(1) 花巻市の強靱化に向けた取り組み姿勢

- ①強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し取り組む。
- ②短期的だけでなく、長期的な視野をもって取り組む。
- ③大局的・システムの視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えて取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ②「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策の工夫。

(3) 効率的な施策の推進

- ①市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、財政状況や施策の継続性に配慮した施策の重点化。
- ②既存の社会資本の有効活用による費用の縮減と効率的な施策の推進。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理。

(4) 花巻市の特性に応じた施策の推進

- ①地域の活性化や地域コミュニティの機能強化の視点と、各地域の強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備。
- ②年齢や性別、国籍、障がいの有無など個人の多様性に十分配慮した施策。
- ③地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持の配慮。

Ⅱ章 現況把握及び将来の見通し

1. 花巻市の概況

(1) 都市形成の経緯

本市は、江戸時代に盛岡藩の領域南端に位置し、軍事上・政治上の重要な拠点として城下町が形成されました。また、北上川流域の穀倉地帯であることや、盛岡から遠野、さらには沿岸を結ぶ交通の要衝であったことから、陸運・水運が発達し、宿場町としても栄えてきました。

明治 22 年（1889 年）の町村制施行、昭和 29 年（1954 年）前後の町村合併などを経て、旧花巻市、旧大迫町、旧石鳥谷町、旧東和町が誕生しました。

これらの 1 市 3 町が平成 18 年に合併して現在の花巻市が誕生し、岩手県では 5 番目の面積を有する都市となりました。

花巻地域は、中心部が戦後復興のため、昭和 23 年から戦災復興土地区画整理事業によってまちづくりが進められてきました。

また、昭和 37 年に都市ガスの供給が開始され、昭和 39 年には花巻空港が開港、昭和 40 年には東北本線が盛岡市まで電化されるなど、都市の交通基盤の整備が進みました。1970 年代以降、国道のバイパス化や高速道路・新幹線の整備と相まって、大規模工業団地の開発と積極的な企業誘致によって工業集積地を形成しています。

大迫地域は、昭和 57 年に早池峰山とその周辺が国定公園に指定され、平成 21 年に早池峰神楽がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、豊かな自然と文化、歴史を背景としたまちづくりに取り組んでいます。また、ぶどう栽培からはじまった「ワインの里・大迫」の知名度の高まりと相まって、観光資源の価値向上に取り組んでいます。

石鳥谷地域は、花巻市中心部の北に位置し、国道や東北自動車道及び J R 等の主要幹線で中心部と結ばれています。また、盛岡市の南側に位置し、同様に結ばれていることから、盛岡市方面への往来が比較的容易な地域です。

特に稲作を中心とした農業の発展とともに醸造技術が発展し、酒づくりの南部杜氏の発祥の地といわれています。現在では「南部杜氏の里」としてのまちづくりに取り組んでいます。

東和地域は花巻地域同様、藩制時代に盛岡市から釜石市に続く釜石街道の宿場町として栄えました。土沢地区に釜石自動車道の東和インターチェンジが整備されたことにより、開発動向は、J R 釜石線北側から国道 283 号沿線や東和インターチェンジ界隈に移ってきています。

なお、本計画の対象区域である都市計画区域は、平成 18 年の市町合併により、旧花巻市の都市計画区域と旧東和町の都市計画区域の 2 つの都市計画区域になりましたが、平成 24 年 3 月に統合されています。

(2) 市街地の広がり

現在、本市の市域面積は 90,839ha であり、そのうち用途地域が指定されている区域が 2,208.6ha (約 2.4%) となっています。

本市における令和 2 年の D I D (人口集中地区) 人口は 18,282 人で、D I D 面積は 577ha です。昭和 45 年と比較すると、D I D 人口が約 1.2 倍に、D I D 面積が約 2.7 倍となっており、人口密度は約 75 人/ha から約 32 人/ha に減少しています。

図 D I D 人口と人口密度

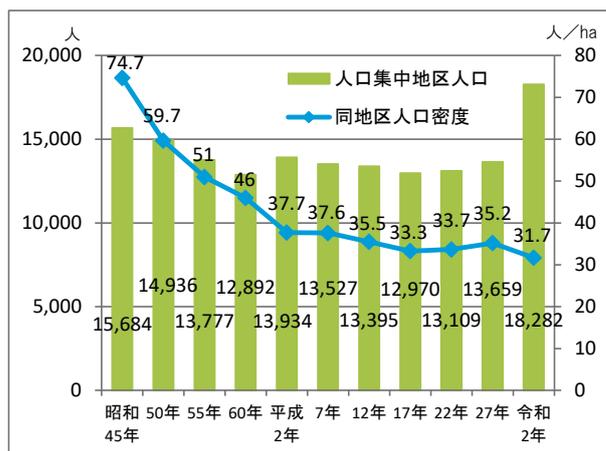
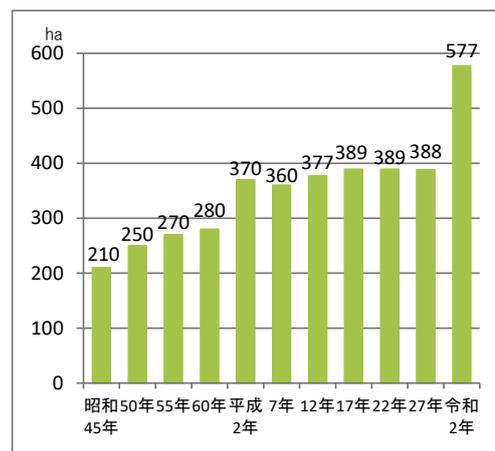
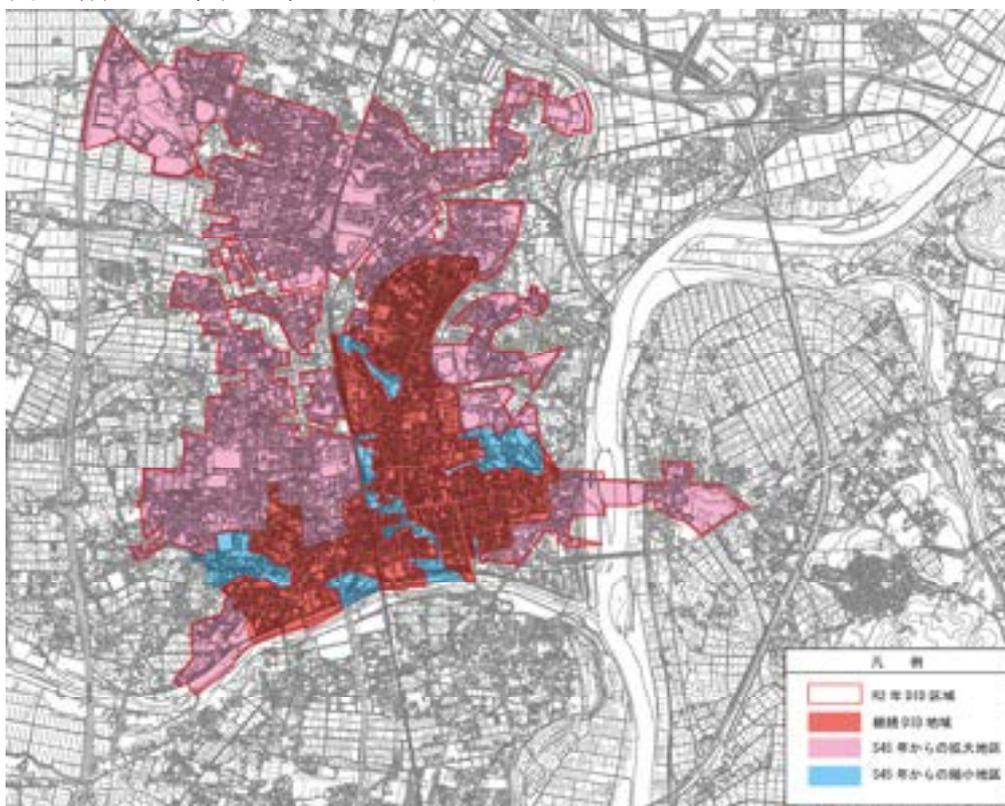


図 D I D 面積の推移



資料：国勢調査

図 昭和 45-令和 2 年 D I D 区域



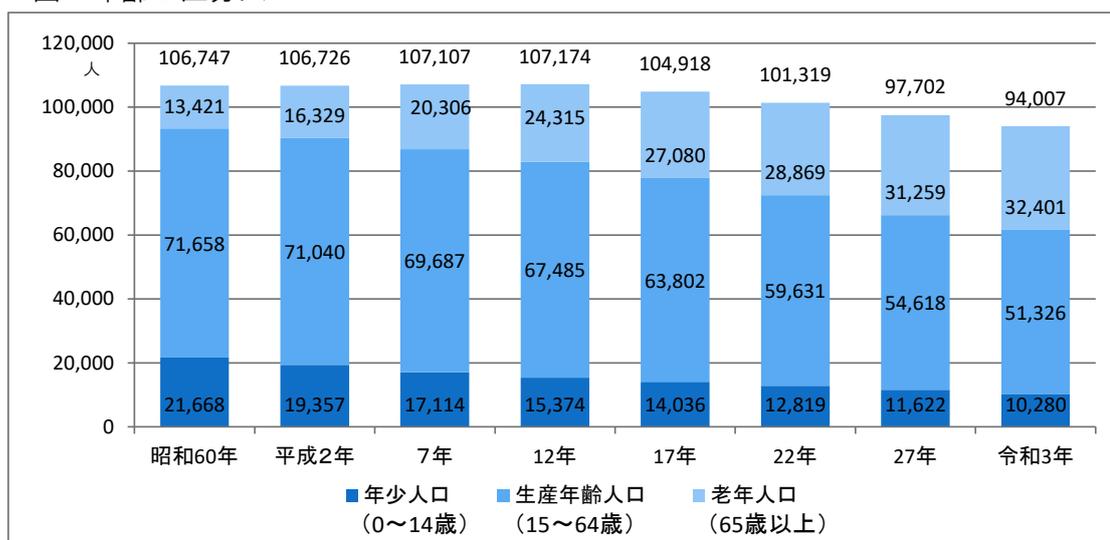
資料：国勢調査

(3) 人口動態・特性

1) 総人口・世帯数

昭和60年から令和3年の推移をみると、平成12年をピークに人口減少に転じ、令和3年には、ピークである平成12年から総人口が87.7%まで落ち込んでいます。65歳以上の老年人口は2.4倍に増加し、生産年齢人口は72%に減少しました。

図 年齢3区分人口



資料：国勢調査、令和3年のみ住民基本台帳

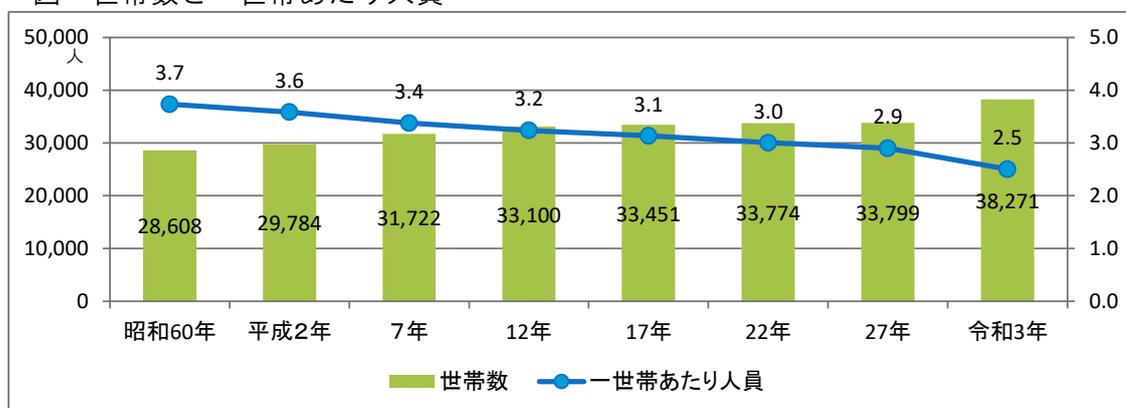
表 年齢3区分人口

(人・%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	
年少人口 (0~14歳)	人口	21,668	19,357	17,114	15,374	14,036	12,819	11,622	10,280
	構成比	20.3	18.1	16.0	14.3	13.4	12.7	11.9	10.9
生産年齢人口 (15~64歳)	人口	71,658	71,040	69,687	67,485	63,802	59,631	54,618	51,326
	構成比	67.1	66.6	65.1	63.0	60.8	58.9	56.0	54.6
老年人口 (65歳以上)	人口	13,421	16,329	20,306	24,315	27,080	28,869	31,259	32,401
	構成比	12.6	15.3	19.0	22.7	25.8	28.5	32.1	34.5

資料：国勢調査（年齢不詳を除く）、令和3年のみ住民基本台帳

図 世帯数と一世帯あたり人員



資料：国勢調査、令和3年のみ住民基本台帳

2) 近隣市町村への転出入・流出入

本市は、近隣市町村への転出入・流出入において、転出より転入が上回る転入超過が続いており、令和2年の転出先である都市は盛岡市、次いで北上市となっており、転入先が最も多い都市は、盛岡市、次いで北上市となっています。

本市の通勤者のうち市内通勤者の割合は78.7%（令和2年）であり、約2割の就業者は市外に通勤しています。

令和2年で、市外への通勤先で最も多いのは、北上市の6,207人、次いで、盛岡市の2,030人となっています。

図 近隣市町村への転出入

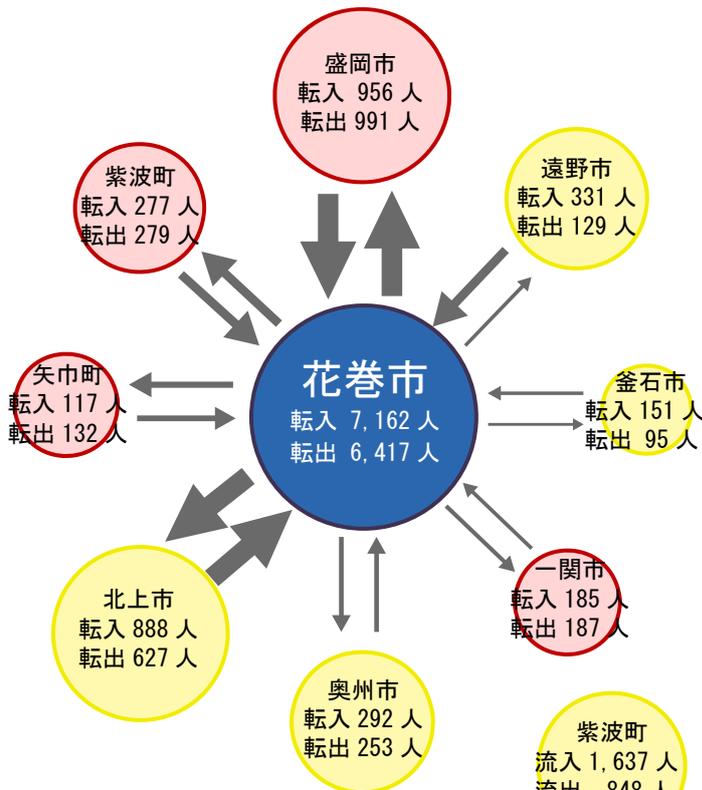
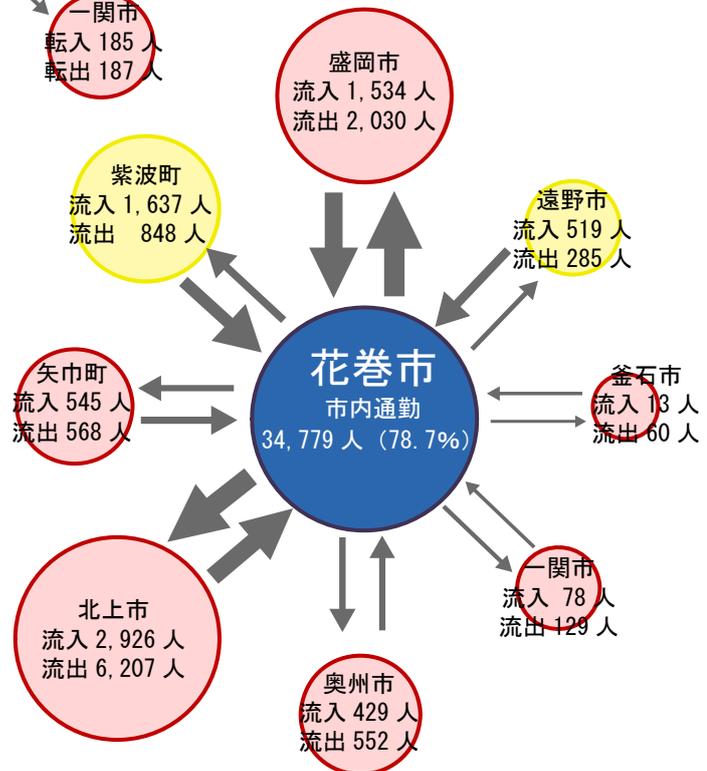


図 通勤による流出入



赤色：転出超過、流出超過
黄色：転入超過、流入超過

資料：令和2年国勢調査

表 近隣市町村への転出入の推移

(単位：人)

	平成27年		令和2年		転入－転出	
	転入	転出	転入	転出	平成27年	令和2年
他市区町村から転入 他市区町村への転出	7,108	7,074	7,162	6,417	34	745
県内他市町村から転入 県内他市町村への転出	4,303	3,752	4,127	3,340	551	787
盛岡市	884	1,094	956	991	△210	△35
北上市	840	810	888	627	30	261
遠野市	283	104	331	129	179	202
一関市	149	191	185	187	△42	△2
釜石市	245	98	151	95	147	56
奥州市	294	243	292	253	51	39
紫波町	254	278	277	279	△24	△2
矢巾町	121	141	117	132	△20	△15
県内他市町村	1,233	793	930	647	440	283
他県から転入 他県への転出	2,691	3,322	2,822	3,077	△631	△255

資料：国勢調査

表 通勤による流出入の推移

(単位：人)

	平成27年		令和2年		流入－流出	
	流入	流出	流入	流出	平成27年	令和2年
他市区町村から通勤 他市区町村へ通勤	8,145	11,853	8,337	11,666	△3,708	△3,329
県内他市町村から通勤 県内他市町村へ通勤	7,959	11,423	8,144	11,405	△3,464	△3,261
盛岡市	1,500	2,274	1,534	2,030	△774	△496
北上市	2,974	5,975	2,926	6,207	△3,001	△3,281
遠野市	498	315	519	285	183	234
一関市	80	133	78	129	△53	△51
釜石市	10	55	13	60	△45	△47
奥州市	428	505	429	552	△77	△123
紫波町	1,506	942	1,637	848	564	789
矢巾町	524	494	545	568	30	△23
県内他市町村	439	730	463	726	△291	△263
他県から通勤 他県へ通勤	186	324	193	261	△138	△68

資料：国勢調査

3) 地域別の人口増減

住民基本台帳による本市全体の人口は、平成27年から令和3年の6年間で5,238人（年齢不詳除く）の人口が減少（5.3%減）しています。

減少人口が最も多い地域は、花巻地域の2,342人減で、増減率では大迫地域の15.9%減が最も比率が高くなっています。

市全体の増減動向の内訳をみると、年少人口の減少率が高いとともに老年人口の増加率が高くなっています。地域別の増減数の実数では、花巻地域における年少人口及び生産年齢人口の減少数と、老年人口の増加数がともに多くなっています。増減率においては、年少人口では大迫地域、生産年齢人口では大迫地域、老年人口では花巻地域の増減率が高くなっています。

表 地域別年齢3区分人口

	平成27年				令和3年			
	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
総数	99,245	11,898	56,317	31,030	94,007	10,280	51,326	32,401
花巻地域	69,793	8,875	40,356	20,562	67,451	7,884	37,866	21,701
石鳥谷地域	14,775	1,619	8,277	4,879	13,703	1,361	7,258	5,084
大迫地域	5,580	415	2,930	2,235	4,694	283	2,238	2,173
東和地域	9,097	989	4,754	3,354	8,159	752	3,964	3,443

※年齢不詳を除く

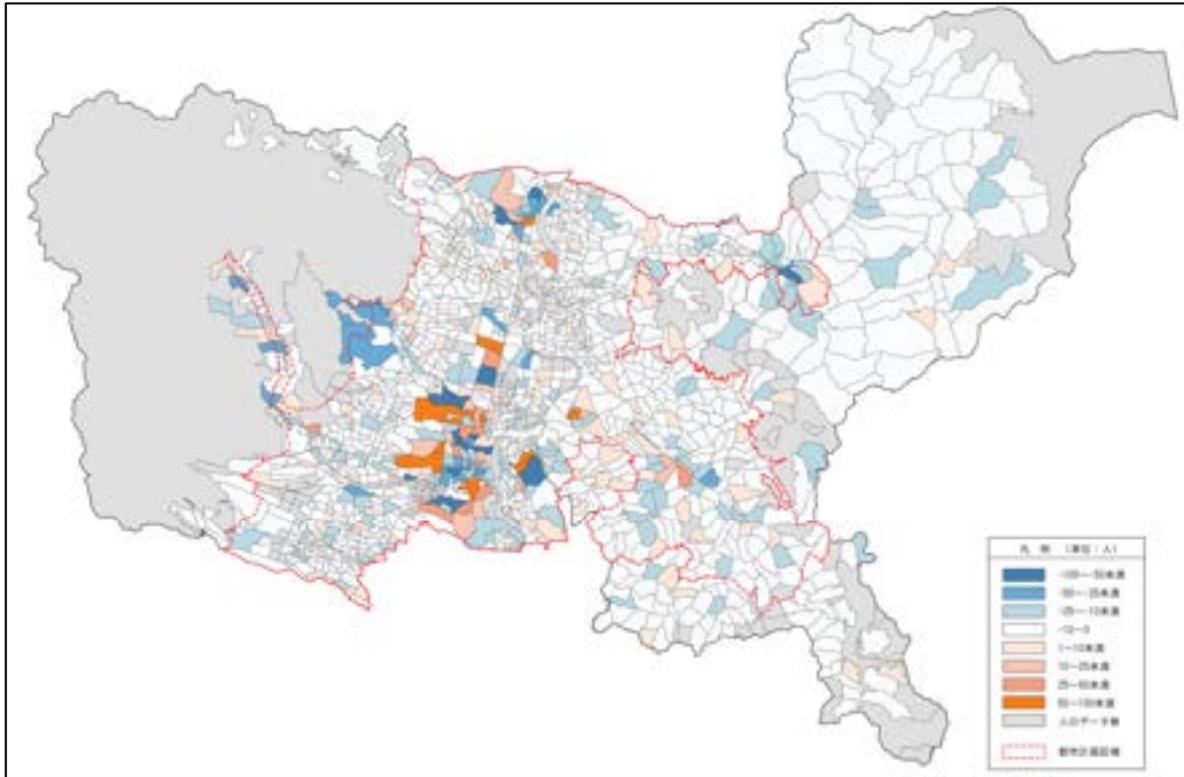
	増減数				増減率(%)			
	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
総数	-5,238	-1,618	-4,991	1,371	-5.3	-13.6	-8.9	4.4
花巻地域	-2,342	-991	-2,490	1,139	-3.4	-11.2	-6.2	5.5
石鳥谷地域	-1,072	-258	-1,019	205	-7.3	-15.9	-12.3	4.2
大迫地域	-886	-132	-692	-62	-15.9	-31.8	-23.6	-2.8
東和地域	-938	-237	-790	89	-10.3	-24.0	-16.6	2.7

※各年4月1日時点

資料：住民基本台帳

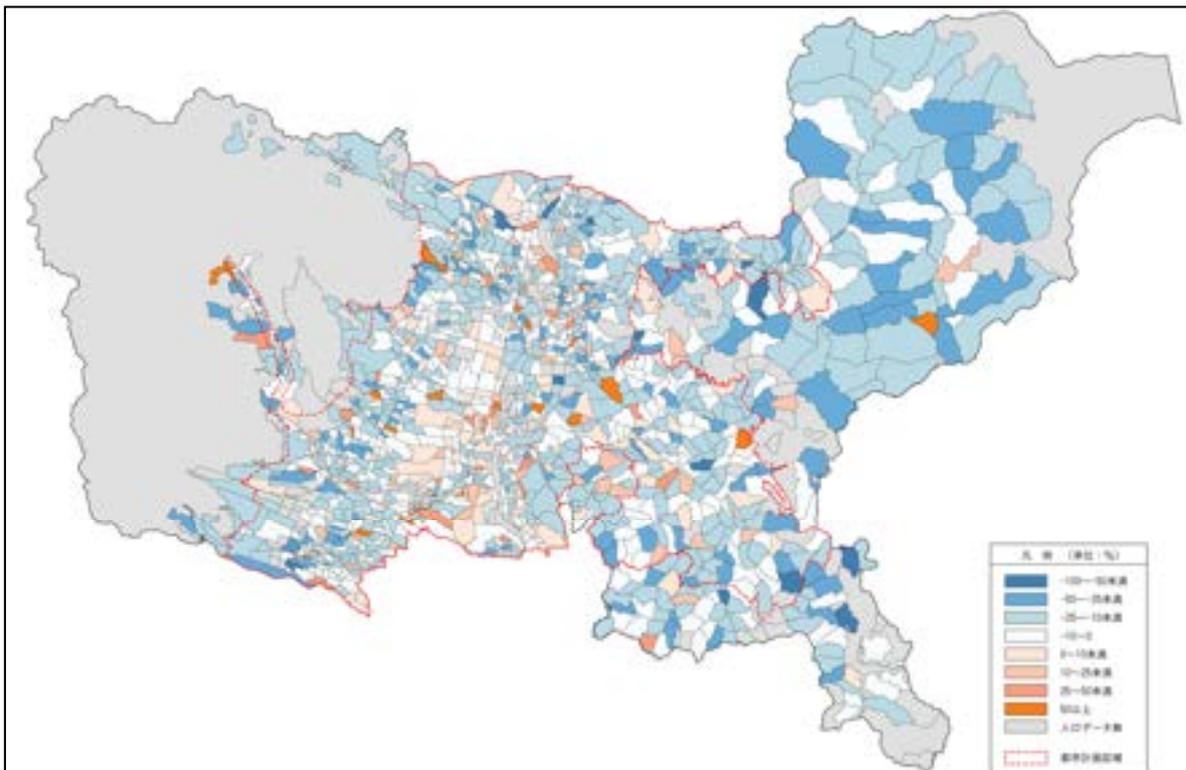
地区別人口増減数（H27～R3）については、元々人口集積の高い中心市街地での減少が大きいのに対し、その周辺では増加していますが、人口増減率では、都市計画区域の外縁部や都市計画区域外での減少率が高く、市街地部では人口規模を維持している状況にあります。

図 地区別人口増減数（H27～R3）



資料：住民基本台帳

図 地区別人口増減率（H27～R3）

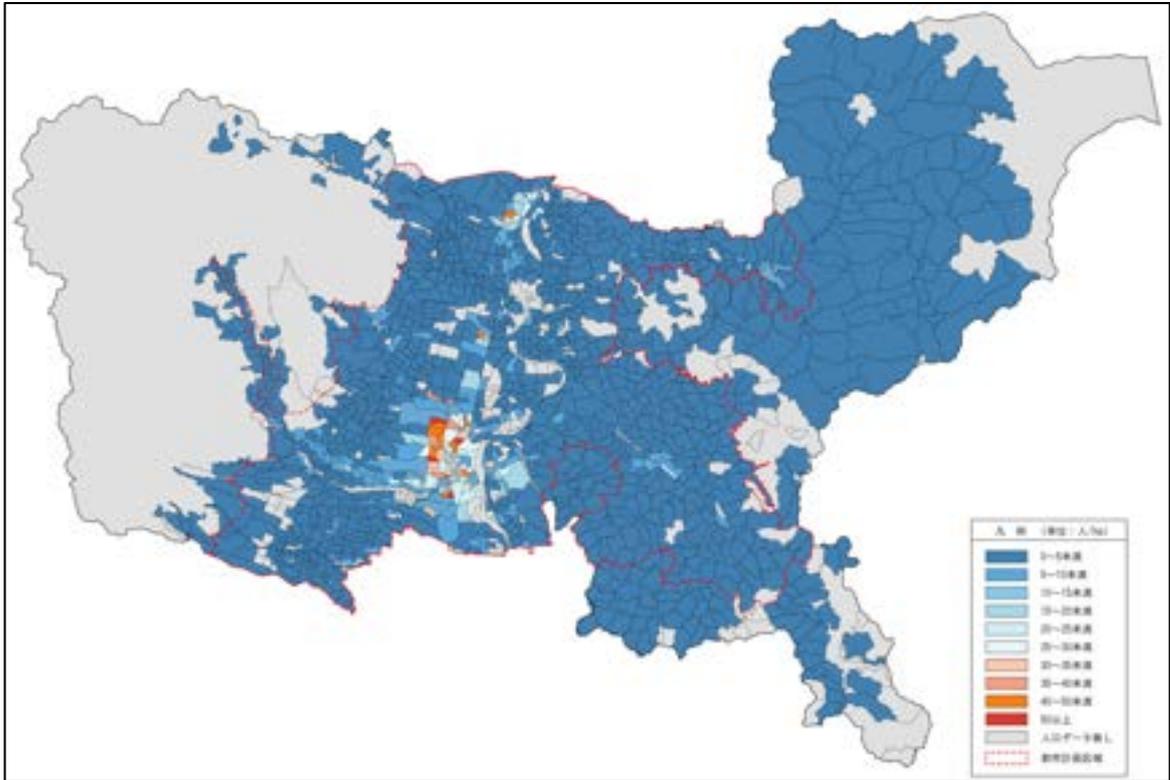


資料：住民基本台帳

4) 地区別の人口・人口密度動向

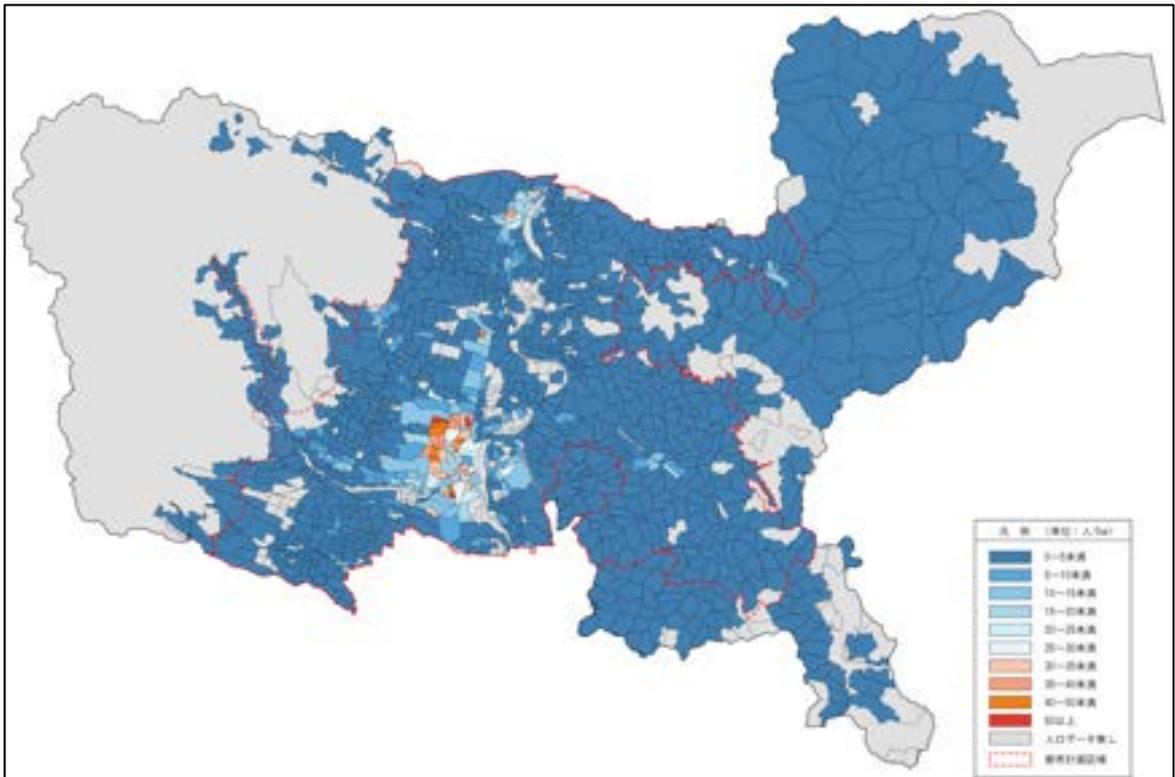
人口密度の動向では、全市的には大きな変化はないものの、花巻地域の中心市街地の北西部に開発された住宅地において人口密度の高まりがみられます。

図 地区別人口密度 (H27)



資料：住民基本台帳

図 地区別人口密度 (R3)

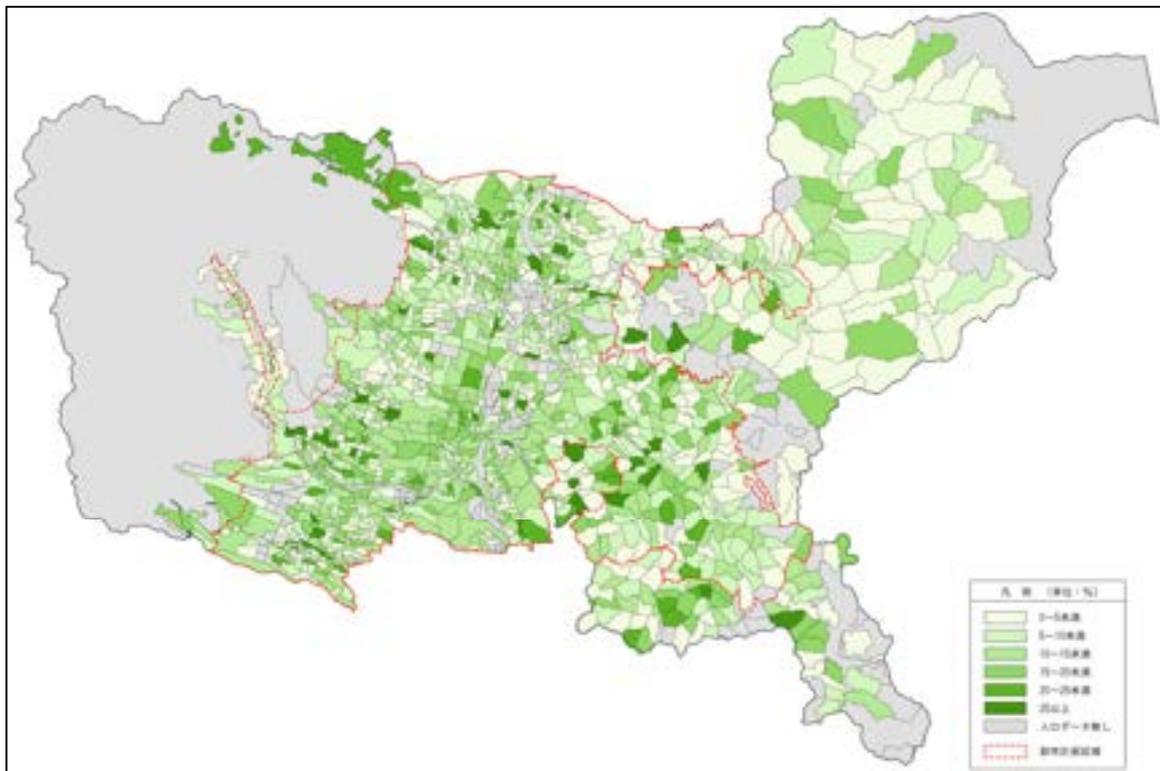


資料：住民基本台帳

5) 年少人口割合の動向

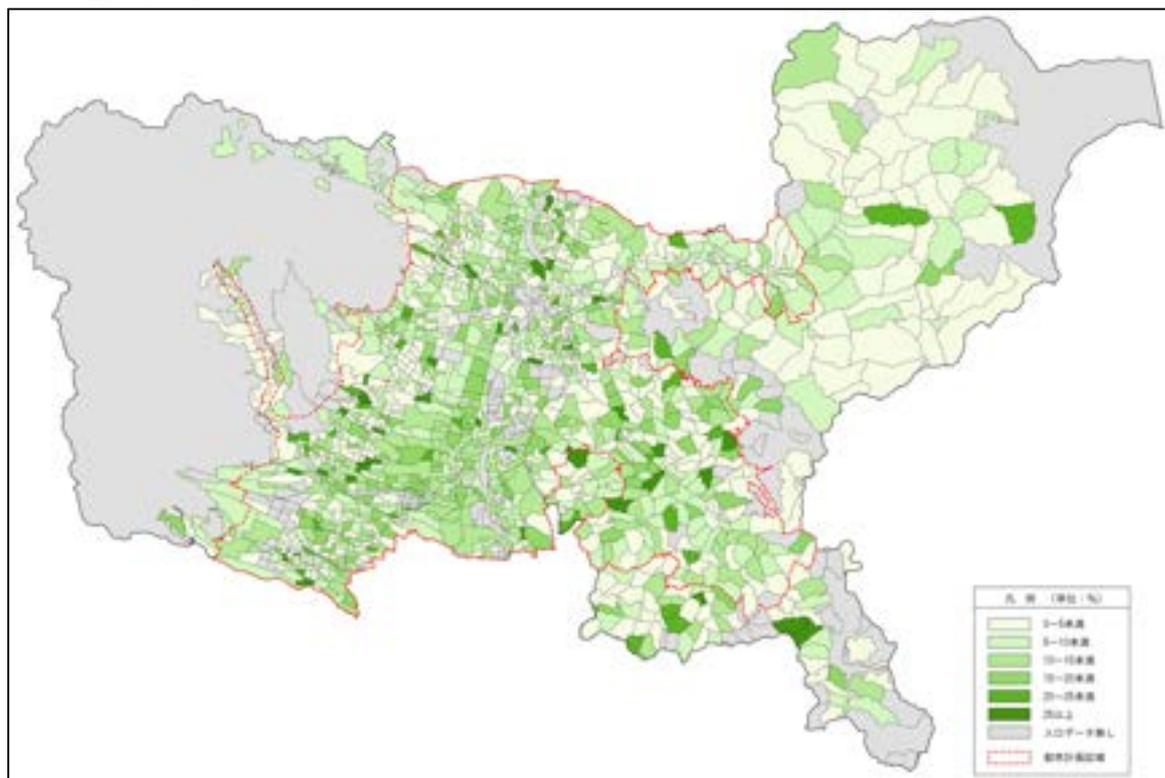
年少人口割合の動向では、全市的に少子化が進むなか、特に農山村部において年少人口の比率が低下しています。

図 地区別年少人口割合 (H27)



資料：住民基本台帳

図 地区別年少人口割合 (R3)

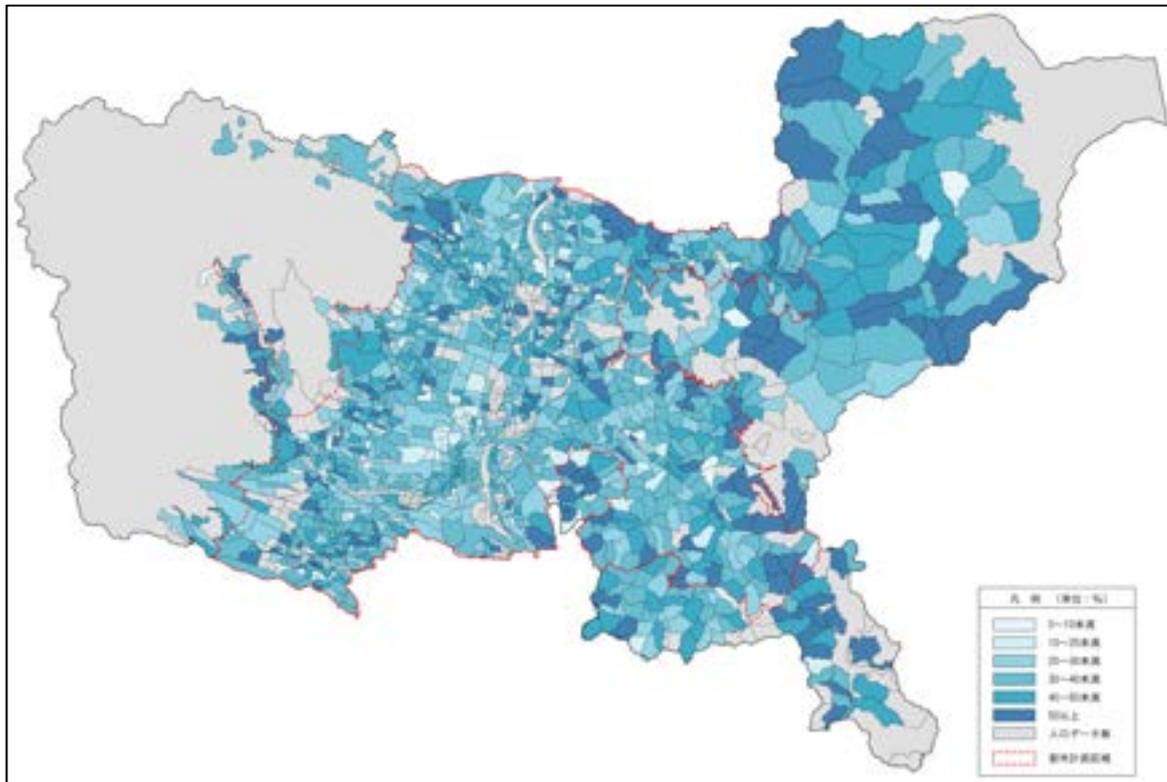


資料：住民基本台帳

6) 高齢化率の動向

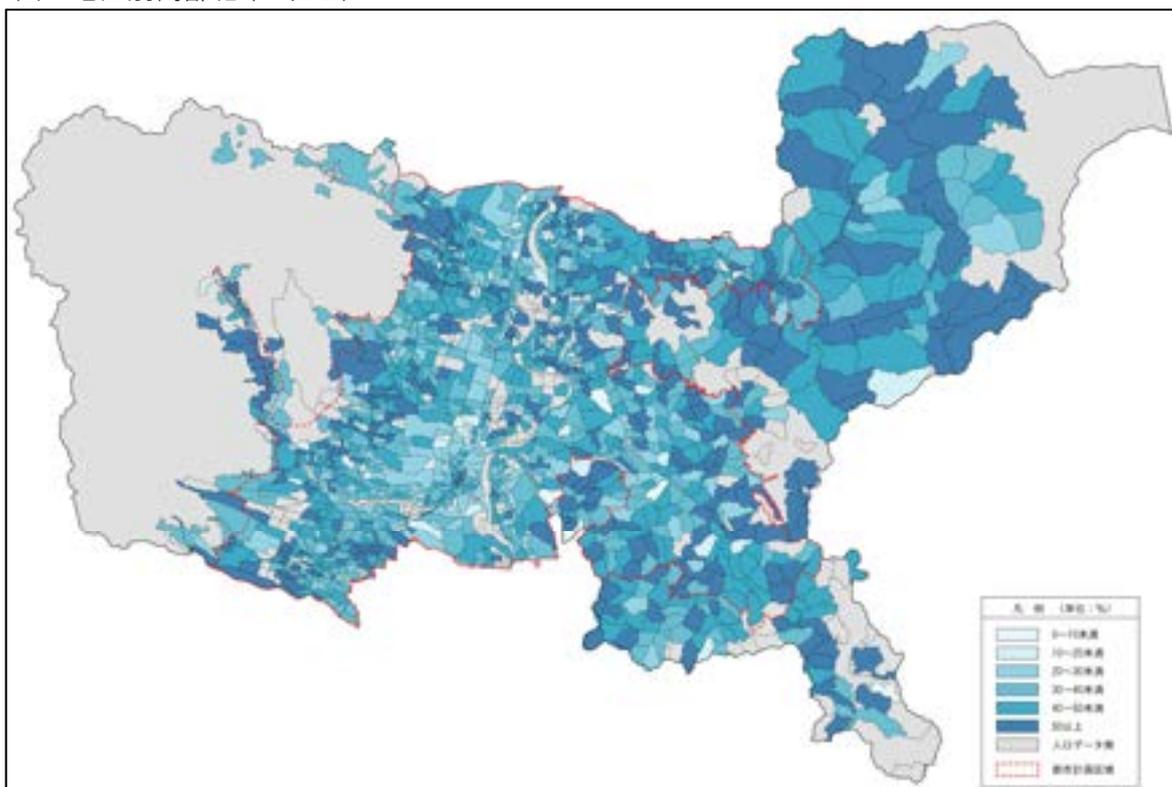
高齢化率の動向では、全市的に高齢化が進んでいますが、特に農山村部の高齢化が顕著になっています。

図 地区別高齢化率 (H27)



資料：住民基本台帳

図 地区別高齢化率 (R3)



資料：住民基本台帳

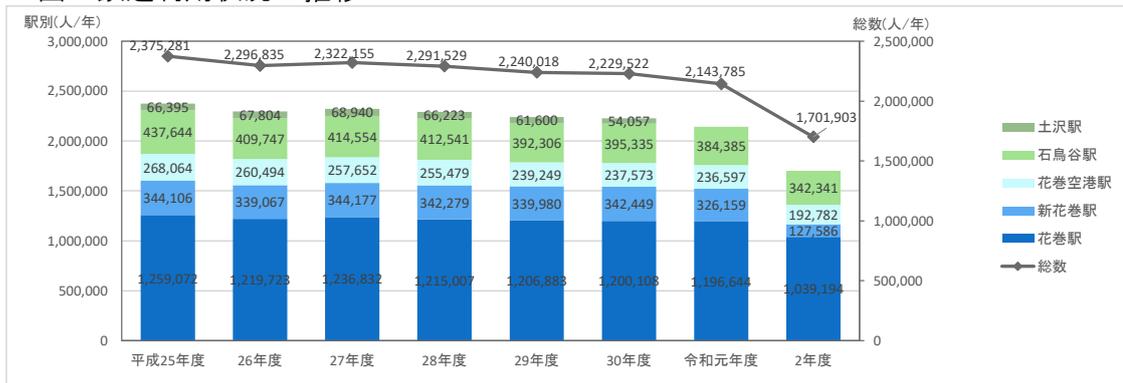
(4) 公共交通の利用状況

《鉄 道》

鉄道の利用者は、減少傾向にあり、約 170～238 万人程度の推移となっています。令和 2 年度の年間利用者数は 170 万人で、1 日平均で 4,663 人が鉄道を利用しています。

令和 2 年度の駅別利用者数をみると、花巻駅が全体の半数以上を占め、約 104 万人（1 日平均 2,847 人）の利用者があり、次いで、石鳥谷駅の 34 万人（1 日平均 938 人）となっています。

図 鉄道利用状況の推移



資料：花巻市統計書

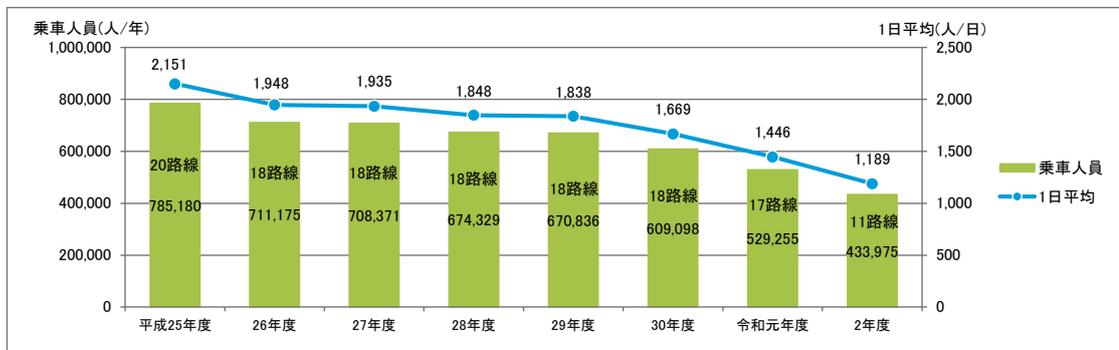
※JR似内駅、小山田駅、晴山駅は無人駅のためデータなし。
 ※JR土沢駅は平成 30 年 10 月 1 日以降無人駅になったため、令和元年度以降のデータなし。

《バ ス》

民間路線バスは、花巻駅前ターミナルと大迫バスターミナルがあり、平成 25 年度には 20 路線であったものの、令和 2 年度は 11 路線に減少しています。

また、バス利用者数も年々減少傾向にあり、平成 25 年度が年間 78 万人（1 日平均 2,151 人）のバス利用があったのに対し、バス路線の廃止や再編の影響もあって、令和 2 年度には年間 43 万人（1 日平均 1,189 人）に減少しています。

図 民間路線バス利用状況の推移



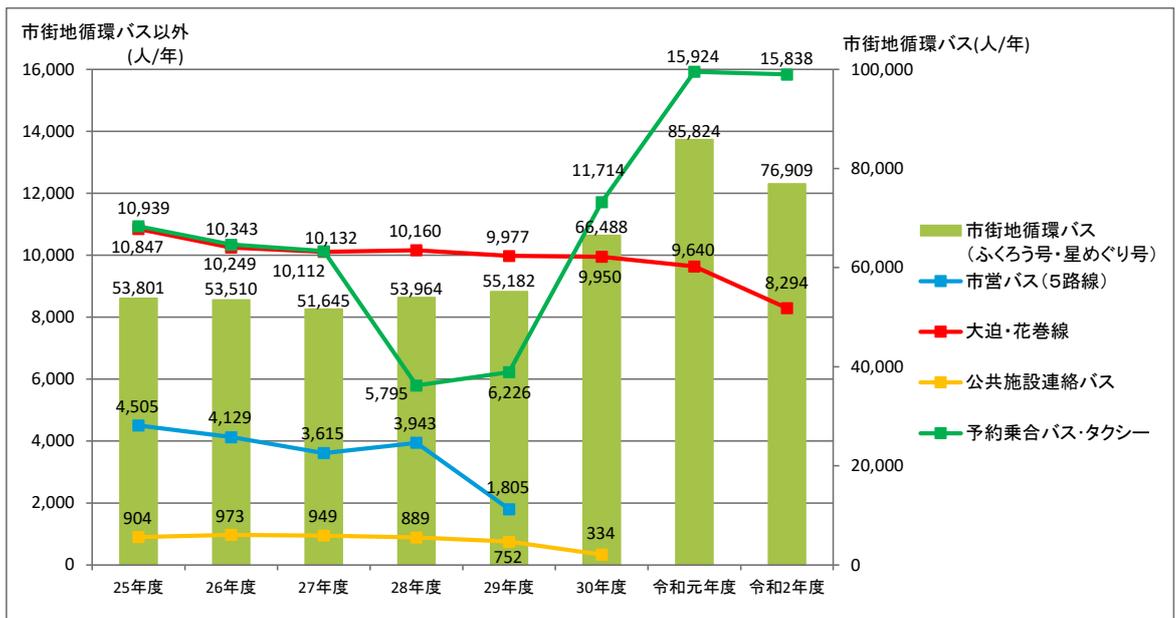
資料：花巻市統計書

本市では、民間の路線バスでカバーしきれない公共交通不便地域に、市営バスや予約応答型乗合交通（予約乗合バス・タクシー）等の自主運行バスを運行し、市民

の移動手段の確保に努めてきましたが、利用者の減少と効率的な運営のため、市営バスの廃止及び予約応答型乗合交通の拡充を行っています。

一方、大迫花巻地域間連絡バス（県立中部病院連絡バスを含む）の利用者数はおおむね横ばいで推移していますが、大迫公共施設連絡バスは平成30年度に廃止され、予約応答型乗合交通に転換しています。また、花巻市の中心部を運行しているふくろう号並びに星めぐり号の市街地循環バス（以降、「市街地循環バス」と称する。）の利用者数については、平成30年に「星めぐり号」を増便したことで利用者数が増加し、令和2年度は76,909人となっています。

図 花巻市自主運行バス利用状況の推移



資料：花巻市統計書より作成

図 花巻市バス路線（予約応答型乗合交通含む）



資料：花巻市公共交通マップより作成

(5) 産 業

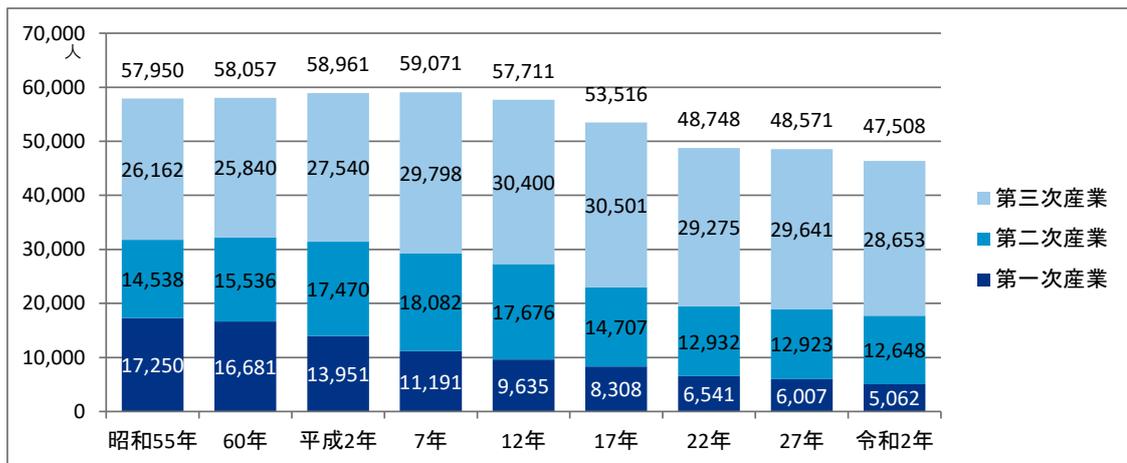
《産業別就業者数》

農業を中心とした第一次産業就業者は、減少傾向をたどっており、昭和55年は17,250人、令和2年は5,062人と大幅に減少しています。

建設業や製造業を中心とした第二次産業就業者については、平成7年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向に転じています。

また、第三次産業については、高齢化の進展により、医療・介護を中心とするサービス業の比率が高まり、26,162人（昭和55年）から28,653人（令和2年）に増加しています。

図 産業別就業者数の推移



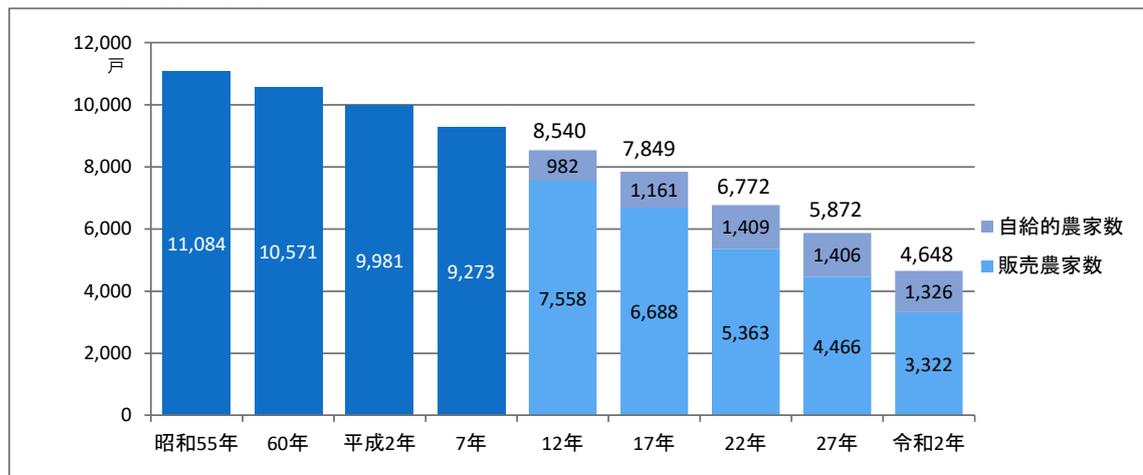
※分類不能の産業を除く。

資料：花巻市統計書

《農 業》

農家数は減少が続いており、昭和55年と比較すると令和2年で半分にまで減少しています。その内訳も自給的農家は一定数あるものの、販売農家は減少を続けています。

図 農家数の推移



※平成12年以降は、自給的農家数と販売農家数の合算とする。

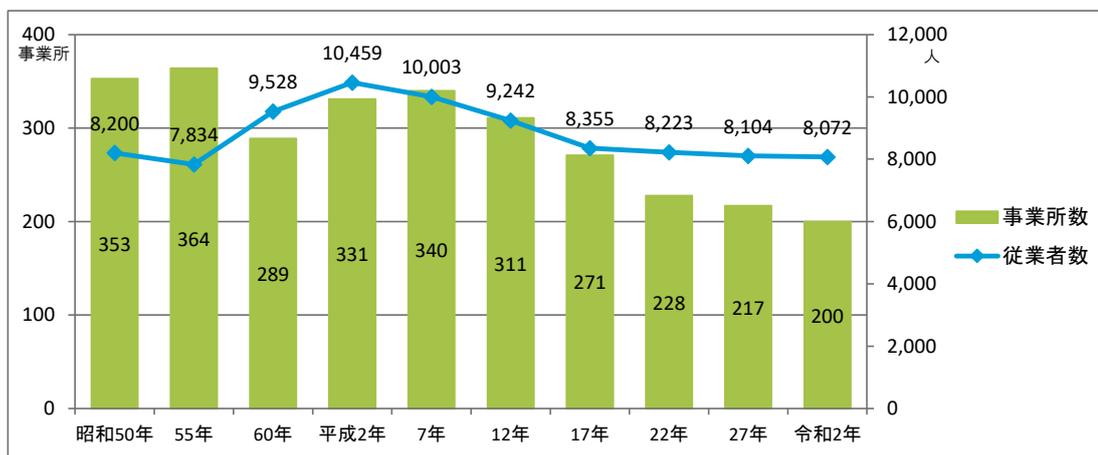
資料：花巻市統計書

《工業》

製造業事業所の従業者数は、平成2年をピークに減少を続け、令和2年で8,072人になっていますが、平成17年以降は安定した傾向にあります。

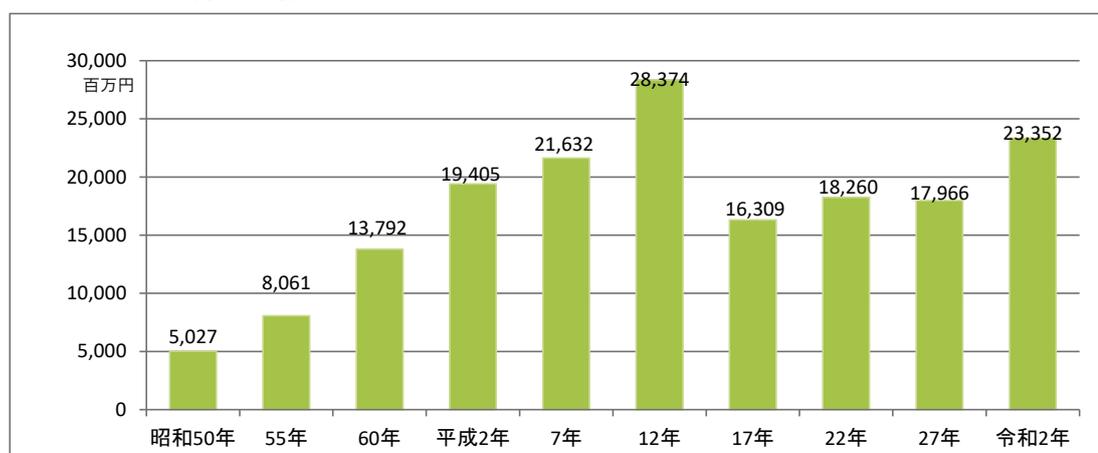
製造品出荷額は、平成12年をピークに急激に減少し、平成17年にはピーク時の57%まで落ち込みましたが、以降は再び増加に転じています。

図 製造業事業所・従業者数の推移



資料：花巻市統計書

図 製造品出荷額の推移



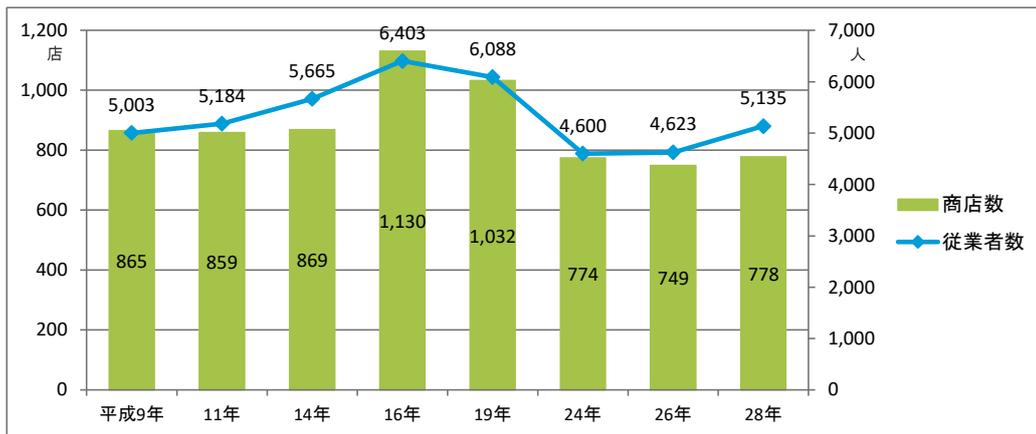
資料：花巻市統計書

《商 業》

小売業における商店数及び従業者数は、平成16年～24年にかけて減少しましたが、以降は持ち直す傾向にあります。

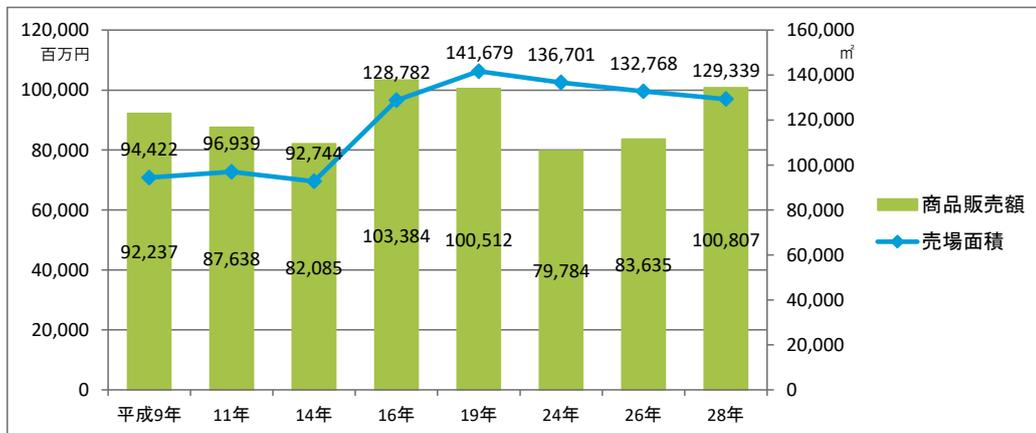
小売業の商品販売額は、商店数の変化に応じて増減をみせており、売場面積は平成19年以降減少傾向にあります。平成28年の1店舗あたりの商品販売額・売場面積は、本市が130百万円・166.2㎡で、盛岡市（177百万円・209.3㎡）や北上市（167百万円・261.1㎡）を下回っています。

図 商業（小売業）の商店数・従業者数の推移



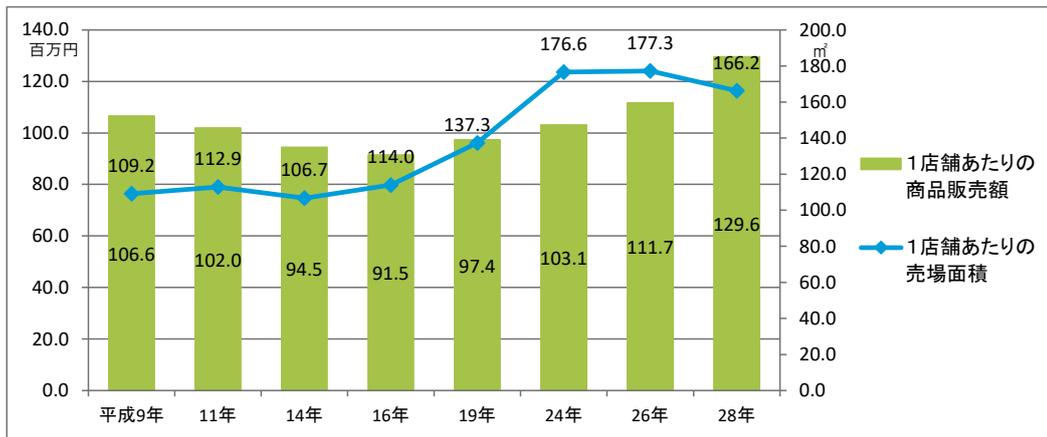
資料：岩手県商業統計調査

図 商業（小売業）の商品販売額・売場面積の推移



※小売店舗の動向把握であるため、「卸売」を除く
資料：岩手県商業統計調査

図 1 店舗あたりの商品販売額・売場面積の推移



資料：岩手県商業統計調査

(6) 市街地整備事業等

1) 土地区画整理事業

戦災復興土地区画整理事業として昭和23年に「花巻地区」で整備が開始され、石鳥谷地域を含め、現在に至るまでに20地区が整備完了しています。

《花巻地域》

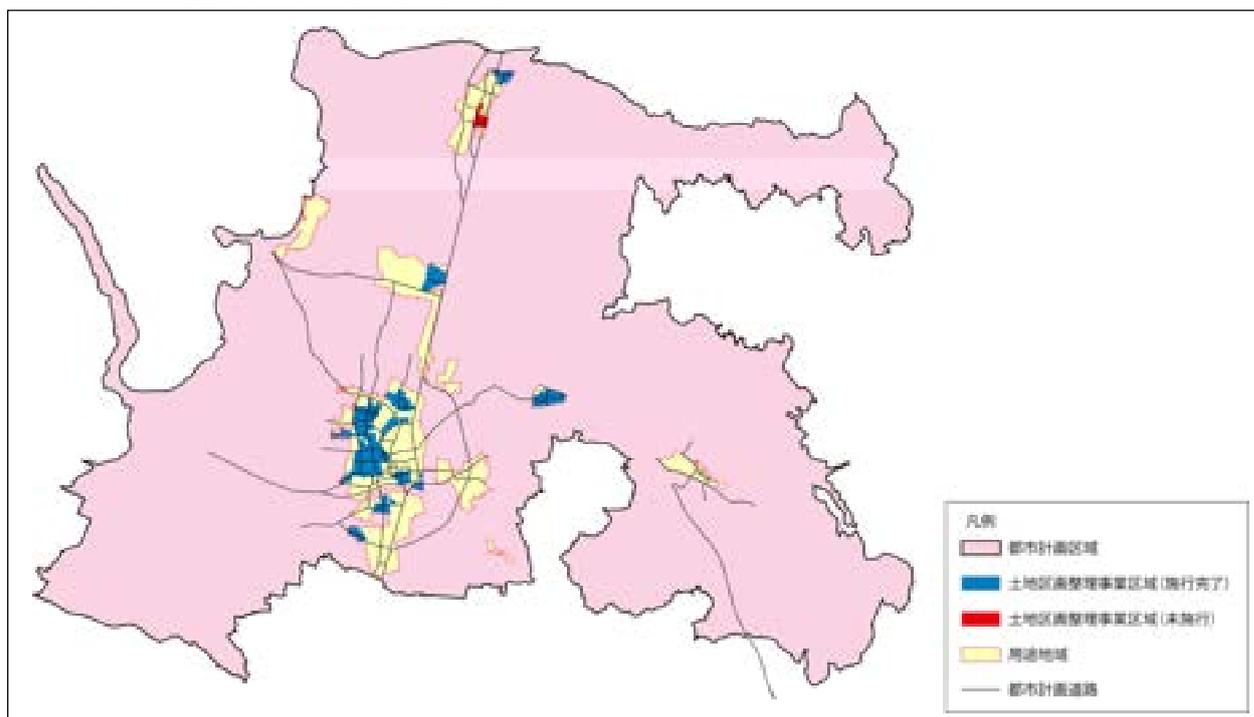
事業地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度	事業地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
花巻	県知事	22.0	S23～S31	花巻駅西第四	市	30.1	S52～S61
二枚橋	組合	42.5	S24～S35	本館	市	37.1	S55～S62
花巻駅前	市	21.5	S26～S34	下幅	組合	15.1	S56～S60
花巻駅西	市	28.2	S38～S48	桜町一丁目	組合	2.5	S57～S59
花巻駅西第二	市	16.3	S43～S45	矢沢	市	40.5	S59～S63
花巻駅西第三	市	33.6	S45～S51	花巻駅西第五	市	45.9	S59～H3
花巻駅西松雲台	組合	12.4	S48～S51	諏訪	組合	16.1	S61～H3
四日町北	組合	4.5	S51～S53	花巻駅周辺	市	10.7	H1～H7
高田	組合	10.4	S52～S55	不動産諏訪	組合	23.2	H6～H14

《石鳥谷地域》

事業地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度	事業地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
上口	町	19.1	S57～H2	石鳥谷駅前	町	2.6	H5～H18

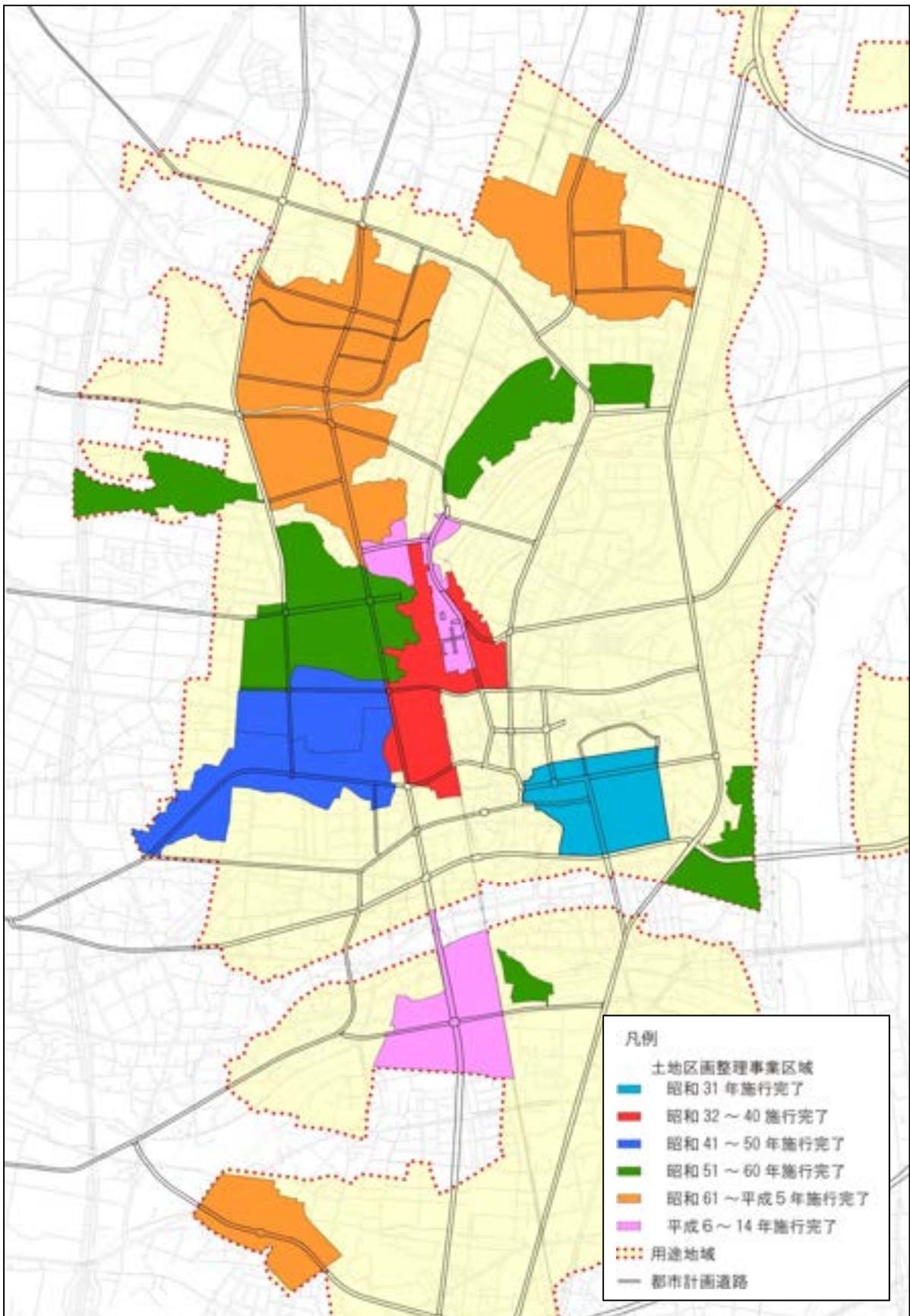
資料：都市計画基礎調査

図 土地区画整理事業実施区域



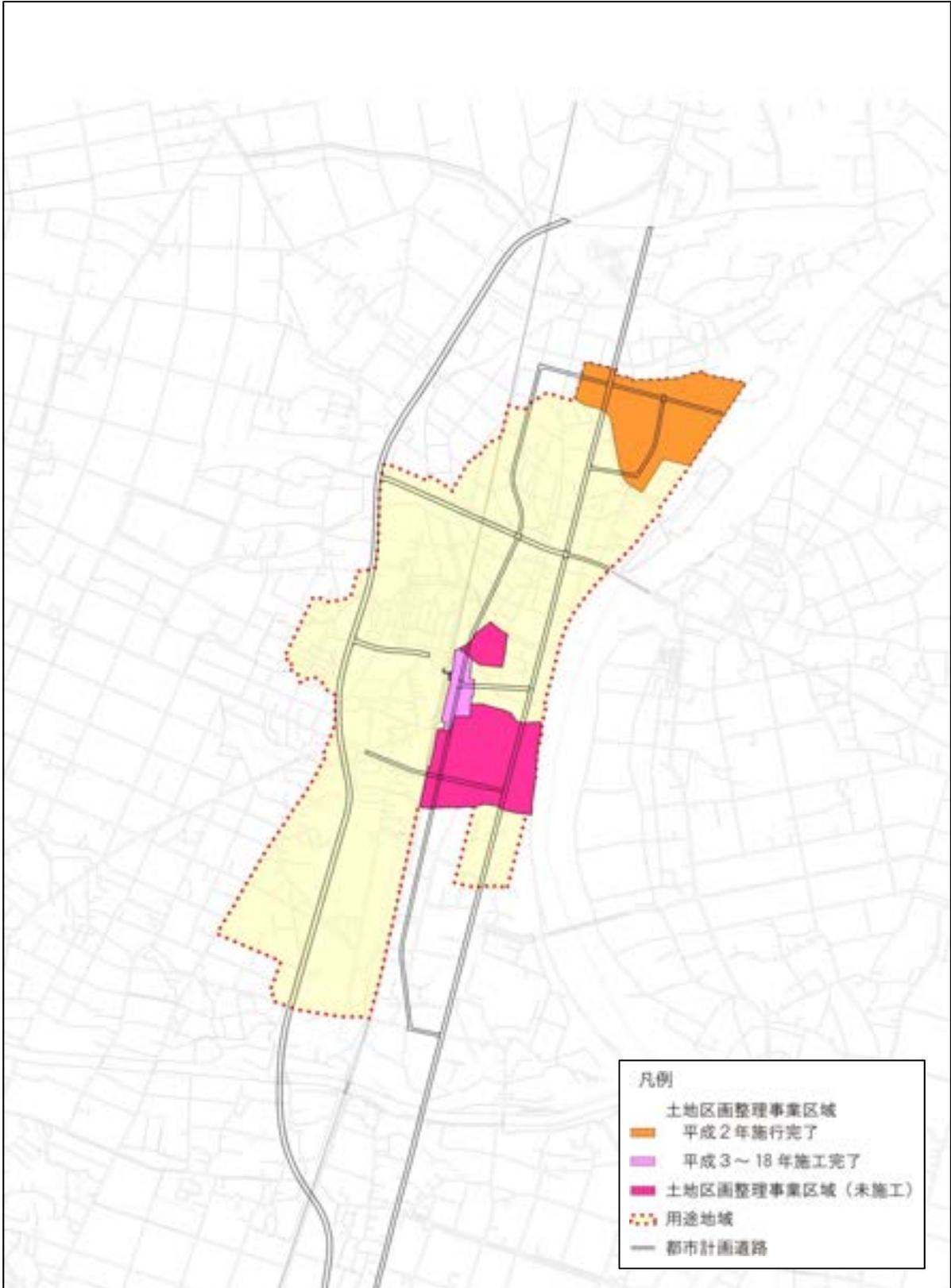
《土地区画整理事業の変遷（花巻地域）》

花巻地域の土地区画整理事業は、昭和31年の戦災復興事業の「花巻地区」の事業が完了してから平成14年までに18地区を整備しています。



《土地区画整理事業の変遷（石鳥谷地域）》

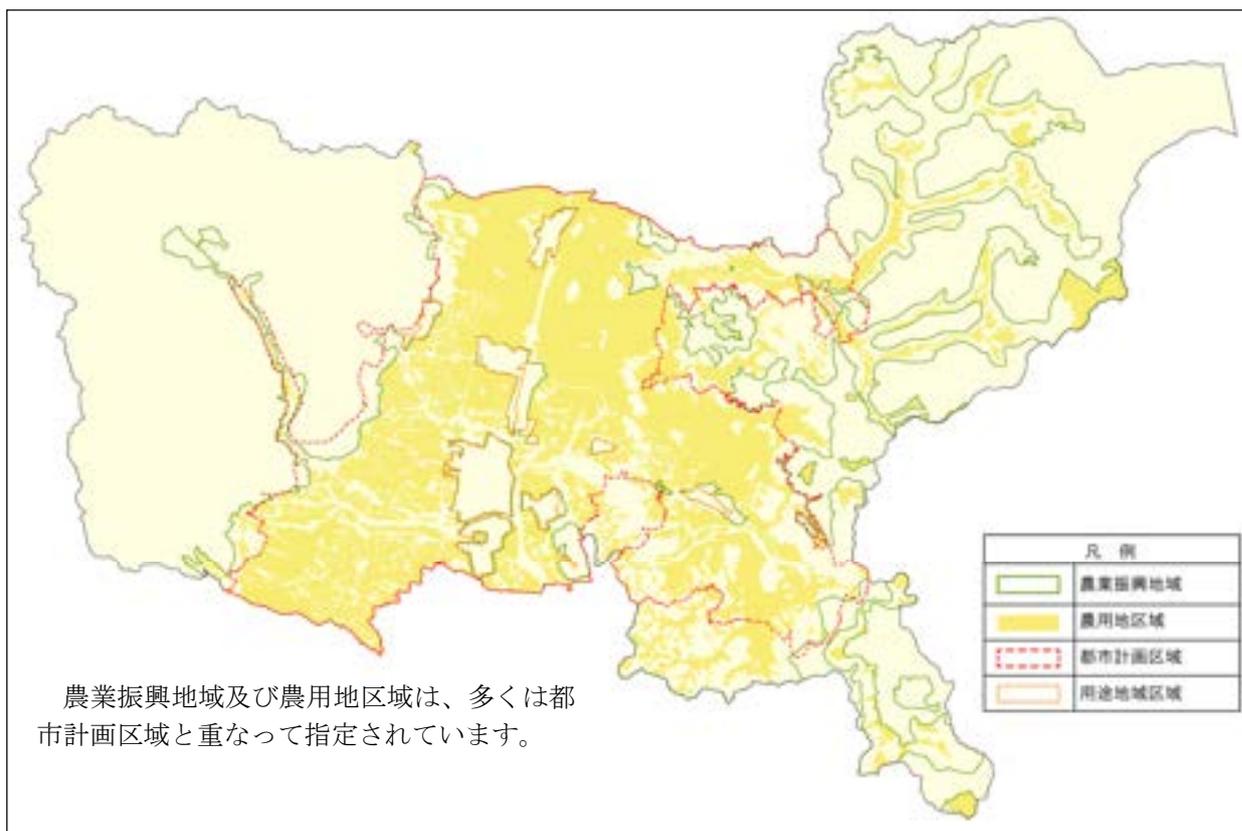
石鳥谷地域の土地区画整理事業は、平成2年から平成18年までに2地区を整備しています。



注）用途地域は令和3年現在

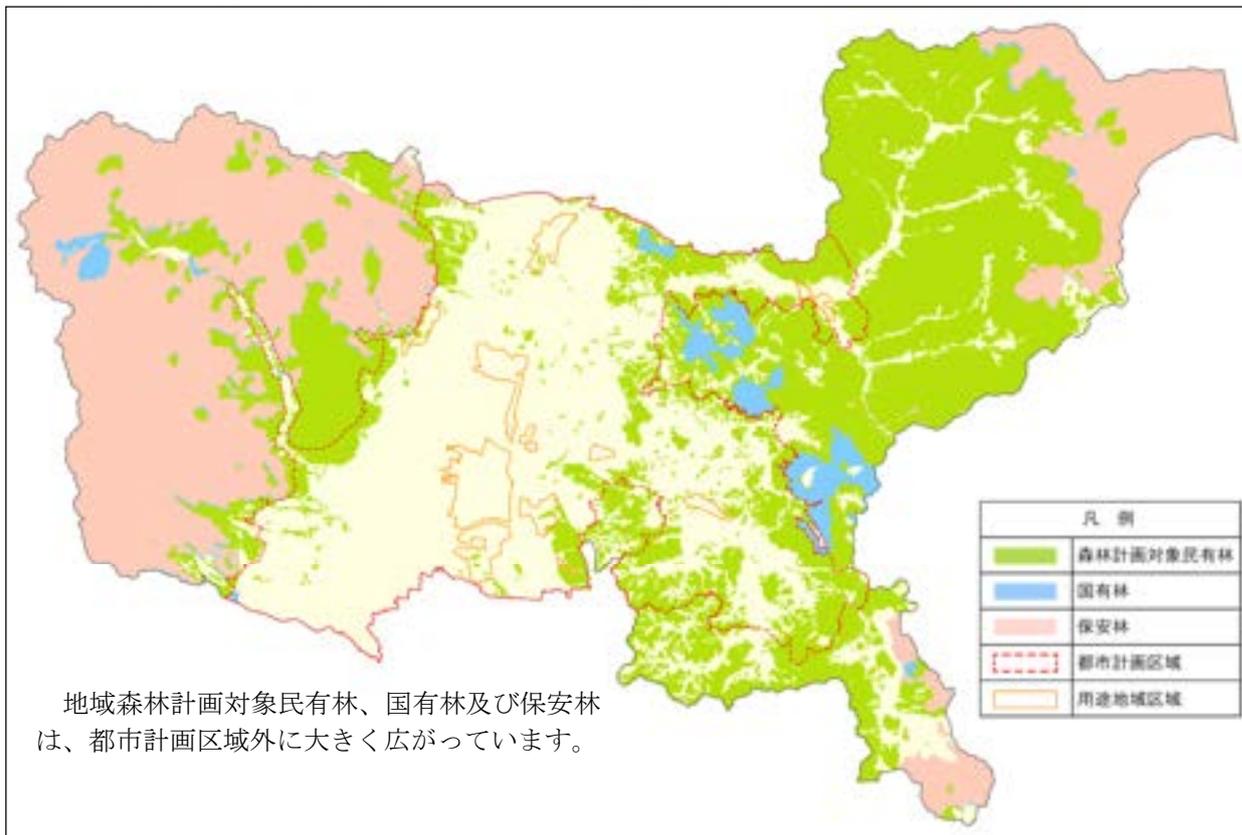
(7) 法規制

《農業振興地域・農用地区域》



資料：国土数値情報

《森林法（地域森林計画対象民有林・国有林・保安林）》



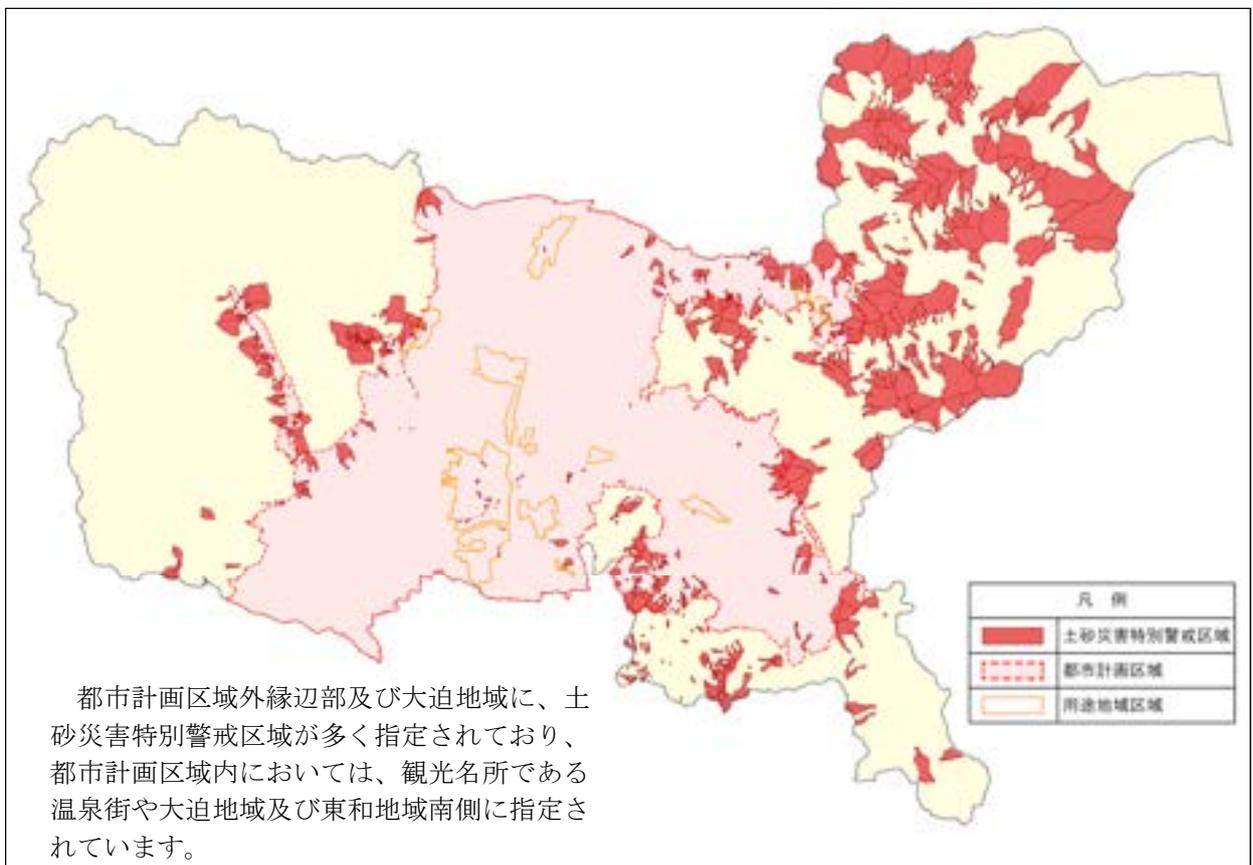
資料：国土数値情報

《国定公園・県立自然公園》



資料：国土数値情報

《土砂災害防止対策の推進に関する法による土砂災害特別警戒区域》

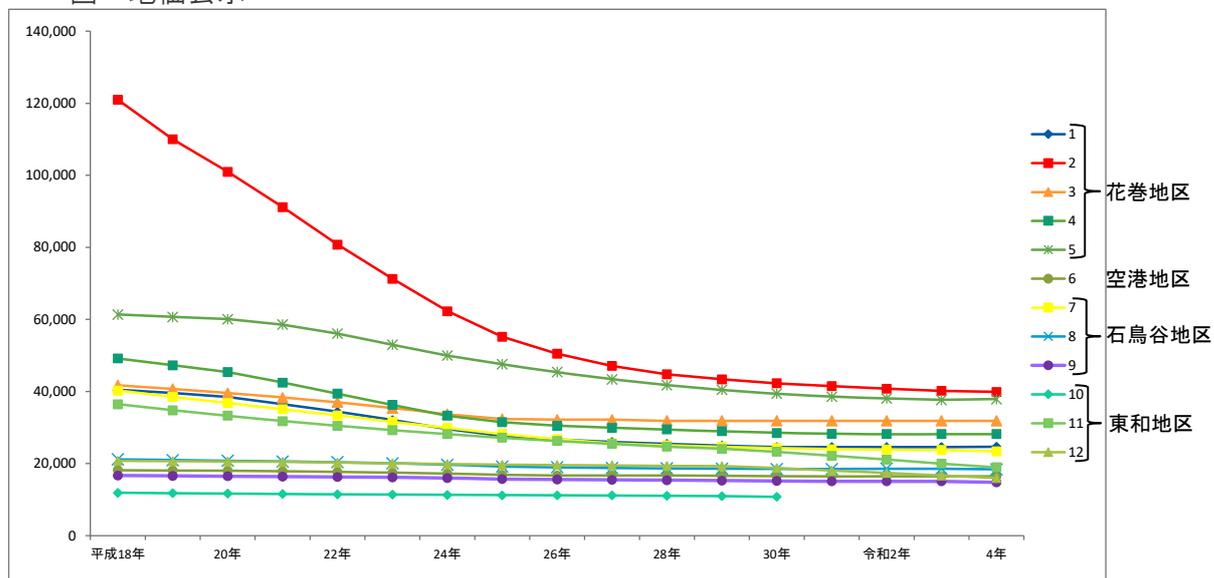


資料：国土数値情報

(8) 地 価

花巻市の地価は近年安定傾向にあります。特に花巻地区の中心市街地である上町（図中「2」）では、平成18年から31年の13年間で36%に落ち込んでいます。

図 地価公示



《花巻地区》



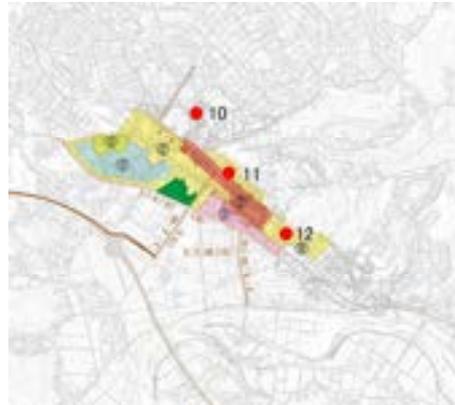
《石鳥谷地区》



《空港地区》



《東和地区》



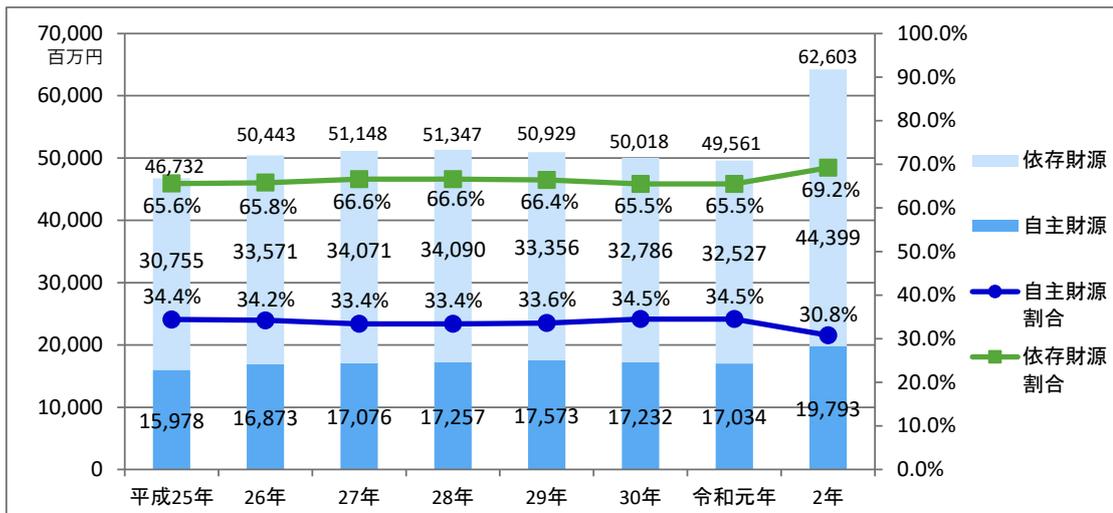
資料：岩手県HP

(9) 財政

令和2年度の普通会計歳入は、496億円程度、歳出は626億円程度となっていますが、これからの人口減少時代においては、市税や地方交付税をはじめとした一般財源の大きな伸びが期待できないことから、これらの歳入規模に見合った歳出予算を組んでいく必要があります。

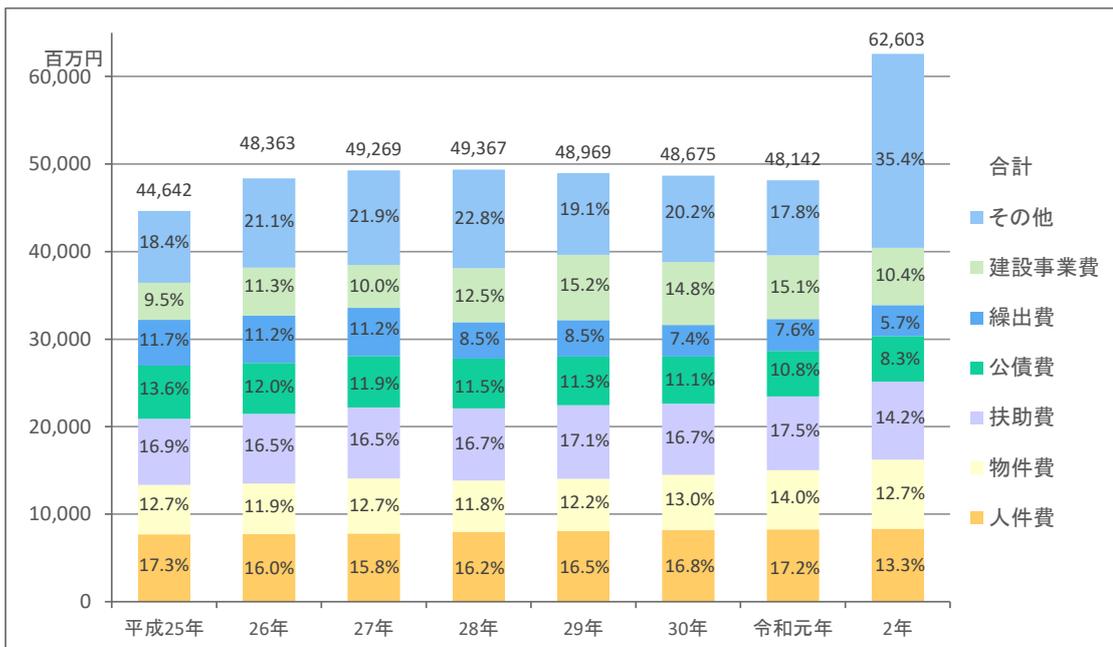
なお、令和2年度の歳出入が前年度を大きく上回っていますが、これは新型コロナウイルス対策による歳出入の増加が原因となっています。

図 普通会計決算歳入の推移



資料：花巻市統計書

図 普通会計決算歳出の推移

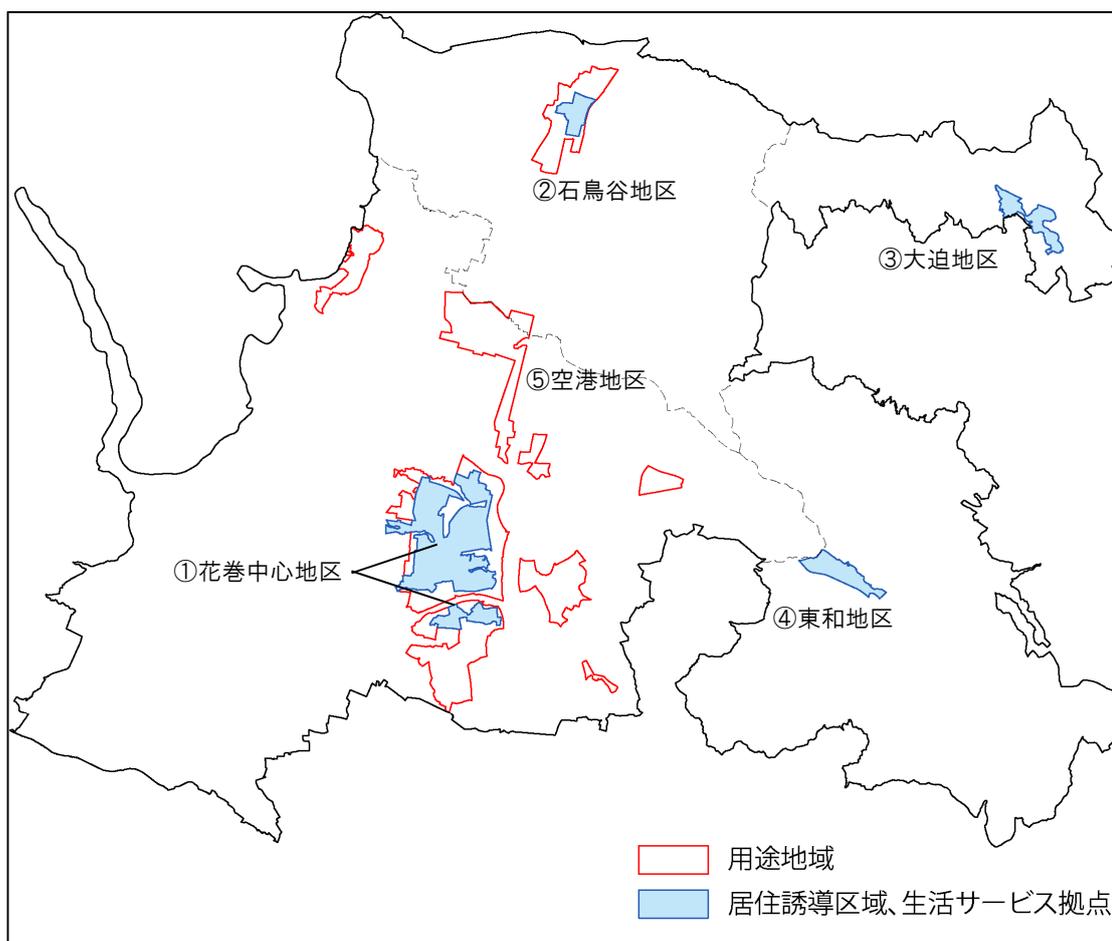


資料：花巻市統計書

2. 地区別人口の将来見通し

本市では、用途地域(2,210ha)の一部に居住誘導区域並びに都市機能誘導区域が指定されていますが、ここでは居住誘導区域を対象に、将来人口・人口密度の見通しについて検討します。なお、大迫地区及び東和地区については、花巻市都市計画マスタープランにおいて総合サービス拠点として位置づけられているとともに、東和地区(用途地域)は市街地としての集積があり、大迫地区は大迫交流活性化センターなどの主要施設が集積していることから、将来人口・人口密度の見通しを検討します。

【地区区分図】

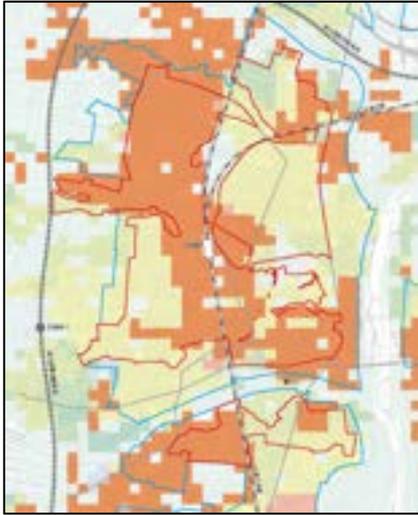


※大迫地区には、用途地域が指定されていないことから、宅地の連続性・一団性を考慮した「連担市街地」を生活サービス拠点区域として設定しました。

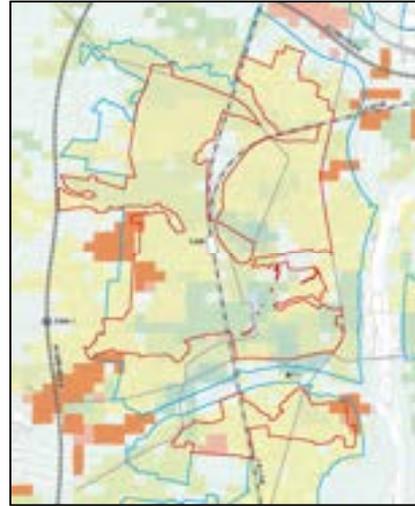
(1) 花巻中心地区

令和 17 年の居住誘導区域人口は、約 20,000 人でおおむね維持できる予測になっていますが、その内訳は居住誘導区域の北東部で年少人口と生産年齢人口の減少が進み、花巻駅周辺の中心部では年少人口と老年人口が若干増加する見込みとなっています。

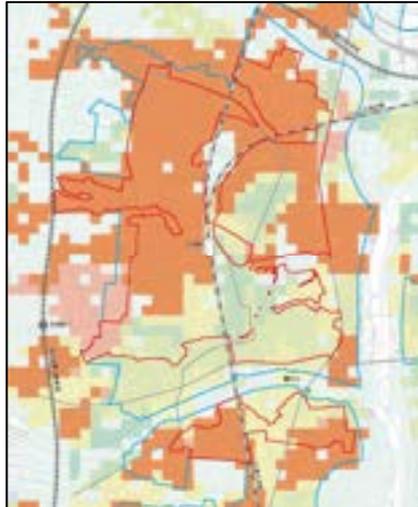
《令和 2-17 年少人口増減率》



《令和 2-17 生産年齢人口増減率》

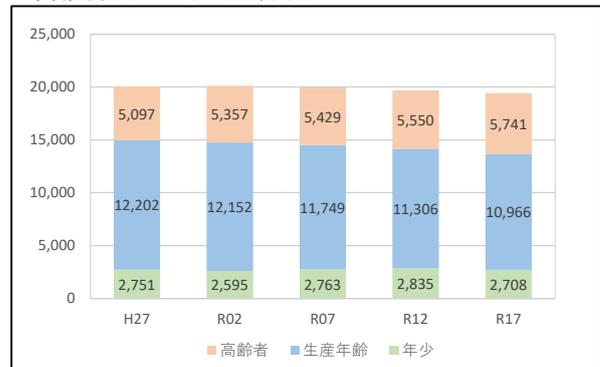
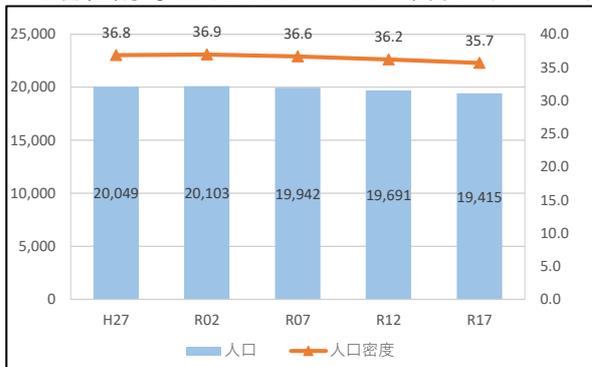


《令和 2-17 老年人口増減率》



※100mメッシュ値は、令和 2 年人口(住民基本台帳の平成 27 年人口並びに令和 3 年人口から直線回帰で算出)及び人口問題研究所の生残率を基にコーホート推計を行い、図上計測による建築棟数により按分を行い算出している。

《居住誘導区域内人口・人口密度(グロス)・年齢別人口(3区分)》

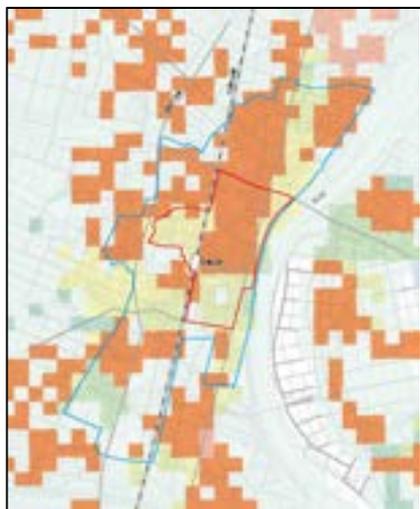


※四捨五入により総数と内訳の合計が一致しない場合がある

(2) 石鳥谷地区

令和 17 年の居住誘導区域人口は、おおむね現在の人口規模・人口密度を維持できる予測となっていますが、年齢別では居住誘導区域の北東部で、生産年齢人口の減少が著しい結果となっています。

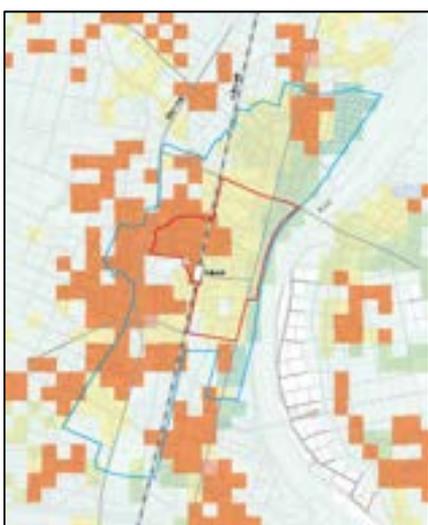
《令和 2-17 年少人口増減率》



《令和 2-17 生産年齢人口増減率》

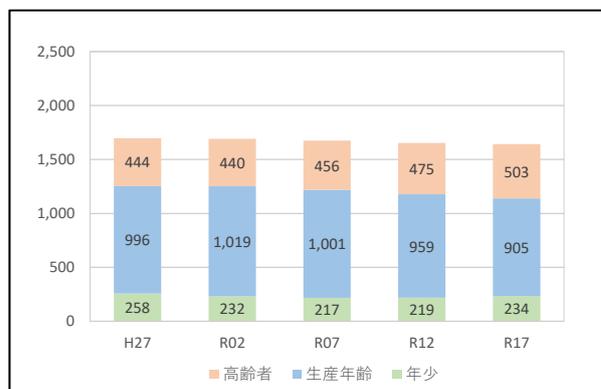


《令和 2-17 老年人口増減率》



※100mメッシュ値は、令和 2 年人口(住民基本台帳の平成 27 年人口並びに令和 3 年人口から直線回帰で算出)及び人口問題研究所の生残率を基にコーホート推計を行い、図上計測による建築棟数により按分を行い算出している。

《居住誘導区域内人口・人口密度(グロス)・年齢別人口(3区分)》

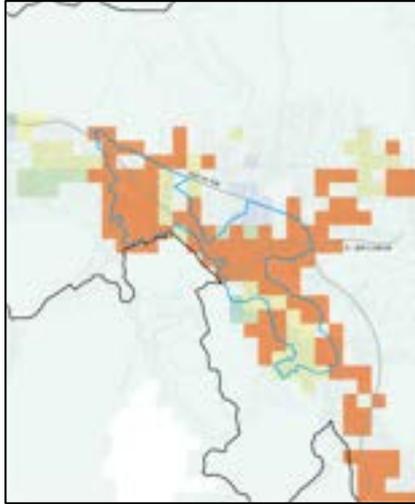


※四捨五入により総数と内訳の合計が一致しない場合がある

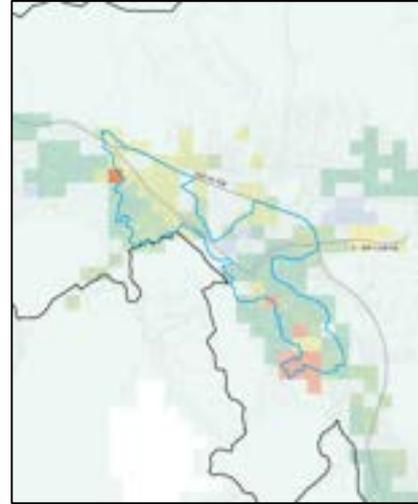
(3) 大迫地区

令和 17 年の生活サービス拠点区域人口は、20 年間で 7 割程度にまで減少すると考えられ、人口密度もそれに伴って低下すると予測されます。年齢別では、特に生産年齢人口の減少が著しいと予測されます。

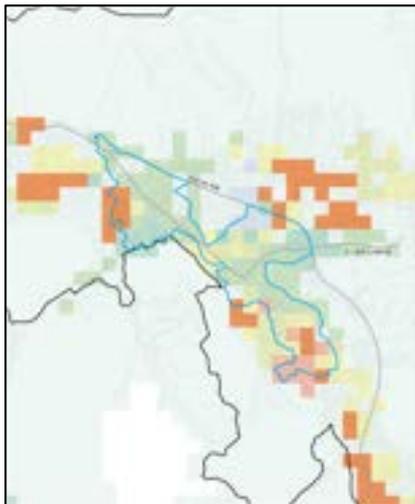
《令和 2-17 年少人口増減率》



《令和 2-17 生産年齢人口増減率》

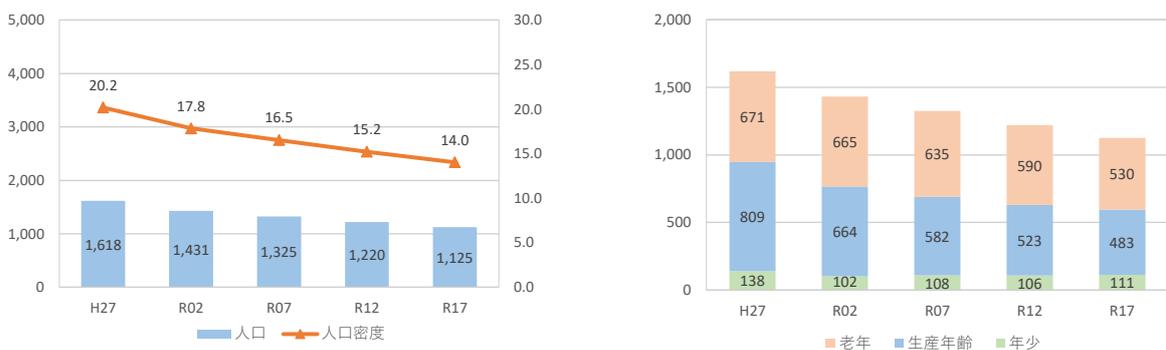


《令和 2-17 老年人口増減率》



※100mメッシュ値は、令和 2 年人口(住民基本台帳の平成 27 年人口並びに令和 3 年人口から直線回帰で算出)及び人口問題研究所の生残率を基にコーホート推計を行い、図上計測による建築棟数により按分を行い算出している。

《生活サービス拠点区域内人口・人口密度(グロス)・年齢別人口(3区分)》

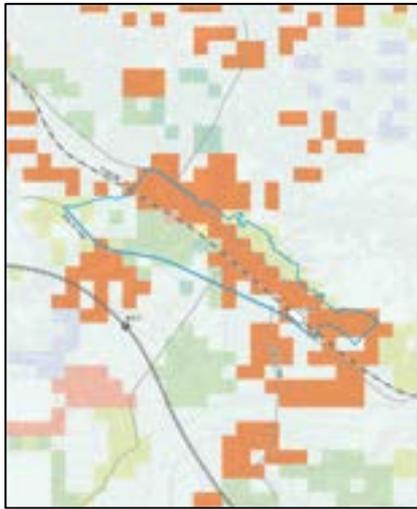


※四捨五入により総数と内訳の合計が一致しない場合がある

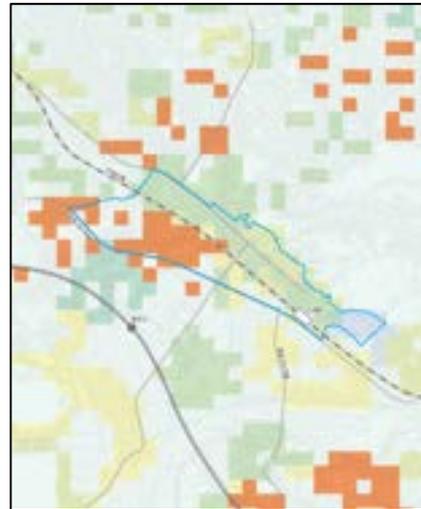
(4) 東和地区

令和 17 年の生活サービス拠点区域人口は、20 年間で 9 割程度にまで減少すると考えられ、人口密度もそれに伴って多少低下すると予測されます。年齢別では、生産年齢人口の増加区域と減少区域が鉄道を境に明確に分かれています。

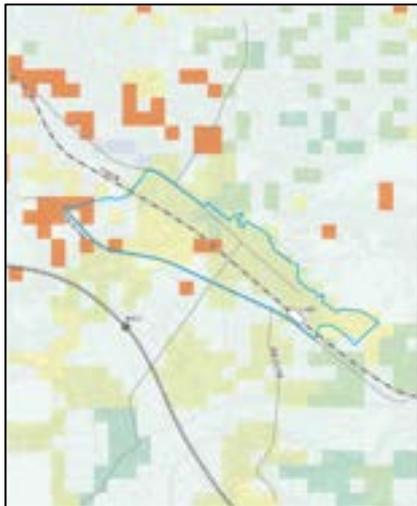
《令和 2-17 年少人口増減率》



《令和 2-17 生産年齢人口増減率》

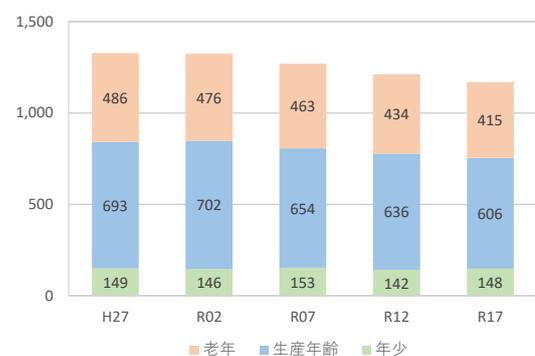


《令和 2-17 老年人口増減率》



※100mメッシュ値は、令和 2 年人口(住民基本台帳の平成 27 年人口並びに令和 3 年人口から直線回帰で算出)及び人口問題研究所の生残率を基にコーホート推計を行い、図上計測による建築棟数により按分を行い算出している。

《生活サービス拠点区域内人口・人口密度(グロス)・年齢別人口(3区分)》

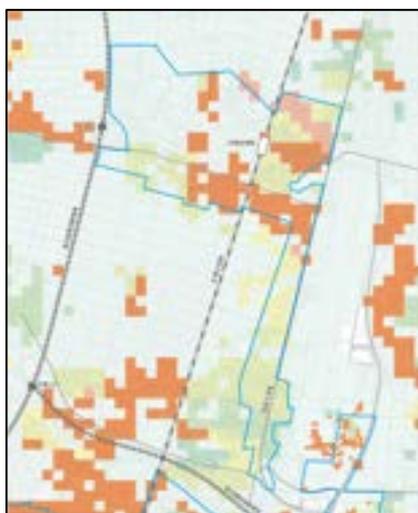


※四捨五入により総数と内訳の合計が一致しない場合がある

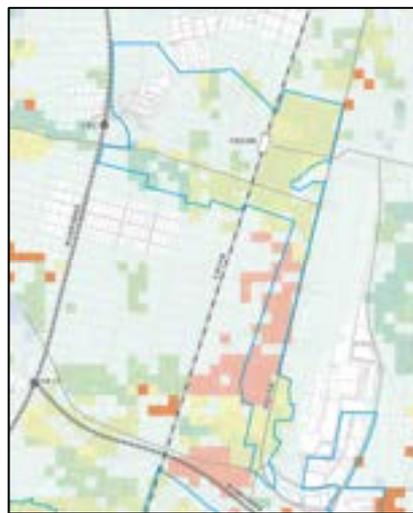
(5) 空港地区

令和17年の用途地域人口は、20年間で若干減少しますが、おおむね現状を維持できる予測結果となっています。年齢別では、生産年齢人口の増加区域と減少区域が明確に分かれています。

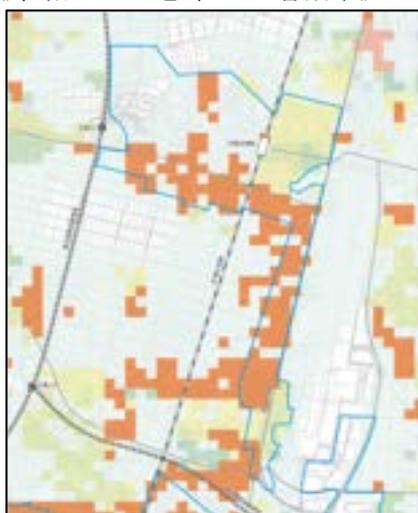
《令和2-17年少人口増減率》



《令和2-17生産年齢人口増減率》



《令和2-17老年人口増減率》



※100mメッシュ値は、令和2年人口(住民基本台帳の平成27年人口並びに令和3年人口から直線回帰で算出)及び人口問題研究所の生残率を基にコーホート推計を行い、図上計測による建築棟数により按分を行い算出している。

《用途地域内人口・人口密度(グロス)・年齢別人口(3区分)》



※四捨五入により総数と内訳の合計が一致しない場合がある

3. 主要施設の現況及び将来見通し

(1) 施設の立地状況

「商業、医療、社会福祉、教育・文化」などの施設分布現況から、将来を見据えた適切な施設の維持・管理を図るため、本市における各種施設の立地状況を整理します。

1) 商業施設

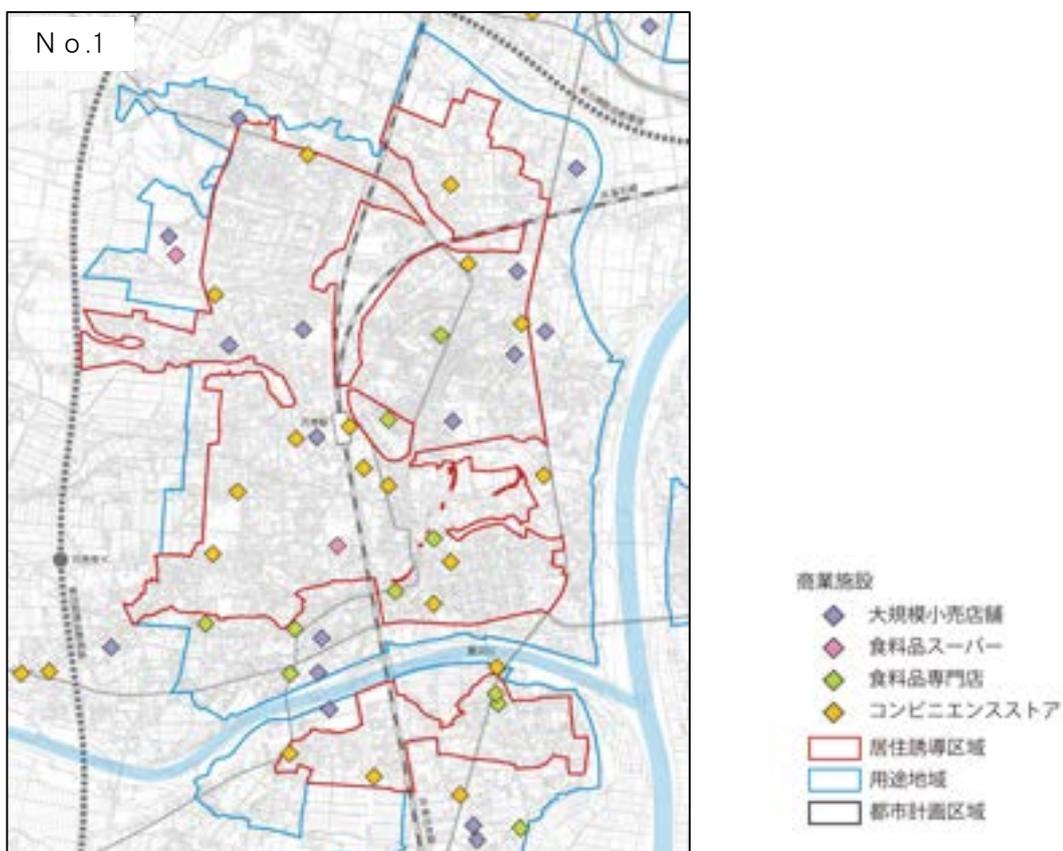
居住誘導区域並びに生活サービス拠点区域の商業施設は、各区域の中心部や幹線道路の沿道に集積しています。

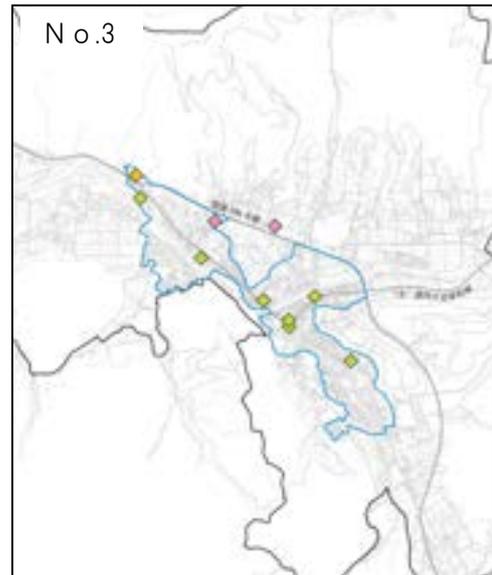
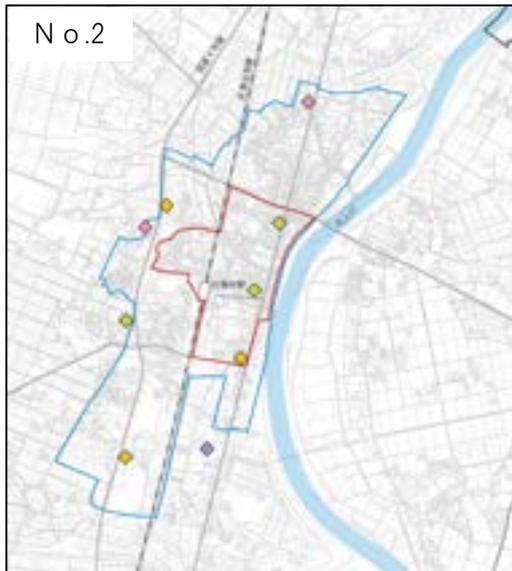
地区別分布からみると、花巻中心地区は、大規模小売店舗を含め、小売店舗が分散化しており、他地区に比べ、住民の生活利便性が高くなっています。

番号	名称	施設分類*			
		大規模小売店舗	食料品スーパー	食料品専門店	コンビニエンス・ストア
No.1	花巻中心地区	6	1	5	14
No.2	石鳥谷地区	0	0	2	1
No.3	大迫地区	0	1	7	1
No.4	東和地区	0	2	1	0
No.5	空港地区	0	0	1	4

※大規模小売店舗については、大店立地法に基づく店舗面積 1,000 ㎡以上の施設とする。(参考資料参照)

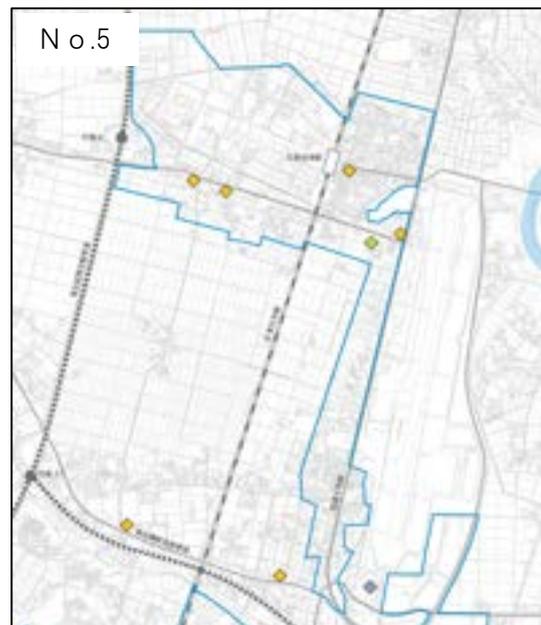
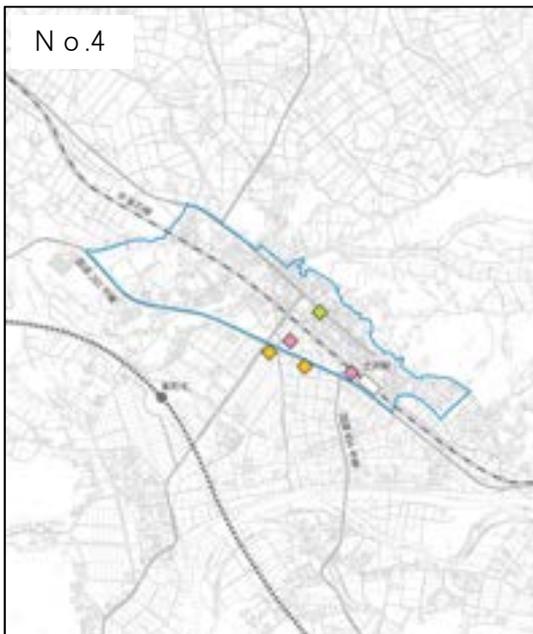
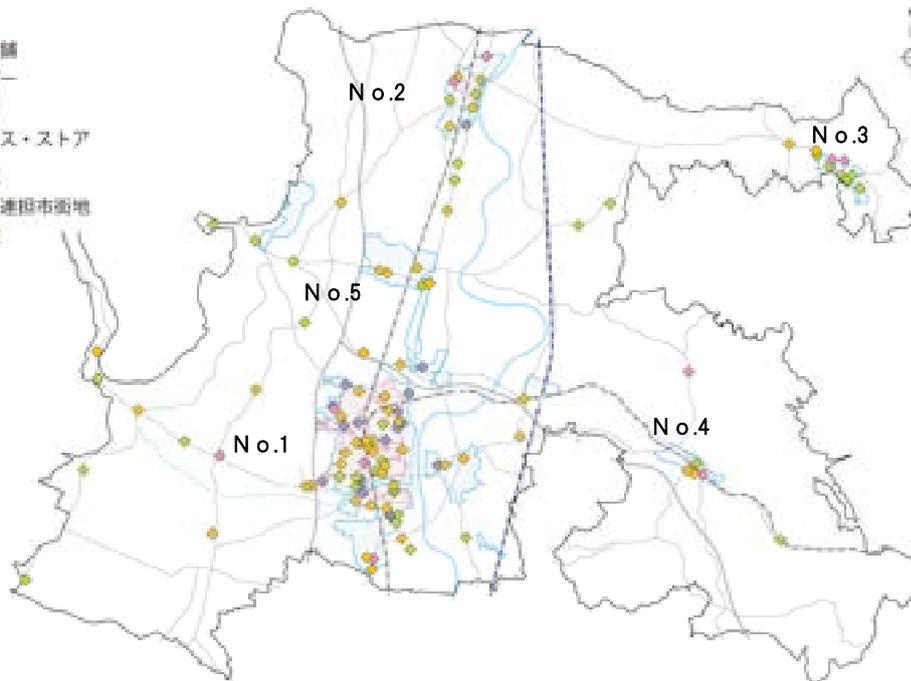
※食料品スーパーは食料品を扱うスーパーマーケット、食料品専門店は食料品を扱う個店とする。





商業施設

- ◆ 大規模小売店舗
- ◆ 食料品スーパー
- ◆ 食料品専門店
- ◆ コンビニエンス・ストア
- 居住誘導区域
- 用途地域及び連担市街地
- 都市計画区域



資料：岩手県HP、大規模小売店舗一覧、タウンページ

2) 医療施設

居住誘導区域並びに生活サービス拠点区域の病院、診療所等は、花巻中心地区及び石鳥谷地区に集積しており、地区別分布では、花巻駅から南側の区域に診療所が集積しています。

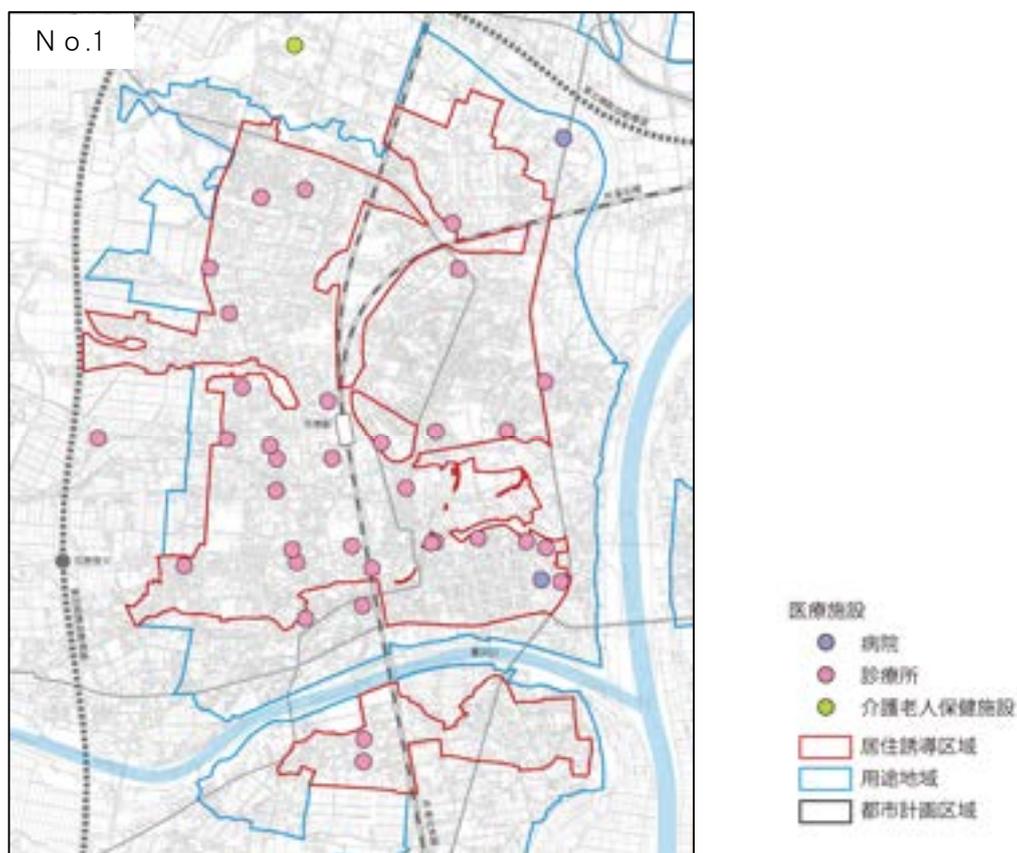
石鳥谷地区周辺に立地している「宝陽病院」は、北上川により地区と分断されているものの、地区住民の利用が想定されることから、バス路線などの公共交通を適切に維持し、利便性を確保する必要があります。

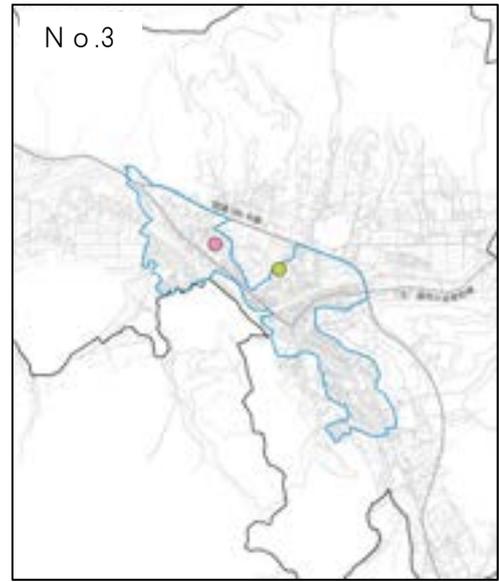
また、東和地区周辺の「県立東和病院」は、地区外ではあるものの、土沢駅周辺に立地していることから、住民の徒歩圏であると考えられます。

番号	名称	施設分類*		
		病院	診療所	介護老人保健施設
No.1	花巻中心地区	1	30	0
No.2	石鳥谷地区	0	3	0
No.3	大迫地区	0	1	1
No.4	東和地区	0	1	0
No.5	空港地区	0	2	0

※建築基準法、医療法及び高齢者の医療の確保に関する法律などに基づき、病床数 20 以上の施設を病院とし、病床数 19 以下及び病床を持たない施設を診療所として分類する。(参考資料参照)

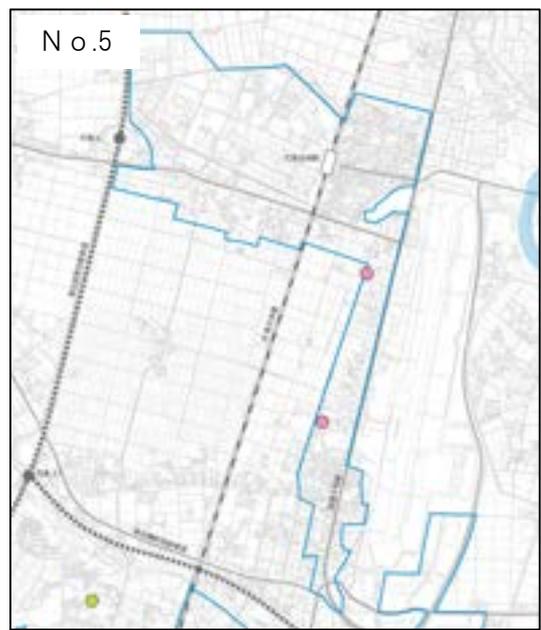
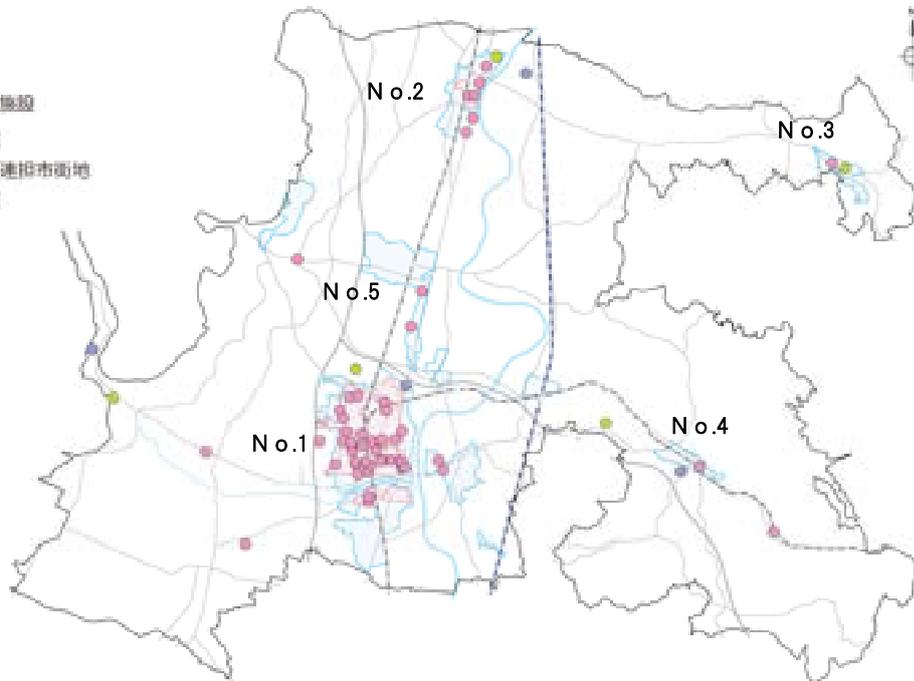
また、介護老人保健施設は、同法における病院、診療所として規定されている。





医療施設

- 病院
- 診療所
- 介護老人保健施設
- 居住誘導区域
- 用途地域及び通都市街地
- 都市計画区域



資料：花巻市統計書、花巻市暮らしガイド、
地域医療ビジョン（平成 27 年）

3) 社会福祉施設

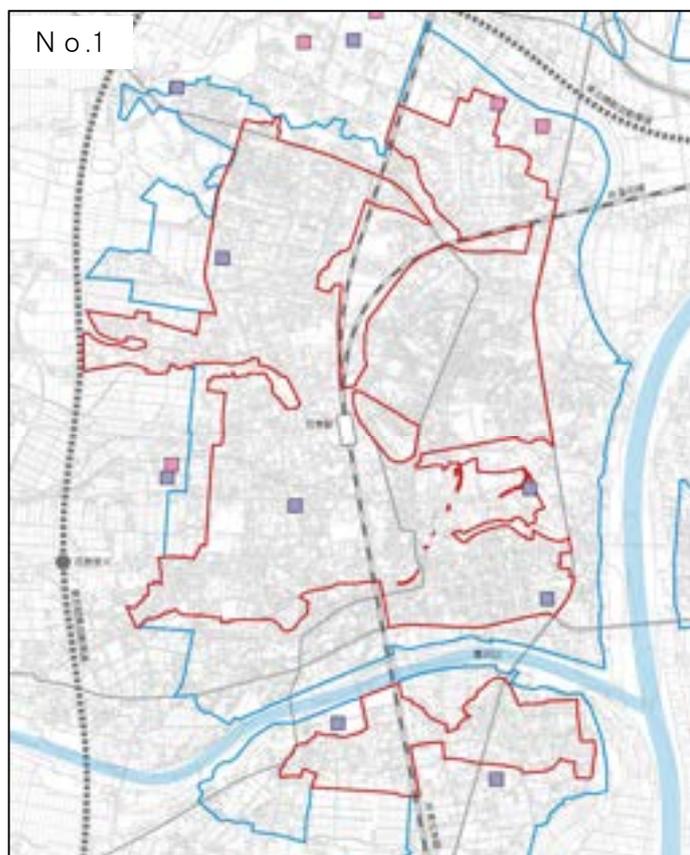
居住誘導区域並びに生活サービス拠点区域の社会福祉施設(保育所や福祉関連施設)は、各区域の周辺部に分散しており、地区別分布では、人口集積の高い花巻中心地区に集中しています。

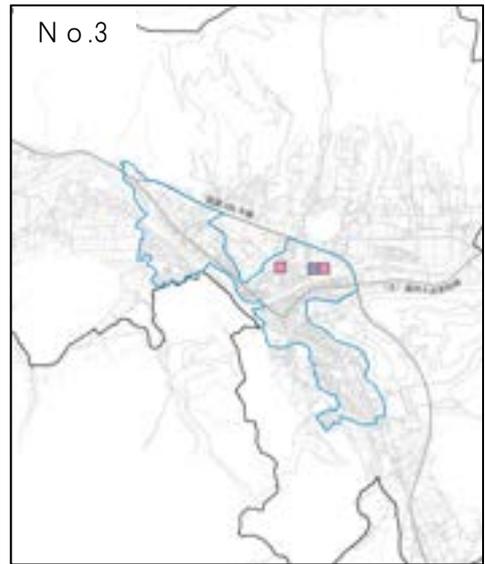
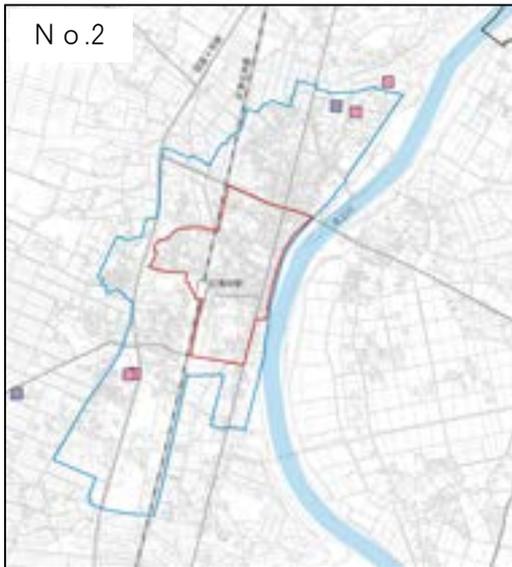
また、大迫地区は、生活サービス拠点区域内に3箇所の福祉施設が立地していますが、他の地区は市街地の周辺部に立地しています。

番号	名称	施設分類 [※]	
		保育所	福祉関連施設 (老人デーサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等)
No.1	花巻中心地区	4	1
No.2	石鳥谷地区	0	0
No.3	大迫地区	1	2
No.4	東和地区	0	0
No.5	空港地区	1	0

※保育所の定員情報は、参考資料参照

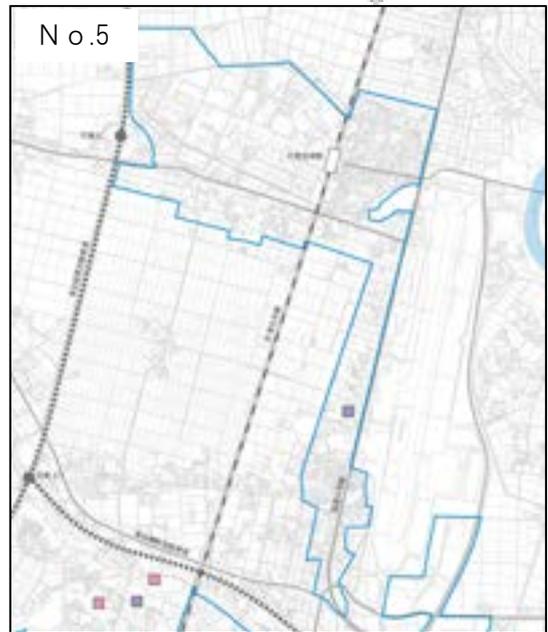
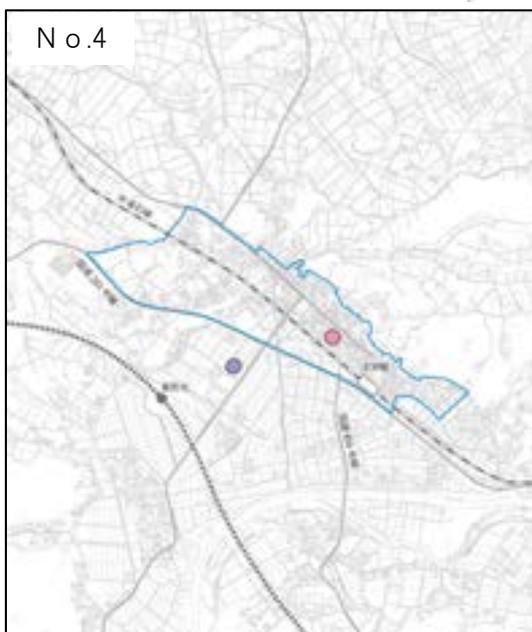
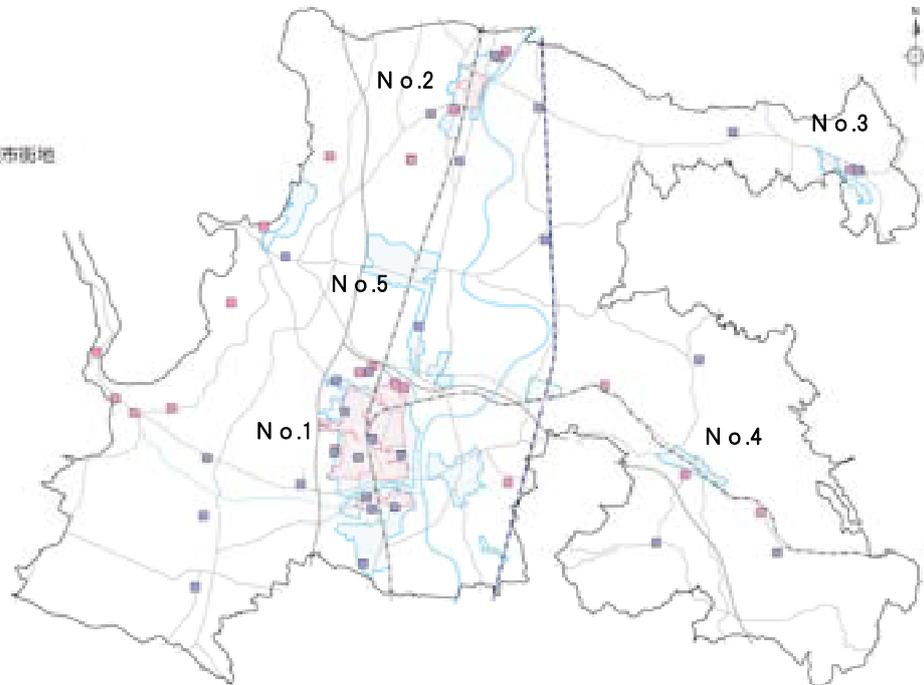
※福祉関連施設の施設分類は、建築基準法及び福祉関連法に基づくものとする。(参考資料参照)





社会福祉施設

- 保育園
- 福祉関連施設
- 居住誘導区域
- 用途地域及び用途市街地
- 都市計画区域

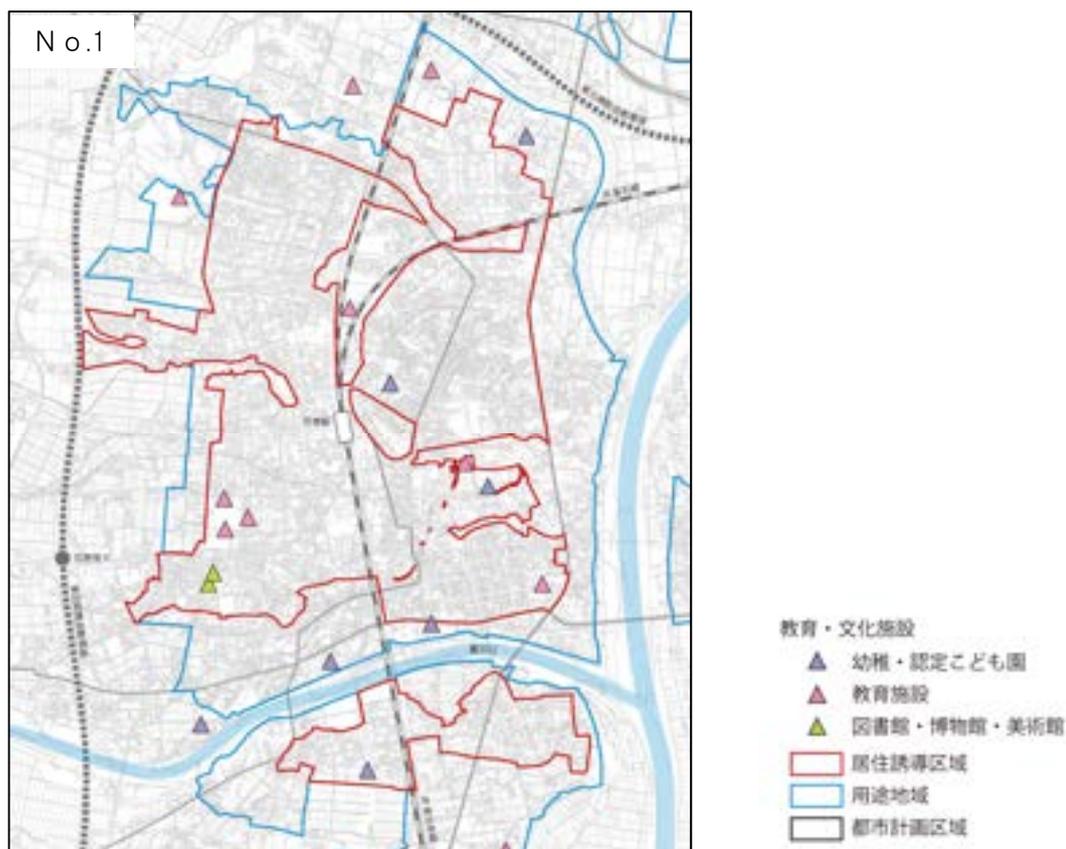


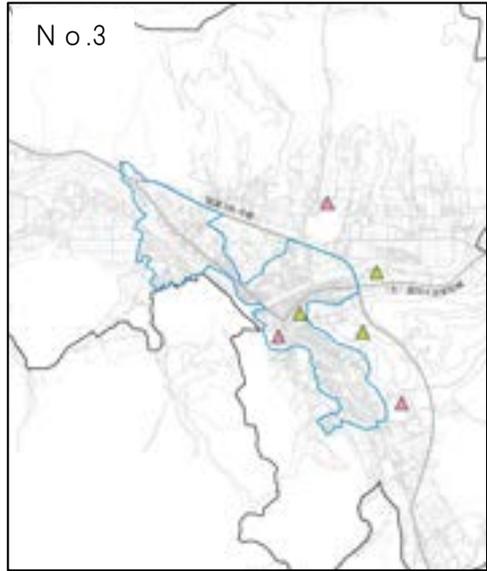
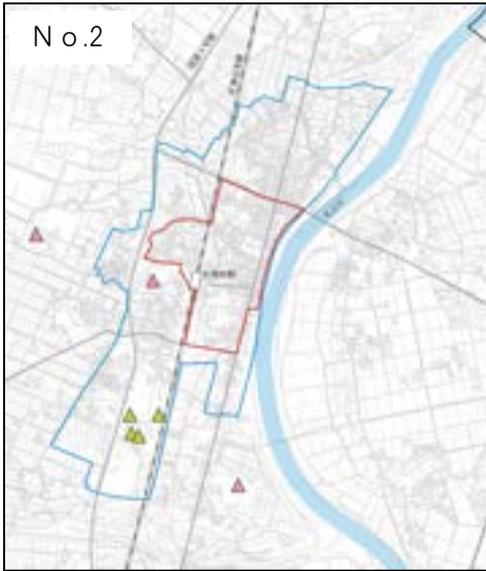
資料：花巻市統計書

4) 教育・文化施設

居住誘導区域並びに生活サービス拠点区域の教育・文化施設は、居住誘導区域・生活サービス拠点区域の内外にわたって分散立地していますが、特に花巻中心地区には区域内の立地施設の6割が集中しています。

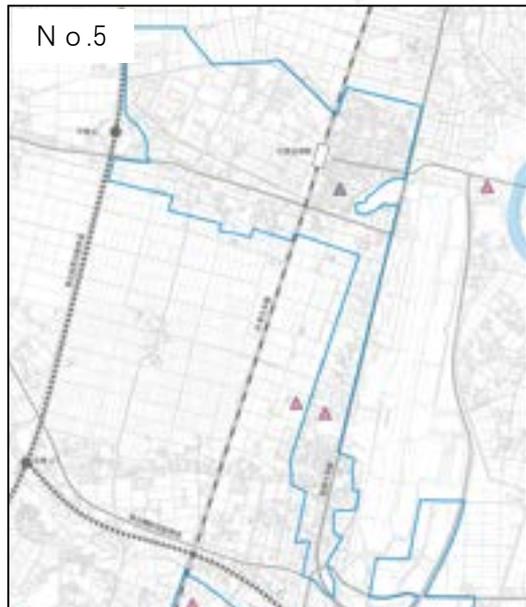
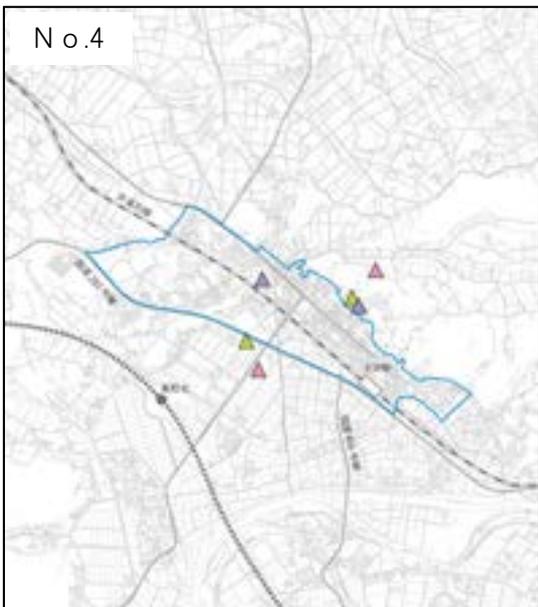
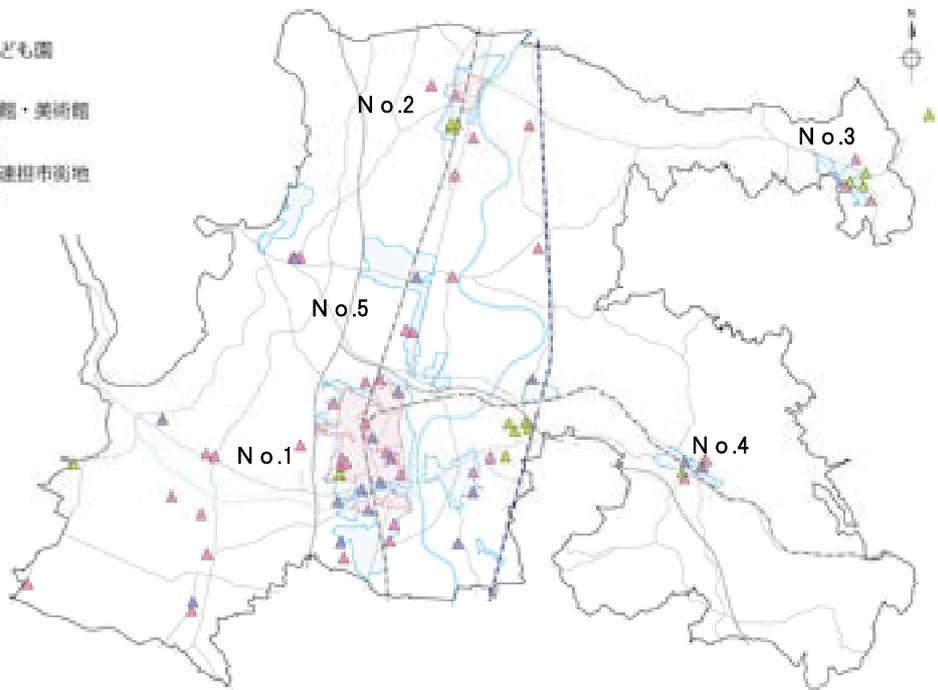
番号	名称	施設分類								
		教育施設								文化施設 図書館 博物館 美術館
		幼稚園	認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	大学	高等専門学校	
No.1	花巻中心地区	2	1	2	1	0	0	0	2	2
No.2	石鳥谷地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
No.3	大迫地区	0	0	1	0	0	0	0	0	1
No.4	東和地区	0	1	0	0	0	0	0	0	0
No.5	空港地区	0	1	1	0	0	0	0	0	0





教育・文化施設

- 幼稚・認定こども園
- 教育施設
- 図書館・博物館・美術館
- 居住誘導区域
- 用途地域及び連携市街地
- 都市計画区域



資料：花巻市統計書

(2) 主要施設の将来見通し

人口減少が進む本市において、地域住民の生活環境を維持していくため、「商業、医療、社会福祉、教育・文化」施設などの必要不可欠な施設について、令和17年の将来人口推計をもとに分析します。

設定条件として、対象地区を居住誘導区域及び生活サービス拠点区域の大迫地区並びに東和地区とし、施設の立地状況から導き出される将来人口は、各施設から一般的な徒歩圏域である800mとして算出します。

1) 施設別圏域人口の将来見通し

《商業施設》

「大規模小売店舗」の圏域において、本市の中心市街地である花巻中心地区では、全体的に店舗が点在しており、令和17年の将来圏域人口が令和3年の圏域人口の96%を維持できる結果となっています。石鳥谷地区では、居住誘導区域から外れた位置に1店舗立地しており、将来圏域人口は令和3年の圏域人口をおおむね維持できるものの、石鳥谷駅周辺に居住している住民の利便性が悪く、地域の生活の軸として利用できるよう、バスや予約応答型乗合交通などを利用する必要があります。

また、「食料品専門店」や「食料品スーパー」などの小売店舗における圏域では、各地区の居住誘導区域や生活サービス拠点区域を十分に網羅しており、大迫、東和地区においては、令和17年の将来圏域人口は令和3年の圏域人口に比べ、約8～9割を維持できる結果となっています。

《医療施設》

医療施設である「診療所、介護老人保健施設」は、各地区の居住誘導区域及び生活サービス拠点区域を十分に網羅しており、花巻、石鳥谷、大迫、東和地区の将来圏域人口（令和17年）は約8～9割を維持できる結果となっています。

また、「病院」の定義は病床数20床以上であり、「本館病院」の精神科系及び「国立病院機構 花巻病院」を除き、花巻中心地区の「総合花巻病院」、東和地区の「県立東和病院」が地区及び地区周辺に立地しており、令和17年の将来人口は令和3年の圏域人口に比べ、約9割維持できる結果となっています。

《社会福祉施設》

社会福祉施設の「保育所」は、各地区の居住誘導区域や生活サービス拠点区域のうち、花巻中心地区、大迫地区では比較的網羅されています。石鳥谷地区では、圏域から外れている区域が多いですが、周辺に立地しており、東和地区は圏域外になっています。今後、乳幼児の状況に応じて対応していく必要があります。

また、「福祉関連施設」は、花巻地区や石鳥谷地区では周辺部に施設が立地しているため、圏域から外れる区域が多くなっているのに対し、大迫地区と東和地区はおおむね網羅されています。今後、高齢化が進行する本市においては、地域包括支援センターの体制整備（在宅医療、介護の連携）や民間事業者が整備するサービス付き高齢者向け住宅等のさらなる普及を図り、生活サービス拠点にふさわしい居住を基本とした生活環境を確保していく必要があります。

《教育・文化施設》

「幼稚園、認定こども園」の圏域は、花巻中心地区や東和地区では比較的網羅されていますが、石鳥谷地区と大迫地区では圏域外になっており、今後の人口減少を踏まえた幼稚園、認定こども園の維持、継続を図るため、移動手段などの通園環境に配慮していく必要があります。

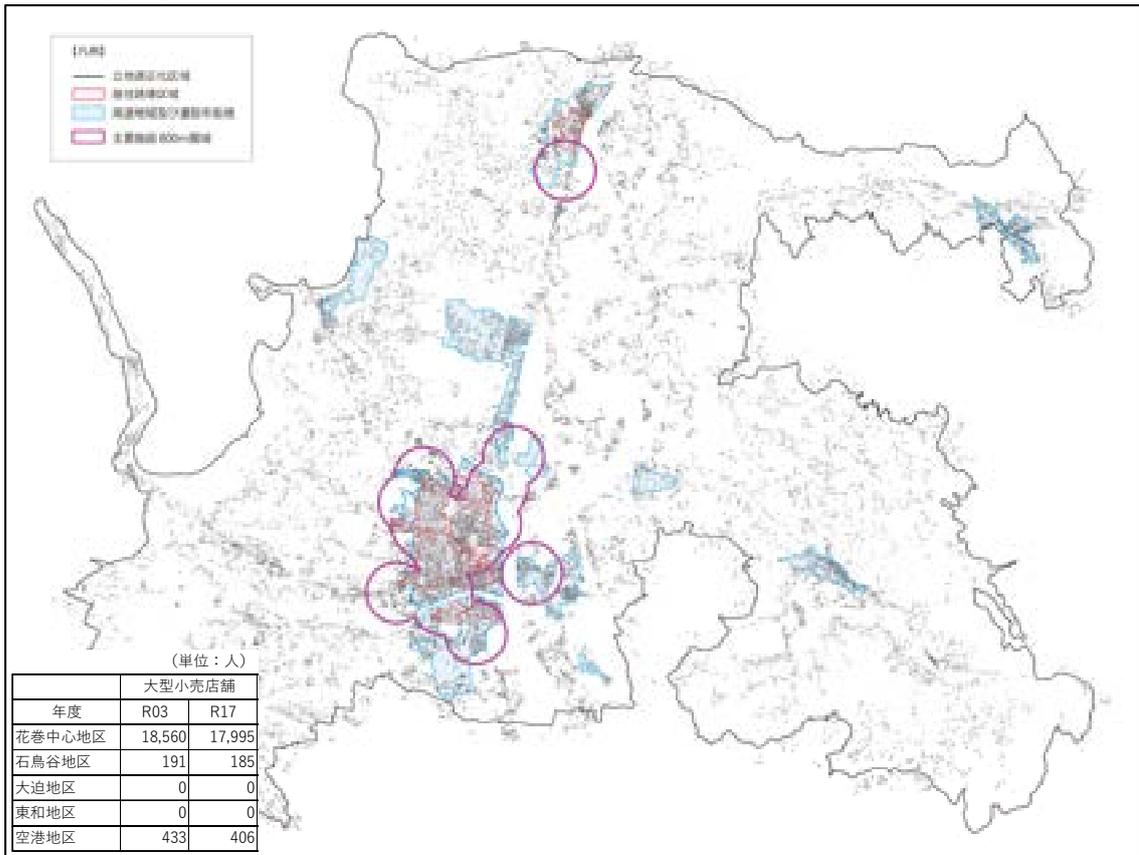
小学校、中学校の圏域は、おおむね居住誘導区域や生活サービス拠点区域を網羅し

ており、これらの施設を維持していく必要があります。

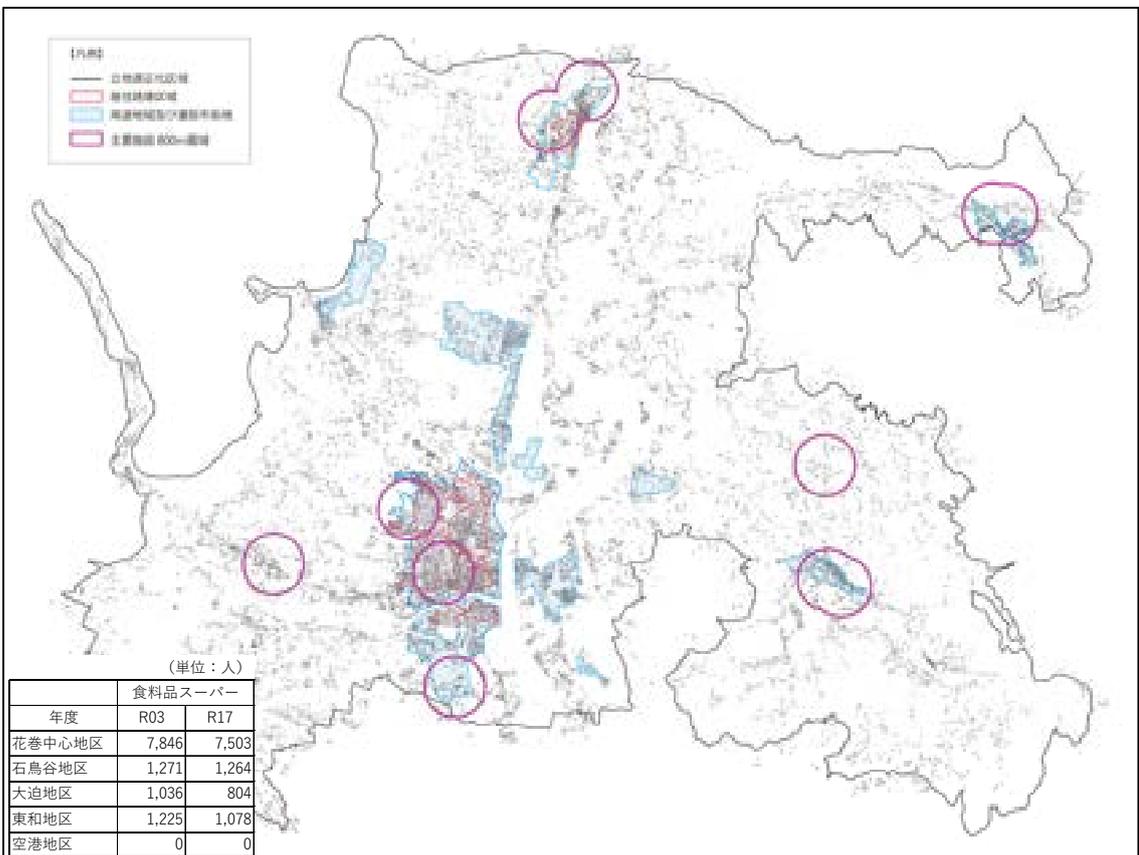
また、図書館、美術館、博物館は、居住誘導区域と生活サービス拠点区域の一部が圏域に含まれており、これらの施設は比較的利用しやすい位置に立地しているため、現存施設については施設の維持管理が主体になると考えられます。

2) 商業施設の圏域人口の見通し

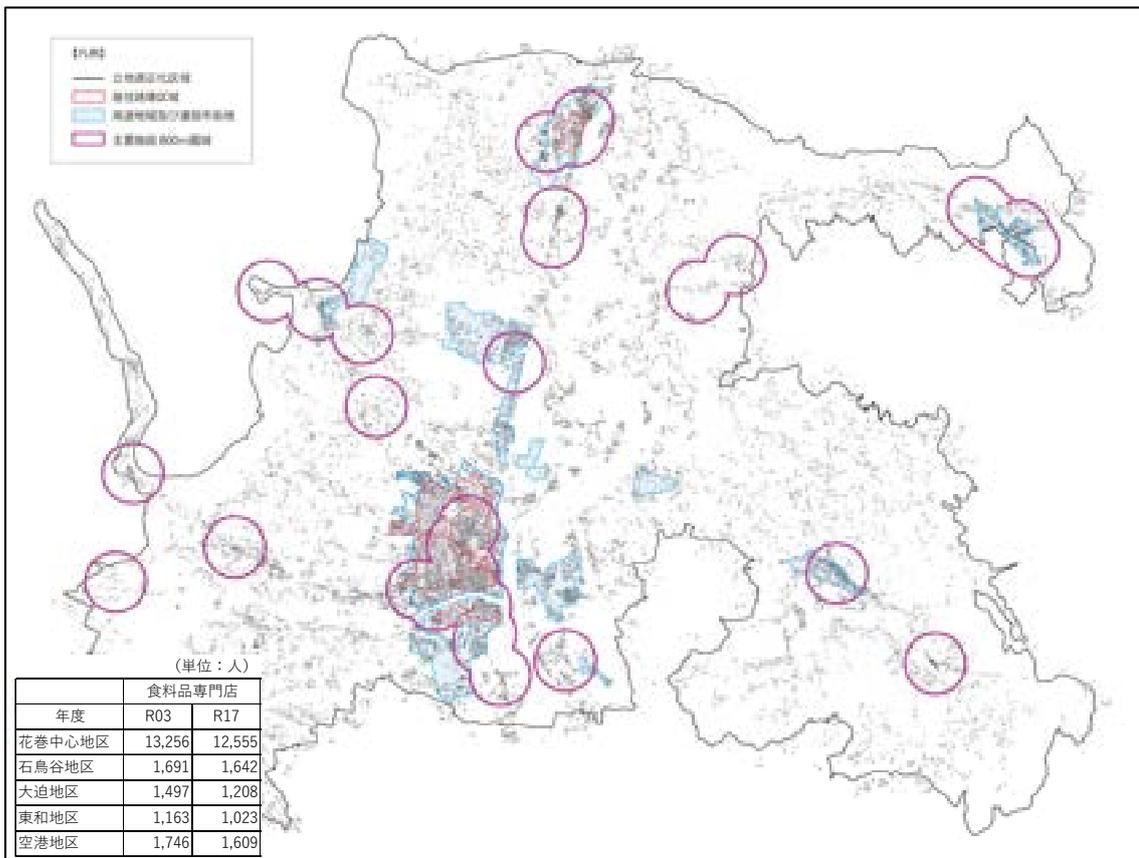
《大規模小売店舗》



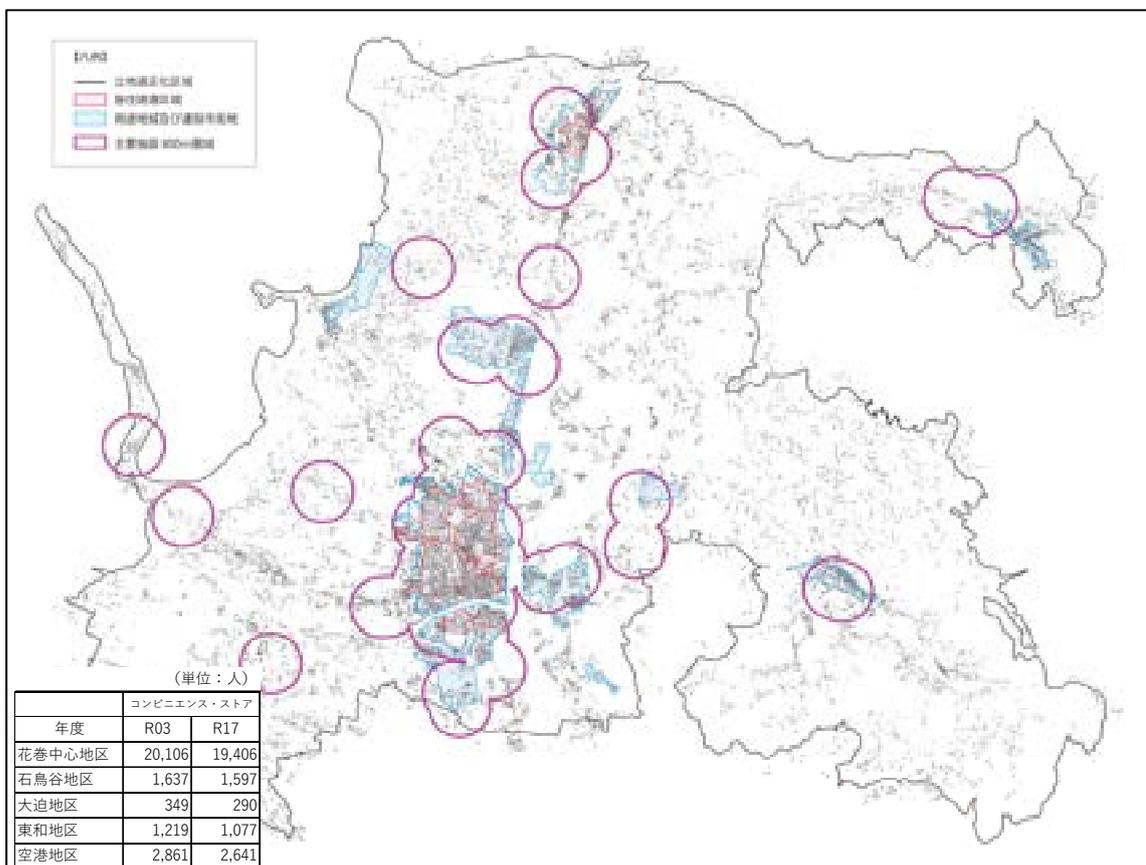
《食料品スーパー》



《食料品専門店》

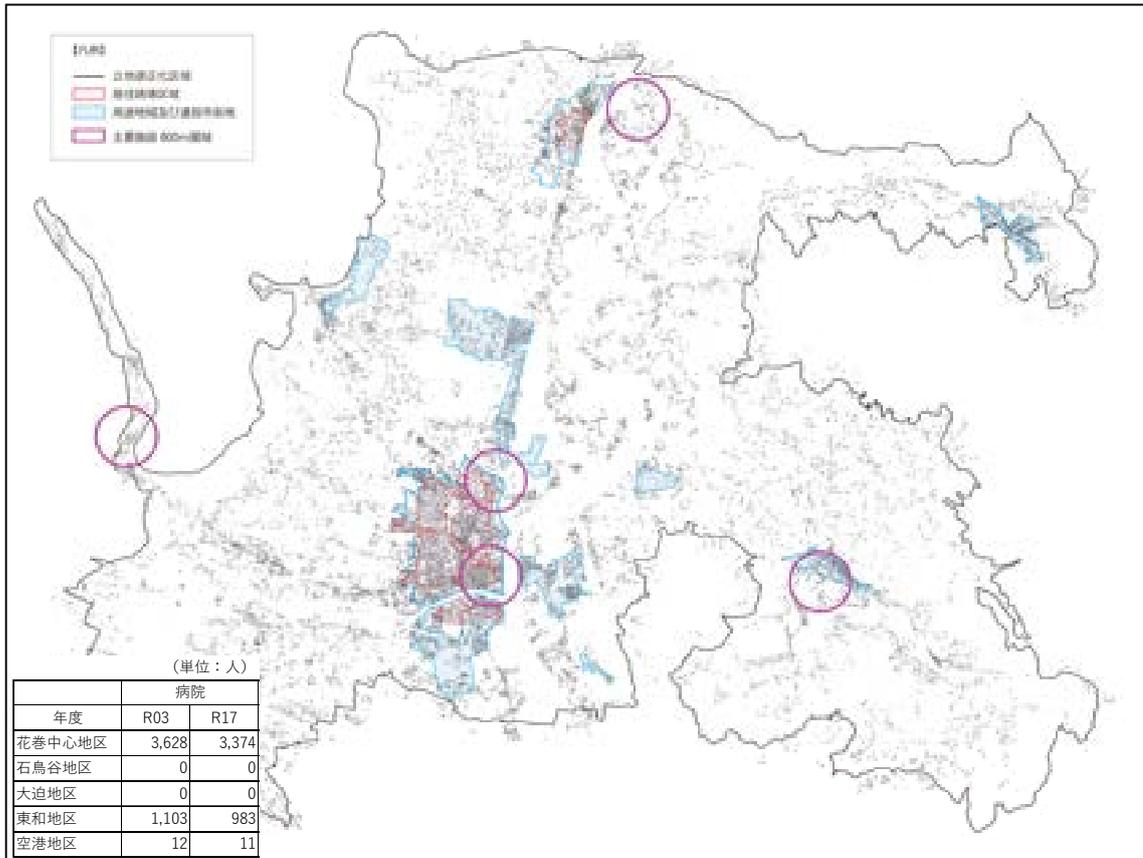


《コンビニエンス・ストア》



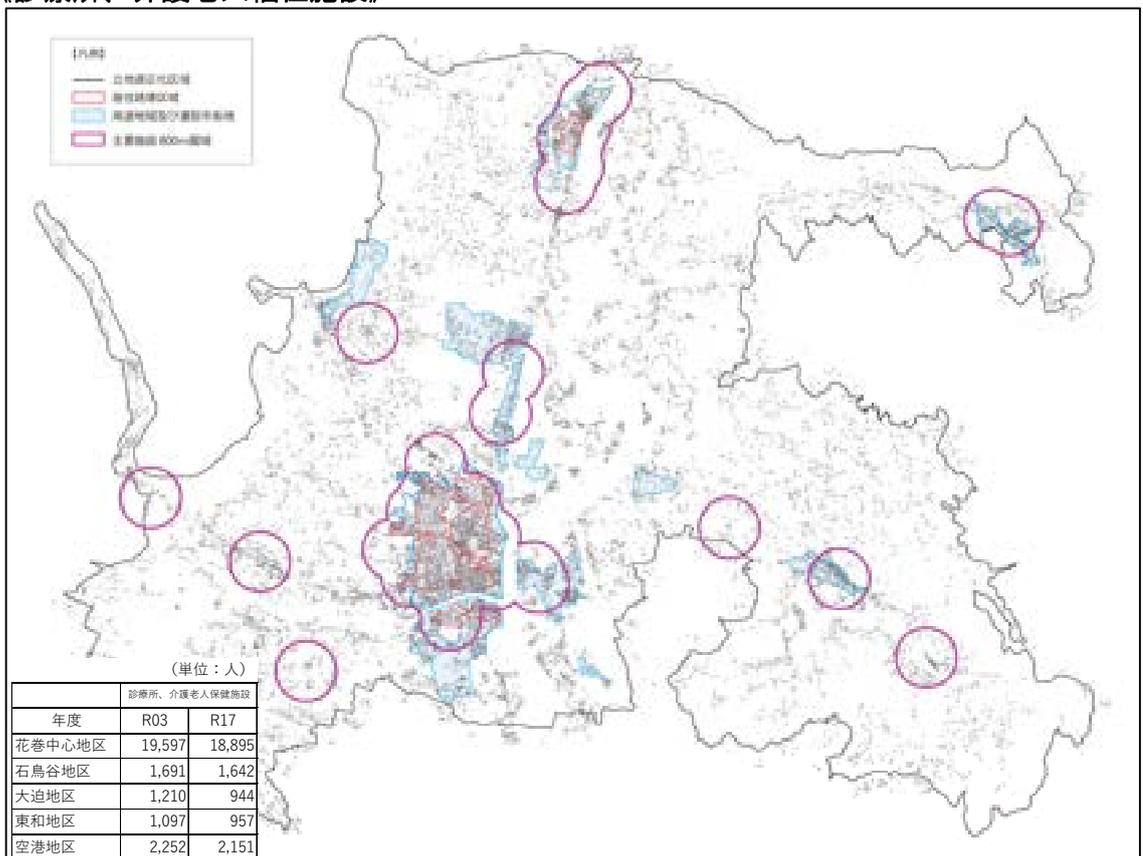
3) 医療施設の圏域人口の見通し

《病院》



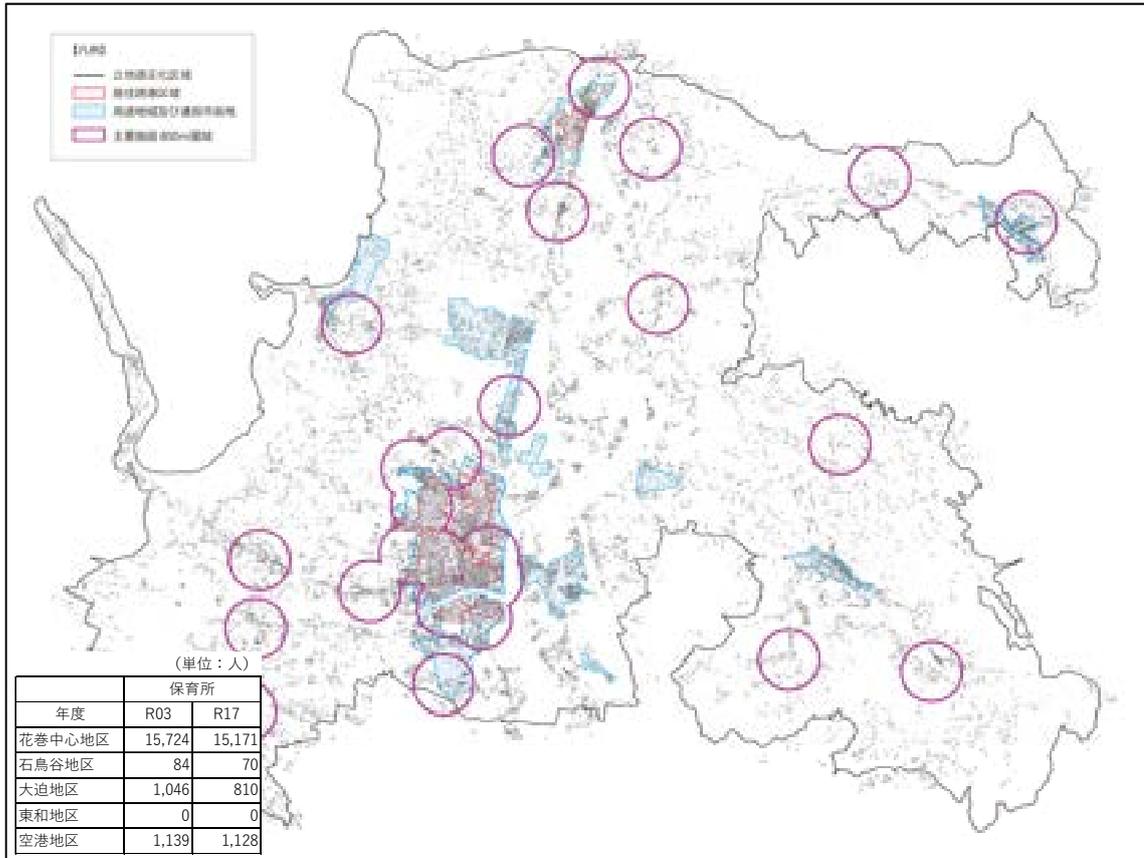
2

《診療所、介護老人福祉施設》

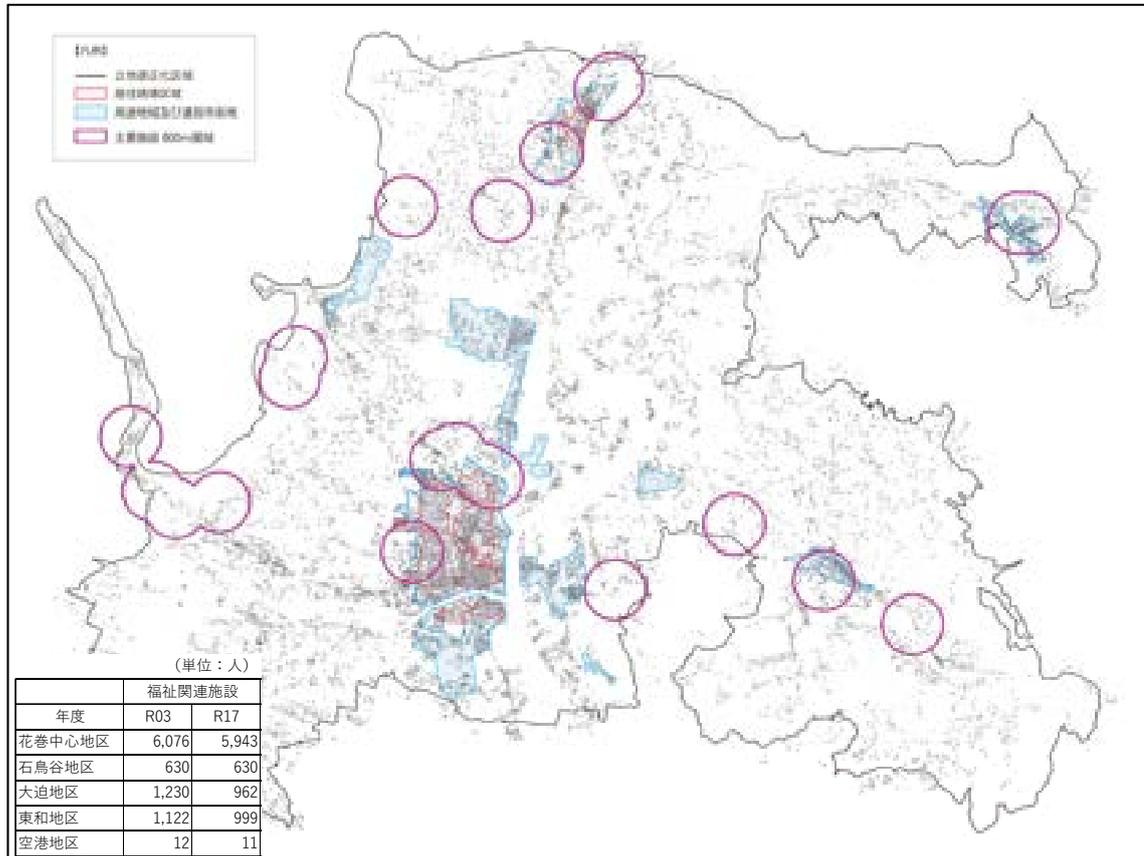


4) 社会福祉施設の圏域人口の見通し

《保育所》

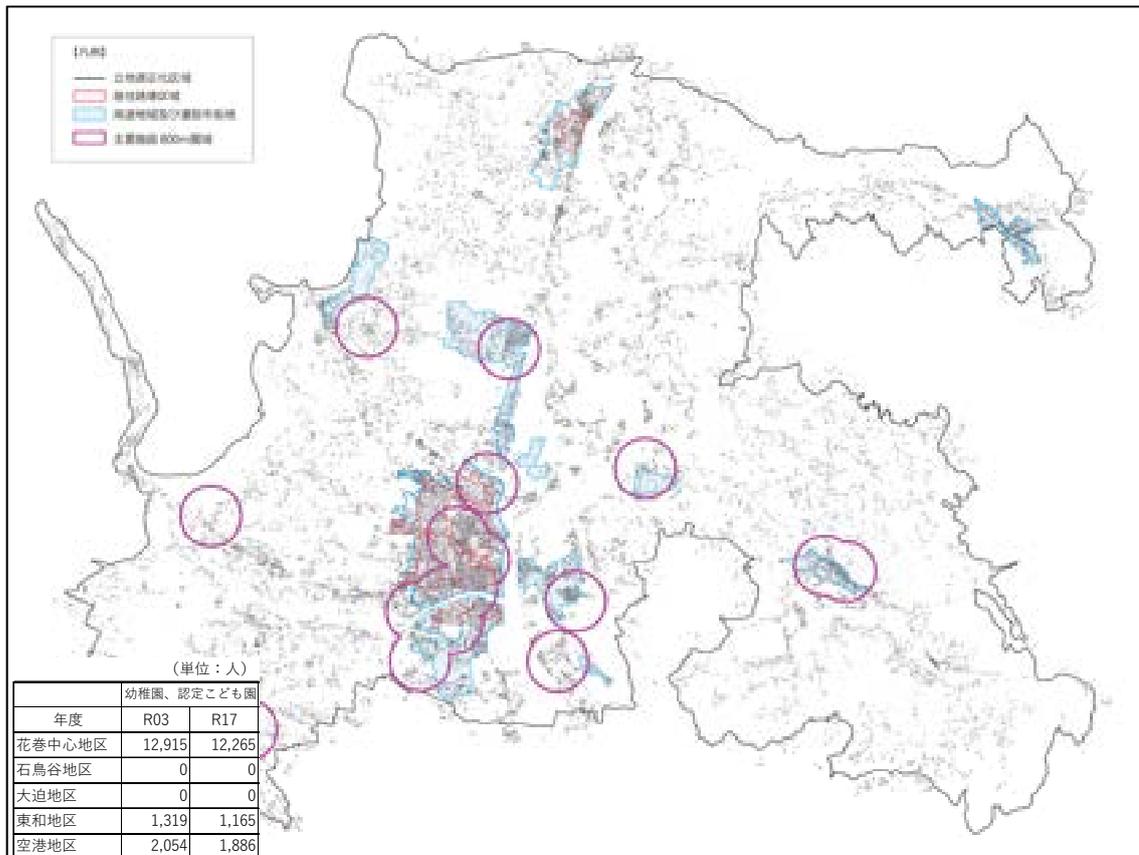


《福祉関連施設》

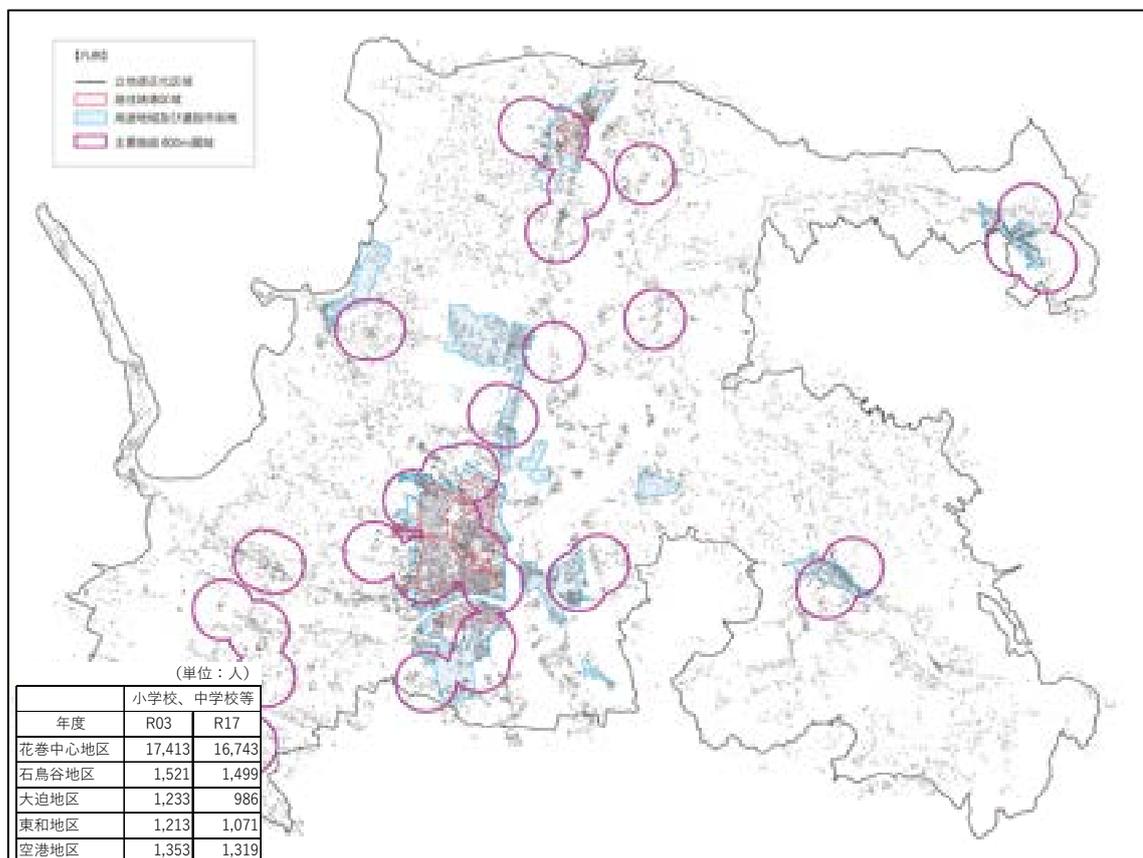


5) 教育・文化施設の圏域人口の見通し

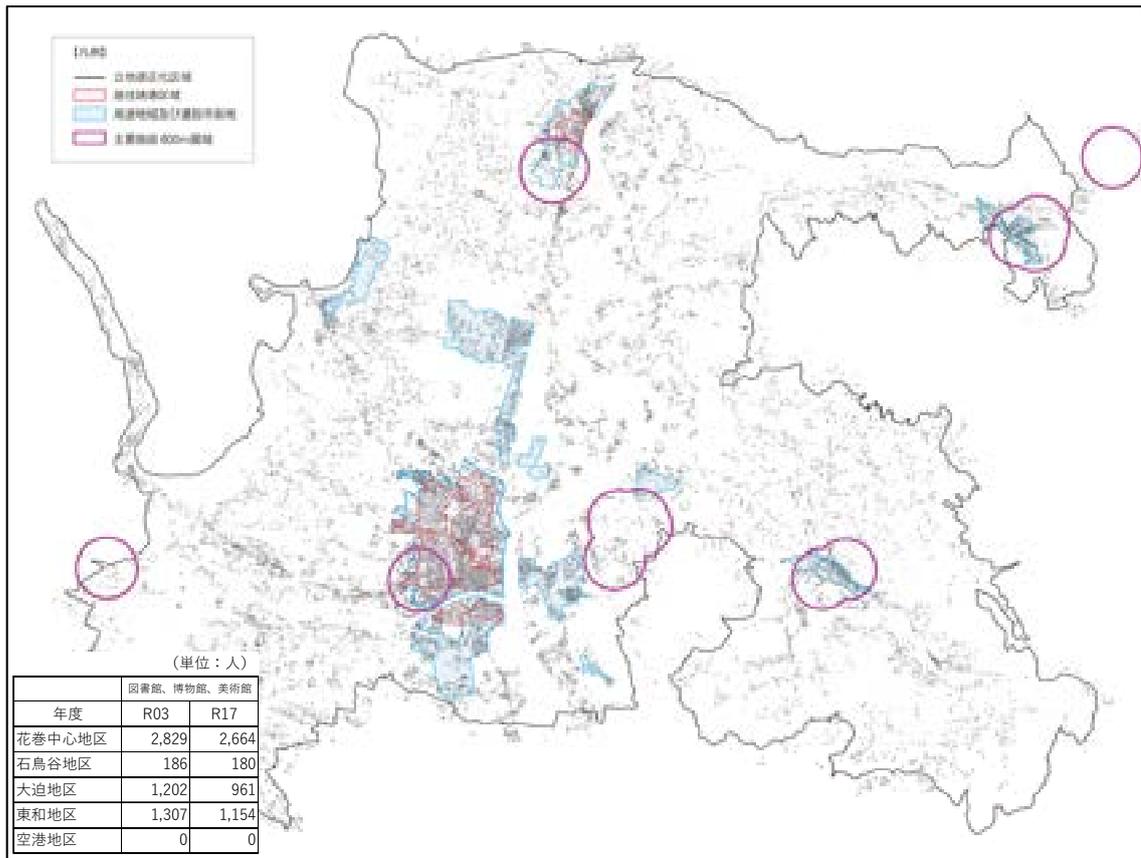
《幼稚園、認定こども園》



《小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、特別支援学校》



《図書館、博物館、美術館》



4. まちづくりの問題・課題

(1) 人口・土地利用

《人 口》

- 本市は、これまで人口増加や市街地の拡大にあわせて、公共施設の建築やインフラ整備を推進してきましたが、令和3年の住民基本台帳における人口は94,007人と平成27年と比較すると5,200人余り減少しており、老年人口は34%を超える状況となっています。出生率(合計特殊出生率)についても、平成30年は1.41(「花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要と人口動態」より)と少子化が収まりきっておらず、今後もこの傾向が続く可能性があることから、多面的な課題に対応していくとともに、人口減少と少子高齢化に対応したまちづくりを進めていくことが重要となっています。
- 本市の人口集中地区(平成27年)の面積は388ha、人口13,659人が居住しており、平成17年以降の人口集中地区の面積はほとんど変わりませんが、人口集中地区の区域は外縁部が拡大し、中心部が人口集中地区から外れるなど、空洞化の傾向がみられます。また、人口集中地区人口の増加に対し、人口集中地区人口密度は低下していますが、中心部の人口が転出し、外縁部に人口が転入したことから、相対的に人口集中地区人口が増加し、人口密度が低下しています。
- 人口減少が進むなか、中心市街地(都市機能誘導区域)に都市機能の集積を推進し、空洞化を抑制することで、中心市街地の魅力を向上させ、居住誘導区域への人口の流入、定着を図ることが課題といえます。

《土地利用》

- 商業機能の郊外化や後継者不足による空き店舗が増加しているとともに、これに伴い商店街での買い物客や多くの人が行き交う場が少なくなっていることから、まちなかにおける人と人との交流の機会が失われ、昼夜を問わず閑散とした中心商店街となっています。
- 人口減少、中心市街地の空洞化により、都市機能、商業機能が分散し、にぎわいが失われつつあるなか、商店街など市内の商業を活性化させていくためには、消費者(人)と商品(モノ)の流れが活発になるよう商業機能を充実させる必要があります。
- 花巻駅周辺の既成市街地(花巻中心地区)については、本市の中心的役割を担う地域として、定住人口の誘導を図り、都市機能が充実した効率的で利便性の高いまちづくりを進めていくことが重要となります。
- 大迫地区においては、農業基盤整備済の優良農用地が広がっていることから、商店街を中心に地域の特色を活かしたまちづくり及び優良な農用地の保全など、良好な集落環境を維持・保全していく必要があります。
- 石鳥谷地区においては、花巻中心地区とともに本市を牽引していく地域として、定住人口の誘導を図り、効率的で利便性の高いまちづくりを進めていくことが重要です。
- 土沢駅周辺(東和地区)には商店街が形成され、釜石自動車道東和インターチェンジや道の駅も整備されるなど、交流人口の多い地域であることから、良好な自然環境の維持・保全を図りつつ、地域の生活サービス拠点として、住宅と商業、事務所機能の調和のとれた土地利用を図っていく必要があります。

(2) 公共交通

- 公共交通の利用者数の減少に伴って、バス路線の廃止及び予約応答型乗合交通への転換により、効率的なバス路線の運営が行われています。今後も人口の減少が予想され、特に集落地域等の周辺部では市街地以上の人口減少になると考えられることから、今後の人口分布や公共交通の利便の確保を考慮したまちづくりが必要となります。
- 予約に応じて運行する予約応答型乗合交通や市街地循環バスを運行しており、今後の人口減少や増加する高齢者に対応した市街地や拠点をネットワークさせた効率的かつ利便性の高い交通体系の維持、利用率の向上が必要です。

(3) 医療・福祉・子育て

- 高齢化や核家族化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加することから、適切に福祉・医療サービスを受けられる支援体制や医療・福祉が連携したまちづくりを進めていく必要があります。
- 就職や通学・結婚を機に転出する若者が多く、少子化が進行するなか、定住人口及び若者人口の維持に向け、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち・育てられるような子育て環境の充実に努めることが望まれます。

(4) 日常生活サービス施設

- 今後も人口減少、少子高齢化の進行が予想され、商業・医療・福祉施設などの日常生活サービス施設の利用者が減少した場合には、中心市街地のシャッター商店街化が進行するとともに、施設自体の存続も困難となるおそれがあります。
- 現在、中心市街地(都市機能誘導区域)の都市機能向上のため、施設整備やソフト対策等の施策を展開していますが、今後も中心市街地や生活サービス拠点の活性化を含め、拠点性の高い地域に、集合住宅などの居住機能の誘導による人口密度の維持により、日常生活サービス機能を存続・確保する必要があります。

(5) 公共施設の維持管理・更新

- 高度経済成長期に整備した公共施設の老朽化が進行しているとともに、生産年齢人口の減少により税収が減少し、施設の維持管理費・補修費の捻出が困難となります。

(6) 防災

- 全国各地で台風や集中豪雨、地震などによる被害が発生しており、自然災害の頻発化、激甚化の傾向もみられることから、市民の生命、財産を守るためにも、災害リスクを踏まえた災害に強い都市づくりが求められています。
- 人口減少や核家族化により、適切な管理が行われずに放置された空き家が増加しており、環境・景観・防災・防犯など、様々な面で問題化しています。
- 老年人口の占める割合も増えることが予想されることから、ハザード地域内においては、災害に対する市街地の安全性を確保する必要があります。

(7) 財政

- 少子高齢化による地域活力の低下とともに財政への影響が懸念されることから、より一層健全な財政の維持に向けて取り組む必要があります。

- 本市の自主財源は、歳入全体のおおむね3分の1程度で推移していることから、引き続き市税等の安定した確保に努める必要があります。
- 老年人口が増加すると同時に、生産年齢人口が減少することにより、社会保障の現役世代の負担が増大することが懸念されます。

《市の概況、上位計画、問題・課題の総括》

《上位計画》

【花巻都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

■基本方針

- 自然や文化を生かし、すべての人が幸せを感じる「イーハトーブ」の形成
- 都市活動や農村と都市との交流を支える交通・情報のネットワークの形成
- 市街地と郊外拠点の連携とにぎわいのある市街地空間の形成

■主要用途の配置方針

- 花巻駅・石鳥谷駅・土沢駅周辺及び大迫交流活性化センター周辺の商業地の総合的な都市機能の充実・強化
- 花巻駅周辺及び南側既成商業地は中心商業拠点、石鳥谷駅及び土沢駅周辺商業地は地域生活を支える商業の拠点、大迫交流活性化センター周辺商業地は日常生活サービスを提供する拠点

【花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン】

■中部地域（花巻・石鳥谷）

- 既成市街地は、本市の中心的役割を担う地域として、定住人口の誘導、都市機能が充実した効率的で利便性の高いまちづくりの推進

■中部北地域（大迫）

- 大迫地区を中心に特色を生かしたまちづくりを推進、良好な集落環境の形成

■中部南地域（東和）

- 集落環境の形成及び土沢駅周辺を地域の拠点として、調和のとれた土地利用の形成

【花巻市まちづくり総合計画第3期中期プラン】

■重点戦略（人口減少対策）

- 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進、妊娠～育児までの支援や負担の軽減、安定した雇用の確保

■重点戦略（市街地の再生）

- 医療・生活・商業サービス機能の維持と地域の特性に適した公共交通網の整備

【花巻市都市計画マスタープラン】

■総合サービス拠点（花巻駅周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺、大迫交流活性化センター周辺）】

- 既成市街地を中心とした地区で、行政・商業・業務・文化・福祉などの都市機能の充実、都市機能を利用しやすい環境を整備促進

【花巻市国土強靱化地域計画】

- 人命の保護、社会の重要な機能の維持、財産・公共施設への被害の最小化、迅速な復旧・復興

《市の特徴》

- 平成18年に1市3町が合併し、市域面積約9万haに約9万人が居住
- 北上川が南北に縦断し、東西には山地が広がる豊かな自然環境
- 本市の中心市街地は城下町として発展し、崖や谷戸が「まちなか」に点在
- 北東北における高速交通網の結節点、県内唯一の空港を擁する交通の要衝
- 花巻温泉郷などの多くの温泉地や、宮沢賢治ら世界的に著名な先人ゆかりの地
- 大迫地域：国定公園である早池峰山、伝統芸能、ワインの里
- 観光客入込数は年間約210万人

《市の概況》

- 昭和45年から平成27年のD I D区域は、面積1.8倍、人口0.9倍で人口密度は74.7人/haから35.2人/haに減少
- 平成30年平均の出生率は1.41で低い状態を継続
- 通勤・通学先は盛岡市、北上市が多く、流出超過都市
- 中心市街地での空き家、空き店舗が目立ち、幹線道路沿道や郊外に大型商業施設が立地
- 10万人あたりの病床数814.9床（県平均942.6床）、医師数125.7人（県平均193.7人、岩手中部保健医療圏140.6人）
- 公共交通として鉄道（5駅）、民間路線バス、市街地循環バス、地域連絡バス、デマンドバス・タクシー
- 産業構造として、第一次産業が減少し、第三次産業の就業比率が増加
- 土地区画整理事業を花巻地域で18地区（412ha）、石鳥谷地域で2地区（22ha）整備済
- 下水道処理は、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽、コミュニティプラントにより処理
- 中心市街地で地価が下落していたが、近年は安定化
- 大迫地域や東和地域での人口減少が顕著
- 合併4市町の各中心部での年少人口比率が比較的高い

《関連計画》

【花巻市公共交通網形成計画】

■主な取り組み

- まちづくりと連携した公共交通網の確保
- 効率的かつ持続可能な交通手段への転換と交通不便地域の解消
- 市民や来訪者の快適な移動をサポートする乗り継ぎに配慮した公共交通網の形成
- わかりやすい情報発信と利用促進

■将来公共交通ネットワーク（H25年 ⇒ H35年）

- 幹線路線 5路線 ⇒ 5路線
- 支線路線 18路線 ⇒ 2路線＋予約対応型乗合交通
- 自主路線 2路線 ⇒ 2路線
- 循環路線 2路線 ⇒ 1路線

【花巻市の地域医療ビジョン】

■今後の取り組み方針

- 花巻市中心部において複数の診療科目と入院病床を有する病院（診療所）の確保
- 「地域包括ケアシステム」の構築

■必要と考えられる施策

- 救急医療体制の維持・確保
- 医師・看護師等の医療従事者の確保
- 医療機能の整備・充実

【花巻市子ども・子育て支援事業計画（イーハトーブ花巻子育て応援プラン）】

■目標：『子どもが親が地域が育ち子育てに喜びを感じるまちづくり』

- 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

【花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）】

■目標：『高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち』

■施策目標

- 高齢者の積極的な社会参加への推進
- 高齢者の健康づくり
- 安心して生活できる環境づくり
- 介護保健サービスの充実

《まちづくりの問題・課題》

- 中心市街地や生活サービス拠点などの一定エリアで人口密度の維持による生活サービス施設等の存続・確保
- 花巻駅周辺などの既存市街地への定住促進、都市機能が充実した効率的・利便性の高いまちづくり
- 中心市街地における人・モノと人の交流による「まちなか」のにぎわい創出
- 高齢化や核家族化の進行に対応した医療・福祉機能の拡充及び交通利便性の高いエリアへの立地誘導
- 図書館や公民館などの公共施設や上下水道等の効率的かつ効果的な整備
- 人口・利用者減少するなかでの公共交通不便地域や公共交通空白地域への対応及び市街地と拠点をネットワークさせた効率的な公共交通網の維持
- 定住人口及び若者人口の維持に向けた子育て環境の充実
- 市民が安全に安心して暮らせる災害に強いまちづくり
- 持続可能な財政運営

《市の近況》

- 中心市街地で空き家、空き店舗が増加し、買い物客や若者などの姿が見られない
- 県立花巻南高等学校、私立花巻東高等学校、花巻警察署などの公共施設が郊外に移転
- 総合花巻病院が令和2年3月に移転完了
- 旧市町の生活サービス拠点や集落地で日常生活サービス施設が減少
- 図書館などの公共施設の老朽化、狭隘化への対応が急務

《将来の見通し》

- 令和17年の将来人口は市全体で85,366人、年少13%、生産52%、老年35%
- 地域別人口密度（用途地域内・グロス）・老年人口割合は、花巻中心で35人/ha・30%、石鳥谷地区30人/ha・31%、大迫地区で14ha/ha・47%、東和地区で14人/ha・36%
- 大規模小売店舗や食料品店舗などの商業施設圏域人口（R3→R17）はおおむね現状圏域人口を維持
- 居住誘導区域や生活サービス拠点区域の商業施設は廃業する施設も発生する一方、新たに出店する店舗により商業施設の更新や新陳代謝が進行

Ⅲ章 立地適正化に向けて

1. まちづくりの基本的な方針

(1) 都市の将来像

本市においては人口減少、少子高齢化が進行しており、人口の呼び戻し等による定住人口や若い世代の人口の維持、増加する老年人口への対応など、地域・民間事業者・行政に余力がある現時点で早急かつ迅速な対応が必要となっています。

花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンが描く将来都市像『市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く 笑顔の花咲く温か都市 ^{あつた} ^{まち} イーハトーブはなまき』のもと、立地適正化計画では、以下に都市の将来像を定め、課題の解決に取り組んでいきます。

《都市の将来像》

『「高齢者・大人」と「若者・子ども」が生活圏を共有する「まち」』

(2) 都市づくり目標

花巻市都市計画マスタープラン（令和4年3月）においては、都市の将来像を『活力と交流を創造する 快適なまち はなまき』と定め、市町合併による広い範囲の市域に既成市街地や交通結節点、工業・観光などの都市機能が分散している本市の特性を踏まえ、4つの目標の達成に向け、利便性・快適性の高い都市を構築し、隣接する都市圏の連結部としての機能強化を図りながら、活力があり、持続的に成長する都市づくりの実現を目指すこととしています。

本計画は、都市計画マスタープランで掲げているまちづくりの目標と同一の方向を目指し、実行・実現していくための計画であることから、都市計画マスタープランにおいて掲げている目標を継承しつつ、「まちなか」のにぎわい創出、人口密度の維持、生活サービス施設の適正な配置及び公共交通の充実に向けた都市づくり目標を追加します。

様々な人が集えるにぎわいある都市づくり（追加）

- 「まちなか」は居住・商業・業務の場だけでなく、働く場でもあることから、空き家、空き店舗を活用したリノベーション事業などを展開し、まちなかでのにぎわいや魅力、若者・子どもから高齢者・大人の交流・ふれいあいの場を創出し、にぎわいのある都市づくりを目指します。
- 交通利便性の高いまちなかへ医療施設の移転や介護・福祉施設を集積し、市民が安心して暮らせる都市づくりを目指します。

暮らしやすいコンパクトな都市づくり

- 無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、既に基盤が整った既成市街地への定住人口の誘導を図り、身近なところで生活に必要なサービスを楽しむ都市機能が充実した、効率的で利便性の高いコンパクトな都市づくりを目指します。（継承）
- 生活に必要な商業・医療・社会福祉・教育・文化などの生活サービス施設は、一定の利用圏域人口により支えられているため、人口密度の高い地域や利用者が集まる駅を中心としたエリアへ立地を誘導します。（追加）
- 生活交通を維持し、増加する高齢者に対応するため、拠点を結ぶ利便性の高い交通体系の再編を行っており、効率的で誰もが利用しやすい公共交通システムの維持、向上を目指します。（追加）

安心して住み続けられる都市づくり

- 教育、福祉、情報、就労など生活に必要な機能・施設にアクセスしやすく、また、市内外との交流が盛んな都市を形成するため、交通環境を充実しながら、各種機能の分担と連携による地域間のネットワーク化を図り、そして施設整備やライフスタイルなどにおいて環境への配慮を進め、自然環境と調和した安心して住み続けられる都市づくりを目指します。（継承）
- 人がにぎわう駅を中心とした地域に「まちなか」の居住を支える生活サービス施設、医療・介護施設の充実、維持及び集約を図るとともに、花巻市の将来を担う若者・子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える環境づくりを目指します。（追加）
- 地震、風水害等の自然災害が多発化、激甚化するなかで、市民・事業者・行政が災害リスクを共有するとともに、災害発生時でも都市機能を維持するための施設整備、改良等による防災機能の向上、ハザード情報の周知徹底、地域コミュニティを活かした防災・避難体制の充実、自助・共助・公助による適切な避難対策や復旧・復興対策など、ハードとソフトの両面からの対応による災害に強いまちづくりを推進します。（追加）

花巻らしさの継承による活力ある都市づくり

- 花巻らしい景観を形成する早池峰山、北上川などの自然環境、温泉地、市街地郊外に広がる田園風景、まちなかの緑、歴史文化・伝統芸能など、未来へと受け継ぐべき資産の保全を図り、住む人が誇りに思い、訪れる人を魅了する交流の盛んな活力ある都市づくりを目指します。（継承）

○まちなかの歴史・文化資源を活用するとともに、市内外の観光地との連携により市
交流人口の増加による活力とにぎわいのある都市づくりを目指します。(追加)

2. 立地適正化計画の基本的な方針

(1) 立地適正化計画の策定にあたって

立地適正化計画とは、平成26年8月に「都市再生特別措置法」が一部改正されたことを受け、今後の人口減少や少子高齢化の進行などの社会状況の変化に対応し、拡散型の都市構造から医療・福祉・商業施設や住居等が駅周辺や中心市街地に集積する集約型の都市構造に転換を図り、効率的で持続可能なまちづくりを推進するために策定する計画です。また、日常の生活サービスや行政サービスが身近に存在する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成を推進するための事業実施等について、国土交通省が市町村等を総合的に支援する制度です。

本市において、立地適正化計画を策定するに至る端緒とも言うべきまちづくりの課題は多面的に存在しています。

近年、高校や県警などの施設が「まちなか」から郊外へ移転し、「まちなか」から若者が大きく減少しています。一方、県立厚生病院の統廃合に伴う医療機能の低下についての懸念に対しては、令和2年3月に総合花巻病院の移転・開業により医療サービスの確保を推進してきました。

また、製造業に関しては、事業所の郊外移転や減少に歯止めがかかっていませんが、従業者数、製造品出荷額は維持、増加の傾向がみられます。

商業施設も、総人口の減少に伴って既存店舗の廃業がみられるものの、一方でコンビニエンス・ストアの新規出店など、商業施設の更新が徐々に進んでいます。

また、地域の拠点における生活サービス機能の低下は収まっていないのが現状です。さらに、人口減少のなか、公費の減少により老朽化した公共施設への対応が全施設に対し困難な状況になっていくことが予想されることから、公共施設の効率的な整備・改修と長寿命化が必要になっています。

908Km²という広大な面積に9万人の市民と4つの「まちなか（中心市街地・生活サービス拠点）」を抱える本市において、集約して継続性の確保・強化を行う総合的な生活サービス機能に係る対策と各まちなかにおいて身近な生活サービス機能が利用しやすい環境とするための相互補完的な対策を継続的に実施していく必要があります。

具体的には、本計画に基づいて、合併4市町（花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域）におけるそれぞれの生活サービス機能を維持するため、居住の分散を食い止めるための施策、居住と都市機能の適正な誘導を図る施策などを推進していきます。

また、日常的な生活サービス機能はそれぞれの拠点に維持しつつ、総合的な公共公益サービス機能については市内全域からアクセスしやすい区域に段階的に整備し、生活サービス機能を今後とも維持していくため、それぞれの拠点（まちなか）において最適な補完関係を構築していく必要があります。

このため、生活サービス機能と当該機能の維持が可能な人口密度の実現に向け、各種事業を展開し、総合的な公共公益施設の整備事業の推進等と立地適正化計画の的確な運用、実現化を図っていく必要があります。

また、コンパクトな中心市街地や生活サービス拠点の機能を支えるため、地域間を円滑に結ぶ交通ネットワークの再編を進めており、今後も誰もが利用しやすい交通環境を維持することで「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現を図ります。

(2) 各種計画、現状分析を踏まえた立地適正化計画

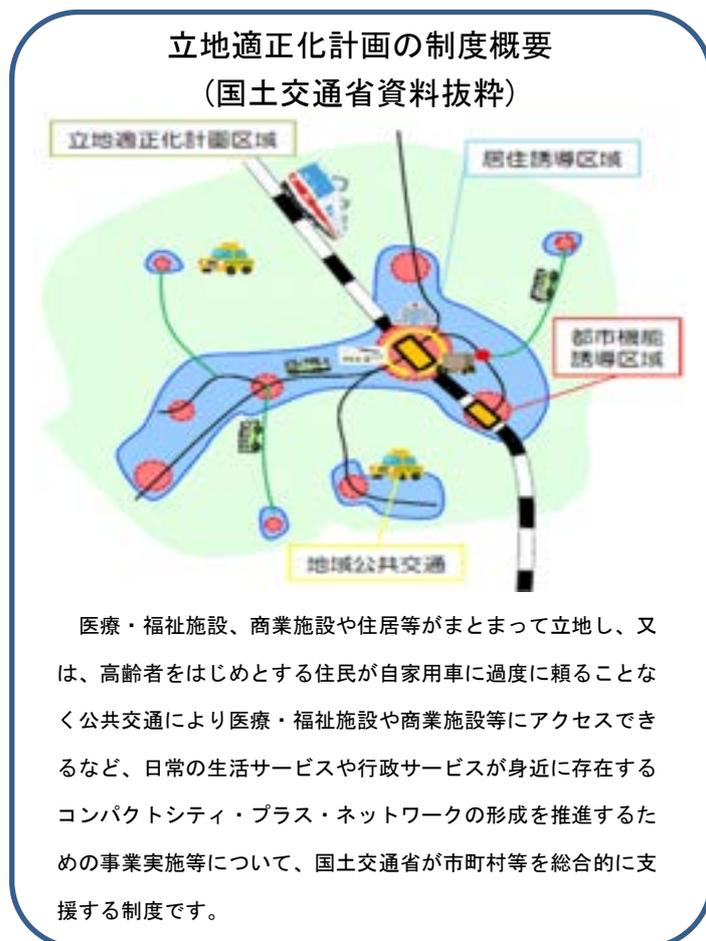
現在、本市では立地適正化計画に基づいて、コンパクトな都市づくりに向けた取り組みを進めています。

都市再生特別措置法（立地適正化計画）では、総合的な公共公益施設を整備していくエリアとして「都市機能誘導区域」と総合的な公共公益サービス機能を利用しやすい居住環境を構築していくための「居住誘導区域」が規定されています。

本市では、この2種類の区域を既に指定しており、今回の改定にあたって、この区域を基本として、都市の現況推移、上位関連計画の変化、立地適正化計画(当初計画)の達成状況を踏まえて、2区域の検証を行います。

また、「都市機能誘導区域」には誘導すべき総合的な公共公益サービスに係る施設及び必要に応じて国の支援を受けられることができる施設である「誘導施設」を設定しており、必要に応じて見直しを行っていきます。

さらに、「居住誘導区域」については、市街地の防災機能の状況や各種危険区域の指定状況などを踏まえて区域の検証を行います。



(3) 区域設定と将来都市構造について

1) 花巻市都市計画マスタープランなどにおける将来都市構造の反映

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活サービス拠点に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能な区域であり、現在、花巻駅周辺に指定しています。

これまで本市における都市計画やまちづくりでの都市構造が形成されてきた経緯、現状の都市機能の集積状況、公共交通機関の整備状況を考慮し、花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における拠点（中心商業・業務拠点、商業拠点）及び花巻市都市計画マスタープランに位置づけられている拠点（総合サービス拠点）を対象に都市機能誘導区域を設定しています。

【花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

■ 中心商業・業務拠点

- 対象エリア：花巻駅周辺
- 花巻駅周辺及びその南側に広がる既成商業地は、本区域の中心商業拠点として、商業業務機能の維持と集積

■ 商業拠点

- 対象エリア：石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺
- 石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺の商業地は、地域生活を支える商業の拠点として、その機能の充実

■ 地区サービス拠点

- 対象エリア：大迫交流活性化センター周辺、新花巻駅周辺、花巻空港駅周辺
- 大迫交流活性化センター周辺の商業地は、日常的な生活サービスを提供する拠点として、その機能の充実
- 新花巻駅周辺及び花巻空港駅周辺は、観光客等を迎え入れる玄関口として交通結節機能や観光交流機能の充実

【花巻市都市計画マスタープラン】

■ 総合サービス拠点

- 対象エリア：花巻駅周辺、大迫交流活性化センター周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺
- 行政・商業・業務・文化・福祉などの都市機能が充実し、その都市機能を利用しやすい環境を整備し、住む人、訪れる人の利便性の向上を図る既成市街地を中心とした地区

2) 地域の拠点に係る各種計画の反映

「花巻市都市計画マスタープラン」においては、本市の中心部である花巻駅周辺と同様に、石鳥谷駅周辺、大迫交流活性化センター周辺、土沢駅周辺の既成市街地をそれぞれ地域の拠点に位置づけ、行政、商業、業務、文化、福祉など、地域住民の生活に必要な機能の維持向上を図ることとしています。今日まで、各地域の拠点においては、各種の上位関連計画や立地適正化計画をもとに、支所庁舎や学校、文化関係などの公共施設の新築、医療体制の維持に向けた取り組みなどを行ってきましたが、今後も人口減少が見込まれることから、居住誘導区域の低密度化を抑制するとともに居住誘導を推進し、医療、福祉、子育て支援、商業などの生活サービスの提供を維持していく必要があります。

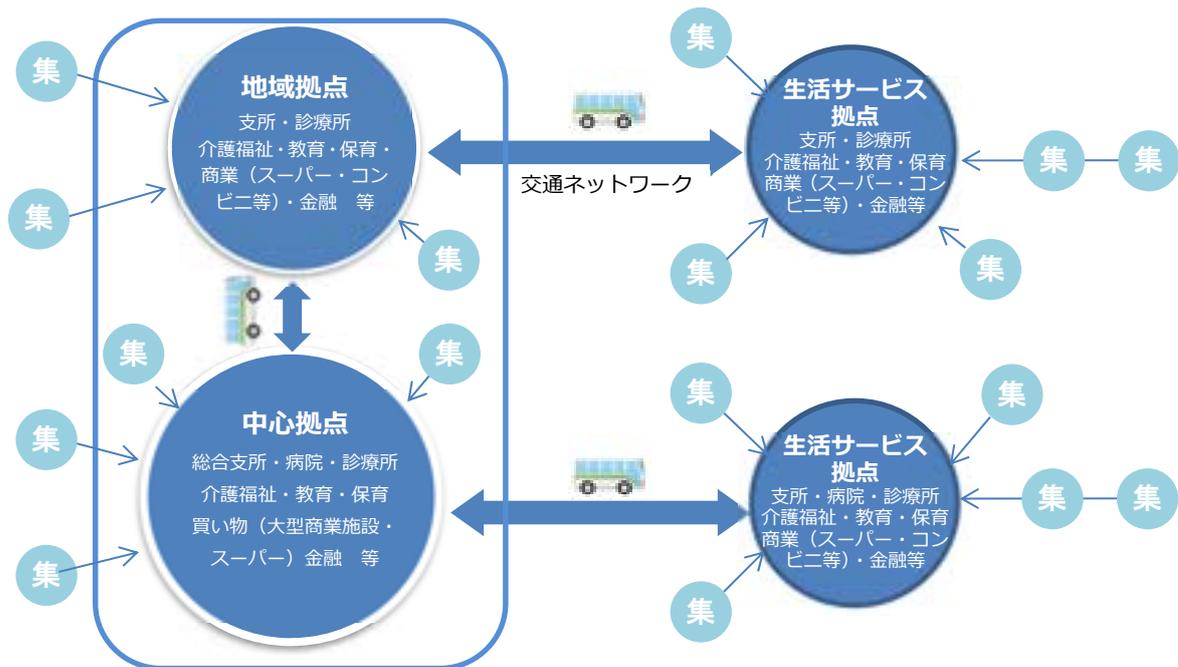
そこで、市民が健康・快適な生活を確保できる環境、子育て世代など若年層にも魅力的なまち、財政と経済の面で持続可能な都市経営を行っていくために、都市・市街地のコンパクト化を促進し、今後も既成市街地の密度を高めていく必要があります。

このため、各地域の中心市街地においては、人口減少対策や産業振興策等を展開するとともに、拠点として民間企業・事業者を含む生活関連機能の維持・存続による地域振興に取り組んでいきます。

また、本計画で必要なもう一つの取り組みである「拠点と拠点」「拠点と集落」をつなぐ公共交通のネットワークの充実が重要となっています。

このため、見直しを行った公共交通網形成計画に基づいて、地域間（中心拠点と地域拠点、地域拠点と生活サービス拠点）では路線バス、中心市街地（中心拠点、地域拠点）では市街地循環バス、集落と地域拠点との間は予約応答型乗合交通など、各地域の利用実態や需要を把握しながら、今後も公共交通の維持、充実を図っていきます。

図 公共交通による地域拠点形成イメージ



3) 将来都市構造

① 将来都市構造の考え方

1市3町の合併による広大な市域(90,839ha)を有する本市では、9万人の市民が広がって居住しているとともに、既成市街地や交通結節点、工業・観光など、旧行政単位に都市機能が集積しています。

本市のこの特徴を踏まえ、効率的な土地利用を展開し、都市機能の適切な誘導を図るため、花巻市都市計画マスタープランにおいて位置づけられている総合サービス拠点については、商業・公共施設などの立地状況や人口密度等を踏まえ、拠点の位置づけに応じて担うべき機能・役割を明確にし、持続可能な都市及び拠点づくりに向け、居住と都市機能の維持・再編に向けた誘導を図っていきます。

立地適正化計画(当初計画)では、交通利便性が高く、様々な都市機能が集積している花巻中心地区は、新たな医療機能や文化交流機能などを付加し、人口減少や高齢化の進行に対応した都市機能が集約した市街地として、花巻のにぎわい・活力を生み出す拠点、本市の中心的役割を担う地域としての市街地の形成を目標に定め、事業展開を図っています。

石鳥谷地区は、地域生活を支える総合的な都市機能の充実を図り、花巻駅周辺の中心拠点を補完する地域拠点の形成を目指すこととしています。

大迫地区や東和地区においては、既存商店街などの生活サービス機能が集積する地区などを中心に、商業施設や生活サービス施設などの存続により、地域の日常生活やコミュニティ活動の場となる生活拠点の維持・継続を目指すことを目標としています。

このように中心拠点や地域拠点、生活サービス拠点(地域の拠点)と既存集落を公共交通などでネットワークし、これらの拠点に行きやすい交通環境を充実させることで、自立可能な生活圏の実現を目指します。

② 将来都市構造の設定

将来都市構造の考え方を踏まえ、中心拠点や地域拠点などの拠点間を結ぶ交通ネットワークなどの軸を以下のように定めます。

■ 拠点：花巻市の活力を育み、地域生活づくりを支える地域

【中心拠点：花巻中心地区】

○中心市街地活性化に向けたまちづくりを進めている花巻中心地区は、交通利便性を活かし、商業・業務・文化・交流・居住機能などが複合し、地域、世代を超えて市民が集い、交流のなかから、花巻の文化、活力を育む拠点の形成を目指します。

○市民をはじめ高齢者が公共交通によりアクセスができるよう、公共交通によるネットワーク化を充実させ、より利便性の高い拠点周辺に居住を誘導していきます。

【地域拠点：石鳥谷地区】

○石鳥谷地区は、中心拠点を補完する拠点と位置づけ、大迫地区の拠点とも連携し、商業・業務機能など総合的な都市機能の充実や拡充により、中心拠点との地域相互の生活・交流を補完する拠点の形成を目指します。

○中心拠点同様、高齢者が公共交通によりアクセスができるよう、公共交通によるネットワーク化を推進し、利便性の高い駅周辺に居住を誘導していきます。

【生活サービス拠点（地域の拠点）：大迫地区、東和地区】

○中心拠点や地域拠点のほか、大迫地区や東和地区においては、周辺に散在する集落等を含め、日常生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ交流機能が充実した生活サービス拠点の形成を目指します。

○生活サービス拠点では、生活サービス機能を充実させるとともに、公共交通によるネットワーク化により、生活サービス拠点（地域の拠点）や中心拠点及び地域拠点との連携を強化させ、市民の生活環境の向上を目指します。

【観光レクリエーション拠点：葛丸ダム、早池峰ダム、田瀬ダム、台・花巻温泉広域公園、花巻南温泉、スポーツキャンプむら、高村山荘、胡四王山、戸塚森林公園】

○本市を代表する観光地や景勝地として、自然環境や歴史的・文化的景観を形成し、交流人口増や市民の余暇の充実のため、訪れやすい、利用しやすい環境整備を目指します。

【工業・流通拠点：花巻第一・二工業団地、花巻流通業務団地、花巻機械金属工業団地、産業団地】

○県南の産業集積の一翼を担い、地域経済を牽引する拠点として、利便性が高く活発な経済活動が営まれる工業・流通拠点の形成を目指します。

■ 軸：連携と交流を創造する交通網

【国土連携軸：東北自動車道、釜石自動車道、東北新幹線、東北本線、国道4号、県道山の神西宮野目線】

○広域的な産業活動や人的交流を支える国土の骨格となる交通軸

【都市連携軸：国道283号、国道396号、国道456号、（主）花巻北上線、（主）花巻大曲線、（主）盛岡和賀線、（主）花巻衣川線】

○盛岡都市圏や県南都市圏などとの都市間交通を支え、都市機能連携の基盤となる交通軸

【地域連携軸：県道石鳥谷大迫線、県道羽黒堂二枚橋線、県道花巻田瀬線】

○中心拠点や地域拠点、生活サービス拠点（地域の拠点）を結ぶ幹線道路の交通の円滑化などを図り、各サービス拠点が有する都市機能の連携促進を支える交通軸

【拠点連携軸：（主）盛岡大迫東和線、県道花巻田瀬線、県道下宮守田瀬線】

○中心拠点や地域拠点、生活サービス拠点、観光レクリエーション拠点を主要な公共交通でアクセスする交通軸

IV章 誘導区域の設定

1. 各種誘導区域・誘導施設の検証

まちづくり目標を実現するためには、市街地における一定の人口集積が必要であり、市街地を中心とした居住の集積を進め、都市機能を集約立地させていく取り組みを持続的に推進する必要があります。

そのため、今後も拡大した市街地を人口動態に応じて縮小し、まちなかの人口密度を維持していく集約型の都市構造への再構築を進めていきます。

具体的には、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、また、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に依存することなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等に容易にアクセスできるなど、日常生活サービスや行政サービスが身近に存在するコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進するための事業実施等を支援していきます。

そのため、各誘導区域において、民間施設の整備に対する支援や居住と誘導施設の緩やかな誘導を促進するとともに、当該区域に係る事前届出制度を適切に運用していきます。

なお、事前届出の際には、市域全体や既存施設の立地状況などを勘案し、適正な場所への立地誘導を図るため、引き続き事前協議（情報提供等）を行っていきます。

2. 誘導区域の設定の基本方針

本市では、平成28年6月策定の立地適正化計画（当初計画）で、「居住誘導区域」と居住誘導区域のなかに「都市機能誘導区域」を定めています。

このうち、居住誘導区域は、人口減少社会にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域であり、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活サービス拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域に該当します。

3. 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定方針

本市は、市町村合併により都市計画区域が広範囲になり、市街地も拡大してきたものの、そのなかの居住者は減少または範囲の拡大ほどには増加せず、「広く薄く」都市化が進行してきました。これらは花巻地域に限らず、大迫、石鳥谷、東和地域の中心部でもみられる傾向です。

居住誘導区域は、このような低密度な居住地の拡大を抑止し、人口の維持を図りながら徐々にその密度を高め、市街地、居住地としての機能を維持、向上させ、地域における公共投資や公共公益施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うことを目的に定めています。

居住誘導区域の対象エリアについては、将来都市構造で拠点として位置づけている花巻中心地区、石鳥谷地区、大迫地区及び東和地区のうち、用途地域内の「花巻中心地区」及び「石鳥谷地区」に定めています。

なお、居住誘導区域を定めない拠点については、日常生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能が充実した地域の生活サービス拠点（大迫地区、東和地区）として居住と都市機能の適正な誘導を図っていきます。ただし、東和地区の生活サービス拠点区域は、平成 29 年 8 月 18 日に用途地域が変更（縮小）されたことから、現在の用途地域を生活サービス拠点区域とします。

【居住誘導区域の設定の基本的な考え方】

- 用途地域（工業系用途地域、特別用途地区（商業系、工業系）を除く。）が指定されている区域
- 鉄道駅周辺や商業施設、医療施設などの都市機能、居住が集積（人口密度が高い地区）している中心拠点及び生活サービス拠点並びにその周辺区域
- 都市の中心拠点及び生活サービス拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活サービス拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 将来にわたり人口集積が見込まれる区域（R17 年人口密度 30 人/ha 以上）
- 合併前の旧町の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
- 市街地整備事業等により道路等の都市基盤施設が整っている区域
- 水災害（洪水、雨水出水）や土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）のリスクが低い、もしくは一定条件をもとに安全性を確保できる区域及び今後リスクの低減が見込まれる区域

図 東和地区の生活サービス拠点区域の変更

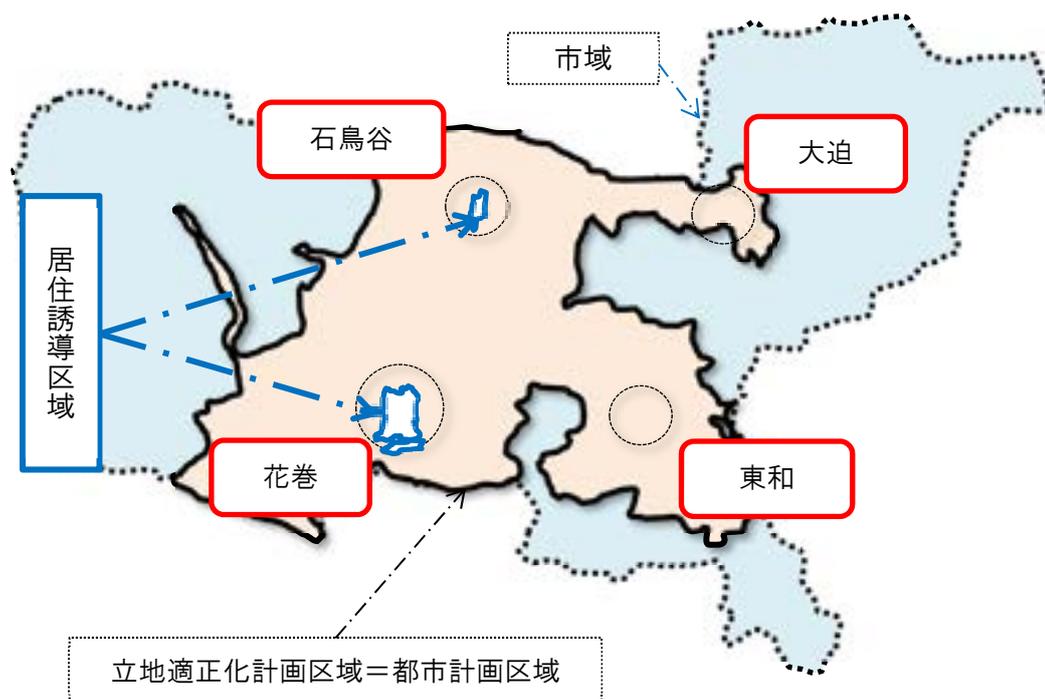


なお、居住誘導区域のエリアは、道路や公園、下水道などの生活基盤がおおむね整備され、既に生活に必要な機能や居住が一定程度集積している各地域の中心部を含むエリアを対象に、人口密度、将来の見通し、公共交通利用圏、土地区画整理事業区域などを踏まえて定めています。

また、既に居住誘導区域に指定されている区域についても、土砂災害や河川の氾濫等により深刻な被害が発生するおそれがある箇所については、危険の程度の予測などをもとに、居住誘導区域の見直しを検討します。

【具体的な区域の設定にあたって留意すべき事項】

- 将来的に人口減少が見込まれる本市においては、用途地域のなかでも特に人口密度の向上が見込めない地域、将来的に人口密度が低くなると想定される地域は居住誘導区域からの除外を検討します。
- 都市機能誘導区域へ誘導することが求められる医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該利用圏人口を勘案しつつ、居住誘導区域を検証します。



(2) 居住誘導区域の検証

居住誘導区域である花巻中心地区及び石鳥谷地区については、人口密度、公共交通利用圏及び将来の見通しを勘案しつつ、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営を効率的に行う区域に該当するか検証を行います。また、道路や下水道などの生活基盤インフラの整備進捗状況、生活に必要な機能や居住の集積状況とともに、各種災害に対し、安全性が確保できるかといった地域の災害リスクを勘案して区域を検証します。

なお、居住誘導区域の設定にあたっては、以下の条件を満たすエリアを設定します。

【居住誘導区域設定条件】

- ① 用途地域内かつ既成市街地（昭和45年のD I D区域）で一定の人口密度の維持が可能な区域
- ② 公共交通の利用が可能な区域（公共交通利用圏域：鉄道駅 1,000m、バス停 300m）
- ③ 土地区画整理事業が完了もしくは事業中の区域
- ④ 商業、医療、福祉、子育てなどの様々な生活サービス施設が集積している区域（商業地域等周辺）

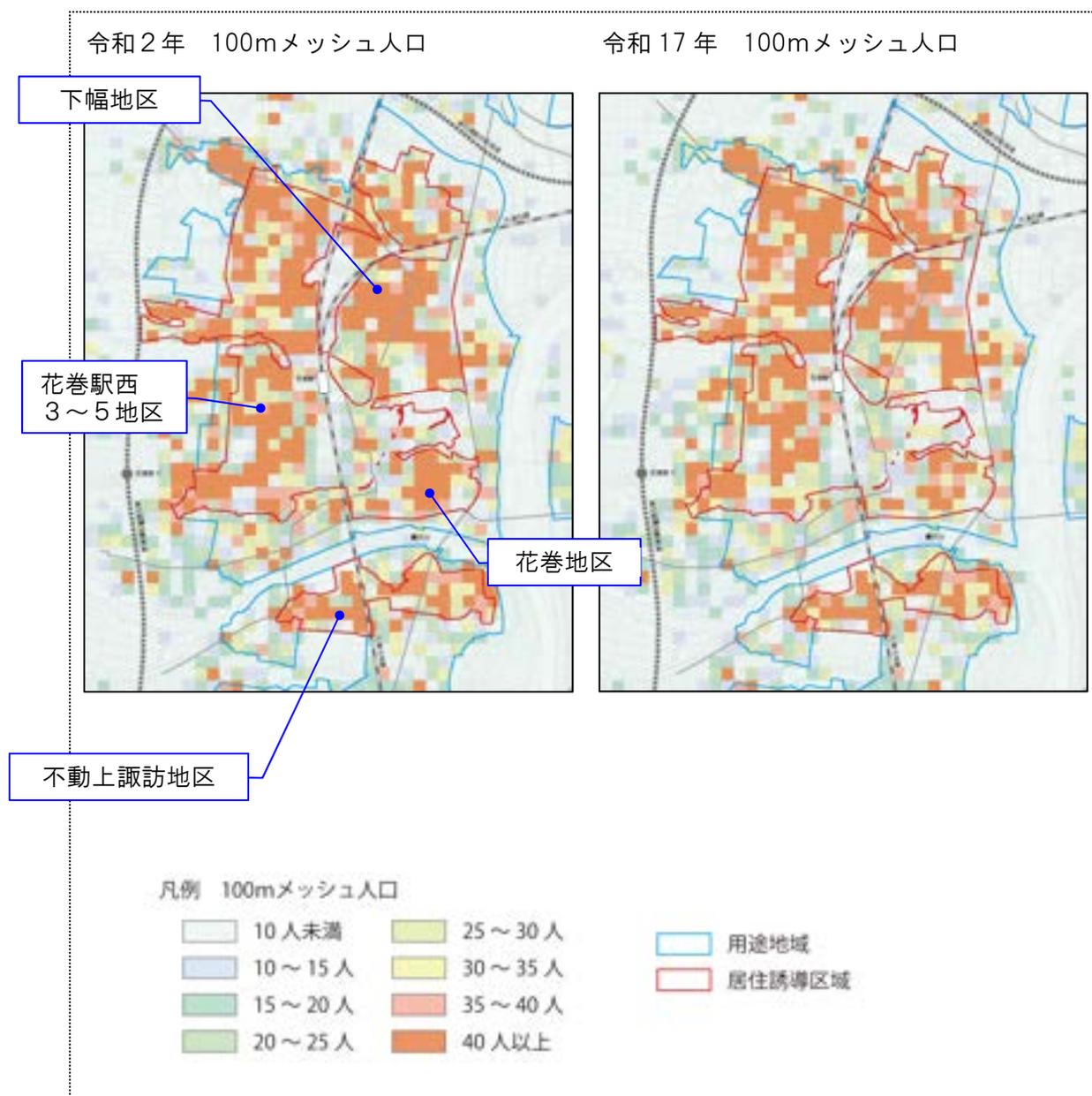
《居住誘導区域に含めない区域》

- ① 土砂災害特別警戒区域
- ② 土石流危険渓流
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域（ただし、急傾斜地崩壊防止工事の施工、または急傾斜の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く）
- ④ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、過去洪水区域のうち、避難体制、災害防止・軽減のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、一部適切でないと判断される区域
- ⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域
- ⑥ 一団の非可住地（公共用地、教習所など）
- ⑦ 居住を誘導することが困難な工業地域及び工業専用地域、住宅を制限している特別用途地区が指定されている区域
- ⑧ 用途地域が指定されているものの、農地等の非都市的利用地が多く介在している区域で、用途地域の廃止を予定している区域

(3) 花巻中心地区における居住誘導区域の検証

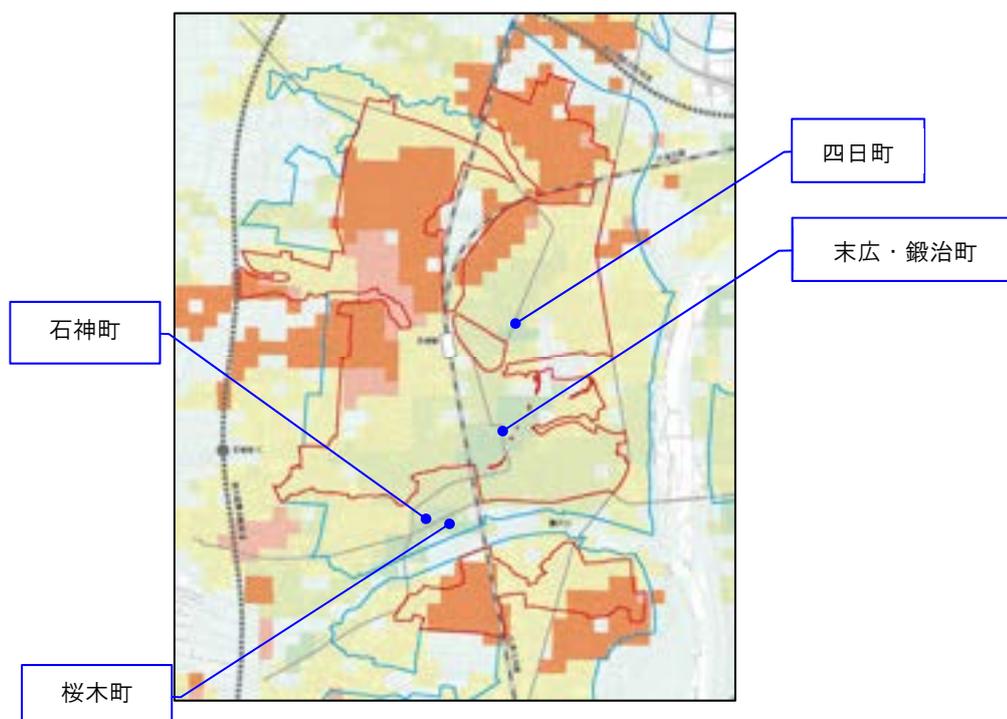
1) 人口密度

令和2年の人口密度（40人/ha）が高い地域は、土地区画整理事業が施行された花巻駅西第3～5地区、下幅地区、不動上諏訪地区、花巻地区（一部）となっており、令和17年の居住誘導区域では40人/haを下回る100mメッシュも増加していますが、総人口の減少が予測されるなかで、おおむね現状の人口密度を維持できる予測結果となっています。

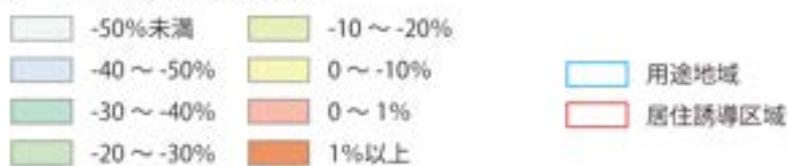


令和2年から令和17年の間で人口減少が著しい地区（-20～-30%減）は、末広・鍛冶町周辺及び四日町、桜木町、石神町となっており、中心市街地の空洞化が懸念されます。

令和2-17年 100mメッシュ人口増減率

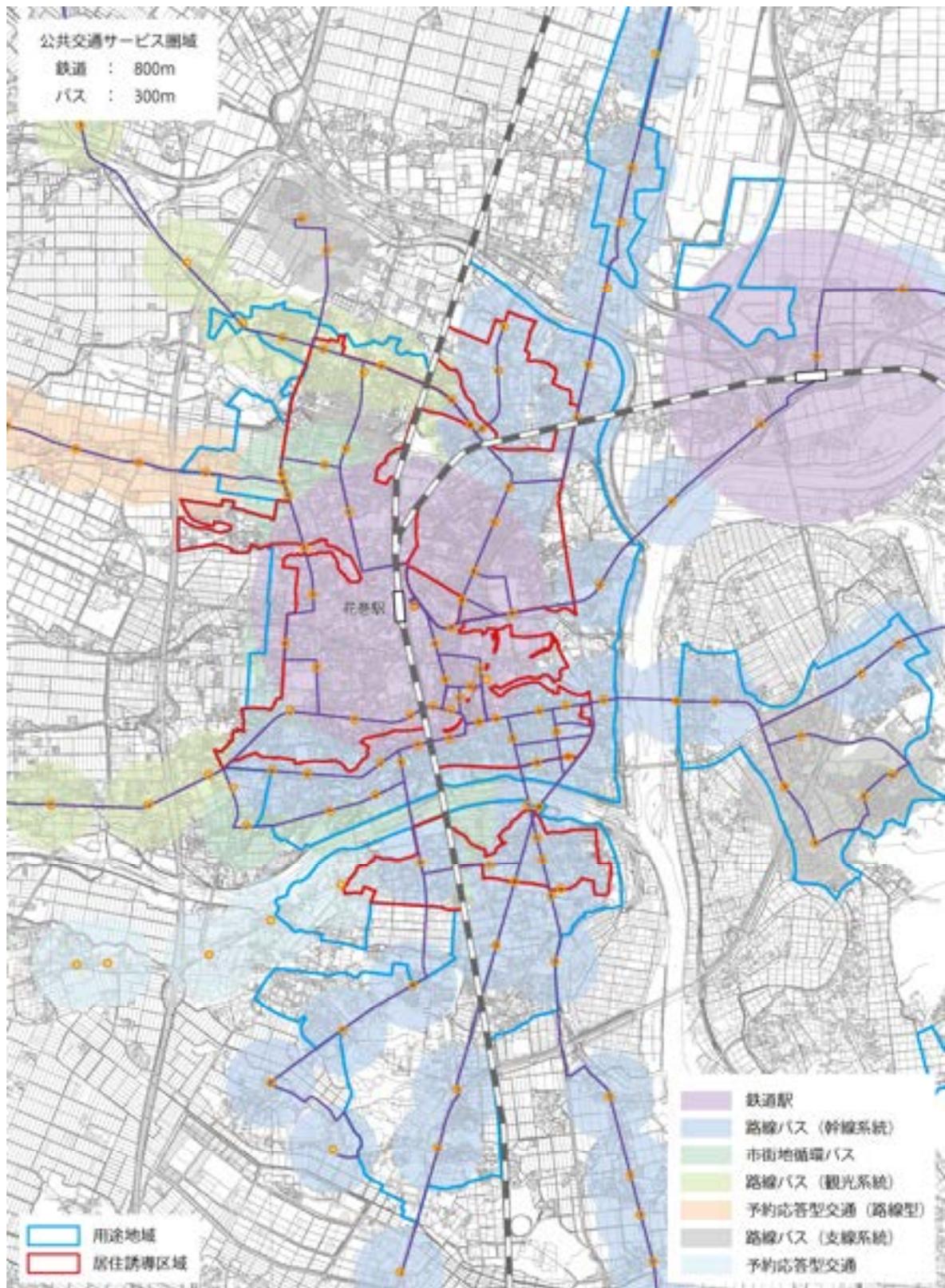


凡例 100mメッシュ人口増減率



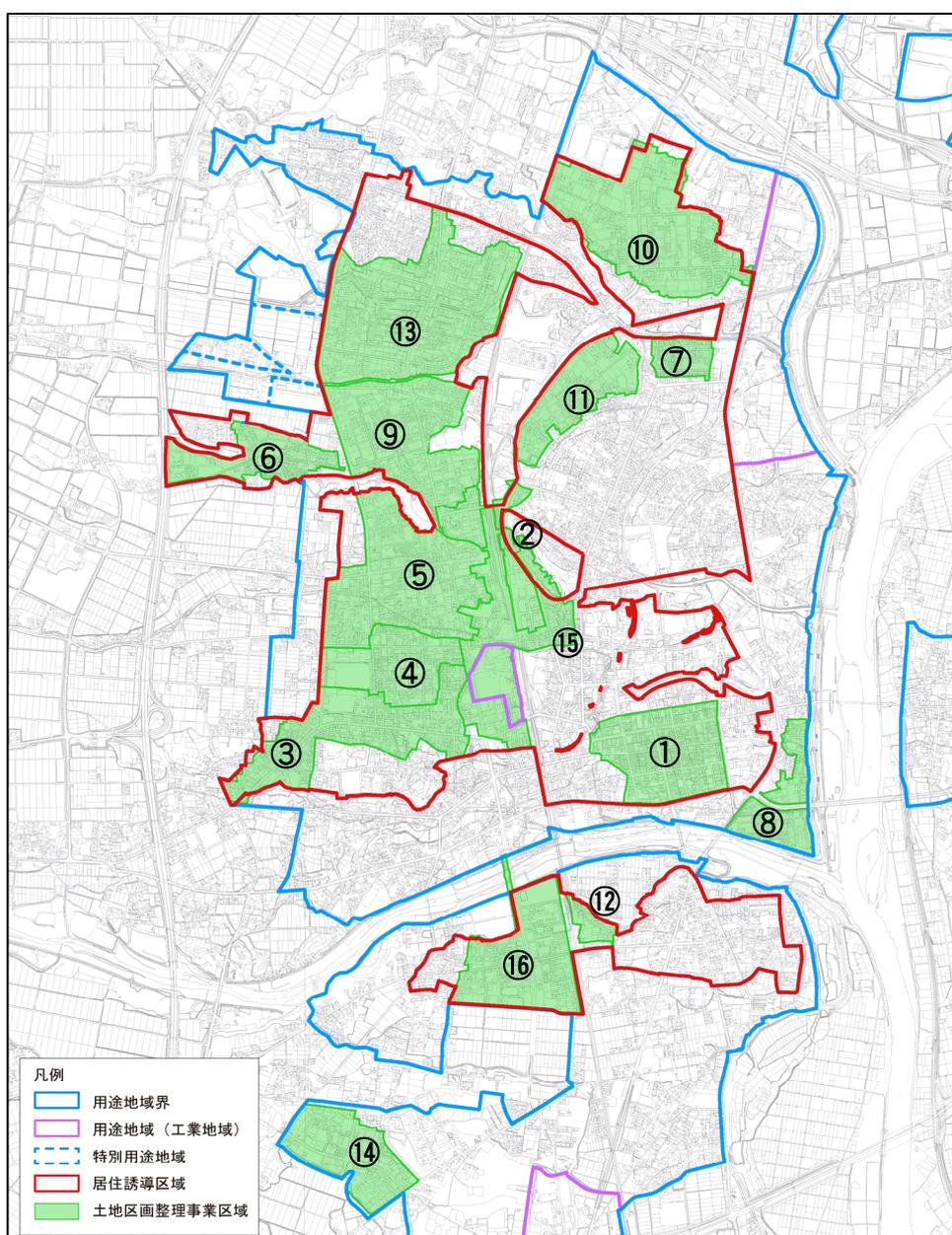
2) 公共交通サービス圏

居住誘導区域は、鉄道・バスによる公共交通サービス圏域におおむね含まれています。



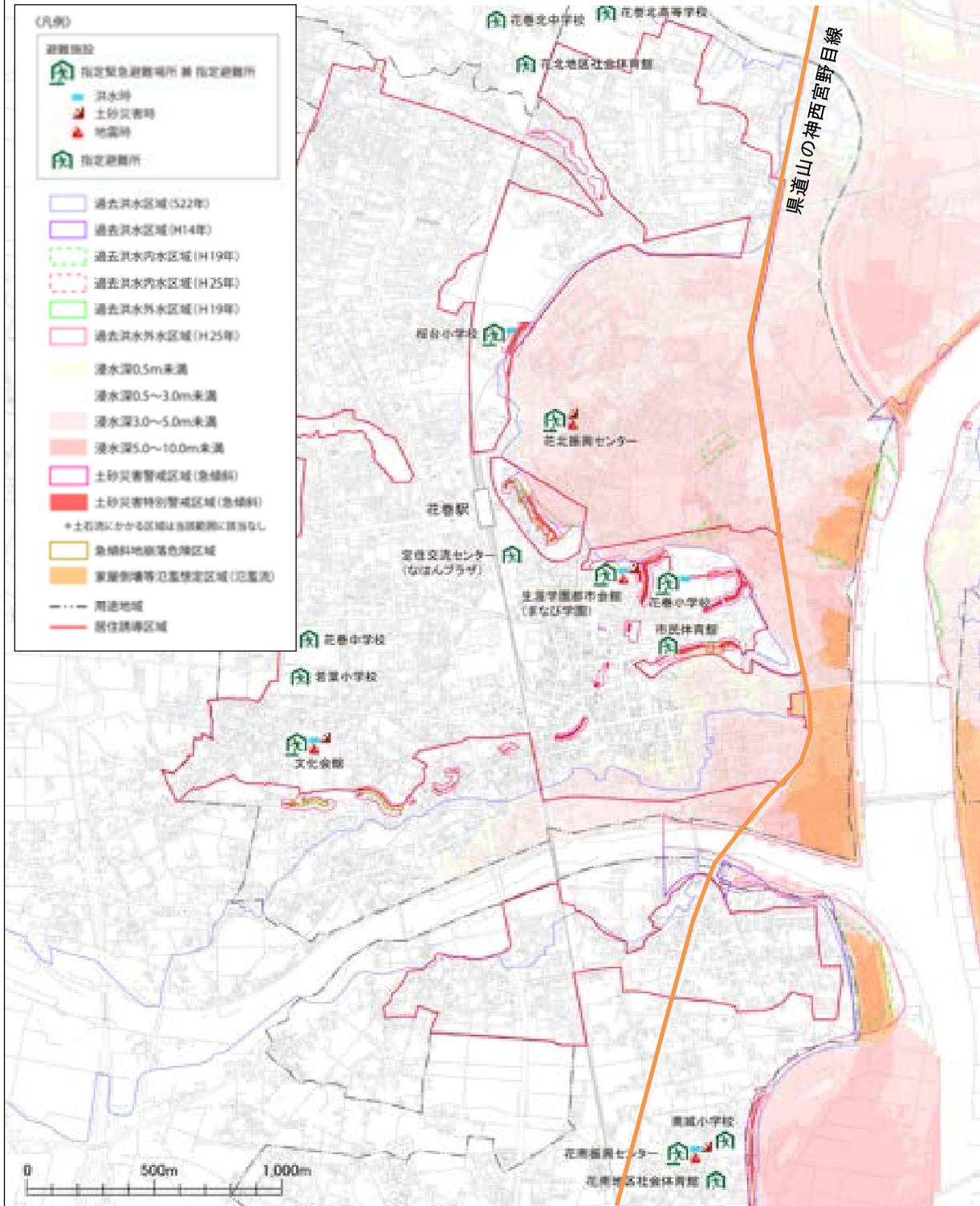
3) 土地区画整理事業

番号	事業地区名	施行年度	番号	事業地区名	施行年度
①	花巻	S23～ S31	⑨	花巻駅西第四	S52～ S61
②	花巻駅前	S26～ S34	⑩	本館	S55～ S62
③	花巻駅西	S38～ S48	⑪	下幅	S56～ S60
④	花巻駅西第二	S43～ S45	⑫	桜町一丁目	S57～ S59
⑤	花巻駅西第三	S45～ S51	⑬	花巻駅西第五	S59～ H3
⑥	花巻駅西松雲台	S48～ S51	⑭	諏訪	S61～ H3
⑦	四日町北	S51～ S53	⑮	花巻駅周辺	H1～ H7
⑧	高田	S52～ S55	⑯	不動上諏訪	H6～ H14



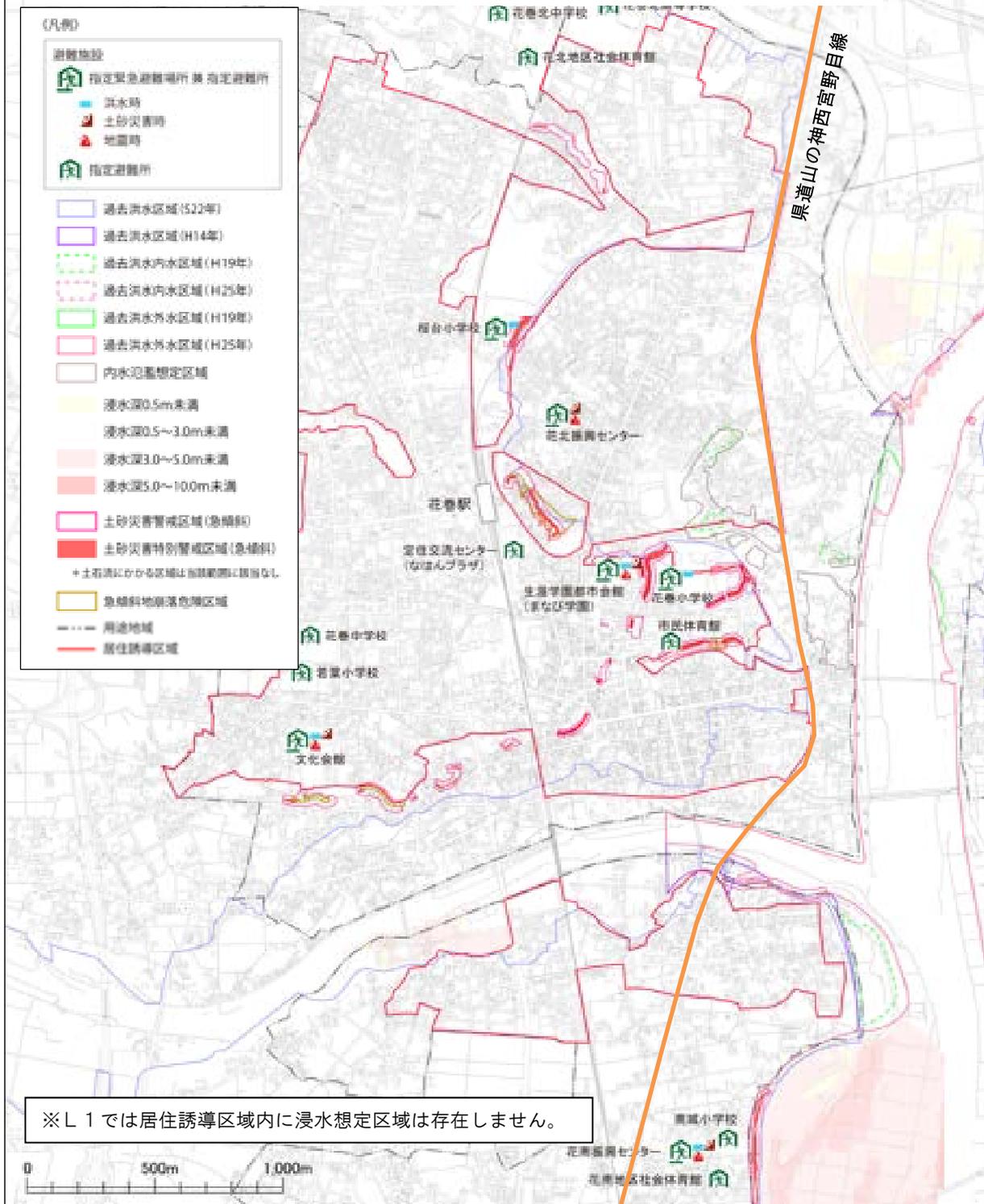
4) ハザードマップ

浸水深L2版：水防法に定められた各水系の『想定し得る最大規模の降雨』を前提とする。1,000年に1度程度の確率（0.1%以下）



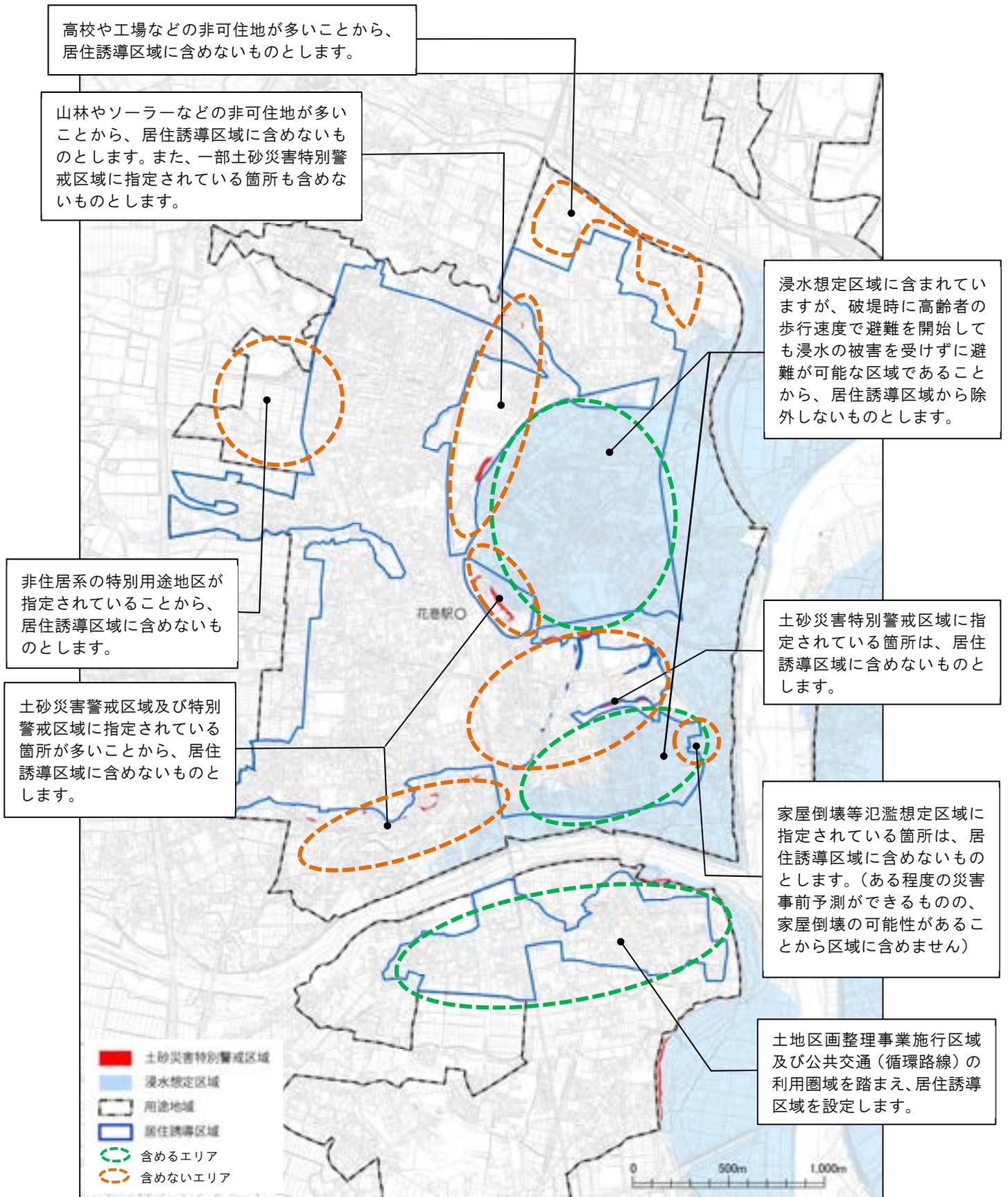
※上記のハザードマップは令和3年3月時点
 上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

浸水深L1版：河川法に基づく河川整備基本方針の目標降雨『計画規模降雨』を前提とする。150年に1度程度の確率（0.7%以下）



※上記のハザードマップは令和3年3月時点
 上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

《居住誘導区域（花巻中心地区）》

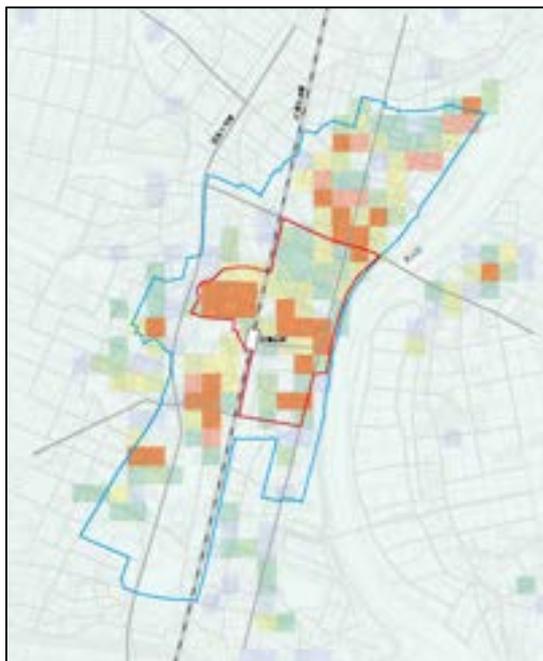


※上記のハザードマップは令和3年3月時点
 上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

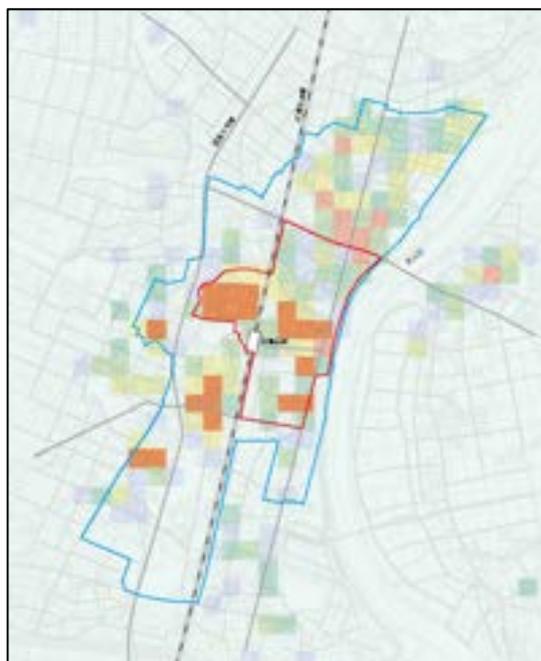
(4) 石鳥谷地区における居住誘導区域の検証

1) 人口密度

令和2年 100mメッシュ人口



令和17年 100mメッシュ人口

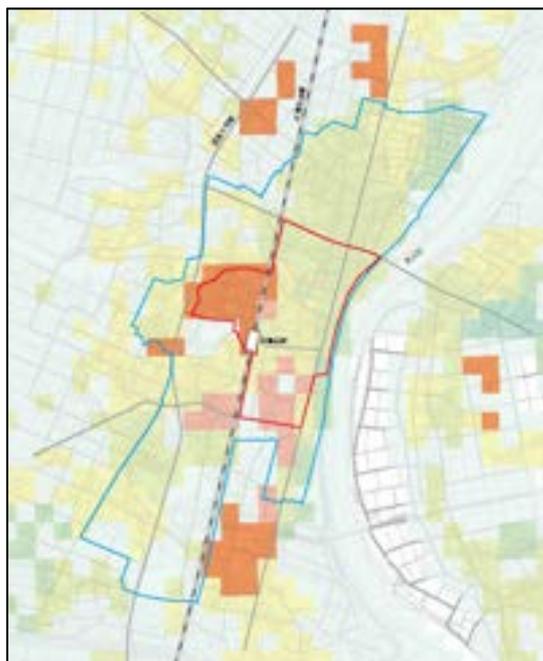


凡例 100mメッシュ人口

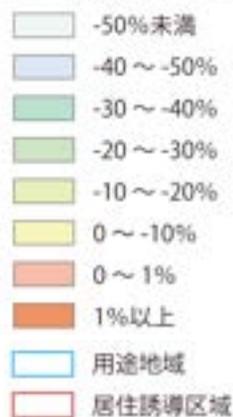


石鳥谷地区では、令和2年の人口密度が40人/ha以上の区域が石鳥谷駅周辺等に見られるものの、20人/haを割り込む低密度の区域も含まれています。令和17年には、40人/ha以上の区域はほぼ維持されますが、その周辺部では人口密度の低下が予想されます。

令和2-17年 100mメッシュ人口増減率

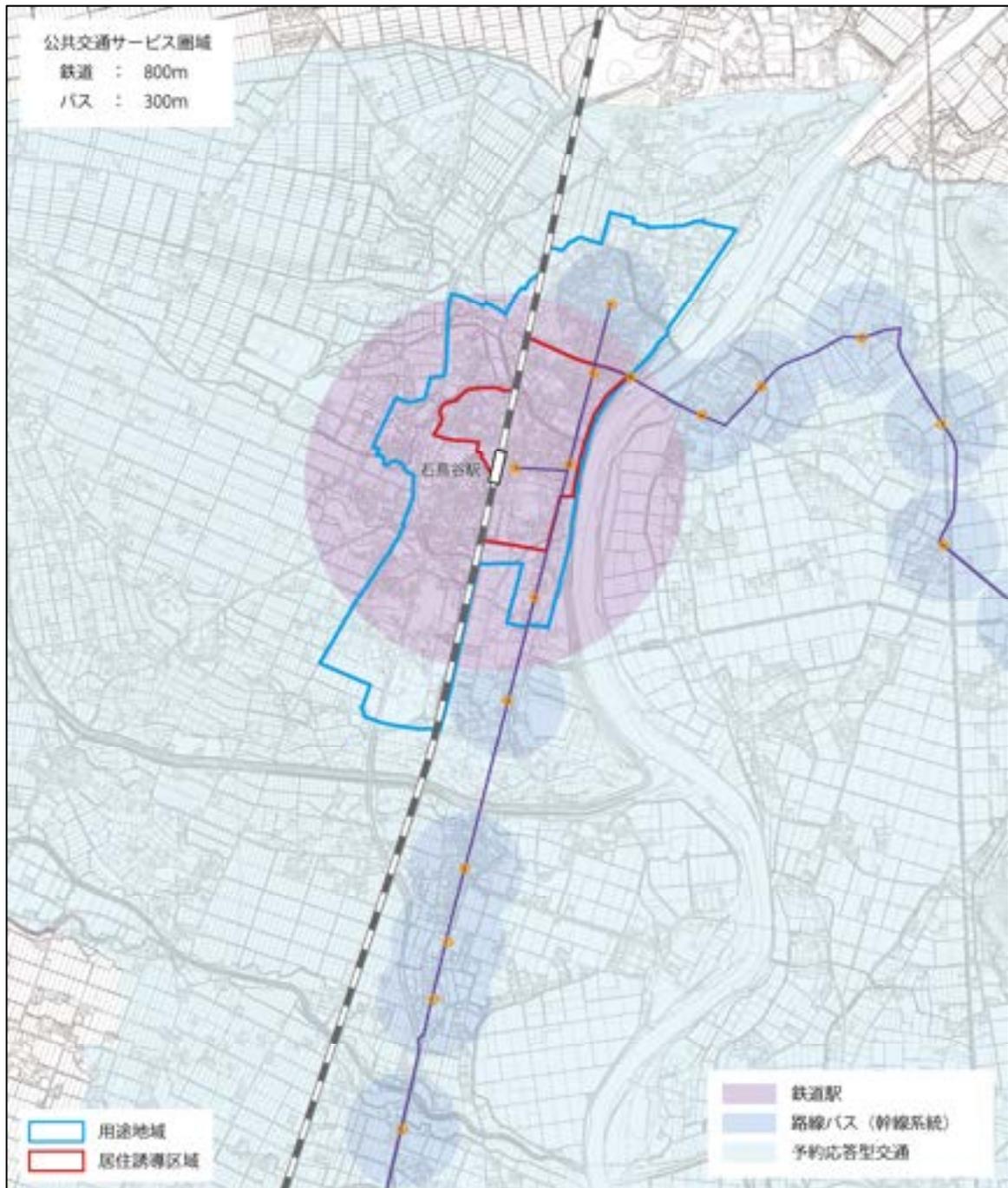


凡例 100mメッシュ人口増減率



2) 公共交通サービス圏

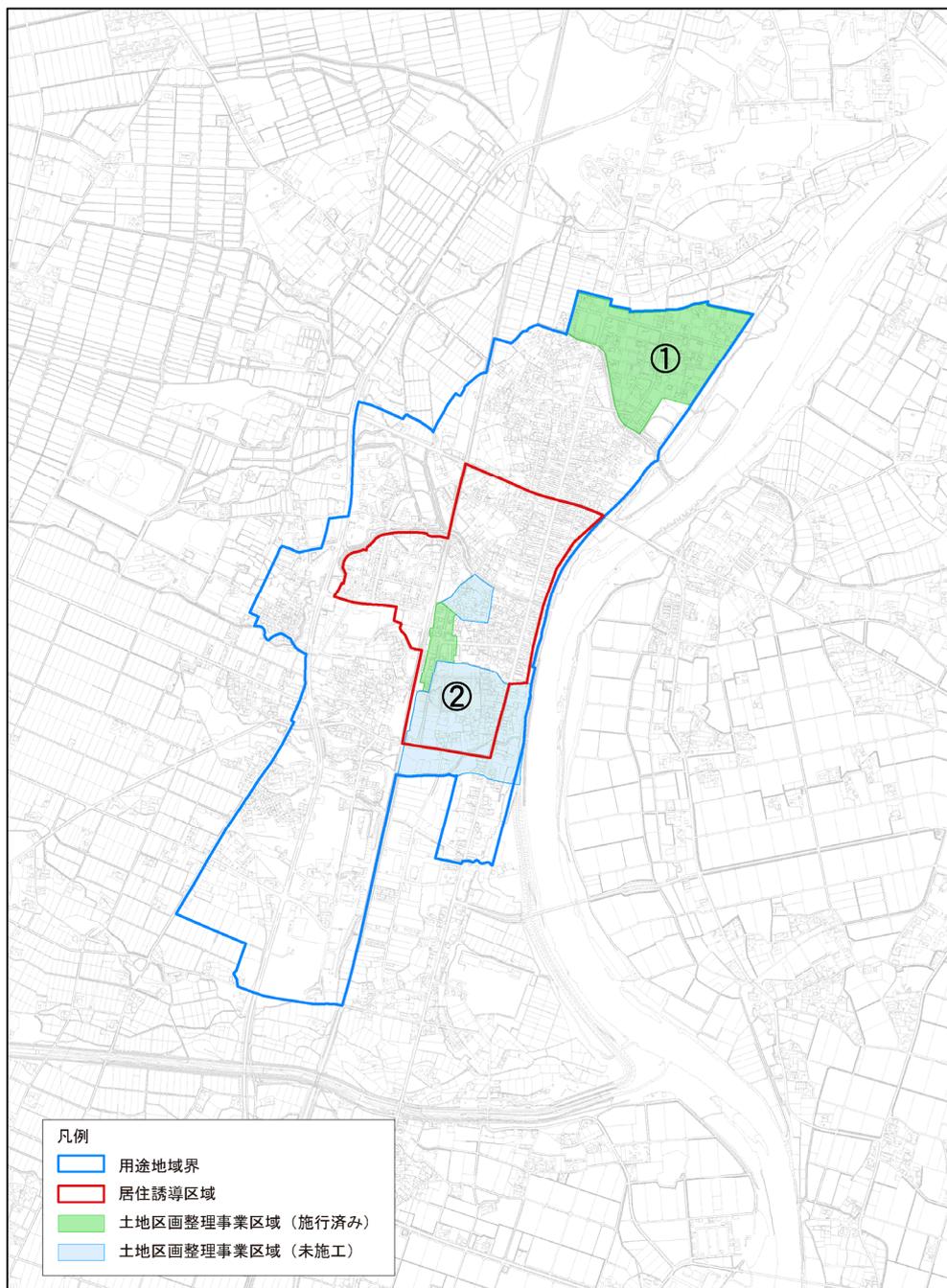
石鳥谷地区における鉄道・バスによる公共交通サービス圏をみると、居住誘導区域全域が公共交通サービス圏域に含まれています。



3) 土地区画整理事業

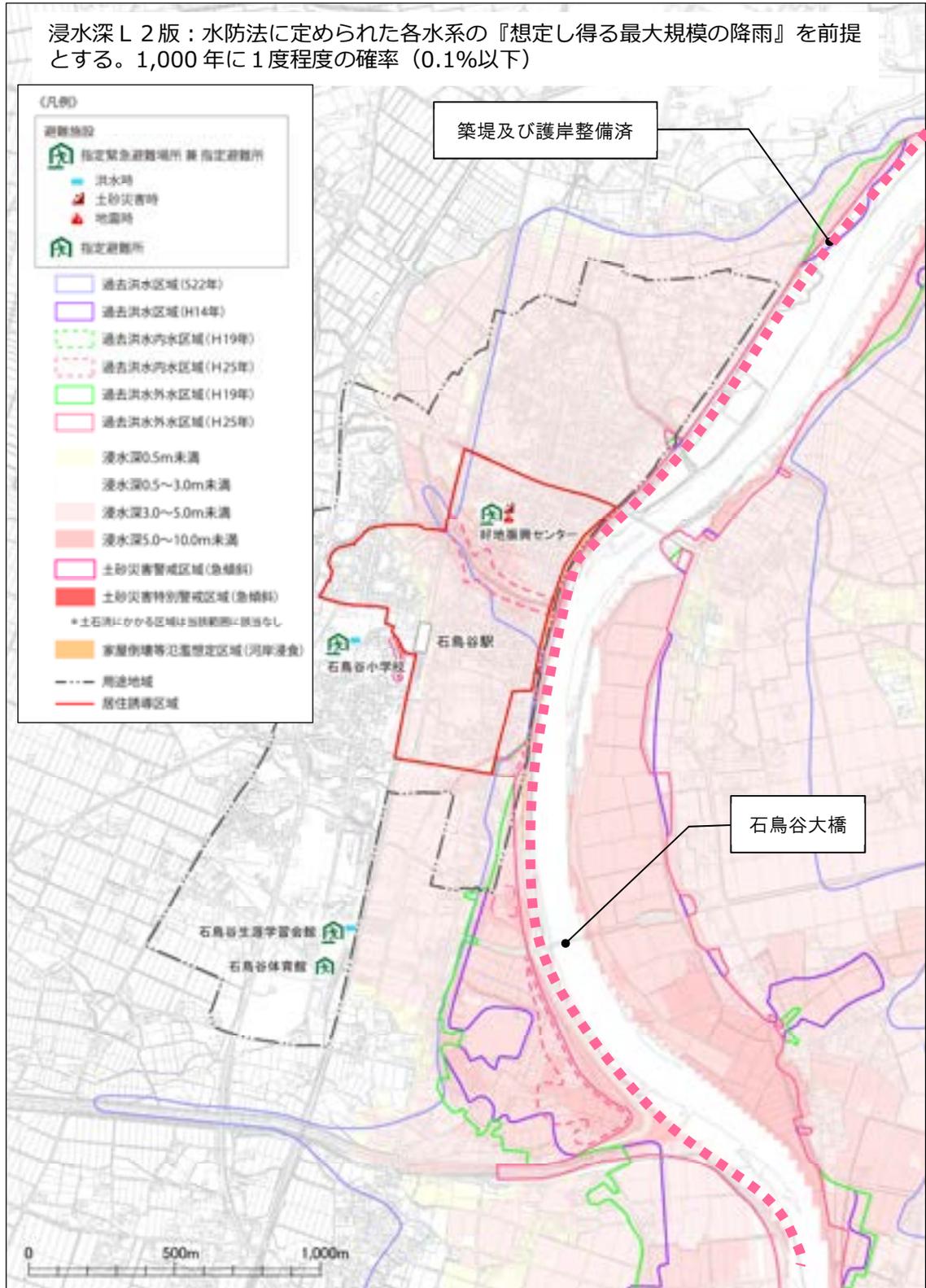
石鳥谷駅周辺(用途地域内)においては、J R東北本線東側で2地区の土地区画整理事業を施行しており、事業区域内外での人口密度の差はみられません。

番号	事業地区名	施行年度
①	上口	S57~H2
②	石鳥谷駅前	S5~H18



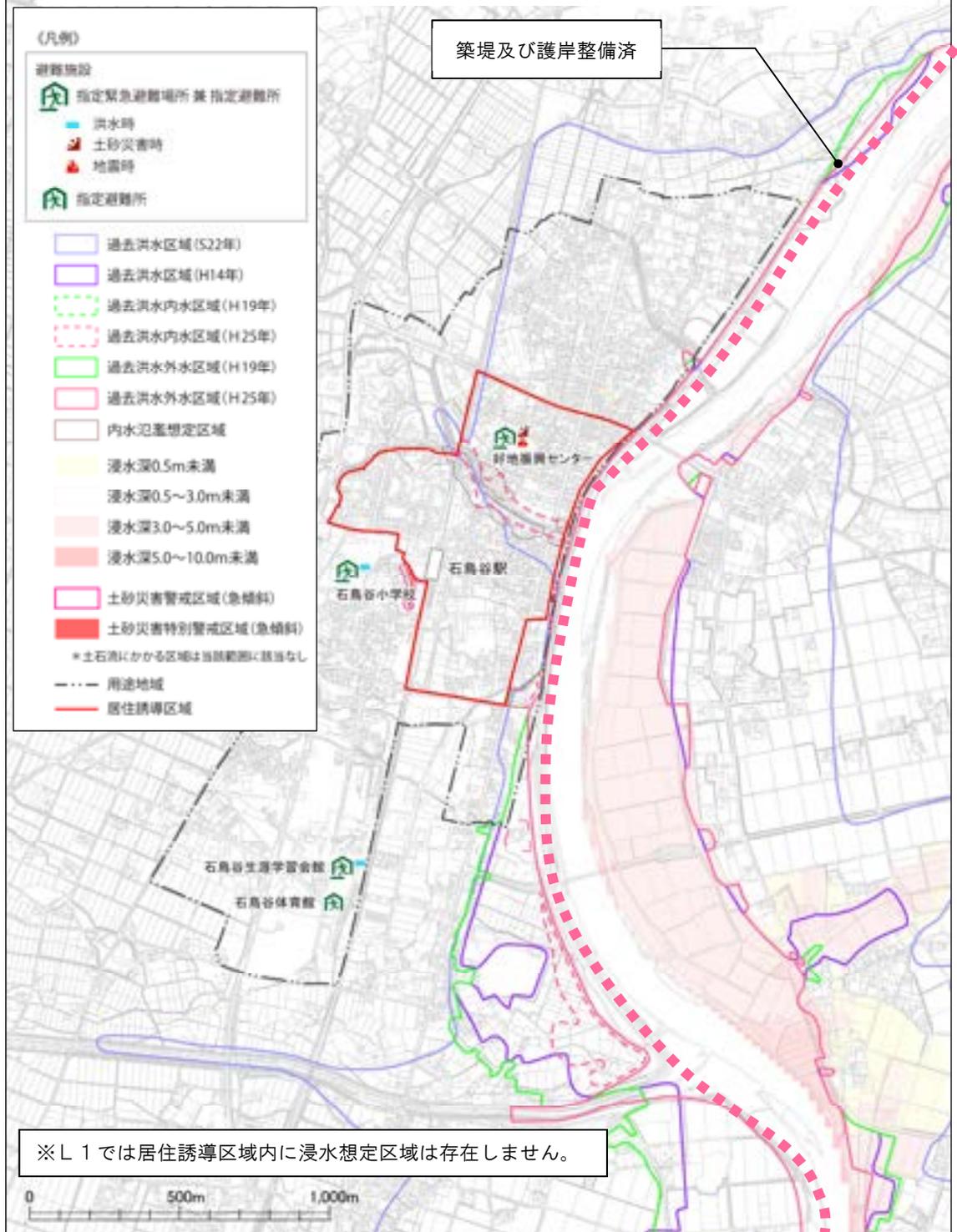
4) ハザードマップ

L2では、石鳥谷駅東側及び北側の市街地が浸水想定エリアに含まれており、平成14年及び19年に北上川の洪水氾濫による浸水被害が起きた経緯があるものの、石鳥谷大橋上流部及び下流部には堤防が整備されており、浸水被害は少ないものと想定されます。



※上記のハザードマップは令和3年3月時点

浸水深 L 1 版：河川法に基づく河川整備基本方針の目標降雨『計画規模降雨』を前提とする。150年に1度程度の確率（0.7%以下）



※上記のハザードマップは令和3年3月時点
上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

《居住誘導区域（石鳥谷地区）》



※上記のハザードマップは令和3年3月時点
上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

(5) 防災指針

近年、気候変動の影響を受けて、降水量の増加、集中化により、水災害(洪水、雨水出水、土砂災害)が頻発化、激甚化しており、災害対策として、国土強靱化地域計画等の計画策定、防災対策事業や防災支援施策の展開により、安全・安心して住み続けられる都市づくりを推進しています。

本計画においても、災害リスクの抑制、居住誘導区域における防災・減災対策の取り組み方針を防災指針として定めます。

1) 災害リスクの整理

① 災害の分類と本計画で対象とする災害

防災指針では、居住誘導区域を対象として、各種の自然災害に対するリスクの分析、整理を行います。災害にはいろいろな種類がありますが、ここでは居住誘導区域内に存在する水災害のリスクを主体、地震災害のリスクを参考として、防災の考え方を示します。

災害の種類は以下に分類されます。

表 災害の分類 : 本計画で対象とする災害

災害の分類		概要	
自然災害	気象災害	風害	台風、突風、竜巻による災害
		水害(水災害)	大雨、豪雨による災害(洪水、雨水出水、津波、高潮、土砂災害)
		雪害	大雪・雪崩・吹雪等による災害(交通障害、施設の損壊等)
		雷害	落雷による災害
		その他の気象災害	ひょう害、干害、乾燥害、視程不良害、冷害、霜害、塩風害、寒害、日照不足害
	地震・火山災害	地震災害、津波災害	地震を起因とする災害
		火山災害	火山の噴火による災害(溶岩流、火砕流、火山噴出物等)
事故災害	海上災害	船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生または船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発による災害	
	航空災害	航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等が発生する災害	
	鉄道災害	鉄軌道における列車の衝突等による災害	
	道路災害	豪雨や豪雪による災害(落石・崩壊、岩石崩壊、土石流、地すべり等を含む)、地震による災害(道路施設の破断、崩壊、液状化現象による被害、津波による道路に被害)	
	原子力災害	原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害	
	危険物等災害	消防法の危険物、高圧ガス、毒物・劇物の漏えい・流出等による多数の死傷者の発生や石油コンビナート等特別防災区域における危険物の流出、火災、爆発による災害	
	大規模火事災害	大規模な火事、危険物の漏えい・流出、爆発等による公共土木施設、建築物等の被災等の災害	
その他の災害	林野火災	山林等の火災による災害	
	特殊災害	テロ等による災害	

表 水災害、地震災害の分類 : 本計画で対象とする災害

災害の分類			概要	
自然災害	水災害	水害	洪水 (外水氾濫)	河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出ること
			雨水出水 (内水)	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨などにより、河川外における住宅地などの排水が困難となり浸水すること
			津波	海底で発生する地震に伴う海底地盤の隆起・沈降や海底の地滑りより発生する異常に大きな波
			高潮	台風など強い低気圧の来襲により波が高くなると同時に海面の水位が上昇する現象
	土砂災害	土砂害	がけ崩れ (急傾斜地崩壊)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
			地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象
			土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
地震災害		地震	地震を起因とする災害	

表 災害リスクのある区域の指定 (● : 居住誘導区域内に存在する指定区域)

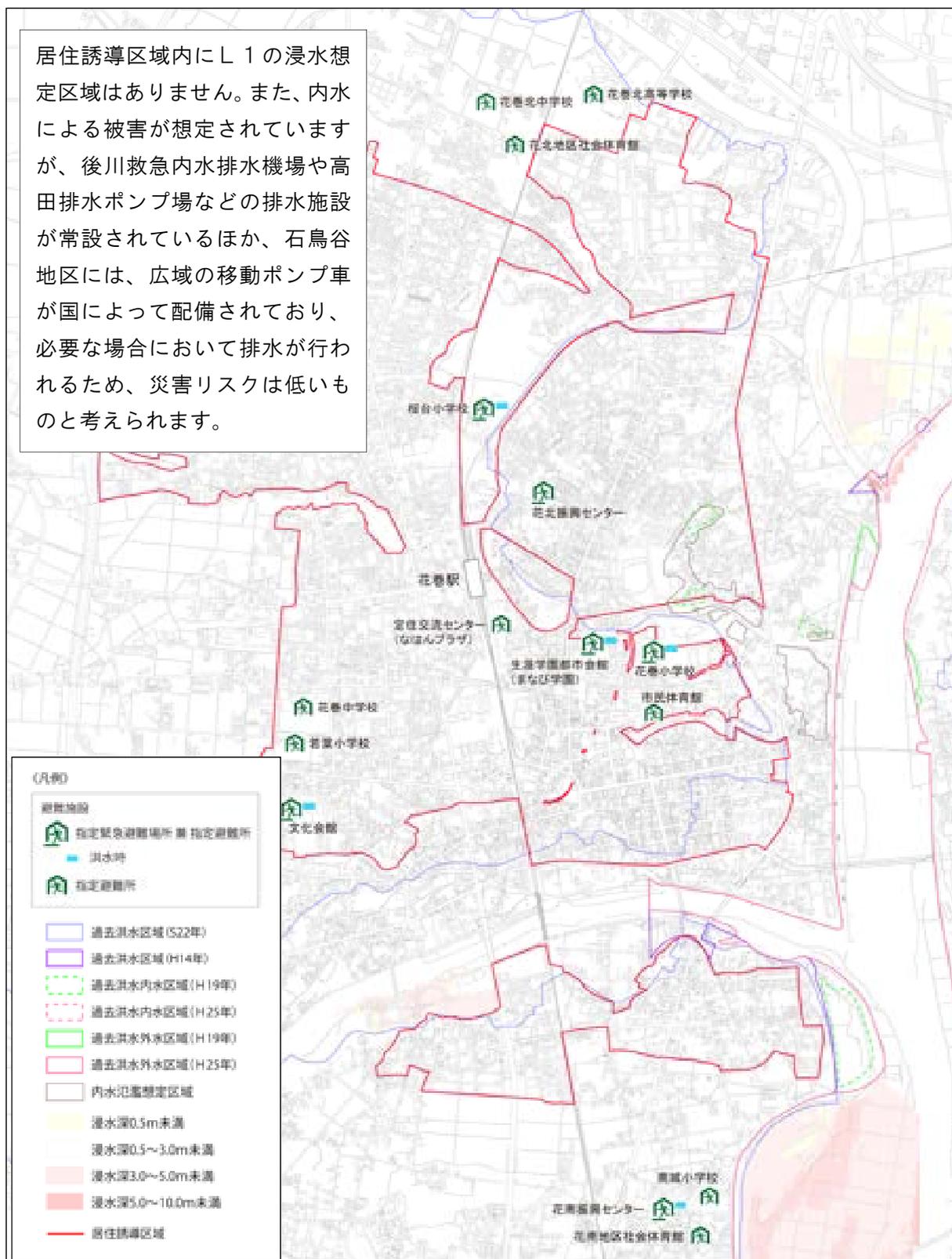
	区域名	根拠法	指定区域の内容
災害レッドゾーン	災害危険区域	建築基準法 第39条	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを条例で定める
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
	地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条	地すべりが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあるとともに、地すべりを誘発する形質変形行為が制限される区域
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条	急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域
災害イエローゾーン	●土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7条	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域
	●洪水浸水想定区域	水防法 第14条 水防法施行規則第2条	国や都道府県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域(洪水浸水想定区域図として、区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を表示)
	●雨水出水浸水想定区域(内水)	水防法 第14条の2	想定最大規模降雨により、排水施設に雨水を排除できなくなった場合、または排水施設から河川・公共の水域・海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域
	●家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水浸水想定区域図作成マニュアル P2	家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域

② 各種災害リスク

居住誘導区域内における災害リスクとして、水害（外水・内水）、土砂災害、地震災害があげられます。また、避難所までの避難時間が確保できているかも分析します。

■水害（外水、内水） / L1

《花巻中心地区》



※上記のハザードマップは令和3年3月時点

■水害（外水）、家屋倒壊等氾濫想定区域／L 2

《花巻中心地区》



※上記のハザードマップは令和3年3月時点

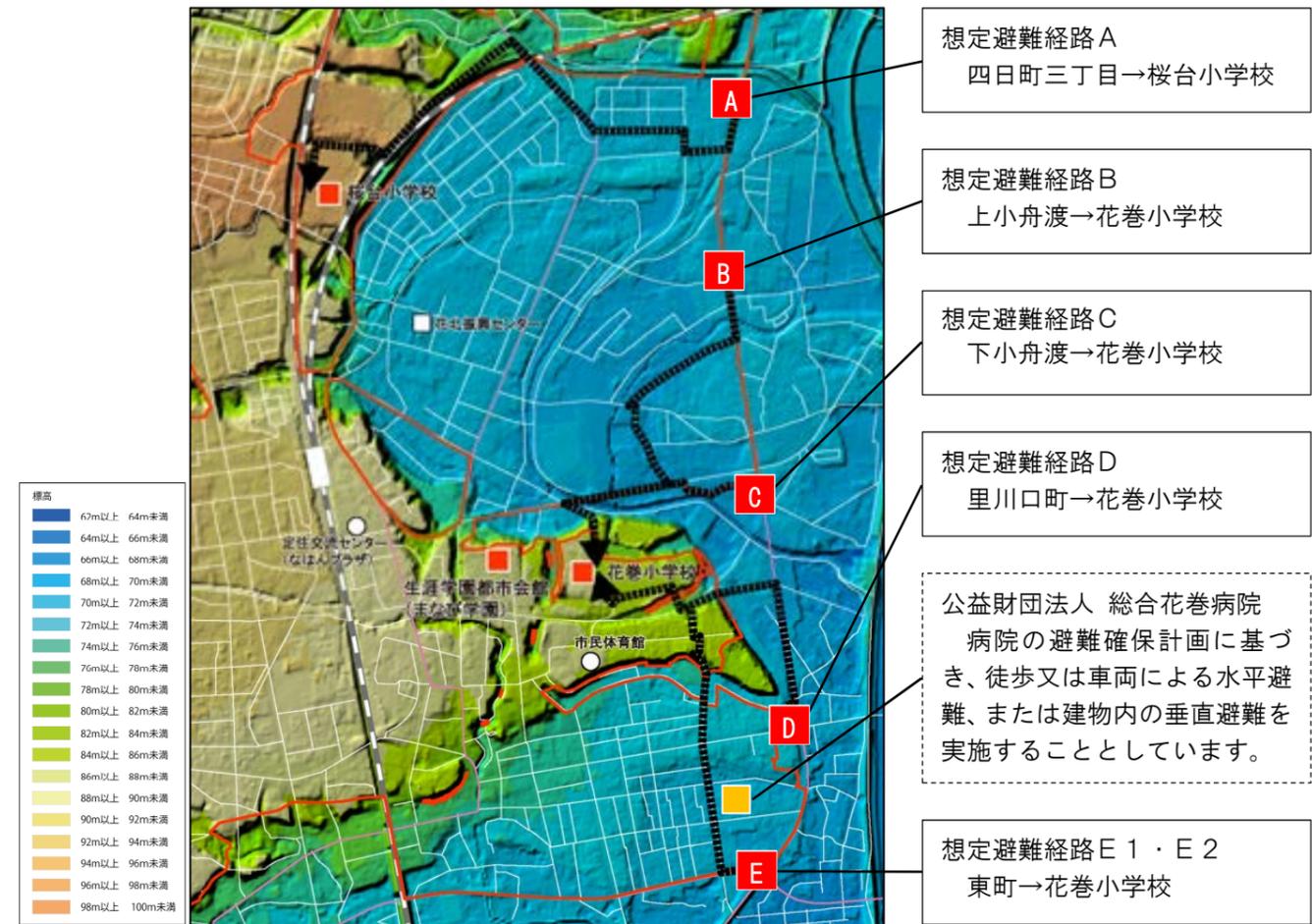
■ 浸水時の災害リスク、L2（想定し得る最大規模の降雨1,000年に1度程度の確率（0.1%以下）での検討

① 災害リスク検討エリアの抽出

居住誘導区域（花巻中心地区）には、L2想定における浸水想定区域が存在します。破堤前の事前避難が望ましいですが、今回は破堤時に避難を開始した場合の災害リスクを検討しています。標高が低く河川に近い「四日町三丁目、上小舟渡、下小舟渡、里川口、東町付近」から指定緊急避難場所までの避難時間を算定し、浸水時の災害リスクを確認しました。

② 想定される避難経路の設定

洪水時における指定緊急避難場所は、桜台小学校、生涯学園都市会館、花巻小学校の3箇所（赤■）となっています。居住誘導区域内において、河川に近い5箇所の地点（避難に時間がかかると考えられるA～E）から避難場所への最短経路を算定すると、下図に示す「黒破線」となり、これを避難経路と想定しました。



③ 避難速度の設定

避難経路には傾斜があり、平面上の計測距離では、実際の避難時間よりも短く算定されるため、各避難経路の高低差を考慮して避難時間を算出しました。

なお、避難速度は国交省・内閣府の原単位（右表）を用い、なるべく安全側の指標を算出するため、右表の最低値の高齢者かつ勾配ありの避難速度としました。これにより、今回の避難時間算出に用いる避難速度は、平坦部 54.6m/分、傾斜部 42.6m/分と設定しました。

想定避難者	m/分 (最低値)	m/分 (最高値)
一般	60.0	78.0
高齢者	54.6	62.4
一般（勾配5～20%）	46.8	62.4
高齢者（勾配5～20%）	42.6	49.9

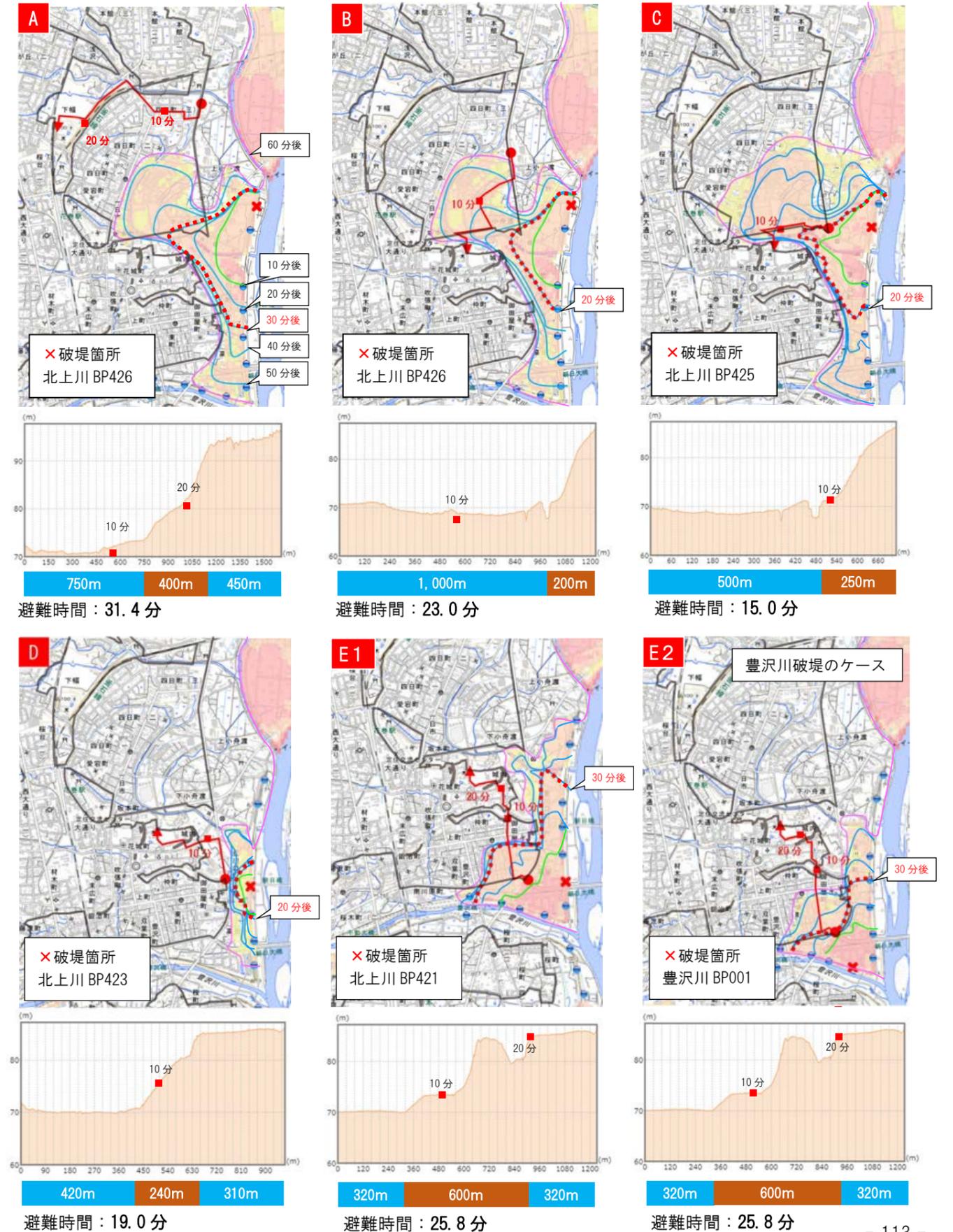
※高齢者勾配有は想定
資料：国交省「津波防災まちづくりの計画策定にかかる指針」
内閣府「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」

④ 避難距離の算定

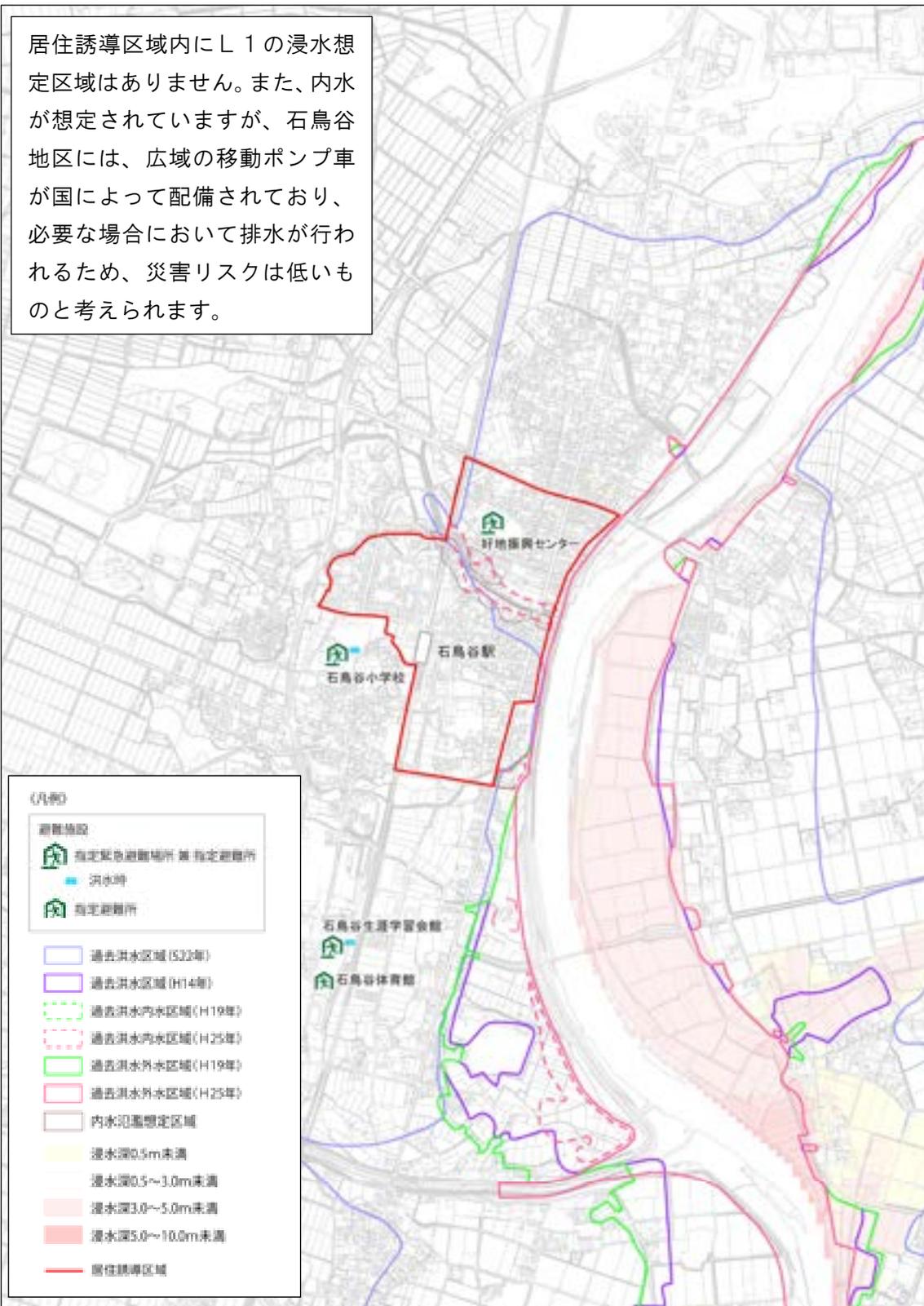
避難時間算定時に勾配部の避難速度を反映するため、避難経路の高低差をGIS（地理情報システム）上で計測してグラフ化すると、右図のような平坦部（水色）と勾配部（茶色）の距離になります。

⑤ 浸水進行範囲と避難時間

前述のとおり、破堤時に避難を開始し、高齢者の避難速度で想定避難経路を通って避難することを考慮した結果、下図A～E2の通り避難開始から浸水の被害を受けずに最寄りの指定緊急避難場所へ避難可能であると想定されます。



《石鳥谷地区》



※上記のハザードマップは令和3年3月時点

■水害（外水）、家屋倒壊等氾濫想定区域／L 2

《石鳥谷地区》

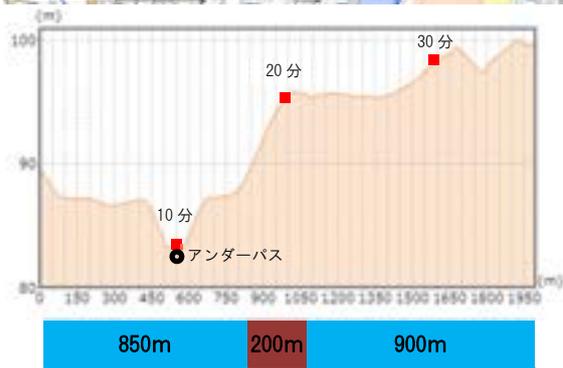
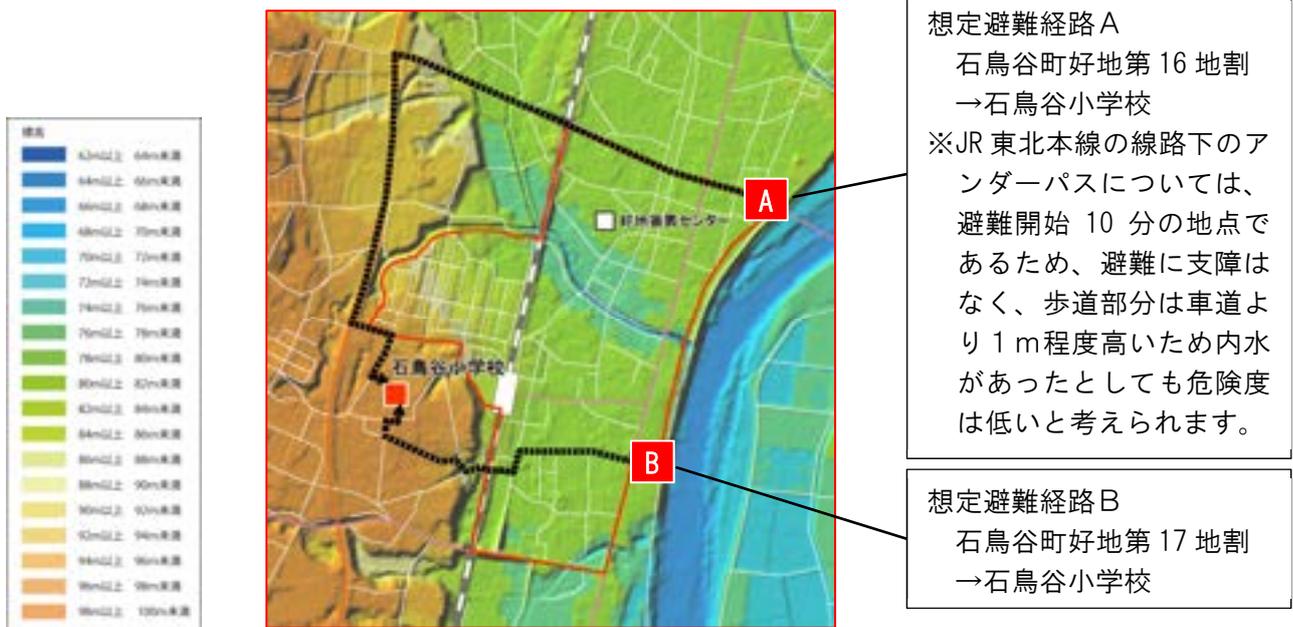


※上記のハザードマップは令和3年3月時点

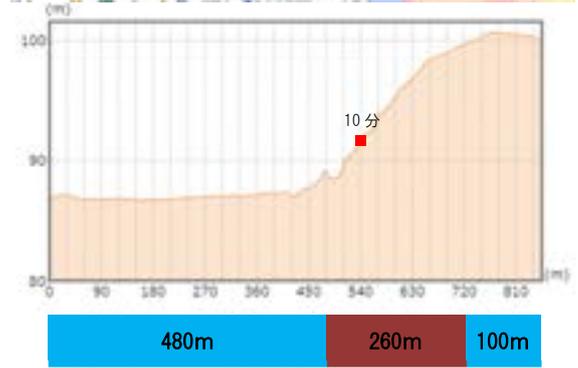
■浸水時の災害リスク、L2（想定し得る最大規模の降雨、1,000年に1度程度の確率（0.1%以下））での検討

① 災害リスク検討エリアの抽出

居住誘導区域（石鳥谷地区）には、L2想定において浸水想定区域があり、北上川から近い「好地第16地割、好地第17地割」から洪水時における指定緊急避難場所（石鳥谷小学校）への避難時間を、花巻中心地区（P113）と同様に算定し、浸水時の災害リスクを確認した結果、下図A、Bの通り避難開始から浸水の被害を受けずに最寄りの避難場所へ避難可能であると想定されます。



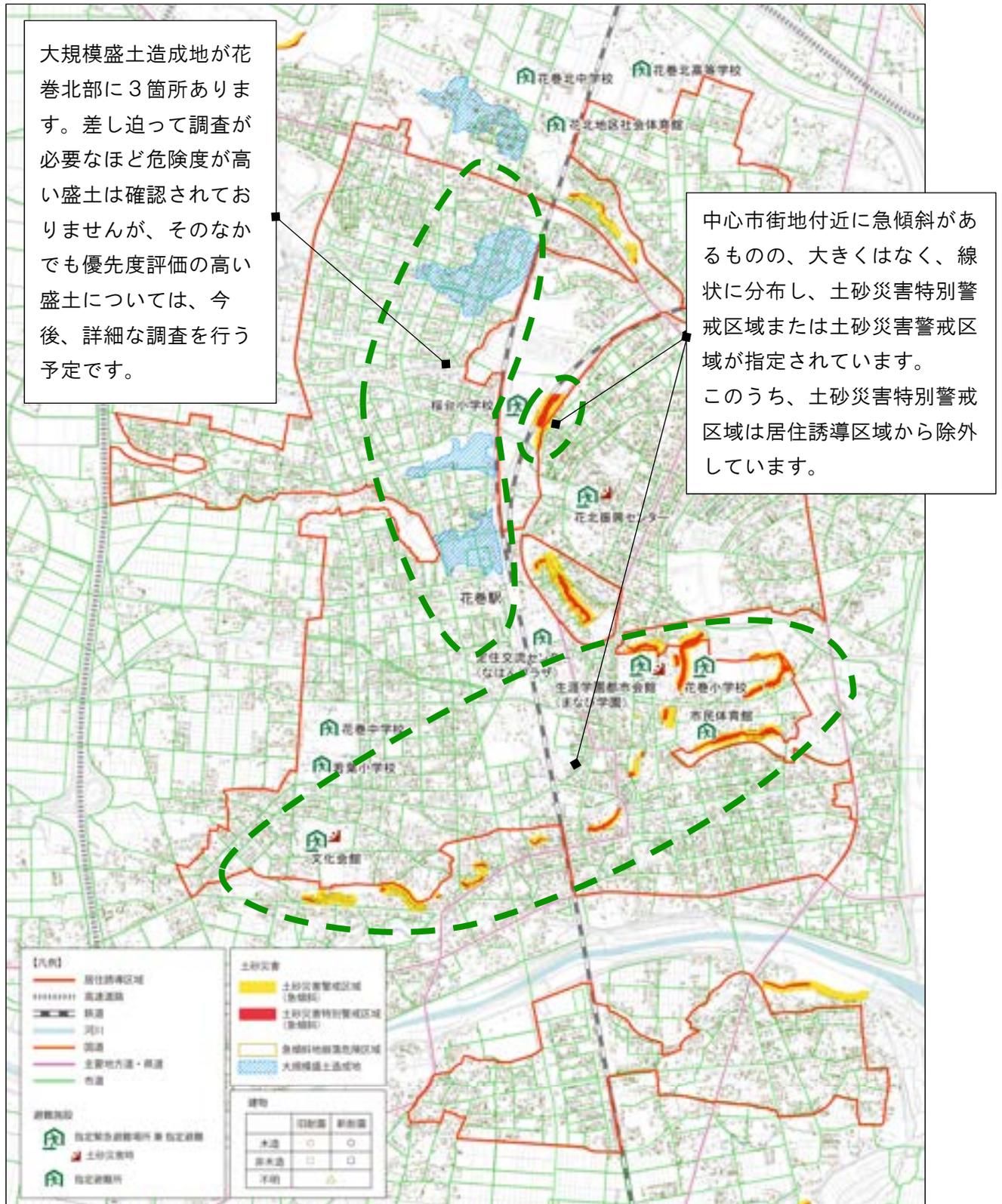
避難時間：36.7分



避難時間：18.7分（歩道橋の昇降2分含む）

■土砂災害

《花巻中心地区》



※上記のハザードマップは令和3年3月時点
上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

■土砂災害

《石鳥谷地区》



※上記のハザードマップは令和3年3月時点
上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

■地震

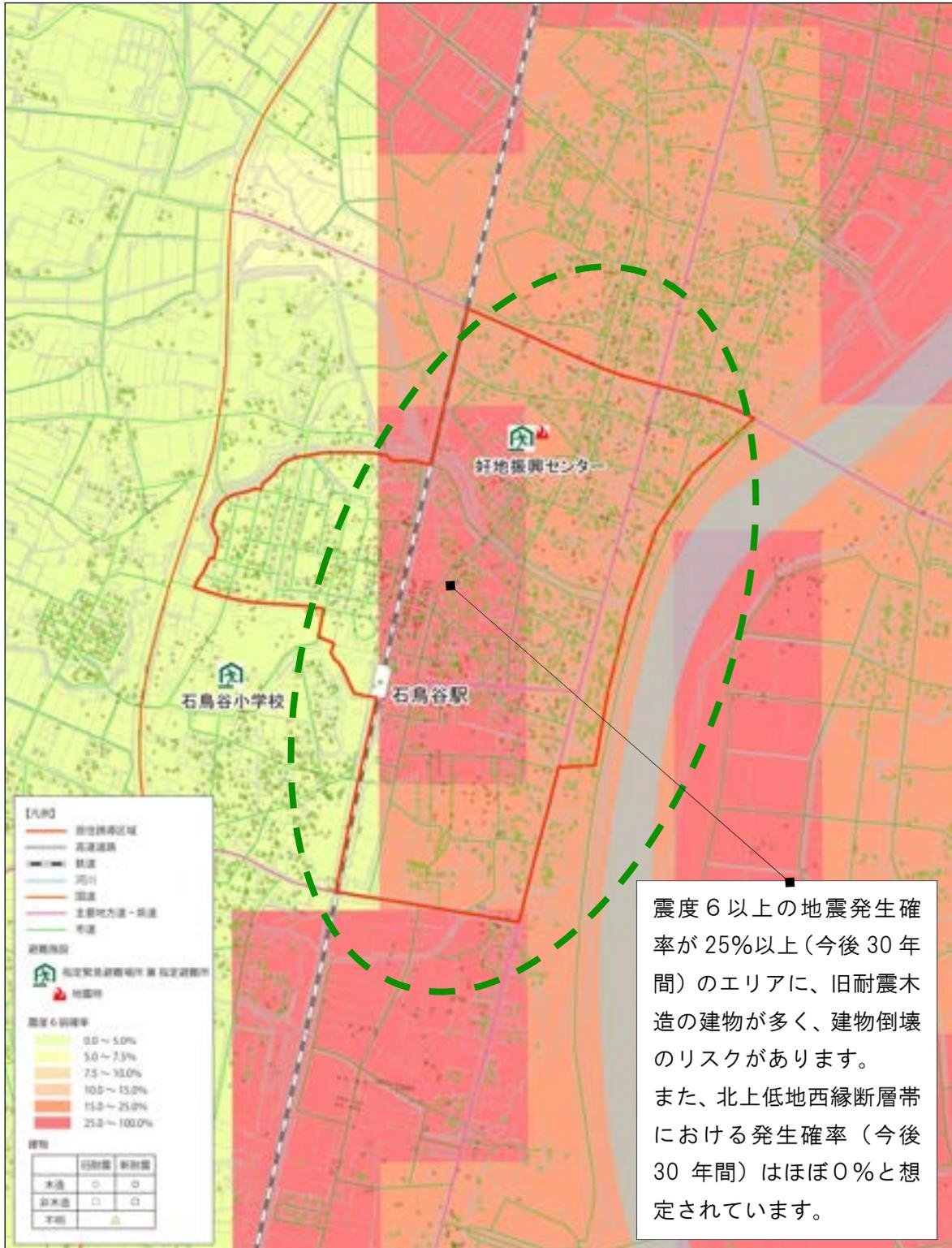
《花巻中心地区》



※上記の地震動予測地図は令和3年1月基準
 出典：地震ハザードステーション(J-SHIS)・地震動発生予測図
 国立研究開発法人 防災科学技術研究所

■地震

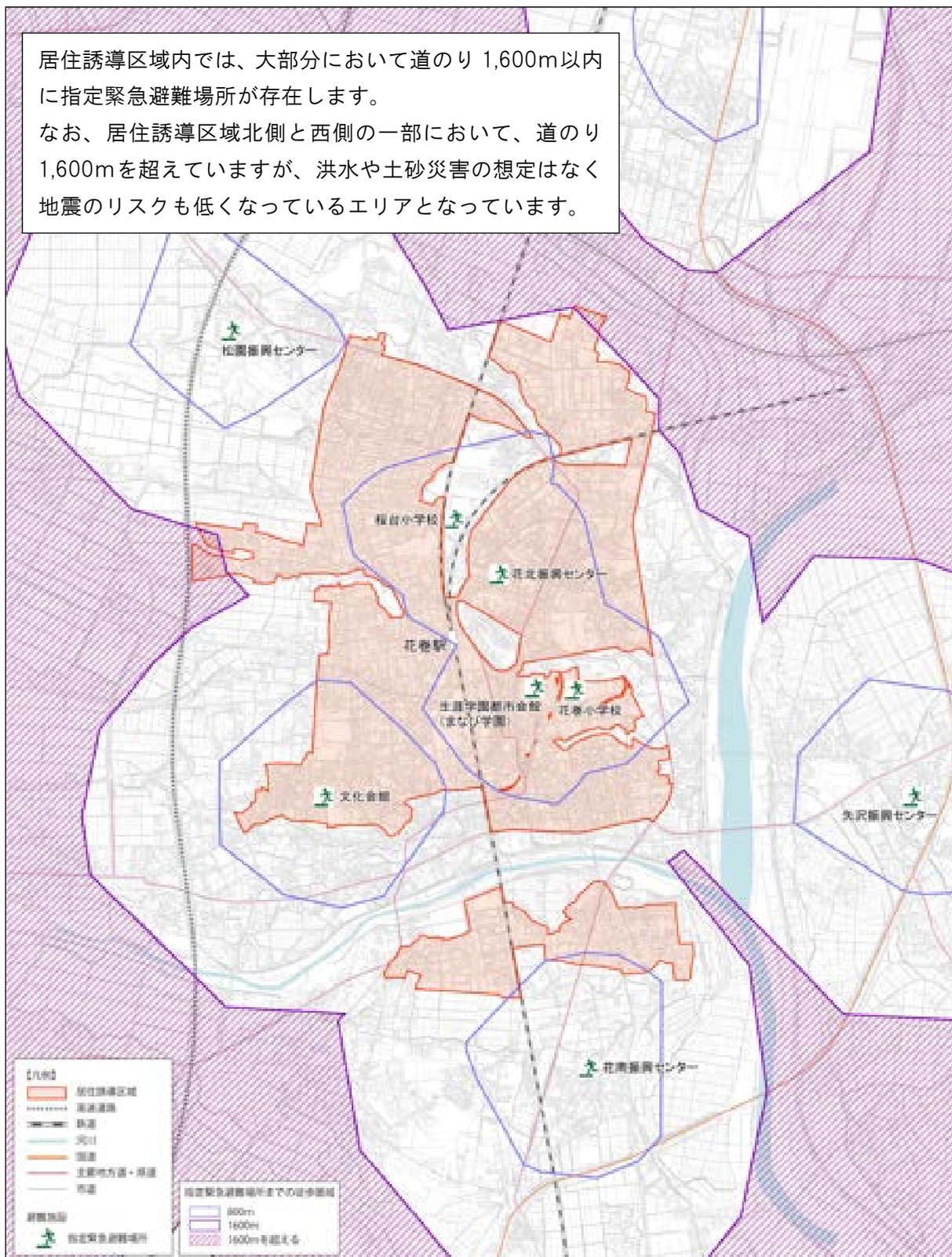
《石鳥谷地区》



※上記の地震動予測地図は令和3年1月基準
出典：地震ハザードステーション(J-SHIS)・地震動発生予測図。
国立研究開発法人 防災科学技術研究所

■避難リスク

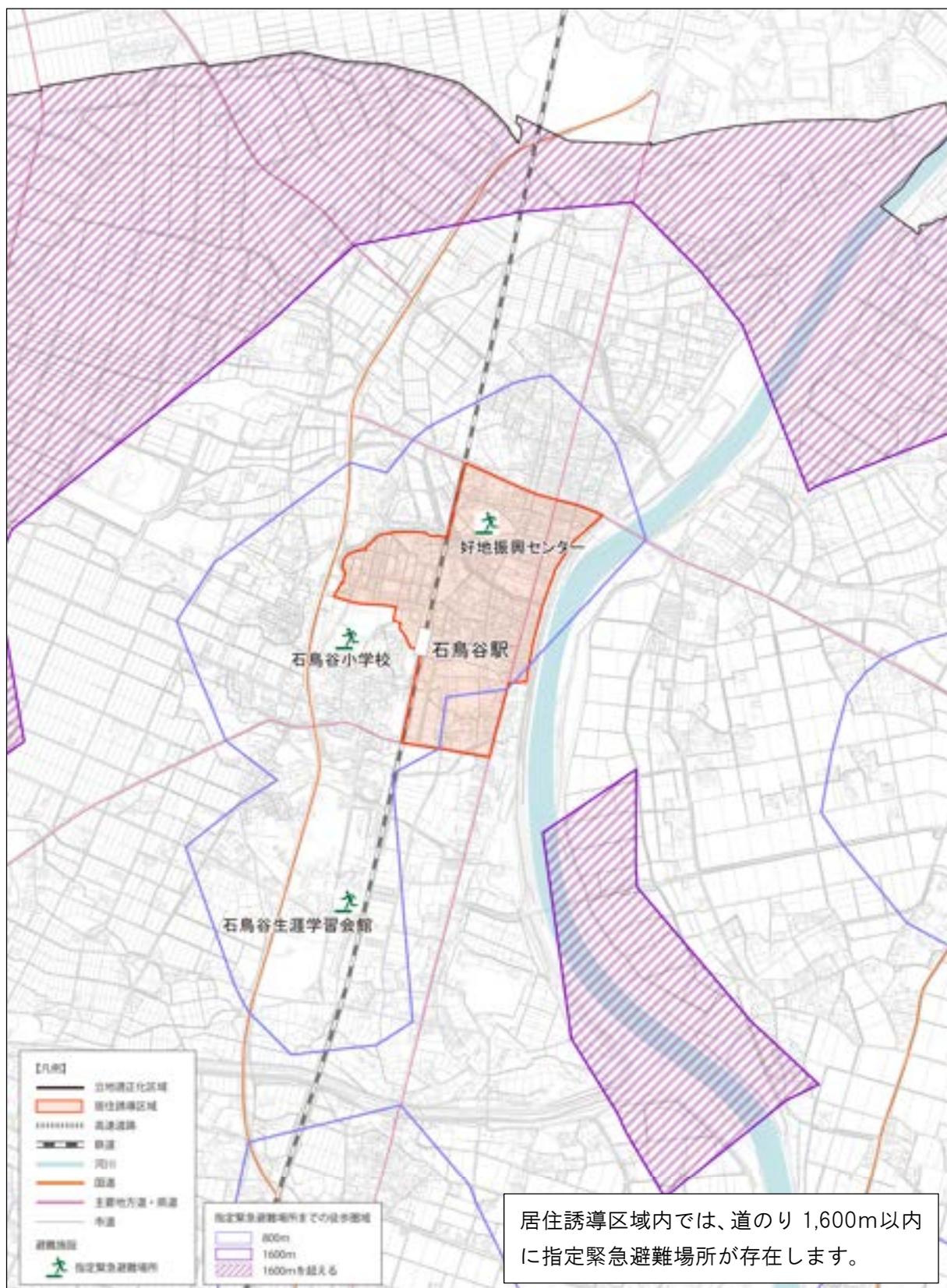
《花巻中心地区》



※高齢者の歩行速度 54.6m/分（内閣府）に基づき、約1,600m（30分圏内）で徒歩圏域を設定

■避難リスク

《石鳥谷地区》



※高齢者の歩行速度 54.6m/分（内閣府）に基づき、約 1,600m（30 分圏内）で徒歩圏域を設定

3) 防災施策の状況

現在、本市が取り組んでいる防災施策や関連支援制度は以下の状況にあります。

ここでは、花巻市国土強靱化地域計画等に基づいて、本市で進めている防災施策の状況を整理します。

① 人命の保護対策

災害発生時に人命を保護するため、住宅や学校・市庁舎・福祉施設等の公共施設等の耐震化、空き家倒壊による被害防止対策、河川改修等の治水事業、河川関連施設の老朽化対策、雪害による孤立対策（道路整備等）を推進しています。また、各種ハザードマップの作成・公表、避難行動要支援者の避難支援体制の構築、避難情報発令基準の公表、災害発生時の関係機関の情報共有の充実、市民への情報伝達対策の充実、自主防災活動の組織化の促進と活動支援、平時からの防災思想・教育の推進も行っています。

② 救助・救急・医療活動、健康・避難生活環境の確保対策

災害発生時の救助・救急・医療活動、健康・避難生活環境を確保するため、備蓄物資の確保、物資調達等の協定の締結（対民間企業）、消防施設（消防庁舎・通信指令施設・消防車両・消防水利等）の整備や消防団の技術力の向上、避難所の機能・環境の整備・確保（運営マニュアル、ガイドラインに基づく展開、感染症対策等）を推進しています。

③ 行政機能の確保対策

災害発生時にも、市民の生命、身体、財産を保護し、市民生活への影響を最小限とし、迅速な災害対応業務の開始と最低限の行政機能を維持しつつ、早期に通常業務を復旧させるため、花巻市業務継続計画を策定（平成 31 年 3 月）しており、災害時にはこの計画に基づいて運用することとしています。また、庁舎の耐震化、停電対策も実施しています。

④ ライフライン・交通ネットワークの維持対策

ライフライン・交通ネットワークを維持するため、電気・石油・ガス等のエネルギー供給事業者等との応急対策に係る協定の締結、上水道・下水道業務の継続体制の強化、上水道・下水道施設の耐震化・老朽化対策、避難路・緊急輸送道路・消防・防災活動の基軸となる幹線道路の整備、通信設備の機能強化を進めています。

⑤ 二次災害の防止対策

二次災害の防止のため、ため池ハザードマップの作成、ダム管理者との連絡体制強化、河川・土砂災害対策関連施設について県と連携した整備や老朽化対策を進めています。

⑥ 社会・経済の再建対策

災害からの早期、確実な復旧・復興として、災害廃棄物の処理(処理状況の把握、広域的な支援要請・調整等)に関する協定の締結、災害廃棄物処理マニュアルの作成(令和4年3月)、復旧・復興に必要な企業との協定の締結・連携の強化、ボランティア体制の整備・充実、地域コミュニティや自主防災活動の支援を推進します。

⑦ 避難に関する市の周知広報について

市は避難情報として「警戒レベル3 高齢者等避難」「警戒レベル4 避難指示」「警戒レベル5 緊急安全確保」を緊急速報メール(エリアメール)のほか、防災ラジオや防災行政無線、有線放送、広報車、SNS、ホームページなどにより周知を行っています。

このほか気象警報などの気象に関する情報や北上川上流洪水警報などの浸水害に関する情報、土砂災害警戒情報などの土砂災害に関する情報についても防災ラジオや防災行政無線、有線放送、SNS、ホームページなどにより周知を行っています。

4) 取り組み方針

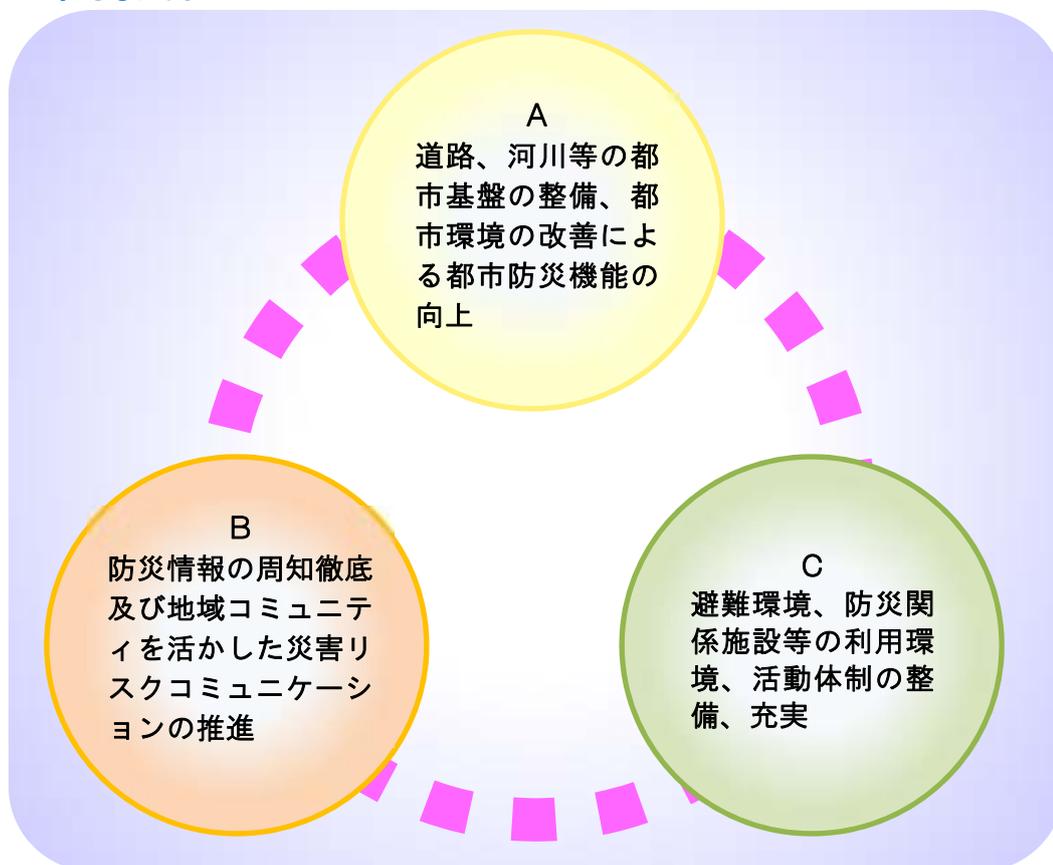
防災指針における取り組み方針としては、本計画Ⅲ章の都市づくり目標に掲げる「安心して住み続けられる都市づくり」に基づき、災害発生時にも確実な避難、防災活動が可能で、速やかな復旧・復興活動につながる、災害リスクを低減、回避した市街地の防災機能の確保を目指し、基本的な方針を定め、各種防災施策の展開を図ります。

都市づくり目標

安心して住み続けられる都市づくり

○地震、風水害等の自然災害が多発化、激甚化するなかで、市民・事業者・行政が災害リスクを共有するとともに、災害発生時でも都市機能を維持するための施設整備、改良等による防災機能の向上、ハザード情報の周知徹底、地域コミュニティを活かした防災・避難体制の充実、自助・共助・公助による適切な避難対策や復旧・復興対策など、ハードとソフトの両面からの対応による災害に強いまちづくりを推進します。

基本的な方針



5) 取り組み施策

前項の3つの基本的な方針に関連した国、県、市等の施策を以下の通り整理します。
 なお、以下の取り組み施策に加え、関係機関や近隣市町村と連携しながら、北上川水系流域治水プロジェクトに取り組みます。

表 取り組み施策 (実線：施策を実施する期間 点線：施策を実施する可能性のある期間)

基本的な方針	取り組み内容	区分	重点実施地区	実施主体	実施時期の目標		
					短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (20年程度)
A	住宅耐震化の促進	ハード	市全域	市	実線	実線	点線
	宅地耐震化推進事業	ハード	星が丘 桜台	市	実線	点線	点線
	ブロック塀の耐震診断・改修、 除却	ハード	市全域	市	実線	実線	点線
	不良な空き家の除却(花巻市空家等解体活用補助金)	ハード	市全域	市	実線	実線	点線
	北上川水系の河川整備 (北上川水系流域治水プロジェクト)	ハード/ ソフト	北上川 流域	国 県市	実線	実線	実線
	水道施設の維持管理・老朽化対策	ハード	市全域	市※1	実線	実線	実線
	河川の整備・維持管理	ハード/ ソフト	市全域	国 県市	実線	実線	実線
	除雪計画に基づく冬期の円滑な交通確保、除雪機械の更新、除雪体制の強化、防雪柵整備、融雪施設等の修繕	ハード	市全域	国 県市	実線	実線	実線
	道路施設の老朽化対策・防災対策	ハード	市全域	国 県市	実線	実線	実線
	消防施設整備計画に基づく消防施設の整備	ハード	市全域	市	実線	実線	実線
	消防水利維持管理整備事業(消火栓の維持管理、既存防火水槽の調査)の推進	ソフト	市全域	市	実線	実線	実線
	ライフライン事業者・管理者による資機材の整備等協定の運用	ソフト	市全域	市	実線	実線	実線
	急傾斜地崩壊対策施設の整備・維持管理	ハード/ ソフト	仲町 ほか	県	実線	実線	実線

表 取り組み施策（続き）

基本的な方針	取り組み内容	区分	重点実施地区	実施主体	実施時期の目標		
					短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (20年程度)
B	土砂災害区域等の指定	ソフト	市全域	県市	■	■	■
	浸水想定区域の公表	ソフト	市全域	国県	■	■	■
	ハザードマップの随時更新	ソフト	市全域	市	■	■	■
	防災訓練・防災講話の実施（防災思想・教育の推進）	ソフト	市全域	市	■	■	■
	市民・関係機関への情報伝達対策の充実・通信機能の強化	ソフト	市全域	市	■	■	■
	ため池ハザードマップ未作成箇所の作成と周知	ソフト	市全域	市	■	■	■
	避難行動要支援者制度の周知と運用、個別避難支援計画の作成推進	ソフト	市全域	市	■	■	■
	自主防災組織支援事業の推進	ソフト	市全域	市	■	■	■
	災害警戒本部マニュアルや避難所開設・運営マニュアルの更新	ソフト	市全域	市	■	■	■
	「マイ・タイムライン(※2)」の周知と作成の促進	ソフト	市全域	市	■	■	■
C	避難所の機能・環境整備	ハード／ソフト	市全域	市	■	■	■
	物資供給等に関する協定の随時締結と協定事業者等の連携強化	ソフト	市全域	市	■	■	■
	災害用物資備蓄事業の推進	ソフト	市全域	市	■	■	■
	ダム管理者との連絡体制強化	ソフト	市全域	市	■	■	■

※1：水道施設のうち、上水道施設の維持管理・老朽化対策については、岩手中部水道企業団が水道ビジョンに基づき、今後、計画的に耐震化・老朽化対策を推進することとしており、市も支援を行います。

※2：「マイ・タイムライン」とは、災害の発生に備えて、あらかじめ自分自身がとるべき行動を決めた行動表で、家族や地域の人たちとともに作成・共有することで、災害時の安全確保や災害リスクの回避ができます。

6) 目標値

本計画における防災指針に関連する市の施策の目標値は以下の通りです。

なお、各目標値について、出典元の計画の更新等に伴い目標値が変更された場合は、その目標値に準ずるものとします。

表 防災指針の目標値

No.	目標指標	基準値	目標値
1	住宅耐震化率	令和2年 77.9%	令和7年 82.5%
2	木造住宅耐震診断数	平成28年～令和2年 19戸	令和3年～令和7年 50戸
3	木造住宅耐震改修数	平成28年～令和2年 1戸	令和3年～令和7年 10戸
4	排水ポンプ場長寿命化対策実施率	令和2年 0%	令和6年 30%
5	河川改修率	令和元年 55.6%	令和5年 75%
6	市道の改良率	平成30年 56.2%	令和5年 57.1%
7	歩道整備延長	平成30年 180.9km	令和5年 192.8km
8	自主防災組織の結成割合	令和元年 94.1%	令和5年 100%
9	防災訓練を実施した自主防災組織数	平成30年 138組織	令和5年 160組織
10	防災講話の実施回数	平成30年 35回	令和5年 40回
11	消防水利の充足率	令和元年 66.7%	令和5年 66.9%

■(参考)目標値の出典

- No. 1 (住宅耐震化率) : 第3期花巻市耐震改修促進計画
- No. 2 (木造住宅耐震診断数) : 第3期花巻市耐震改修促進計画
- No. 3 (木造住宅耐震改修数) : 第3期花巻市耐震改修促進計画
- No. 4 (排水ポンプ場長寿命化対策実施率) : 社会資本総合整備計画
- No. 5 (河川改修率) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 6 (市道の改良率) : 花巻市まちづくり総合第3期中期プラン
- No. 7 (歩道整備延長) : 花巻市まちづくり総合第3期中期プラン
- No. 8 (自主防災組織の結成割合) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 9 (防災訓練を実施した自主防災組織数) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 10 (防災講話の実施回数) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 11 (消防水利の充足率) : 花巻市国土強靱化地域計画

4. 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

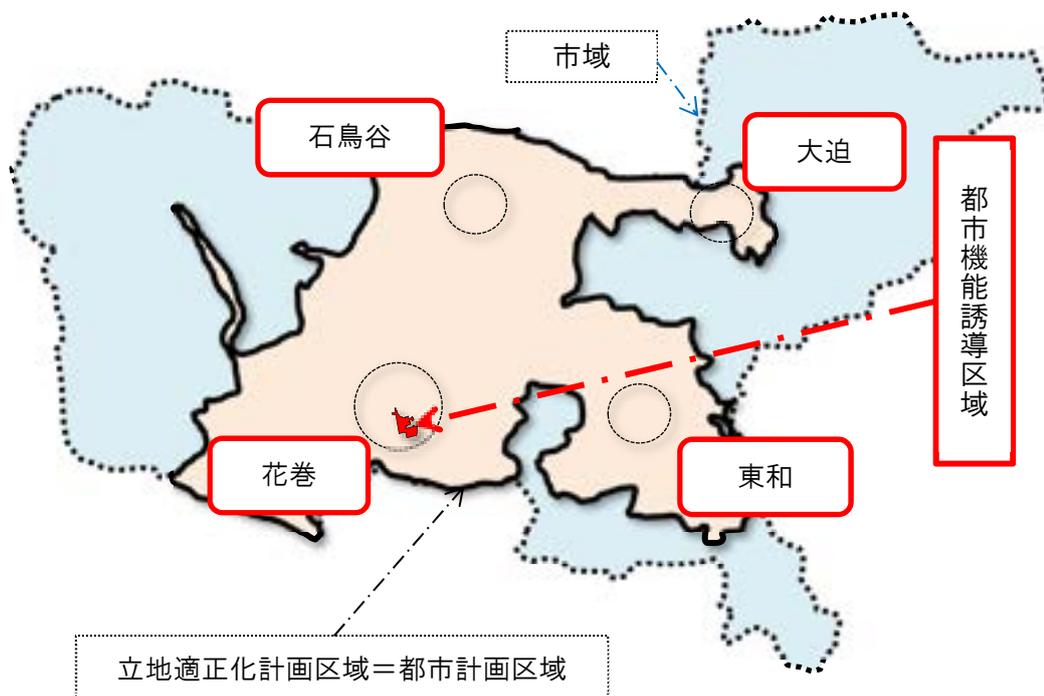
都市機能誘導区域は、医療、福祉、子育て、商業といった生活サービス施設の立地を図りながら、市全体が持続するために必要となる中枢的な拠点を形成する区域です。

現在の都市機能誘導区域は、駅やバスターミナルなどに近く、既に業務や商業施設などが集中しているため、都市機能が一定程度充実しています。また、公共交通による周辺からのアクセスの利便性が高い区域で、徒歩や自転車などで容易に移動できる範囲に定められています。

このため、都市機能誘導区域は、居住誘導区域を定める花巻中心地区及び石鳥谷地区のうち、総合的かつ複合的な生活サービスの中枢機能が多く立地している中心市街地で、今後もその中心拠点を維持・継続していく区域である花巻中心地区の中心市街地を対象に都市機能誘導区域を設定するとともに、誘導すべき施設を設定しています。

【具体的な区域設定の基本的な考え方】

- ① 居住誘導区域との関係
 - ・住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図る観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域のなかに都市機能誘導区域を設定します。
 - ・都市機能誘導区域は居住誘導区域のなかに設定されるものであり、都市機能誘導区域に医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて居住を誘導していきます。
- ② 農地保全等との調整
 - ・市街地の周辺の農地のうち、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適切な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興策等との連携により、その保全を図っていきます。



(2) 都市機能誘導区域の検証

都市機能誘導区域は、交通の現状及び将来の見通しを勘案し、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られる区域に定めます。

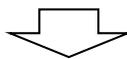
本市の中心市街地である花巻中心地区は、中心市街地として低下しつつある都市機能を再編し、都市機能の集積、向上を図るため、必要な都市機能増進施設の立地を誘導していきます。区域については、現在の都市機能誘導区域をもとに、多極化された居住誘導区域からも容易にアクセスできるよう、公共交通機関である鉄道の花巻駅及び再編が進むバス路線のバス停留所から歩いて利用できる範囲の区域を設定します。

なお、都市機能誘導区域の検証にあたっては、以下の条件を満たすエリアとします。

【都市機能誘導区域設定条件】

《区域に含めるエリア》

- ① 居住誘導区域内の人口が集中している（D I D区域）エリア
- ② ピーク時に運行本数が片道3本以上の鉄道駅である花巻駅から半径1 km、バス停留所から半径500m以内のエリア
- ③ 公共用地率が15%以上のエリア
- ④ 商業、医療、福祉、子育てなどの様々な生活サービス施設が集積している、もしくは集積可能エリア（商業地域等）



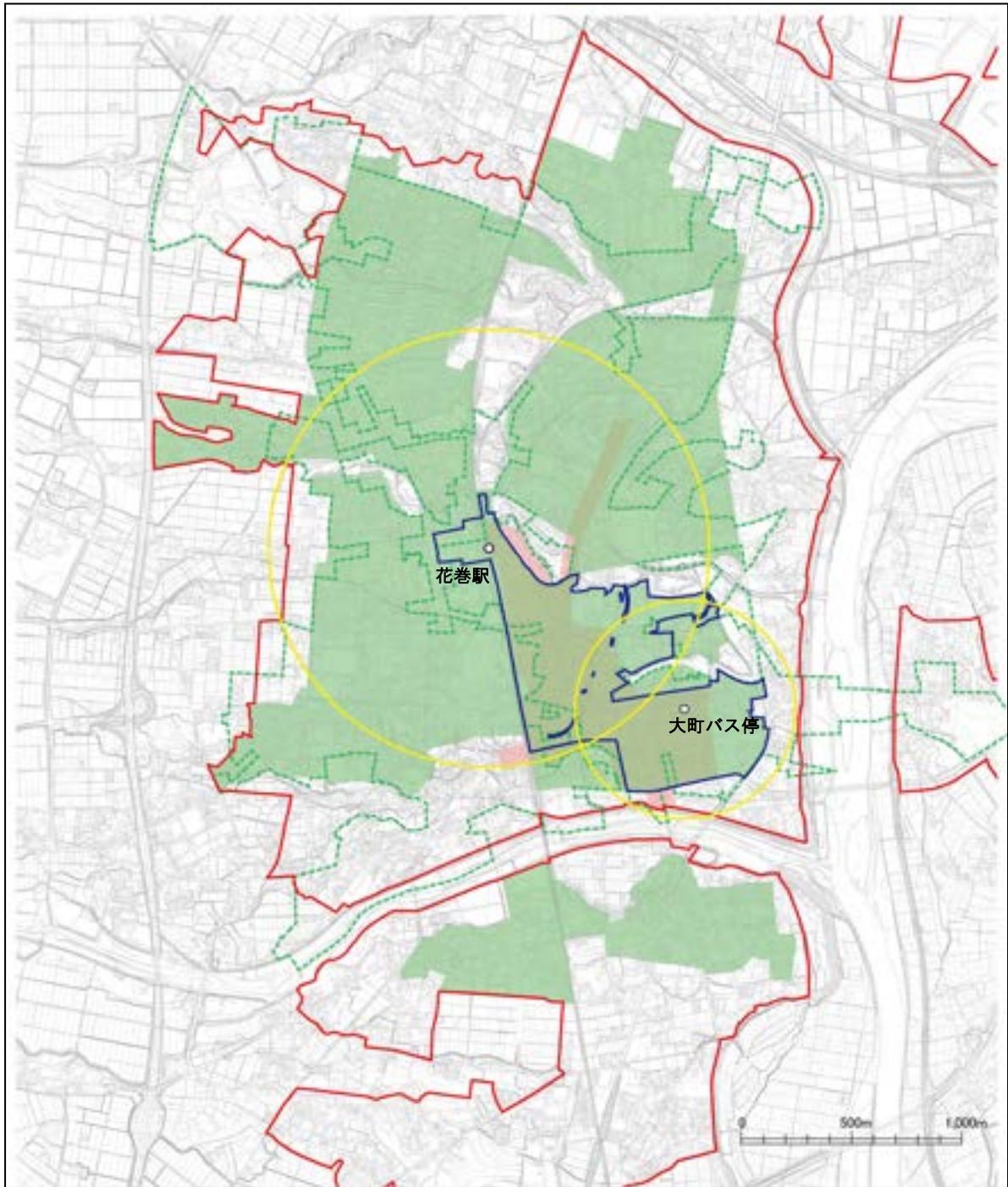
【都市機能誘導区域の対象エリア】

施設の立地を図る上では市街地のなかで、ある程度まとまった土地が必要であり、本市において上記の条件を満たすエリアは、D I D(人口集中地区)のうち、花巻駅を中心に半径1 km、大町バス停留所を中心に半径500mの範囲にあるJR東北本線と県道山の神西宮野目線の間エリアとなります。このエリアには、本市の中核機能が集積し、公共用地や遊休地があるとともに、幹線道路の一部区間でロードヒーティングが整備されているほか、無電柱化も行われているなど、市内で最も公共インフラが整っている地域となっています。

従って、都市再生特別措置法に基づく事業として、まずは国の事業も活用しながら施設の整備を図ることが可能と見込まれる区域を都市機能誘導区域としています。

また、計画策定当初の都市機能誘導区域では、西口駅前広場が南北に分断されていた形となっていたが、令和4年度の見直しにおいて、西口駅前広場は都市機能誘導区域内において都市機能を維持するための一施設として重要であり、都市機能誘導区域内外にまたがっている状態は適切ではないため、周囲の地形地物（道路）に合わせ都市機能誘導区域の一部を見直しました。

《都市機能誘導区域》



5. 誘導施設

(1) 誘導施設の設定方針

人口減少・少子化に歯止めをかけ、将来に向かって持続可能な都市としてあり続けるためには、「花巻市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができる環境づくり」を進めるとともに、「住みたい、住み続けたい」と感じる魅力あるまちづくりを展開していく必要があります。

また、総合病院や保育所などの医療・福祉施設で一定規模を超える施設については、都市機能誘導区域内への立地誘導を図るとともに、施設・機能の集約化や複合化による居住誘導を促進させる施設として維持・存続を図っていきます(総合花巻病院は令和2年3月に移転が完了し、病院に併設してこどものくに保育園が開園)。

誘導施設は、都市機能誘導区域に誘導すべき、また、誘導区域外への立地の抑制を図るための都市機能増進施設として設定する施設であり、都市機能誘導区域のみならず居住誘導区域や都市全体の人口構成や将来人口に加え、既存施設の立地状況や担っている役割・機能、利用圏を踏まえ、必要な施設を定めることとなっています。

誘導施設は、施設の種類・用途・機能などによって、広域圏で必要な施設から地域単位に必要な施設まで幅広い用途があることから、これまでの施設整備の進捗状況や都市全体からみた立地状況を踏まえて検討したうえで設定します。

なお、本市では、令和3年3月に「花巻市国土強靱化地域計画」の変更を行っており、これに基づく防災関連事業も掲げられていることから、これらの事業のうち、必要な施設整備は、立地適正化計画でも位置づけていきます。

(2) 各施設の立地状況

本市が保有する公共施設については、これまでの整備の進捗状況や施設の保有実態から、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させ、今後の維持管理・運営のあり方を検討する必要があります。例えば、私立の小中学校は、今後、本市への立地の可能性も低いこと、さらには、行政自らが将来人口や児童・生徒数から計画し、立地場所を選定するものであることから、今回の改定にあたっては、これらの誘導施設に係る立地状況等の検討から除くものとします。

1) 商業施設 【抽出条件】

抽出条件	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗 大規模小売店舗は、大規模小売店舗法に定める店舗面積 1,000 ㎡以上の店舗とする。 ・その他、市内の小売店のうち、日常生活に必要不可欠な施設として、食料品を扱うスーパー、食料品専門店、コンビニエンス・ストアを抽出する。
参考資料	岩手県HP、大規模小売店舗一覧、タウンページ（令和3年10月現在）

【地区別の立地状況】

《花巻中心地区》



「大規模小売店舗」が6施設立地しており、各種商業施設が全体的に拡散した立地状況となっています。

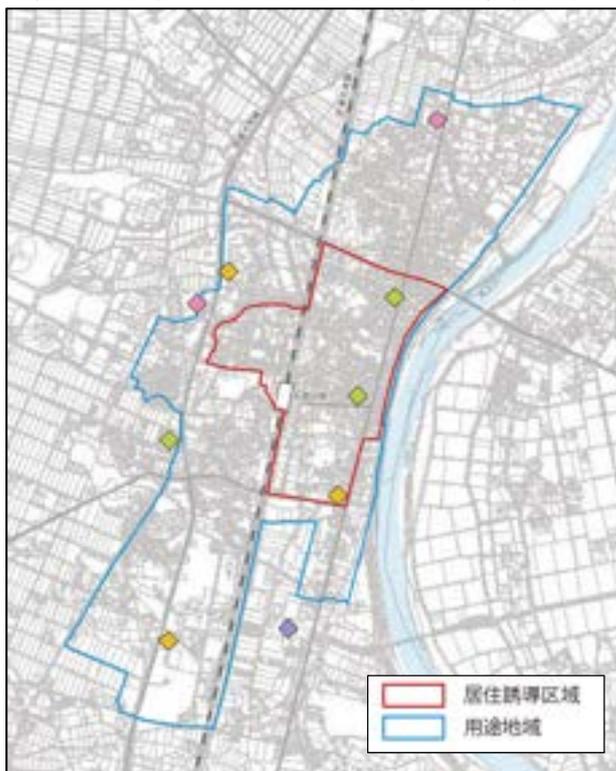
記号	施設分類	施設数
◆	大規模小売店舗	6
◆	食料品スーパー	1
◆	食料品専門店	5
◆	コンビニエンス・ストア	14

表 大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²以上）

No.	施設名称	面積(m ²)
1	サンドラッグ花巻店	1,516
2	メガチャンス花巻店	1,506
3	花巻桜木町複合商業施設	3,228
4	ウエルシア花巻桜台店	1,243
5	スーパーセンタートライアル花巻店	3,703
6	サンデー花巻店	2,900
7	ビッグハウス花巻店	9,144
8	アルテマルカン桜台店	6,182
9	イトーヨーカドー花巻店	11,326
10	株式会社ベルプラス/松園店	1,150
11	花巻キラキラモール	11,777
12	WING301	2,165
13	カワチ薬品/花巻店	2,400
14	花巻ツインプラザ	2,222
15	na・te・mo 不動産ショッピングセンター	3,845
16	ビフレ花巻店	3,320
17	銀河モール花巻	9,290
18	コメリパワー花巻店	15,111

《石鳥谷地区》

国道4号沿道及びその他県道沿道に商業施設が立地しています。



記号	施設分類	施設数
◆	大規模小売店舗	0
◆	食料品スーパー	0
◆	食料品専門店	2
◆	コンビニエンス・ストア	1

表 大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²以上）

No.	施設名称	面積(m ²)
1	マックスバリュ石鳥谷店	2,075

《大迫地区》

(主) 盛岡大迫東和線沿道に6施設の「食料品専門店」が立地しています。



記号	施設分類	施設数
◆	大規模小売店舗	0
◆	食料品スーパー	1
◆	食料品専門店	7
◆	コンビニエンス・ストア	1

《東和地区》

地区内外含め、土沢駅周辺に「商業施設」が集積しています。



記号	施設分類	施設数
◆	大規模小売店舗	0
◆	食料品スーパー	2
◆	食料品専門店	1
◆	コンビニエンス・ストア	0

【商業施設の誘導の考え方】

生鮮食料品などを取り扱うスーパーなどの小規模な小売店舗については、4つの拠点である花巻中心地区、石鳥谷地区、大迫地区、東和地区のそれぞれの「まちなか」で、当面の間、現在の店舗数での存続・維持が可能であり、小売店舗の立地を規制しないことが適切であると考えられます。一方、広域的な商圈を有する大規模小売店舗については、利用圏域人口や各地区の居住人口だけでは判断できないことから、立地条件や車利用による利用実態などの一定の要件も考慮して検討する必要があります。

また、商業施設は、中心市街地におけるにぎわいや活力を創出させる施設であることから、「まちなか」へ誘導すべき施設として考えられるとともに、現在、4つの拠点の「まちなか」に立地していない映画館などの不特定多数の集客施設についても誘導すべき施設と考えられます。

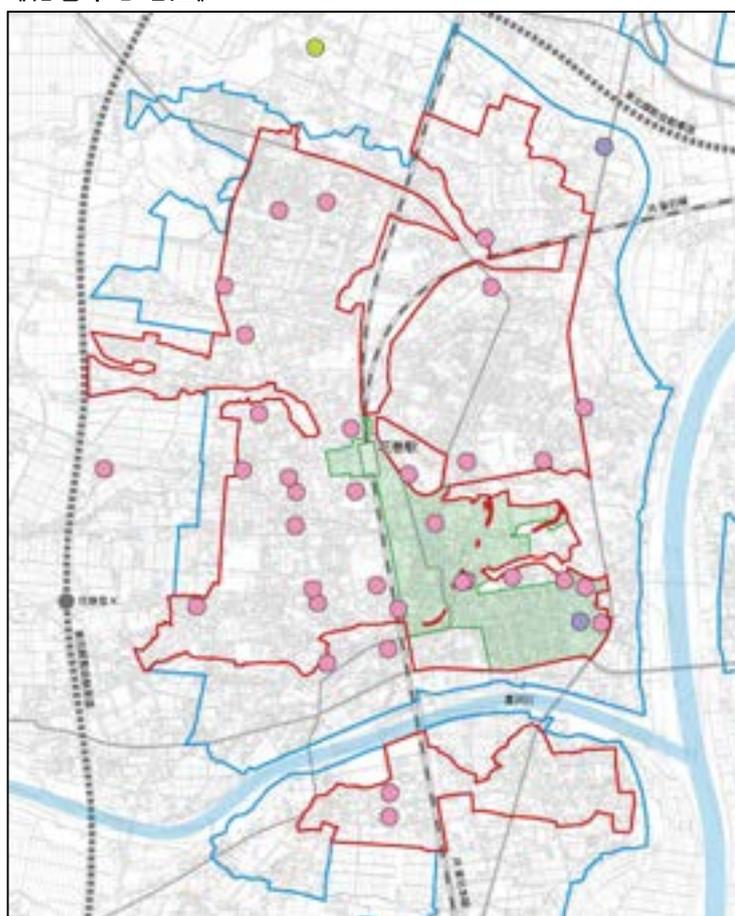
2) 医療施設

【抽出条件】

抽出条件	<p>・ 医療施設</p> <p>医療法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、病床数 20 床以上有する施設を「病院」、19 床以下を「診療所」として分類する。</p> <p>また、介護保険法などの関連法に基づき、高齢者の増加に伴い必要となる施設として、「介護老人保健施設」を抽出する。</p>
参考資料	花巻市統計書、花巻市暮らしガイド、地域医療ビジョン

【地区別の立地状況】

《花巻中心地区》

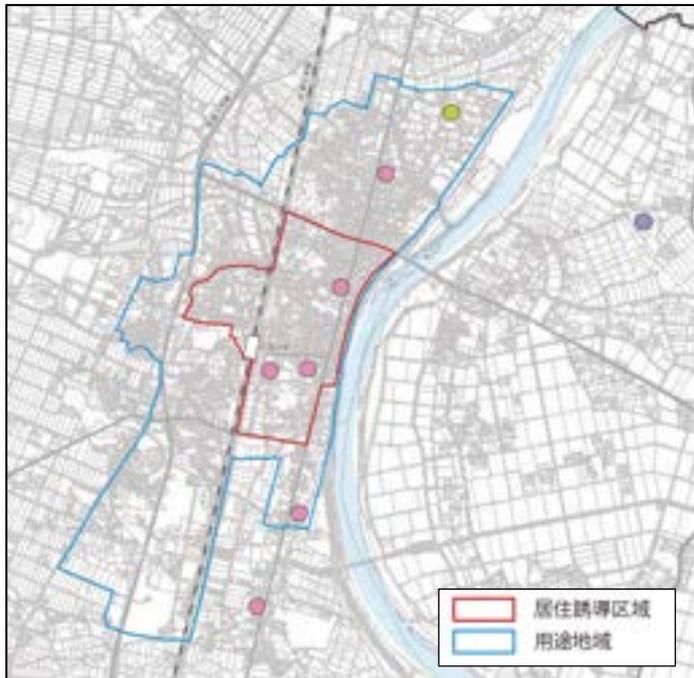


地区南側に「診療所」の過半が立地しています。

記号	施設分類	施設数
●	病院	1
●	診療所	30
●	介護老人保健施設	0

《石鳥谷地区》

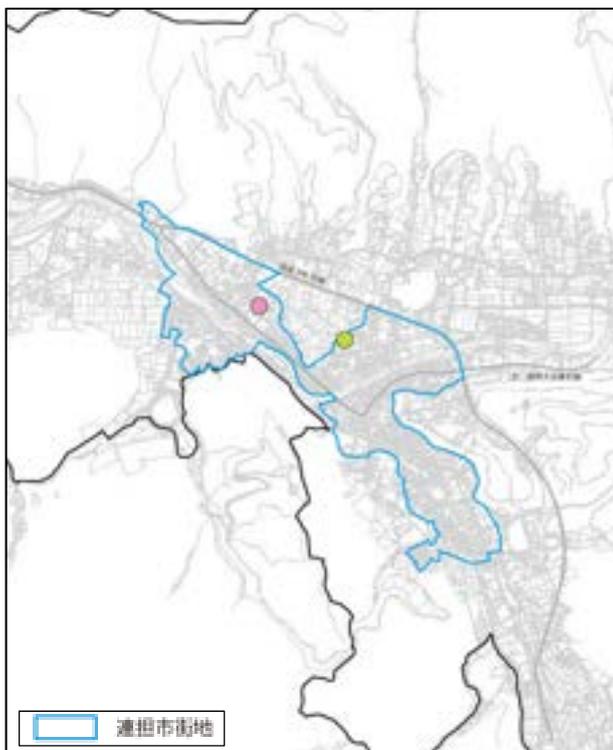
主に国道4号沿道及びその他県道沿道に立地しています。



記号	施設分類	施設数
●	病院	0
●	診療所	3
●	介護老人保健施設	0

《大迫地区》

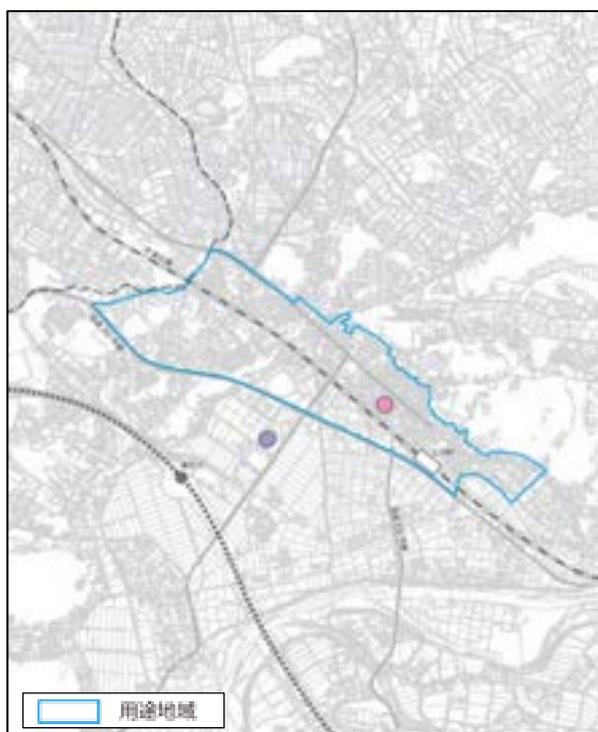
「診療所」及び「介護老人保健施設」が各1施設立地しています。



記号	施設分類	施設数
●	病院	0
●	診療所	1
●	介護老人保健施設	1

《東和地区》

土沢駅周辺に「診療所」が立地しており、地区外ではあるものの、「病院(県立東和病院)」が土沢駅西側に立地しています。



記号	施設分類	施設数
●	病院	0
●	診療所	1
●	介護老人保健施設	0

【医療施設の誘導の考え方】

医療施設のうち、診療所については、4つの拠点である花巻中心地区、石鳥谷地区、大迫地区、東和地区のそれぞれの「まちなか」に点在しており、市民の身近な「かかりつけ医」として市民の健康の維持・増進が保たれています。高齢者や障がいのある人が地域で安心して生活するためには、地域医療は欠かすことができないことから、総合病院については「かかりつけ医」である診療所と連携して、施設の維持・存続をさせていくことが求められています。このため、各拠点での圏域人口や人口密度だけで判断することは適切ではないと考えられます。

なお、総合的な医療施設については、「まちなか」への医療機関の集積により中心市街地の人口密度が高まれば、地域の活性化や行政サービスの効率的な提供につながることから、誘導すべき施設として考えられます。

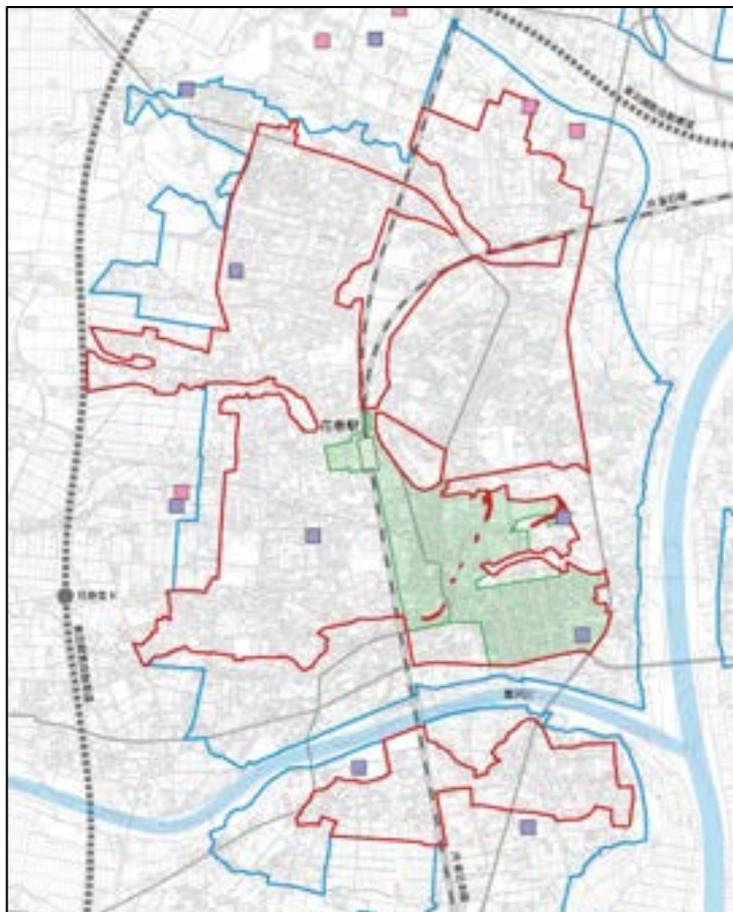
3) 社会福祉施設

【抽出条件】

抽出条件	・ 保育施設である「保育所」及び福祉関連施設として「介護老人保健施設(診療機能を有しない施設)」、「擁護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「ケアホーム」、「グループホーム」、「障害者支援施設」等を抽出する。
参考資料	花巻市統計書

【地区別の立地状況】

《花巻中心地区》

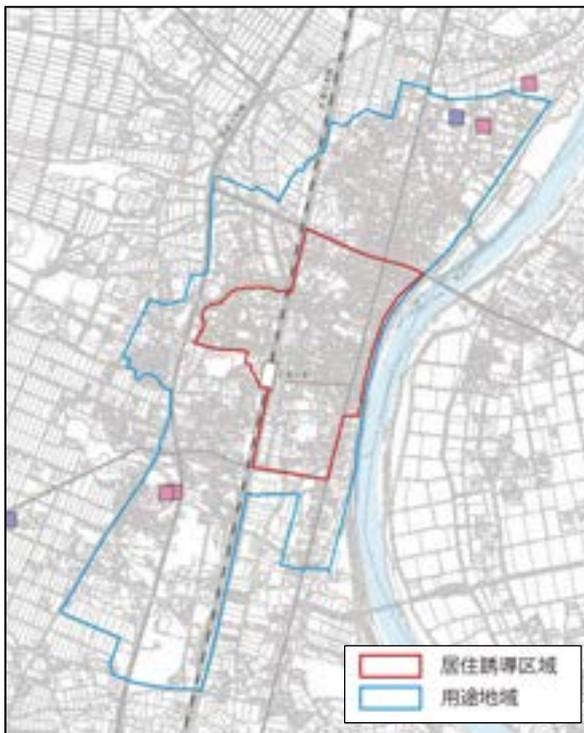


地区内の社会福祉施設は、分散して立地しています。

記号	施設分類	施設数
■	保育所	4
■	福祉関連施設	1

《石鳥谷地区》

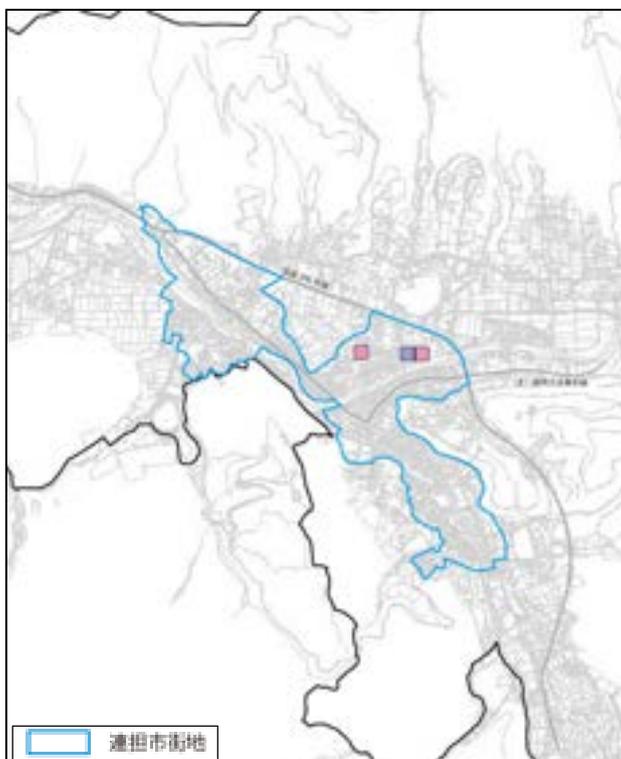
地区内に社会福祉施設は立地していませんが、市街地の周辺部に「保育所」や「福祉関連施設」が立地しています。



記号	施設分類	施設数
■	保育所	0
■	福祉関連施設	0

《大迫地区》

地区内に「保育所」が1施設と「福祉関連施設」が2施設立地しています。



記号	施設分類	施設数
■	保育所	1
■	福祉関連施設	2

《東和地区》

地区内に社会福祉施設はありませんが、地区の周辺に「介護老人保健施設」が立地しています。



記号	施設分類	施設数
■	保育所	0
■	福祉関連施設	0

【保育・社会福祉施設の誘導の考え方】

保育施設については、4つの拠点である花巻中心地区、石鳥谷地区、大迫地区、東和地区の地区内及び周辺に点在しており、施設の維持・存続は確保されるものと考えられます。

保育施設は、居住地周辺の施設を利用するとは限らず、職場の近隣や鉄道駅周辺などの公共交通の利便性の高い場所に立地している施設など、立地場所や利用者のニーズにより異なり、圏域人口と施設立地状況から判断することは適正ではないものの、多くの人が集散する大規模な施設については「まちなか」への立地が望まれます。

また、福祉関連施設については、介護や福祉が医療と連携し「地域包括ケアシステム」を構築することで、多くの方に住みなれた地域で継続した生活を支援することにつながることから、福祉関連施設についても、「まちなか」への誘導が必要な施設と考えられます。

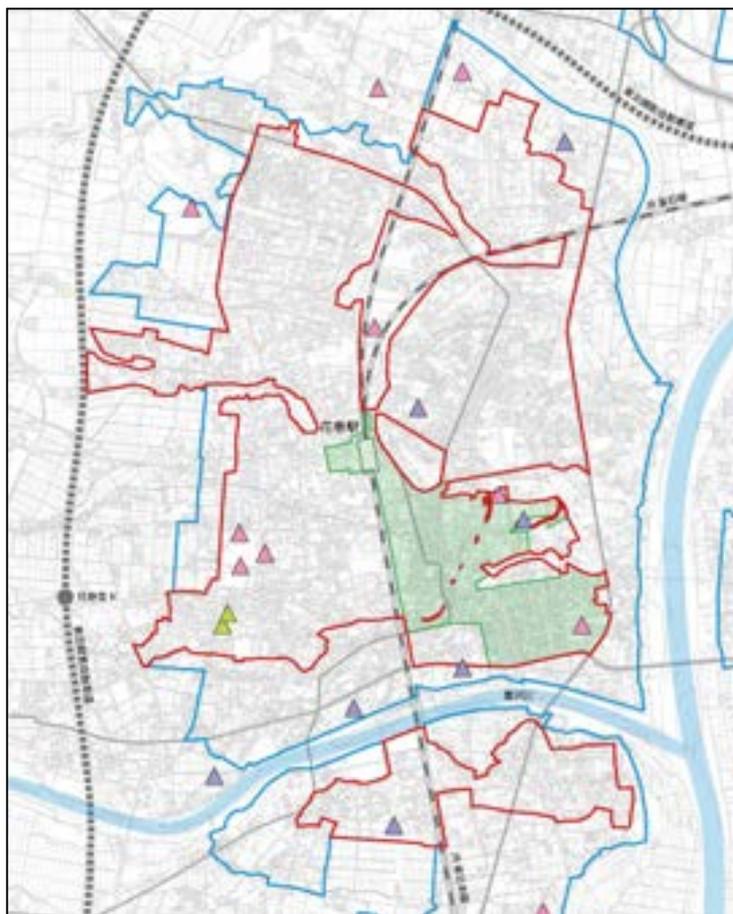
4) 教育・文化施設

【抽出条件】

抽出条件	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設として「幼稚園」、「認定こども園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「高等専門学校」、「大学」、「特別支援学校」を抽出する。 ・文化施設として「図書館」、「美術館」、「博物館」を抽出する。
参考資料	花巻市統計書

【地区別の立地状況】

《花巻中心地区》

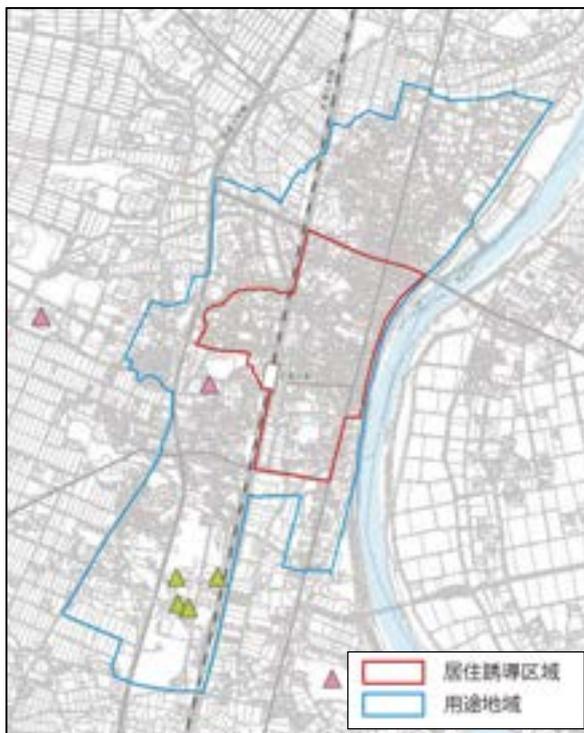


地区の周辺部、特に花巻駅より南側に施設が集積しています。

記号	施設分類	施設数
▲	幼稚園、認定こども園	3
▲	教育施設	5
▲	図書館・博物館・美術館	2

《石鳥谷地区》

地区内に教育・文化施設は立地していませんが、市街地の南部に文化施設が集積しています。



記号	施設分類	施設数
▲	幼稚園、認定こども園	0
▲	教育施設	0
▲	図書館・博物館・美術館	0

《大迫地区》

地区内に「小学校」と「博物館」が立地しています。



記号	施設分類	施設数
▲	幼稚園、認定こども園	0
▲	教育施設	1
▲	図書館・博物館・美術館	1

《東和地区》

地区内に「認定こども園」が立地しています。



記号	施設分類	施設数
▲	幼稚園、認定こども園	1
▲	教育施設	0
▲	図書館・博物館・美術館	0

【教育・文化施設の誘導の考え方】

教育・文化施設については、4つの拠点である花巻中心地区、石鳥谷地区、大迫地区、東和地区の既存住宅地の周辺に点在しており、施設の維持・存続は確保されるものと考えられます。

幼稚園は地域の幼児数の推移や地域のニーズに対応して変化しますが、市街地内並びにその周辺に立地していることから、今後の需要に対応していく必要があります。

小学校、中学校等の学校については、大学や高等専門学校を除くと公立の施設であり、児童、生徒、学生数の推移に応じて既存施設で対応していくことが基本となります。

文化施設は、地域住民だけでなく、観光客等の来街者の利用も多く、人々が集散する施設であることから、大規模な施設については「まちなか」への立地が望まれます。

(3) 誘導施設の設定

施設立地状況及び圏域人口を踏まえ、広域的な商圈を有する大規模小売店舗や多様な運営・利用形態がある保育施設については、利用圏域人口や居住人口だけでは判断することができないため、施設規模に応じて対応することが適切であると考えられます。また、映画館などの不特定多数の人を集客する施設についても、「まちなか」への誘導によるにぎわいの創出が図れるものと考えられることから、誘導施設と設定することが考えられます。

医療施設については、高齢者や障がいのある人が地域で安心して生活するため、地域医療は欠かすことができないことから、医療拠点となる総合病院を「まちなか」へ集積することにより、中心市街地の人口密度が高まるとともに、地域の活性化や行政サービスの効率的な提供につながるものと考えられます。

また、誘導施設については、既に都市機能誘導区域に立地している誘導施設が区域外に転出・流出することを抑制するためにも、必要となる各種の誘導施設を定めていきます。

	想定される誘導施設	中心市街地への立地が望まれる施設	にぎわいの創出につながる施設	誘導施設として設定すべき施設	規要	模件
医療施設	特定機能病院	○	○	○		
	地域医療支援病院	○	○	○		
	その他病院、診療所		○			
社会福祉施設	老人福祉センター					
	老人介護支援センター					
	老人デイサービスセンター					
	地域包括支援センター					
	母子福祉センター					
	保育所	○	○	○	70名以上	
	その他福祉関連法に定める施設	○	○	○	40名以上	
教育・文化施設	幼稚園		○			
	認定こども園		○			
	小学校、中学校		○			
	高等学校		○			
	中等教育学校		○			
	特別支援学校		○			
	大学または高等専門学校	○	○	○		
	専修学校	○	○	○		
	各種学校					
	図書館	○	○	○		
	博物館、美術館	○				
商業施設	大規模小売店舗	○	○	○	1,000㎡以上	
	食料品スーパー、食料品専門店		○			
	コンビニエンス・ストア		○			
	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	○	○	○		

誘導施設については、本市の中心拠点に立地することにより、人口密度が増加し、地域の活性化や行政サービスの効率的な提供につながる施設が想定されます。

また、子どもから高齢者までの多くの人々が利用する施設であることから、公共交通機関等の交通利便性の高い鉄道駅周辺への立地が望まれます。

なお、施設の誘導にあたっては、民間事業者などの自発的な建築・開発行為に委ねるだけでは立地促進が図れないことも想定されるため、都市機能誘導区域内への立地促進・誘導に向けたインセンティブ等の措置を検討していきます。

【誘導施設】

《高齢者の増加に伴い必要となる施設》

- 特定機能病院
 - ・医療法第4条の2に定める特定機能病院
- 地域医療支援病院等
 - ・医療法第4条に定める地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当し、都道府県知事の承認を得た病院
 - ・救急医療や「かかりつけ医」から紹介された特殊な治療が必要な患者の診断・治療を行い、「かかりつけ医」での診療を継続できるように対応する病院
- 福祉関連法に定める施設（利用者定員数 40 人以上）
 - ・児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法に規定されている施設

《子育て支援施設》

- 保育所（70 名以上）
 - ・児童福祉法第 39 条に定める保育所

《まちのにぎわい創出》

- 図書館
 - ・図書館法第2条第1項に定める図書館
 - 大学及び専修学校その他関連施設
 - ・学校教育法第83条、第115条または第124条に定める学校
 - 大規模小売店舗（1,000 m²以上）
 - ・大規模小売店舗立地法（大店立地法）の届け出が必要となる店舗面積（小売業を行うために用いられる床面積）の合計が1,000平方メートルを超える大型店
 - 劇場、映画、演芸場及び観覧場
 - ・建築基準法別2（へ）項第3号に定めるもの
- ※「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000 m²を超えるもの」を含む。

6. 誘導に向けた各種事業等

立地適正化計画で掲げている施策・事業実施期間は、終期を5年延長し、平成28年8月1日～令和9年3月31日までとします。

誘導施設への利便性・アクセス性を確保しつつ、誘導施設が適正に維持・存続できるよう、都市機能誘導区域周辺への居住誘導及び市全域からのアクセスが可能となる各種施策・事業を計画的かつ段階的に展開していきます。

なお、今後、立地適正化計画で掲げた施策・事業については、おおむね5年ごとに評価等を行い、必要に応じて同計画を変更、各種事業等を検討します。また、誘導施設などの新設・建替え時には、特定用途誘導地区などの活用や、地域地区の変更などによる容積率緩和の可能性などを検討します。

(1) ハード事業

都市機能誘導区域内において、現在、社会資本整備総合交付金を活用した事業や市単事業等を展開しています。

■都市機能誘導区域における事業

《花巻駅周辺の都市機能誘導区域における事業》

花巻駅周辺の都市機能誘導区域においては、「総合花巻病院移転事業」、「花巻図書館の移転・整備事業」、エセナ跡地へのまちなか回遊を促す「芝生広場整備事業」、誠山房跡を活用した公民連携などによる「集合住宅整備事業」など、計画的かつ段階的な整備を実施していきます。

「まちなか（中心拠点）」を維持・存続するため、本計画に基づいて、誘導施設の整備等の事業が進んでおり、進捗中の事業の継続的展開など、都市機能誘導区域、居住誘導区域の機能向上にふさわしい事業の進捗を推進します。

- 総合花巻病院移転整備（県立花巻厚生病院跡地への移転）／完了
- 花巻高等看護専門学校移転整備／完了
- 花巻図書館の移転・整備／進捗中
- 地域生活基盤施設整備（エセナ跡地を花巻中央広場として整備）／完了
- 上町花城町線道路整備（道路改良、歩道設置、電線地中化の実施）／完了
- 城内大通り線道路整備（道路改良、歩道設置・実施）／進捗中



芝生広場整備事業

- 災害公営住宅整備・子育て世帯向け地域優良賃貸住宅整備／完了
- リノベーションまちづくり（遊休不動産活用による小規模事業等の創出）
／進捗中
- 市街地循環バス増設事業／完了
- 保育所整備（こどものくに保育園）／完了
- 特定生活介護施設整備（ケアメディカルはなまき）／完了
- 未利用地公有施設再活用事業（まん福跡地）／検討中
- 花巻駅橋上化事業（花巻駅東西自由通路整備事業）／検討中

■居住誘導区域及び地域の拠点における事業

《石鳥谷駅周辺の居住誘導区域における事業》

石鳥谷地区における居住誘導区域においては、「宅地造成事業」「道の駅関連整備事業」などの事業化に向けた検討を行います。

- 道の駅「石鳥谷」関連整備（内装改修や機能・駐車場等の再整備）／進捗中
- 石鳥谷駅周辺の宅地造成（民間による宅地造成）／進捗中
- 石鳥谷駅東口周辺の幼保連携型認定こども園整備（民間による整備）
／進捗中

《大迫地域（地域の拠点）における誘導事業》

- 大迫中学校改築／完了
- 大迫学校給食センター建築（仮称）／完了
- 大迫多目的広場整備（国道 396 号沿いの多目的広場を再整備）／完了

《東和地域（地域の拠点）における誘導事業》

- 東和コミュニティセンターの整備／完了
- 東和地域旧小中学校の建築用途変更に伴う改修／進捗中

※（完了は令和 4 年 3 月末時点）

(2) ソフト事業など今後の誘導に向けた施策の検討

居住誘導区域外から区域内への住み替えを促進するためには、商業、医療・福祉などの生活サービス施設が集積した利便性の高い市街地を形成する必要があります。

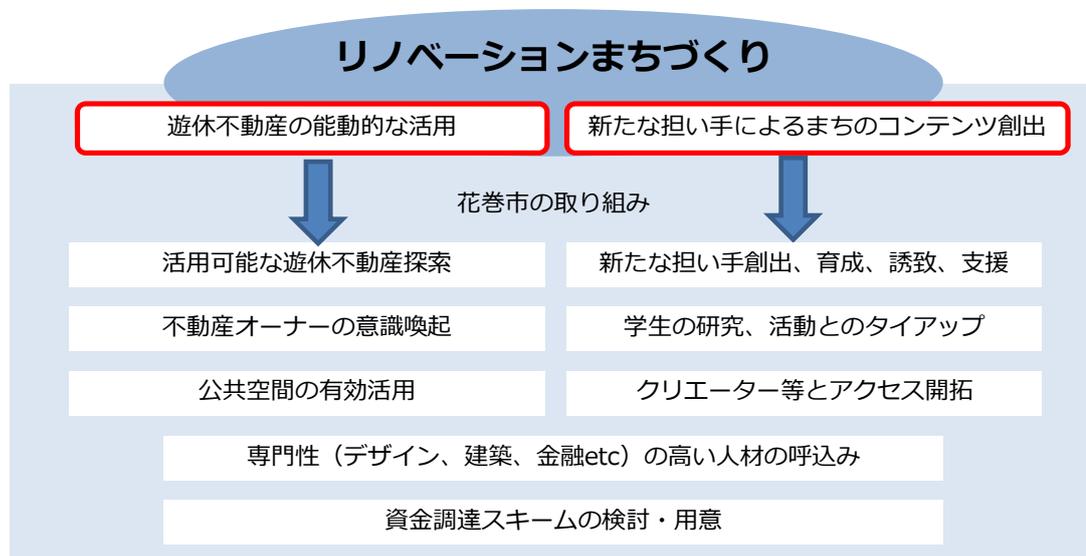
そのため、社会状況や居住者ニーズの変化に対応した取り組みを進めています。

○居住誘導施策によって空き家や跡地が増加した区域外において既存集落における空き家や跡地については、移住・定住推進事業における空家・古民家活用の斡旋などの事業と連携して適正管理に向け対応します。

○まちなかは居住や生活サービス機能だけでなく、働く場としても重要です。リノベーションまちづくり事業として、リノベーションスクールを開催し新たな担い手と雇用創出を促進しました。また、空き家や空き店舗などの遊休不動産を活用し、新しいビジネスと雇用を生み出すため、「家守[※]」という民間まちづくり会社をはじめ、リノベーションまちづくりを実践している民間事業者を中心に「花巻リノベーションまちづくり構想」が策定されました（令和3年3月）。今後も、リノベーションまちづくり事業を通じて、まちなかにおける働く場を創出していきます。

※家守とは、ビルオーナーから空室を借り入れ、そこに新たな経済の担い手を呼び込むとともに、こうしたテナントと地域企業や住民などとの交流や連携をプロデュースしながら、地域経済の活性化やコミュニティの再生を目指す民間事業です。

図 リノベーションまちづくり



○リノベーションまちづくりによる新しいビジネスの創出など、都市機能の再構築に向けた公的不動産の積極的な活用を図ります。

○定住促進の支援として、U I J ターン希望者のための相談窓口を設置するなど、花巻市への移住を支援するとともに、企業誘致や雇用の促進など、本市への定住促進を図る施策に取り組めます。また、観光振興活動による交流人口の増加を図るとともに、地域コミュニティの活性化や移住促進を図ります。

- 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保するため、事業者・行政・不動産業界・市民との連携ネットワークの強化を検討します。
- 居住誘導区域内の人口密度を維持するため、不動産業界、住宅業界等との連携を図り、空き家等の解消に向けた連携ネットワークの強化を検討します。

【居住の誘導に向けた施策】

- ① 将来花巻市の担い手となる若者、子育て世帯、新婚家庭の定住促進
 - ・定住促進事業（子育て世帯住宅取得補助金）
 - ・移住・定住促進等対策事業（空き家バンク）
 - ・地域優良賃貸住宅整備
- ② 既存ストックを有効活用した良好な住宅ストックの活用
 - ・リノベーションまちづくり推進事業（リノベーションスクールの開催、リノベーションまちづくり構想の策定）
 - ・空家等対策事業（空家解体活用補助金）
 - ・民間宅地開発支援事業（民間宅地開発支援事業補助金）
- ③ まちなか居住の魅力向上
 - ・公民連携推進事業
 - ・高齢者居住支援事業
 - ・公共交通確保対策事業
 - ・地域福祉連携対策事業

など

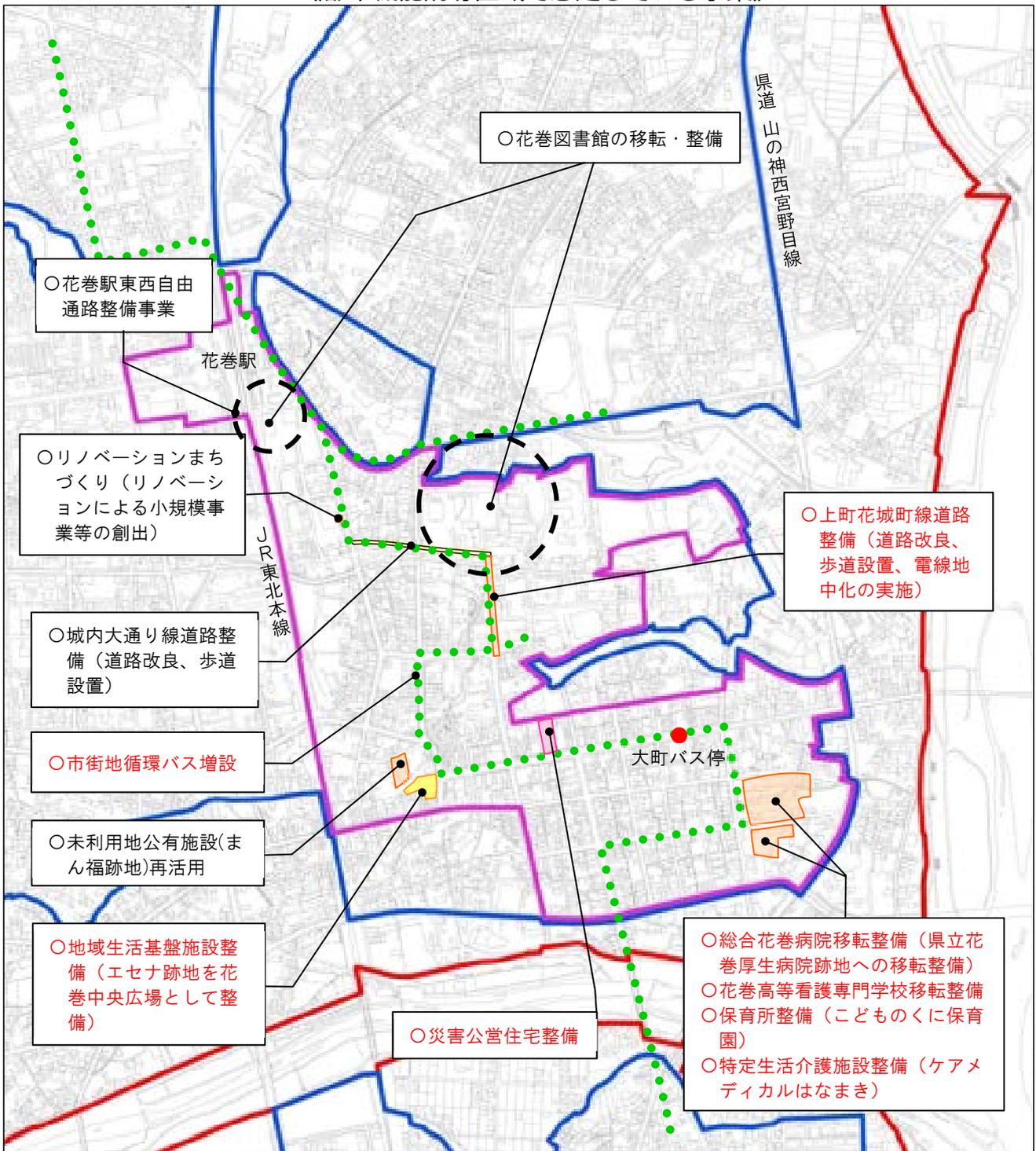
《花巻中心地区》

花巻駅周辺地域においては、想定される上記の事業のほか、都市機能誘導区域内における各種事業を展開し、魅力ある中心市街地の再生による、まちなかへの居住を誘導します。

《石鳥谷地区》

石鳥谷駅周辺地域においては、地域住民の生活に密着した生活サービス施設が立地しているものの、空き店舗・空き家も多く介在していることから、上記の事業に加え、商店街を中心としたまちの再生を展開していきます。

《都市機能誘導区域で想定している事業》



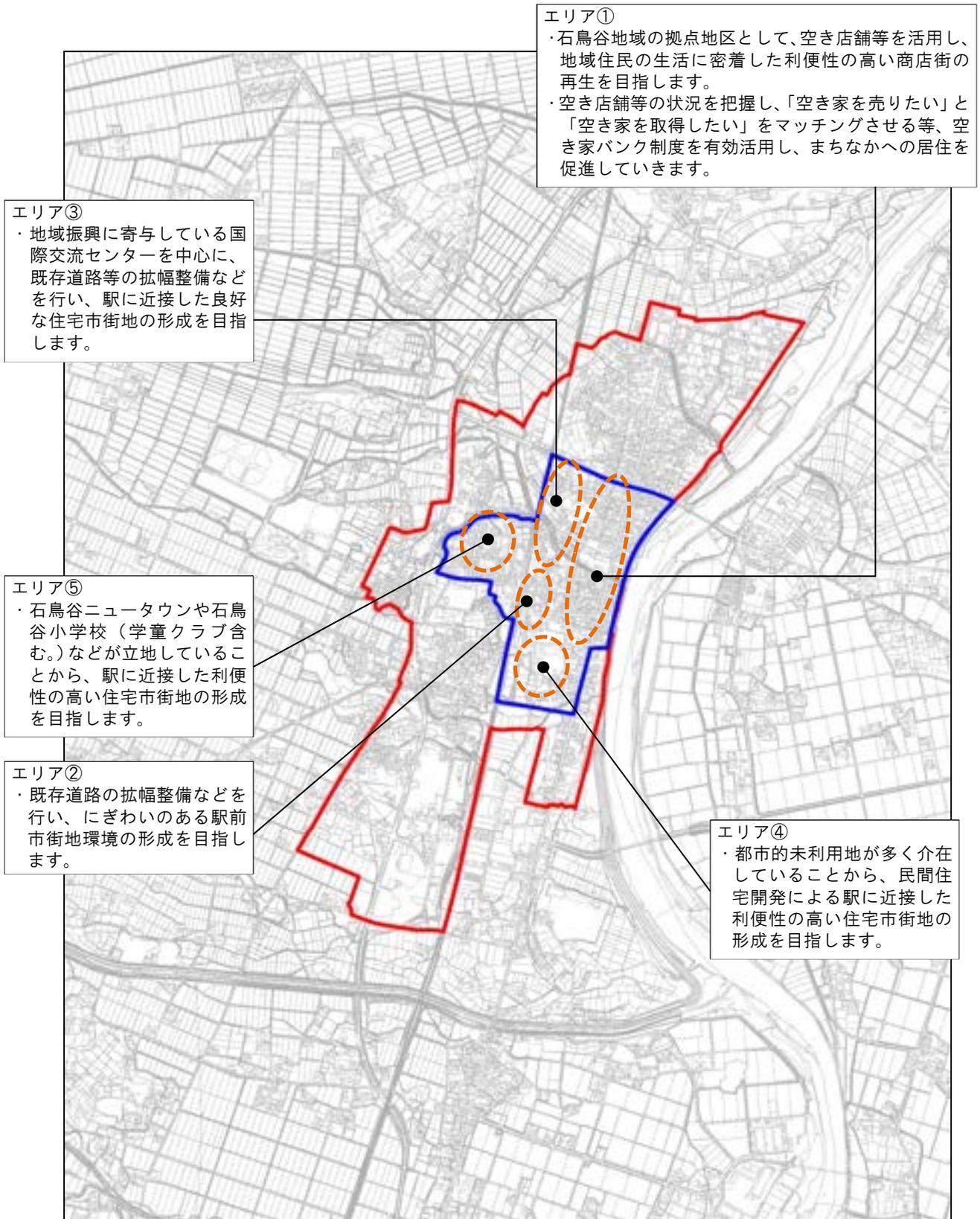
《凡例》

- 用途地域
 居住誘導区域
 都市機能誘導区域
 市街地循環バスルート

赤文字：完了事業

黒文字：進捗中、検討中の事業

《居住誘導区域（石鳥谷地区）で想定している事業》



(3) 公共交通網の形成

1) 公共交通網再編に向けた基本的な方針

本市では、公共交通網形成計画に基づいて、公共交通路線の整理、再編を推進しており、市民の安心・快適な生活をサポートする公共交通網を形成・維持するとともに、本市を訪れる観光客にとっても利便性の高い交通網となることを目標に事業を進めています。

また、地域公共交通は、地域の理解と協力がなければ維持は不可能であり、今後もより多くの方の利用につながる積極的な情報発信に努めていくとともに、地域の特性や需要に適合した公共交通のかたちを検討・実施していきます。

これらのことを踏まえ、「立地適正化計画」との整合を図り、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に寄与すべく、拠点間を結ぶ幹線軸を長期的に維持できる地域公共交通網の形成を目指します。

2) 具体的な方策

○各拠点が連携可能な公共交通網の形成を図るため、幹線系統を維持していきます。

- ・石鳥谷線
- ・土沢線
- ・成田線
- ・大迫花巻線
- ・大迫石鳥谷線

○各拠点周辺の公共交通サービス圏外を予約応答型乗合交通で補完していきます。

○市街地循環バスの拡充による利便性向上

- ・市街地循環バス

○観光系統の維持

- ・花巻温泉線
- ・湯口線

現状 (H28年)	
路線バス (幹線系統)	5 路線
路線バス (支線系統)	18 路線
路線バス (観光系統)	2 路線
市街地循環バス	1 路線
計	27 路線
予約応答型 乗合交通	2 地域



将来 (R5年)	
路線バス (幹線系統)	5 路線
路線バス (支線系統)	2 路線
路線バス (観光系統)	2 路線
市街地循環バス	1 路線
計	10 路線
予約応答型 乗合交通	8 地域

資料：花巻市公共交通網形成計画

図 地域公共交通網図 (H28)



図 地域公共交通網図 (R5)



資料：花巻市公共交通網形成計画

V章 届出制度について

1. 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域と事前届出

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス等が持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

本市では、立地適正化計画に基づいて届出の対象となる区域と対象外の区域を設定しています。対象区域では一定規模以上の開発・建築等行為は事前届出が必要となります。

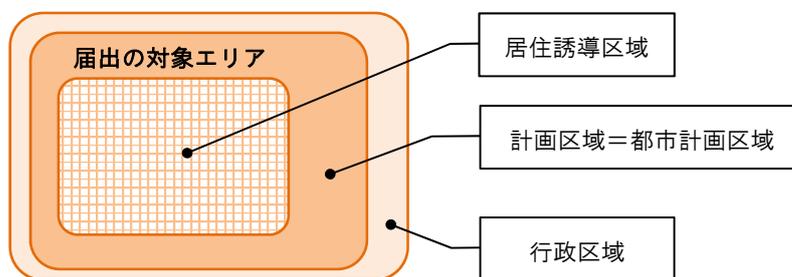
● 「居住誘導区域（届出の対象外エリア）」

「居住誘導区域」は、区域内の開発・建築等行為における事前届出が不要であり、区域外で一定規模以上の同行為が発生した場合には、行政から区域内への誘導をお願いする区域です。

事前届出を申請する場合は、市域全体や既存施設の立地状況などを勘案し、適正な場所への立地誘導を図るため、事前の協議（各種情報提供）を行っていきます。

● 「居住を適正化する区域（届出の対象エリア）」

居住誘導区域外である「居住を適正化する区域」は、一定規模以上の開発・建築等行為が発生した場合に、事前届出の対象となるエリアです。



(2) 届出の対象となる行為

1) 開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの

2) 建築等行為

- 3戸以上の住宅新築
- 住宅への改築、住宅への用途変更

届出の対象例



2. 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域・誘導施設と事前届出

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活サービス拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能となる区域であるとともに、規定された誘導施設の誘導や抑制等を図る区域です。

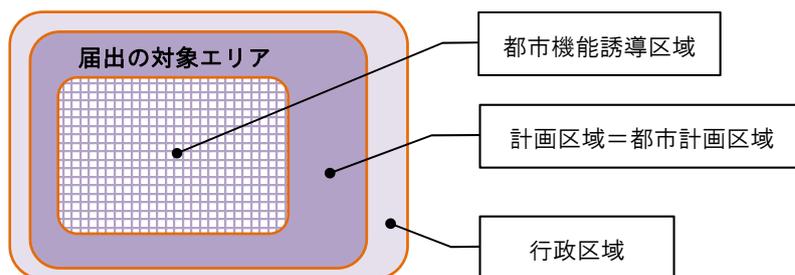
本市では届出の対象となる区域と対象外の区域及び誘導施設を設定しています。対象区域では一定規模以上の誘導施設に係る開発・建築等行為は事前届出が必要となります。

● 「都市機能誘導区域（届出の対象外エリア）」

「都市機能誘導区域」は、区域内の開発・建築等行為における事前届出が不要であり、区域外で一定規模以上の同行為が発生した場合には、行政から区域内への誘導をお願いする区域です。ただし、都市機能誘導区域において誘導施設の休止・廃止を行う場合には、届出が必要になります。

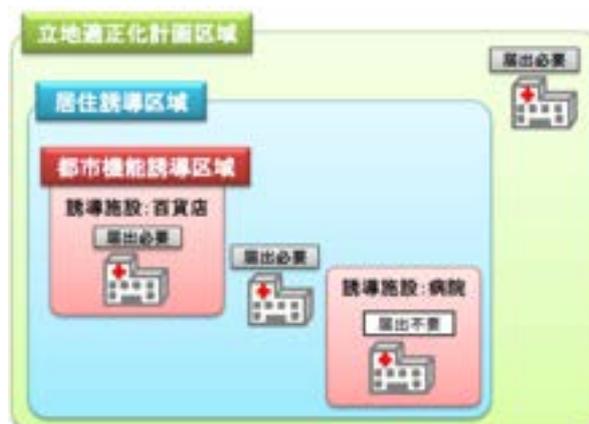
● 「誘導施設の立地を適正化する区域（届出の対象エリア）」

「誘導施設の立地を適正化する区域」は、本計画で設定した誘導施設の開発・建築等行為が発生した場合に、事前届出の対象となる区域です。



(2) 届出の対象となる施設

- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
- 保育所（70名以上）
- 福祉関連法に定める施設（利用定員数40人以上）
- 図書館
- 大学及び専修学校その他関連施設
- 大規模小売店舗（1,000㎡以上）
- 劇場、映画、演芸場及び観覧場



Ⅵ章 計画推進方策の検討及び目標値の設定

1. 計画の推進方策の検討

人口の急激な減少や超高齢社会の進展、財政及び環境の制約など、厳しい社会経済状況のなかで、まちづくり目標を達成するためには、目指すべき将来都市構造の実現に向け、計画的かつ効率的な取り組みが必要となります。

(1) 計画推進に向けて

1) 住民、企業、行政などによる協働のまちづくりの推進

本市においても厳しい財政事情のなか、今後は居住や都市機能を集約した拠点を公共交通でつなぐ『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を推進するため、社会情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、住民・企業・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、力をあわせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりが重要となります。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、住民やNPOの自主的な活動や住民と行政、企業と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。

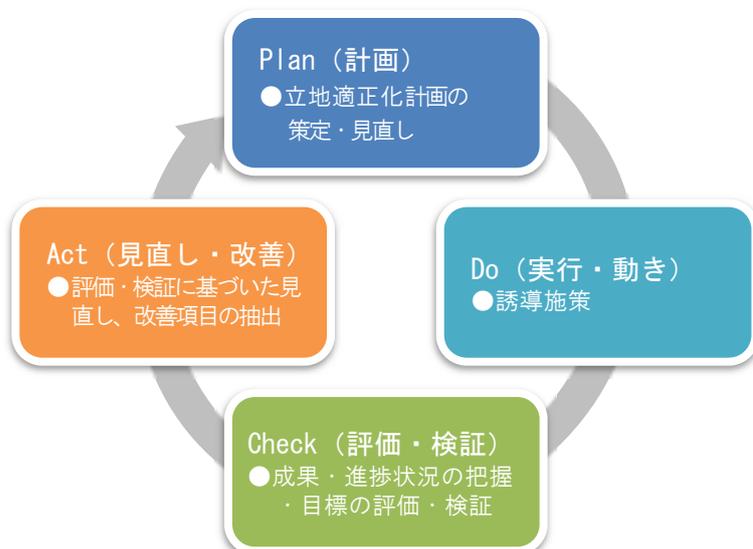
2) 民間活力の導入

本市においても厳しい財政事情のなか、効率的で効果的なまちづくりを実現することが期待されていることから、PPP/PFIといった民間企業が有している専門的な知識や経験、資本など、民間活力を活かしたまちづくりを今後の整備目的・内容に応じて検討していきます。

(2) 立地適正化計画の進行管理

本計画は、令和17年を目標としたものであり、長期的な視野に立って継続的に取り組むものであるため、その間には、施策の進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、上位計画や関連計画などの見直しとの整合を図りつつ、市民や企業の主体的な参加のもと、まちづくりの進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、計画内容の充実を図っていきます。

具体的には、立地適正化計画(Plan)の目標や方針に基づき、各種施策や事業を活用して計画を実施(Do)し、その成果や効果を評価・検証(Check)します。さらに、必要に応じて見直し・改善(Act)を行い、次の計画(Plan)へとつなげていく、PDCAサイクルの取り組みによる適切な進行管理を行いつつ、目標値の達成を目指していきます。



(3) 施策の達成状況に関する評価

1) 評価方法と評価指標の検討

官民一丸となってコンパクトなまちづくりを進めていくためには、地域の状況や人口動態等を総合的に勘案しつつ、施策の実施状況について調査・分析し、施策の達成状況等に関して分析・評価する必要があります。

評価にあたっては、客観的かつ定量的な分析・評価のもと、市民をはじめとする地域の関係者のコンセンサスを形成することが重要となります。

このため、「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年8月：国土交通省都市局都市計画課）に示された手法等を参考に、おおむね5年ごとに本市の都市構造の評価を検討していきます。

■立地適正化計画における評価指標

	評価分野	評価軸	主な評価指標の例
①生活利便性	都市機能や居住機能を適切に誘導することにより、歩いて行ける範囲に、日常生活に必要な医療、福祉、商業などの生活機能と公共交通機能が充足した街を実現すること	■適切な居住機能の誘導 >都市機能誘導区域など生活利便性の高い区域及びその周辺に居住が誘導され、徒歩圏で必要な生活機能等を享受できること	○居住を誘導する区域における人口密度 ○日常生活サービス機能等を徒歩圏で享受できる人口の総人口に占める比率（医療、福祉、商業及び公共交通）
		■都市機能の適正配置 >都市機能が生活の拠点など適切な区域に立地、集積していること	○日常生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度
		■公共交通サービス水準の向上 >公共交通のサービス水準が高まり利用率が向上していること	○公共交通の機関分担率 ○公共交通沿線地域の人口密度 ○基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率
②健康・福祉	市民の多くが歩いて回遊する環境を形成することにより、市民が健康に暮らすことのできる街を実現すること	■徒歩行動の増加と健康の増進 >高齢者等の社会活動が活発化し、徒歩等の移動が増大すること >それにより市民の健康が増進すること	○メタボリックシンドロームとその予備軍の受診者に占める割合 ○徒歩、自転車の機関分担率
		■都市生活の利便性の向上 >日常生活サービス機能や公共交通サービスが徒歩圏で充足していること	○高齢者徒歩圏内に医療機関がない住宅の割合 ○福祉施設を中学校区程度の範囲内で享受できる高齢者人口の割合 ○保育所の徒歩圏に居住する幼児人口の総幼児人口に占める割合
		■歩きやすい環境の形成 >歩行者空間が充実し、公園緑地も住まいの近くに配置されるなど歩きやすい環境が整備されていること	○歩行者に配慮した道路延長の割合（歩道整備率） ○高齢者徒歩圏内に公園がない住宅の割合
③安全・安心	災害や事故等による被害を受ける危険性が少ない街を実現すること	■安全性の高い地域への居住の誘導 >災害危険性の少ない地域等に適切に居住が誘導されていること	○防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合
		■歩行環境の安全性の向上 >都市内において安全な歩行者環境が確保されていること	○歩行者に配慮した道路延長の割合（歩道整備率）
		■市街地の安全性の確保 >オープンスペースの適切な確保など、市街地の災害や事故に対する安全性が確保されていること	○公共空間率 ○最寄り緊急避難場所までの平均距離 ○人口あたりの交通事故死亡者数
		■市街地の荒廃化の抑制 >空き家等が減少し、荒廃化や治安悪化が抑制されていること	○空き家率

	評価分野	評価軸	主な評価指標の例
④ 地域経済	都市サービス産業が活発で健全な不動産市場が形成されている街を実現すること	■ビジネス環境の向上とサービス産業の活性化 >都市機能誘導区域における昼間人口等の集積が高まり、医療、福祉、商業等のサービス産業が活性化すること	○従業者一人当たりの第三次産業売上高 ○従業人口密度
		■健全な不動産市場の形成 >地価や賃料水準が維持、向上し、空き家など未利用不動産の発生が抑制されること	○平均住宅地価
⑤ 行政運営	市民が適切な行政サービスを楽しむことができるよう、自治体財政が健全に運営されている街を実現すること	■都市経営の効率化 >人口密度の維持、公共交通の持続性向上、高齢者の外出機会の拡大などにより行政経営の効率化が図られていること	○市民一人当たりの行政コスト ○居住を誘導する区域における人口密度
		■安定的な税収の確保 >医療、福祉、商業等の第三次産業が活発となること >地価が維持、増進すること	○市民一人当たりの税収額 ○従業者一人当たりの第三次産業売上高 ○平均住宅地価
⑥ エネルギー／低炭素	エネルギー効率が高く、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量が少ない街を実現すること	■運輸部門における省エネ化・低炭素化 >公共交通の利用率が向上するとともに、日常生活における市民の移動距離が短縮すること	○市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量 ○公共交通の機関分担率
		■民生部門における省エネ化・低炭素化 >民生部門におけるエネルギー利用効率が向上し、エネルギー消費量が減少すること	○市民一人当たりの家庭部門CO ₂ 排出量 ○業務部門における従業者一人当たりのCO ₂ 排出量

上記評価指標表は、「都市構造の評価に関するハンドブック」における基本（基準）表であるため、花巻市にあった評価指標について検討を行います。

2) 評価指標の設定と評価結果

評価指標の設定にあたっては、更新可能かつ継続的に把握できる評価指標を選定します。都市構造の評価に関するハンドブックにおける各評価指標の数値の算定方法を参考に、市の数値を算定し、本計画策定年である平成 28 年度からの経年変化をとらえていきます。

国が公表する評価指標の数値は、特定の年次に限定されており、経過を把握することができないため、参考として類似都市（人口 10 万人以下の都市）との相対的な比較を行うこととします。

《生活利便性》

評価項目	算出方法	単位	H28	R3	
基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率	総人口に占める、運行頻度片道 30 本/日以上サービスの水準を有する鉄道駅またはバス停の徒歩圏に居住する人口の割合	%	16.0	15.6	
生活サービス施設の人口カバー率	総人口に占める、生活サービス施設の徒歩圏(800m)に居住する人口の割合	医療	%	55.7	56.8
		福祉	%	48.3	55.2
		商業	%	42.8	46.5
公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	最寄り交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅 1km 圏内もしくはバス停 200m 圏内の住宅数の割合	%	46.4	43.8	
	(参考) 予約応答型乗合交通を含めた場合の、駅 1km 圏内もしくはバス停 200m 圏内の建物数の割合	%	61.7	70.6	
生活サービス施設の利用圏平均人口密度	生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度	医療	人/ha	8.7	9.1
		福祉	人/ha	8.0	7.7
		商業	人/ha	12.0	12.2

○市算定値による経年変化

評価数値の経年変化を見ると、「基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率」と「公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合」は、それぞれ 0.4 ポイント、2.6 ポイント減少しています。要因として中心市街地の人口が減少していることと、バス路線の廃止と減便(30 本/日以下に減少)によりバス停からの徒歩圏内の住宅数が減少したことが考えられますが、バス路線から予約応答型乗合交通への転換を図っており、予約応答型乗合交通を含めた場合でみると 8.9 ポイント増加しています。

また、「生活サービス施設の人口カバー率」は、総人口が減少するなかで、医療施設、福祉施設、商業施設が集積する花巻地域が他の地域よりも人口を維持していることから、生活サービス施設の人口カバー率は上昇したと考えられます。

「生活サービス施設の利用圏平均人口密度」は、医療施設と商業施設は平均人口密度が上昇していますが、福祉施設は 0.3 ポイント減少しており、これは福祉施設が郊外部に立地(増加)したことが要因の一つと考えられます。

○今後の取り組み

交通機関に関しては、幹線路線の機能維持を図り、利用者の減少が著しい支線の維持が困難となった場合には、順次、予約応答型乗合交通を実施し、効率化と交通不便地域の解消を図るなど、市民が利用しやすく、効率的な公共交通サービスの提供に努めます。

また、生活サービス施設に関しては、今後も高齢社会の進行に応じた医療、福祉、商業利便の維持、向上に努めます。

《健康・福祉》

評価項目	算出方法	単位	H28	R3
高齢者徒歩圏に医療施設のない人口の割合	総人口に占める、医療施設から500m以上の圏域における人口の割合	%	61.8	61.0
高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率	都市の65歳以上の人口に占める、高齢者福祉施設の1km圏に居住する65歳以上の高齢人口の割合	%	48.1	54.5
保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	都市の0～4歳人口に占める、保育所の徒歩圏の0～4歳人口の割合	%	47.1	60.3
高齢者徒歩圏に公園がない人口の割合	総人口に占める、公園から500m以上の圏域における人口の割合	%	60.1	58.1

○市算定値による経年変化

「高齢者徒歩圏に医療施設のない人口の割合」は、0.8ポイント減少しています。これは、市全体では人口と医療施設の減少があるものの、中心部においては人口密度と医療施設が維持されていると考えられます。

また、「高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率」は、6.4ポイント増加しており、高齢者福祉施設の増加が要因と考えられます。

「保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率」は、13.2ポイント増加しており、人口が多い立地に保育所が新設されたことに加え、幼稚園が幼保連携型認定を受け対象施設となったことが要因と考えられます。

「高齢者徒歩圏に公園がない人口の割合」は減少傾向にあります。これは、公園が維持され、高齢者徒歩圏(半径500m)外における人口が減少したことが要因と考えられます。

○今後の取り組み

健康・福祉に関しては、今後も高齢者福祉施設や保育所の維持継続、市道や公園の維持管理による、安心して利用できる場の確保に努めます。

《安全・安心》

評価項目	算出方法	単位	H28	R3
市民1万人あたりの交通事故死亡者数	人口1万人あたりの交通事故による死者数	人	0.6	0.1
最寄り緊急避難場所までの平均距離	最寄りの緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で割った値	m	1586.1	1560.5

○市算定値による経年変化

「市民1万人あたりの交通事故死亡者数」は、0.6人から0.1人と大幅に低下しています。この数値は年度による変化が大きいものの、長期的な傾向を見ると交通事故死亡者数は減少傾向にあることから、交通安全対策の効果が表れていると考えられます。

また、「最寄りの緊急避難場所までの平均距離」は、約 25.6m減と平均距離が短くなっており、洪水や土砂災害に応じて指定緊急避難場所の指定が細分化され、対象となる施設が増えたことが要因の一つと考えられます。

○今後の取り組み

安全・安心に関しては、今後も多様な災害に対応できるよう、地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づいた施策を進めるとともに、道路改良や歩道整備等の交通安全環境の向上による交通事故死者数の減少のほか、避難先の確保や避難に関する周知広報の推進に努めます。

《行政運営》

評価項目	算出方法	単位	H28	R3
市民 1 人あたりの歳出額	歳出決算総額を総人口で割った値	千円	506.8	657.4
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の3年間の平均値	—	0.5	0.5
市民 1 人あたりの税収額	市町村民税及び固定資産税の総額を総人口で割った値	千円	94.0	108.7

○市算定値による経年変化

「市民 1 人あたりの歳出額」は、506.8 千円から 657.4 千円に増加していますが、これは新型コロナウイルス感染症対策費の影響が大きいと考えられます。一方、「市民 1 人あたりの税収額」は増加しており、「財政力指数」は 0.5 と安定しています。

○今後の取り組み

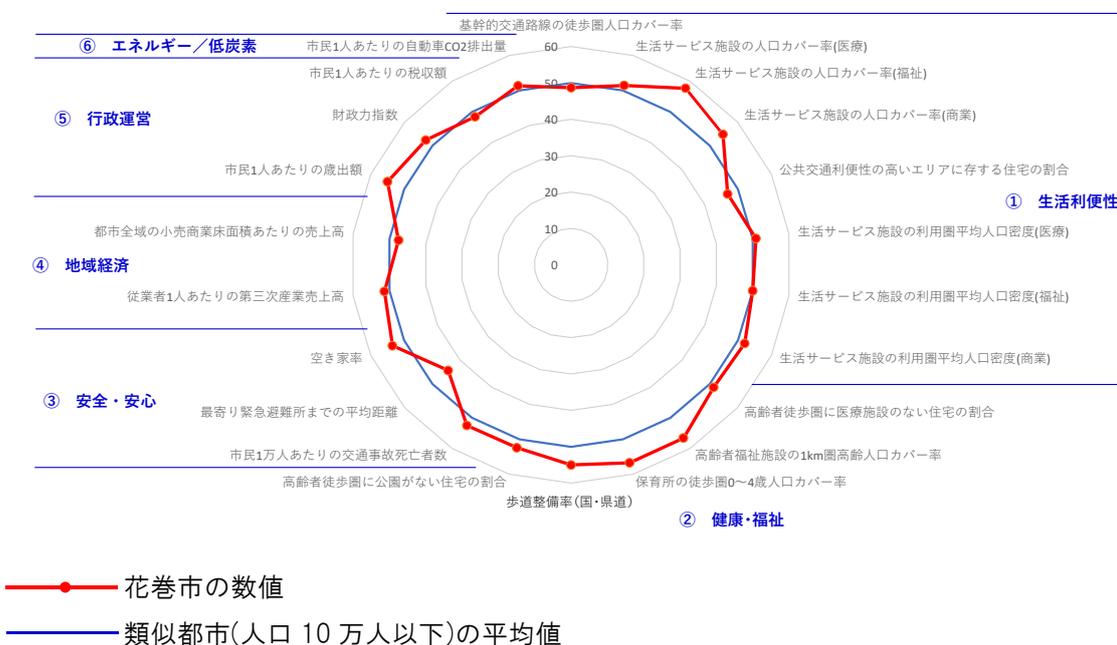
行政運営に関しては、今後も継続して、限られた財源を効率的に運用し、行財政の効率化と健全化に努めます。

(参考) 類似都市との相対評価(国算定値)について

類似都市との相対評価(国算定値)は、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」(平成 26 年 8 月) で算定されている数値であり、①生活利便性、②健康・福祉、③安全・安心、④地域経済、⑤行政運営、⑥エネルギー/低炭素の評価項目を偏差値で比較すると以下ようになります。なお、類似都市との比較は、人口 10 万人以下の都市との比較を行いました。

本市は、おおむね類似都市の平均値に近い値を示しており、そのなかで本市の優れた評価が出ている項目として、生活サービス施設の人口カバー率(福祉、商業)、高齢者福祉施設の 1 km 圏高齢人口カバー率、保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率、歩道整備率(国・県道)があげられます。

図 都市構造の評価



資料：レーダーチャート自動作成ツール(国交省、平成 30 年作成版)

注：上記のレーダーチャートは、人口 10 万人以下の都市の全国平均値を 50 とし、花巻市の数値を偏差値 (p170) で示しています。

表 類似都市との相対評価（国算定値）

評価項目	算出方法	単位	年次	10万人以下の都市	花巻市			
					数値	偏差値		
① 生活利便性	基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率	総人口に占める、運行頻度片道30本/日以上サービスの水準を有する鉄道駅またはバス停の徒歩圏に居住する人口の割合	%	H28	26.7	24.2	48.7	
	生活サービス施設の人口カバー率	総人口に占める、生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の割合	医療	%	H26	54.1	56.9	51.4
			福祉	%	H27	34.8	54.5	57.7
			商業	%	H26	31.6	41.9	54.8
	公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	最寄り交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅1km圏内もしくはバス停200m圏内の住宅数の割合	%	H25	51.4	46.4	46.9	
生活サービス施設の利用圏平均人口密度	生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度	医療	人/ha	H26	8.2	8.8	50.9	
		福祉	人/ha	H27	7.3	7.3	50.0	
		商業	人/ha	H26	10.2	12.0	52.0	
② 健康・福祉	●高齢者徒歩圏に医療施設のない住宅の割合	最寄り医療施設までの徒歩圏の住宅総数に占める、医療施設から500m以上の住宅数の割合	%	H25	67.1	64.9	51.4	
	高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率	都市の65歳以上の人口に占める、高齢者福祉施設の1km圏に居住する65歳以上の高齢人口の割合	%	H27 一部 H23	40.2	58.2	56.6	
	保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	都市の0～4歳人口に占める、保育所の徒歩圏の0～4歳人口の割合	%	H27 一部 H23	45.0	60.2	56.7	
	歩道整備率（国・県道）	一般道路実延長に占める、歩道が設置された道路延長の割合	%	H27	52.3	63.8	55.0	
	●高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	最寄り公園までの距離別住宅数に占める、公園から500m以上住宅数の割合	%	H25	62.7	56.6	52.4	
③ 安全・安心	●市民1万人あたりの交通事故死亡者数	人口1万人あたりの交通事故による死者数	人	R1	0.5	0.2	52.5	
	●最寄り緊急避難場所までの平均距離	最寄りの緊急避難場所までの距離別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で割った値	m	H25	747.3	966.4	44.3	
	●空き家率	住宅総数に占める空き家数の割合	%	H30	9.5	7.9	53.5	
④ 地域経済	従業者1人あたりの第三次産業売上高	第三次産業の売上高を第三次産業従業者数で割った値	百万円/人	H28	12.7	14.8	51.4	
	都市全体の小売商業床面積あたりの売上高	都市全域の小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で割った値	万円/㎡	H28	82.2	77.9	47.5	
⑤ 行政運営	●市民1人あたりの歳出額	歳出決算総額を総人口で割った値	千円	H30	854.7	507.0	55.0	
	財力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の3年間の平均値	—	H30	0.4	0.5	52.4	
	市民1人あたりの税収額	市町村民税及び固定資産税の総額を総人口で割った値	千円	H28 ～ H30	120.0	106.9	48.4	
⑥ エネルギー/低炭素	●市民1人あたりの自動車CO2排出量	県単位の業務部門CO2排出量を県従業者人口で割った値	t-CO2/年	H27	1.7	1.6	51.3	

※上表の国算定値において、10万人以下の都市の偏差値は50となります。

※●のある評価項目は平均値が低いほど良い指標になるため、例えば偏差値48は52として示しています。そのため国が公表している数値とは異なります。

2. 目標値の設定

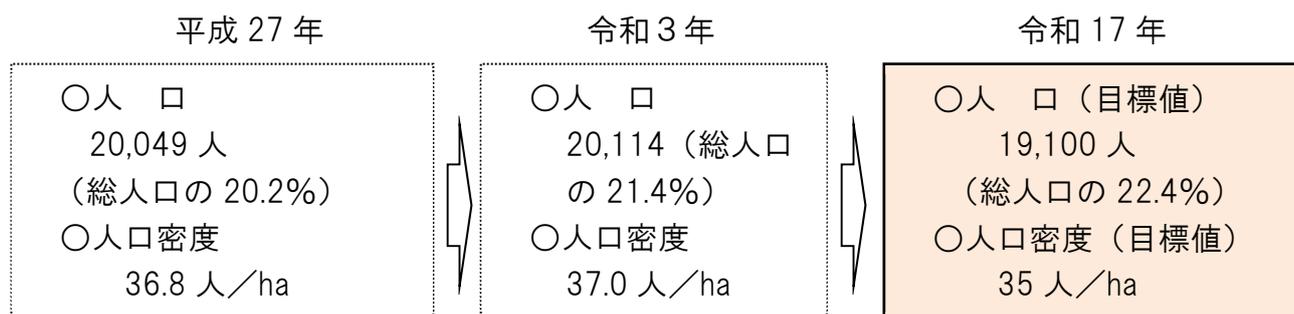
《居住誘導区域内の目標人口密度・比率》

本市の令和17年（2035年）将来人口は、約85,366人（花巻市人口ビジョン）を目標としており、平成27年の99,245人（住民基本台帳）から約14,000人減少することとなります。平成27年の居住誘導区域内の人口は、花巻中心地区が20,049人（人口密度36.8人/ha、市総人口の20.2%、住民基本台帳）、石鳥谷地区が1,698人（人口密度31.5人/ha、市総人口の1.7%、住民基本台帳）となっており、今回の計画では、令和17年の人口は花巻中心地区が19,100人（人口密度35人/ha）、石鳥谷地区が1,700人（人口密度30人/ha）となる見込みです。

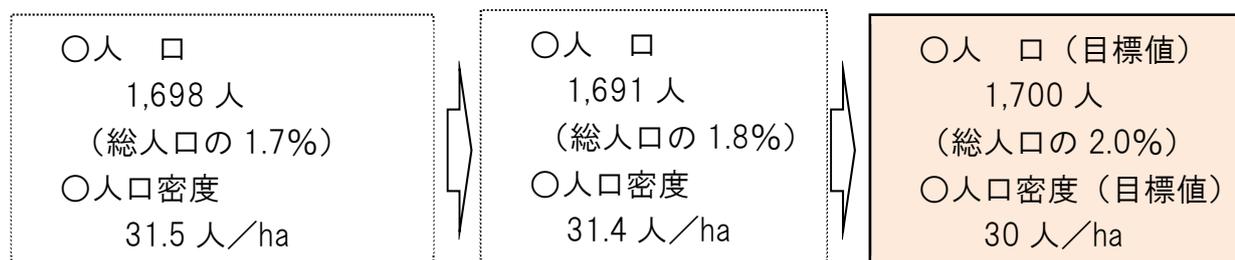
この目標を達成するため、今後も、花巻中心地区におけるリノベーション事業や公共交通ネットワークの充実など、まちなかへの居住誘導策を講じながら、人口密度35人/haを目指します。

また、石鳥谷地区においても工場跡地等の住宅地への土地利用転換や既存商店街における空き店舗・空き家の利活用によるまち再生を図りながら、人口密度30人/haを目指します。

【花巻中心地区】



【石鳥谷地区】



《防災指針における目標値》(再掲)

表 防災指針の目標値

No.	目標指標	基準値	目標値
1	住宅耐震化率	令和2年 77.9%	令和7年 82.5%
2	木造住宅耐震診断数	平成28年～令和2年 19戸	令和3年～令和7年 50戸
3	木造住宅耐震改修数	平成28年～令和2年 1戸	令和3年～令和7年 10戸
4	排水ポンプ場長寿命化対策実施率	令和2年 0%	令和6年 30%
5	河川改修率	令和元年 55.6%	令和5年 75%
6	市道の改良率	平成30年 56.2%	令和5年 57.1%
7	歩道整備延長	平成30年 180.9km	令和5年 192.8km
8	自主防災組織の結成割合	令和元年 94.1%	令和5年 100%
9	防災訓練を実施した自主防災組織数	平成30年 138組織	令和5年 160組織
10	防災講話の実施回数	平成30年 35回	令和5年 40回
11	消防水利の充足率	令和元年 66.7%	令和5年 66.9%

■(参考)目標値の出典

- No. 1 (住宅耐震化率) : 第3期花巻市耐震改修促進計画
- No. 2 (木造住宅耐震診断数) : 第3期花巻市耐震改修促進計画
- No. 3 (木造住宅耐震改修数) : 第3期花巻市耐震改修促進計画
- No. 4 (排水ポンプ場長寿命化対策実施率) : 社会資本総合整備計画
- No. 5 (河川改修率) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 6 (市道の改良率) : 花巻市まちづくり総合第3期中期プラン
- No. 7 (歩道整備延長) : 花巻市まちづくり総合第3期中期プラン
- No. 8 (自主防災組織の結成割合) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 9 (防災訓練を実施した自主防災組織数) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 10 (防災講話の実施回数) : 花巻市国土強靱化地域計画
- No. 11 (消防水利の充足率) : 花巻市国土強靱化地域計画

※上記の各目標値について、出典元の各計画の更新等に伴い目標値が変更された場合は、その目標値に準拠するものとします。

《参考資料》

1. 主要施設の概要及び一覧

- (1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）
- (2) 医療施設
- (3) 社会福祉施設－1（老人ホーム、老人福祉センター等）
- (4) 社会福祉施設－2（保育所、児童厚生施設）
- (5) 教育・文化施設

2. 地区別ハザード情報

- (1) 花巻中心地区
- (2) 石鳥谷地区
- (3) 大迫地区
- (4) 東和地区
- (5) 空港地区

3. 評価指標の算定根拠

- (1) 市算定値
- (2) 国算定値

4. 事前届出

- (1) 居住誘導区域外
 - (2) 都市機能誘導区域外
 - (3) 都市機能誘導区域内
 - (4) 勧告など
 - (5) 届出を怠った場合など
- 様式1から7

5. 居住誘導区域図

6. 都市機能誘導区域図

《参考資料》

1. 主要施設の概要及び一覧	参考	1
(1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）	参考	1
(2) 医療施設	参考	3
(3) 社会福祉施設－1	参考	4
(4) 社会福祉施設－2	参考	8
(5) 教育・文化施設	参考	11
2. 地区別ハザード情報	参考	12
(1) 花巻中心地区	参考	12
(2) 石鳥谷地区	参考	13
(3) 大迫地区	参考	14
(4) 東和地区	参考	15
(5) 空港地区	参考	16
3. 評価指標の算定根拠	参考	17
(1) 市算定値	参考	17
(2) 国算定値	参考	19
4. 事前届出	参考	21
(1) 居住誘導区域外	参考	21
(2) 都市機能誘導区域外	参考	22
(3) 都市機能誘導区域内	参考	23
(4) 勧告など	参考	24
(5) 届出を怠った場合など	参考	24
様式1から7	参考	25
5. 居住誘導区域図	参考	33
6. 都市機能誘導区域図	参考	39

《 参 考 資 料 》

1. 主要施設の概要及び一覧

(1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）

《大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗》

大規模小売店舗は、大規模小売店舗立地法第2条及び第3条、大規模小売店舗立地法施行令第2条に規定する物販店舗を対象とします。

《花巻市における大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡以上）》

	届出日	名 称	店舗面積 (㎡)	設置者・小売業者
花 巻 中 心 地 区	令和 2.1.31	スーパーセンタートライアル花巻店	3,703	《設置者》(株)トライアルカンパニー 《小売業者》(株)トライアルカンパニー
	令和 1.7.24	ウエルシア花巻桜台店	1,243	《設置者》ウエルシア薬局(株) 《小売業者》ウエルシア薬局(株)
	平成 31.3.8	花巻桜木町複合商業施設	3,228	《設置者》(株)ユニバース 《小売業者》(株)ユニバース、(株)セリア
	平成 29.1.10	メガチャンス花巻店	1,506	《設置者》(株)マルカン 《小売業者》(株)マルカン
	平成 26.9.16	花巻きらきらモール	11,777	《設置者》(株)カミヤマ 《小売業者》(株)サンデー、いわて生活協同組合、 (株)ヤマダ電機、(株)ツルハ、イワセキ商事(株)、 (株)西松屋チェーン
	平成 21.7.9	ビフレ花巻店	3,320	《設置者》(株)たもり 《小売業者》(有)中央市場、(有)シシド、(株)セリア、 東都クリエイト(株)
	平成 19.9.28	na・te・mo 不動産ショッピングセンター	3,845	《設置者》(株)グリーン・ライフ 《小売業者》(株)キクコウストア、(株)薬王堂、 (株)しまむら
	平成 19.8.31	銀河モール花巻	9,290	《設置者》(株)ベルジョイス 《小売業者》(株)ベルジョイス、(株)ツルハ、(株)北上開発、 (株)BROWN SUGAR、(株)ワールド、(株)モードカタ、 シダックスビューティーケアマネジメント(株)、(株)京王ズ FORCITE、(株)パレモ、 (株)小原建設、(有)オオモリ、(株)オーリオ、 (有)メガネのおくやま、合資会社末廣、 (株)ポーラ、(株)大創産業、(株)エービーシーマー ト、(株)マックハウス、(株)カド屋
	平成 19.3.16	カワチ薬品／花巻店	2,400	《設置者》(株)カワチ薬品 《小売業者》(株)カワチ薬品
	平成 18.4.12	サンデー花巻店	2,900	《設置者》(株)サンデー 《小売業者》(株)サンデー
	平成 17.5.19	コメリパワー花巻店	15,111	《設置者》(株)コメリ 《小売業者》(株)コメリ
	平成 16.2.2	W I N G 3 0 1	2,165	《設置者》(株)北洲 《小売業者》ゼビオ(株)、(株)薬王堂
	平成 15.8.7	イトーヨーカドー花巻店	11,326	《設置者》(株)イトーヨーカ堂 《小売業者》(株)イトーヨーカ堂、(株)道奥、 (株)田口写真機店、(株)赤沼商店、 (株)パレモ、(株)キング、(株)すずのき、 (株)メリーアン、愛木寛治、(株)モードイトウ、 (株)ハニーズ、(株)ブルーグラス、(株)タカキュー、 (株)おくやま、(有)盛田カバン専門店、(株)新星堂、 (株)オバラ、(株)パティズ、(株)宮澤商店

《花巻市における大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡以上）》 続き

	届出日	名 称	店舗面積 (㎡)	設置者・小売業者
花巻中心地区	平成 15.7.14	ベルプラス／松園店	1,150	《設置者》(株)ベルジョイス 《小売業者》(株)ベルジョイス
	平成 14.7.9	サンドラッグ花巻店	1,516	《設置者》(株)ベルジョイス 《小売業者》(株)サンドラッグ
	平成 14.5.17	アルテマルカン桜台店	6,182	《設置者》(株)マルカン 《小売業者》(株)マルカン
	平成 14.3.11	ビッグハウス花巻店	9,144	《設置者》(株)小友木材店 《小売業者》(株)デンコードー、DCM(株)、 (株)ベルプラス、青山商事(株)、(株)ホットマン、 (株)チヨダ、(株)マックスガイ
	平成 12.12.20	花巻ツインプラザ	2,222	《設置者》オリックス(株) 《小売業者》イオンリテール(株)
石鳥谷地区	平成 25.4.12	マックスバリュ石鳥谷店	2,075	《設置者》マックスバリュ北東北(株)
				《小売業者》マックスバリュ東北(株)

資料：岩手県HP、大規模小売店舗一覧

(2) 医療施設

《医療法に基づく医療施設》

施設名称		定義概要(簡易)
病院	病院 (法第1条の5)	・ 一般病院、精神・産科などの専門病院 病床数 20 床以上
	地域医療支援病院 (法第4条)	病診連携で地域の中核医療を担う病院 ①原則として外来紹介率 80%以上で、地域医療を提供できる能力があり、院外医師の施設利用や研修のための施設・体制が整備されている ②原則として病床数 200 床以上 ③集中治療室・病理等の検査施設・病理解剖室・研究室・講義室・図書室・診療記録室等を有する
	特定機能病院 (法第4条の2)	高度先端医療と医療教育を担当する大病院 ①診療科名が次の 16 の診療科を標榜する施設 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科、麻酔科、救急科 ②病床数 400 以上 ③無菌病室・医薬品情報管理室・集中治療室を有する
診療所等	有床診療所 (法第1条の5)	病床を持つクリニック、歯科等 (病床数 19 床以下)
	無床診療所 (法第1条の5)	病床を持たないクリニック、歯科等
	助産所 (法第2条)	いわゆる産院 (9人以下の入所施設を有することができる)
介護老人保健施設 (医療法第1条の6) (介護保険法第8条)		病状が安定期であり、入院治療を必要としないが、看護、介護、リハビリなどを必要とする 65 歳以上の初老期認知症を含む要介護老人で、日常生活の世話や医学的管理下における介護や機能訓練を行い、家庭復帰を促進することを目的としている。

資料：建築基準法、医療法、介護保険法

(3) 社会福祉施設－1(老人ホーム、老人福祉センター等)

《建築基準法に基づく社会福祉施設》

①老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

建築基準法 別表第2(イ)項第6号に規定する「老人ホーム、福祉ホームに類するもの」については、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要な通園施設として、下記に掲げるもの等が該当します。

《老人福祉法に規定する施設(老人福祉施設)》

- 老人デイサービスセンター ○老人短期入所施設 ○養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○有料老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム ○老人介護支援センター

《生活保護法に規定する施設》

- 救護施設 ○更生施設 ○宿所提供施設

《身体障害者福祉法に規定する施設》

- 身体障害者福祉センター ○補装具製作施設 ○視聴覚障害者情報提供施設

《障害者総合支援法に規定する施設》

- 障害者支援施設

《売春防止法に規定する施設》

- 婦人保護施設

《更生保護事業法に規定する施設》

- 更生保護施設

※「児童家庭支援センター」については、児童福祉施設に附属も可能とする。
資料：建築基準法、福祉関連法

②老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (は) 項第4号に規定する「老人福祉センターに類するもの」については、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会、通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等が該当します。

建築基準法による各種法令規定の福祉施設

《老人福祉法に規定する施設》

- 老人福祉センター

《介護保険法に規定する施設》

- 訪問介護を行う事業所
- 訪問入浴介護を行う事業所
- 訪問看護を行う事業所
- 訪問リハビリテーションを行う事業所
- 居宅療養管理指導を行う事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
- 夜間対応型訪問介護を行う事業所
- 居宅介護支援を行う事業所
- 介護予防訪問入浴介護を行う事業所
- 介護予防訪問看護を行う事業所
- 介護予防訪問リハビリテーションを行う事業所
- 介護予防居宅療養管理指導を行う事業所
- 介護予防支援を行う事業所
- 訪問型サービスを行う事業所
- 訪問型サービスに準じるサービスを行う事業所
- 地域包括支援センター

資料：建築基準法、福祉関連法

③利用形態による判断が必要な福祉施設

老人福祉法に規定する「老人介護支援センター」及び介護保険法に規定する「居宅介護支援に係る施設」については、事務所的な性格である場合もあるため、利用形態により判断されます。

また、同法に規定する有料老人ホームにおいては、施設の実態（介護付き、住宅型、健康型等）により判断されるため、場合によっては「共同住宅」として分類させることもあります。

各法律に規定する「授産施設」については、訓練及び職業の内容によって居住環境を害するおそれのない施設かどうか判断されます。

《参 考》

- ・介護保険法に規定する「介護老人保健施設」については、建築基準法上入所定員が19名以下の場合には「診療所」として、入所定員が20名以上の場合には「病院」として扱われる旨の規定が設けられています。
- ・また、同法に規定する「介護療養型医療施設」は、入所定員が19名以下の場合には、「診療所」として、入所定員が20名以上の場合には「病院」となっています。

《利用形態別老人福祉施設》

通所利用型	○老人福祉センター ○老人休養ホーム ○老人憩いの家 ○老人デイサービスセンター ○在宅介護支援センター ○特別養護老人ホーム（デイサービス） ○介護老人保健施設（通所リハ）
通所利用・入所利用型	○特別養護老人ホーム（+ショートステイ） ○介護老人保健施設（+ショートステイ）
通所利用・在宅訪問型	○老人デイサービスセンター（訪問入浴等）
入所利用型	○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○ケアハウス ○有料老人ホーム
在宅訪問型	○在宅介護支援センター ○訪問介護ステーション

資料：建築基準法、福祉関連法

※（ ）は施設ではなく居住サービスを示す通称

《老人福祉法に規定する福祉施設の定義概要》

施設名称	定義概要（簡易）
老人デイサービスセンター （法第 20 条の 2 の 2）	65 歳以上の者で、身体上または精神上障害があるため、日常生活を営むことに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する施設
老人短期入所施設 （法第 20 条の 3）	65 歳以上の者で、居宅での介護が一時的に困難になった者を短期入居させ、養護する施設
養護老人ホーム （法第 20 条の 4）	65 歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由で居宅での養護が困難になった者を入所させ、養護する施設
特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 （法第 20 条の 5）	65 歳以上の者で、身体上もしくは精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅で常時介護が困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム （法第 20 条の 6）	無料または低料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
	A 型： 60 歳以上で一定の収入、資産があり、身寄りのない者、家庭の事情で家族同居が困難な者
	B 型： 60 歳以上で家庭環境、住宅環境等の居宅生活が困難な者であるとともに、自炊を原則とし、自炊ができる程度の健康状態にある者
C 型： 原則 60 歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等により独立生活が不安な者で、家族による援助が困難な者	
認知症高齢者 グループホーム （法第 5 条の 2）	65 歳以上の認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設であり、定員 5～9 名以下とされる
有料老人ホーム （法第 29 条）	常時 10 人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設で、老人福祉施設でないもの
老人福祉センター （法第 20 条の 7）	無料または低料金で、老人に関する各種相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
老人介護支援センター （法第 20 条の 7 の 2）	居宅での介護に関する情報の提供並びに相談及び指導、市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他を総合的に行う施設

資料：建築基準法、老人福祉法

(4) 社会福祉施設－2(保育所、児童厚生施設)

1) 施設分類

《建築基準法に基づく保育所》

①老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (い) 項第6号に規定する「保育所に類するもの」については、下記に掲げるもの等に該当します。

建築基準法による各種法令規定の保育所

《児童福祉法に規定する施設》

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ○保育所 | ○助産施設 | ○乳児院 |
| ○母子生活支援施設 | ○児童養護施設 | ○障害児入所施設 |
| ○児童心理治療施設 | ○児童自立支援施設 | ○児童家庭支援センター |
| ○幼保連携型認定こども園 | ○児童発達支援センター | |

資料：建築基準法、児童福祉法

②老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

- ・建築基準法 別表第2 (は) 項第4号に規定する「児童更生施設に類するもの」については、下記に掲げるもの等に該当します。

建築基準法による各種法令規定の保育施設

《児童福祉法に規定する施設》

- 児童厚生施設(児童遊園、児童館等)

資料：建築基準法、児童福祉法

《児童福祉法に基づく児童福祉施設の定義概要》

施設名称	定義概要(簡易)
助産施設 (法第36条)	健康上必要があるにもかかわらず、経済的利用により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とした施設
乳児院 (法第37条)	乳児(保健上安定した生活環境確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児も含む)を入院させ、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
母子生活支援施設 (法第38条)	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監視すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のための生活を支援することを目的とする施設

《児童福祉法に基づく児童福祉施設の定義概要》続き

施設名称	定義概要（簡易）
保育所 （法第 39 条）	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設
幼保連携型認定こども園 （法第 39 条の 2）	満 3 歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児、幼児の保育を一体的に行い、その心身の発達を助長することを目的とする施設
児童厚生施設 （法第 40 条）	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操をゆたかにすることを目的とする施設
児童養護施設 （法第 41 条）	保護者のいない児童（乳児は除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児も含む）、虐待されている児童その他環境上養護が必要な児童を入所させ、養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の援助を行うことを目的とする施設
障害児入所施設 （法第 42 条）	障害のある児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を目的とする施設
児童発達支援センター （法第 43 条）	障害のある児童を保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識、技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を目的とする施設
児童心理治療施設 （法第 43 条の 2）	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通園させ、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設
児童自立支援施設 （法第 44 条）	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援しあわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童家庭支援センター （法第 44 条の 2）	地域児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、同法第 26 条第 1、2 項及び方法第 27 条第 1、2 項の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令に定める援助を総合的に行うことを目的とする施設

資料：建築基準法、児童福祉法

2) 保育所及び幼稚園の定員数

《保育所定員数》

	名 称	令和 2 園児数	定 員 数
花巻中心地区	花巻太陽の子保育園	112	130
	若葉保育園	91	90
	花巻保育園	27	30
	日居城野保育園	84	80
	松園保育園	65	60
	南城保育園	63	60
	めぐみ保育園	58	60
	ぴっころ保育園	70	60
	わこのいえ保育園	38	45
石鳥谷地区	八幡保育園	62	60
	八重畑保育園	57	60
	新堀保育園	68	75
	石鳥谷保育園	76	90
	石鳥谷善隣館保育園	74	80
大迫地区	亀ヶ森保育園	9	30
	大迫保育園	60	90
東和地区	小山田保育園	18	60
	上瀬保育園	32	60
	成島保育園	40	45
空港地区	宮野目保育園	91	90
地 区 外	西公園保育園	93	110
	湯口保育園	43	60
	おひさま保育園	65	60
	湯本保育園	50	45
	笹間保育園	42	45
	太田保育園	30	45
	みどりの保育園	56	50

資料：花巻市統計書

《認定こども園定員数》

	名 称	令和 2 園児数	定 員 数
東和地区	つちざわこども園	74	80
空港地区	にまいばしこども園	69	60
地 区 外	第二若葉保育園	69	60
	島こども園	79	60
	藤乃こども園	44	60
	やさわこども園	45	60
	たかきこども園	51	60
	みなみこども園	69	60
	にじいろこども園	40	60

資料：花巻市統計書

(5) 教育・文化施設

1) 施設分類

《建築基準法に基づく教育施設》

①学校、図書館その他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (い) 項第4号に規定する「学校に類するもの」については、下記に掲げるもの等に該当します。

建築基準法による各種法令規定の学校

《学校教育法第1条に規定する学校》

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校
- 特別支援学校
- 大学
- 高等専門学校

《学校教育法第124条に規定する学校》

- 専修学校

《学校教育法第134条に規定する学校》

- 各種学校

資料：建築基準法、学校教育法

②学校、図書館その他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (い) 項第4号に規定する「図書館に類するもの」については、下記に掲げるもの等に該当します。

建築基準法による各種法令規定の図書館

《図書館法に規定する施設》

- 図書館

《博物館法に規定する施設》

- 博物館
- 美術館

資料：建築基準法、図書館法、博物館法

2) 幼稚園園児数

《幼稚園園児数》

	名 称	令和2 園児数
花巻中心地区	市立花巻幼稚園	61
	大谷幼稚園	217
地 区 外	市立土沢幼稚園	16
	ゆもと幼稚園	61
	湯口大谷幼稚園	41
	中央みのり幼稚園	66
	花巻ささま幼稚園	66

資料：花巻市統計書、花巻市立幼稚園管理運営規則、一般社団法人岩手県私立幼稚園連合会HP

2. 地区別ハザード情報

ハザードマップを基に、用途地域内の避難所や災害危険箇所、浸水想定区域などを地区別に整理します。

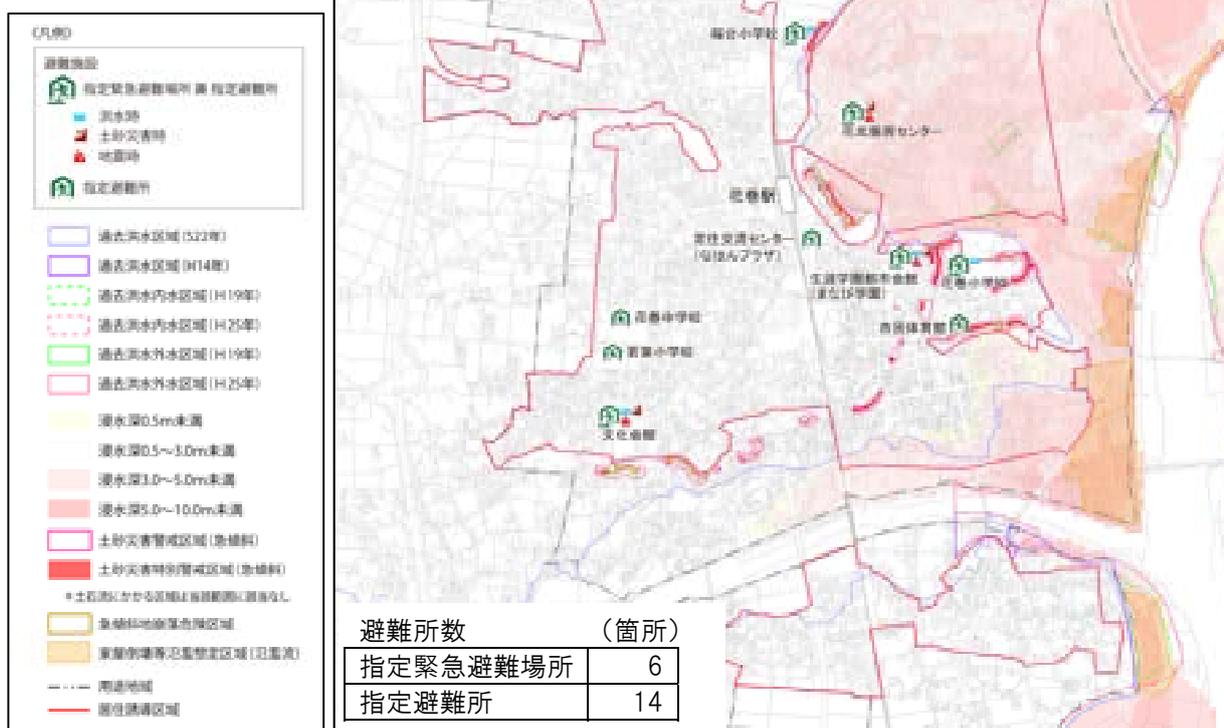
(1) 花巻中心地区

《避難所》

- ・指定緊急避難場所が7箇所、指定避難所が14箇所、指定されています。
- ・指定緊急避難場所のうち、小学校が2箇所、その他の公共施設が4箇所となっています。
- ・指定避難所のうち、小中学校が5箇所、高等学校が1箇所、その他の公共施設が8箇所となっています。

《ハザード情報》

- ・急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流なし。
- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流）なし。
- ・土砂災害特別警戒区域(急傾斜)は指定16箇所（場所は25箇所）、土砂災害警戒区域(急傾斜)は指定16箇所（場所は19箇所）となっています。



※上記のハザードマップは令和3年3月現在
上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

(2) 石鳥谷地区

《避難所》

- ・指定緊急避難場所が3箇所、指定避難所が4箇所、指定されています。

《ハザード情報》

- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）が指定1箇所（場所は2箇所）及び土砂災害警戒区域（急傾斜）が指定1箇所（場所は2箇所）。
- ・北上川及び拠点中央に位置している河川から、浸水想定エリアが広がっています。



※上記のハザードマップは令和3年3月現在
 上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

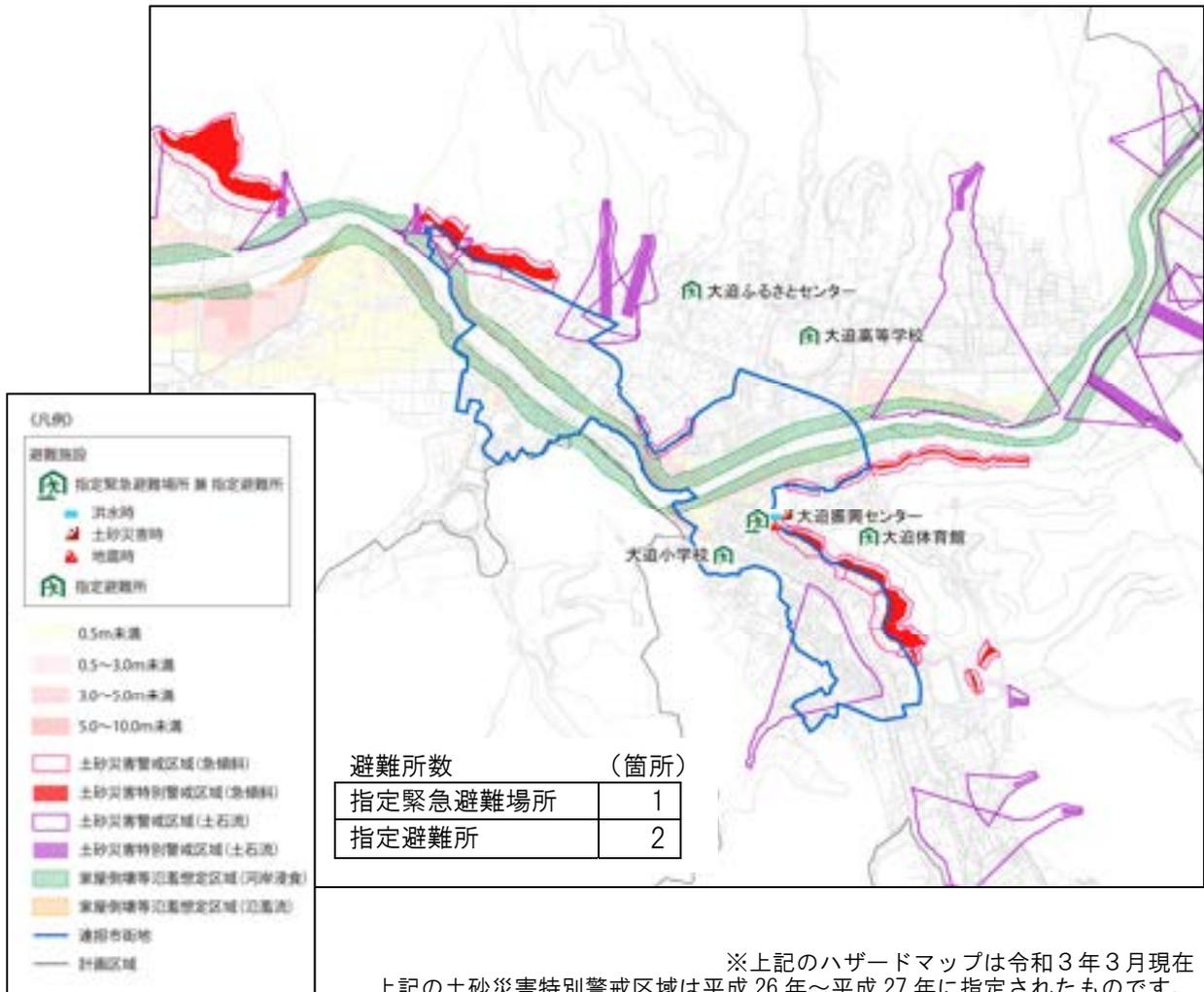
(3) 大迫地区

《避難所》

- ・大迫振興センターは、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されており、大迫小学校は指定避難所に指定されています。
- ・拠点外ではあるものの、周辺には指定避難所が3箇所あり、北東側に大迫高等学校が指定されています。

《ハザード情報》

- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）なし、土砂災害警戒区域（土石流）が5箇所。
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）が指定6箇所（場所は8箇所）及び土砂災害警戒区域（急傾斜）が指定10箇所（場所は12箇所）。
- ・過去の洪水区域や浸水想定エリアからも、浸水の危険性なし。
- ・国道396号沿道の土砂災害警戒区域等において、宅地や店舗等の周辺に山林があり、地震やゲリラ豪雨等の災害時に土砂が流れ込む危険があります。



(4) 東和地区

《避難所》

- ・地区の中央南側に位置している東和体育館が指定緊急避難場所及び指定避難所に、土沢振興センターが指定緊急避難場所に指定されています。
- ・地区外ではあるものの、周辺には指定避難所が2箇所あり、北側の東和中学校、西側の東和農業者トレーニングセンターが指定されています。

《ハザード情報》

- ・地区内に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域なし。
- ・地区南側に猿ヶ石川からの浸水想定エリア（浸水深0.5～3.0m未満程度）が含まれています。



※上記のハザードマップは令和3年3月現在
上記の土砂災害特別警戒区域は平成26年～平成27年に指定されたものです。

(5) 空港地区

《避難所》

- ・指定緊急避難場所が1箇所、指定避難所が5箇所指定されています。

《ハザード情報》

- ・急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険溪流、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域なし。



※上記のハザードマップは令和3年3月現在

3. 評価指標の算定根拠

(1) 市算定値

以下に、市算定値の算出方法、使用データの一覧を示します。

《生活利便性》

評価項目	算出方法		単位	使用データなど		
				H28	R3	
基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率	総人口に占める、運行頻度片道 30 本/日以上サービス水準を有する鉄道駅またはバス停の徒歩圏に居住する人口の割合		%	H28 時点でサービス水準を有する鉄道 5 駅 800m圏域、バス停 14 箇所 300m圏域 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	R4 時点でサービス水準を有する鉄道 4 駅 800m圏域、バス停 15 箇所 300m圏域 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	
生活サービス施設の人口カバー率	総人口に占める、生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の割合		医療	%	国土数値地図 H26 において医療施設で病院、診療所の中で内科、外科のいずれかを含ま施設の 800m圏域 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	国土数値地図 R2 において医療施設で病院、診療所の中で内科、外科のいずれかを含ま施設の 800m圏域 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）
			福祉	%	国土数値地図 H27 を基本に H28 統計書の情報を追加した施設の 800m圏域 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	国土数値地図 R3 を基本に R3 統計書の情報を追加した施設の 800m圏域 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）
			商業	%	H28 時点の商業施設（大規模・食品スーパーのみ）800m圏域 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	R3 時点の商業施設（大規模・食品スーパーのみ）800m圏域 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）
公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	最寄り交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅 1km 圏内もしくはバス停 200m圏内の住宅数の割合		%	H25 年住宅・土地統計調査 確報集計表番号 236 住宅の所有の関係(2 区分)、最寄りの交通機関までの距離(12 区分)別住宅数—市区町村を用いて、住宅数で算定	H30 年住宅・土地統計調査 住宅の構造等に関する集計 全国・都道府県・市区町村 表番号 207-2 [住環境] 世帯の型(14 区分)、最寄りの交通機関までの距離(12 区分)別普通世帯数—全国、都道府県、市区町村を用いて、世帯数で算定	
生活サービス施設の利用圏平均人口密度	生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度		医療	人/ha	国土数値地図 H26 において医療施設で病院、診療所の中で内科、外科のいずれかを含ま施設の 800m圏域 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	国土数値地図 R2 において医療施設で病院、診療所の中で内科、外科のいずれかを含ま施設の 800m圏域 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）
			福祉	人/ha	国土数値地図 H27 を基本に H28 統計書の情報を追加した施設の 800m圏域 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	国土数値地図 R3 を基本に R3 統計書の情報を追加した施設の 800m圏域 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）
			商業	人/ha	H28 時点の商業施設（大規模・食品スーパーのみ）800m圏域 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	R3 時点の商業施設（大規模・食品スーパーのみ）800m圏域 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）

《健康・福祉》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			H28	R3
高齢者徒歩圏に医療施設のない住宅の割合	最寄り医療施設までの徒歩圏の住宅総数に占める、医療施設から500m以上の人口の割合	%	国土数値地図H26において医療施設で病院、診療所の中で内科、外科のいずれかを含む施設の500m圏域外 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	国土数値地図 R2 において医療施設で病院、診療所の中で内科、外科のいずれかを含む施設の500m圏域外 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）
高齢者福祉施設の1km圏高齢人口カバー率	都市の65歳以上の人口に占める、高齢者福祉施設の1km圏に居住する65歳以上の高齢人口の割合	%	H28 統計書にある高齢者福祉施設圏域1km H27 国調 250mメッシュ 65歳以上人口（面積案分）	R3 統計書にある高齢者福祉施設圏域1km R2 国調 250mメッシュ 65歳以上人口（面積案分）
保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	都市の0～4歳人口に占める、保育所の徒歩圏の0～4歳人口の割合	%	H28 統計書にある保育所圏域800m H27 住民基本台帳人口0～4歳人口（面積案分）	R3 統計書にある保育所、こども園を基本にR4時点に更新、圏域800m R3 住民基本台帳人口0～4歳人口（面積案分）
高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	最寄り公園までの距離別住宅数に占める、公園から500m以上人口の割合	%	国土数値地図H22 都市公園に市公園一覧（運動、近隣、街区公園）を追加、500m圏域外 H27 国調 250mメッシュ人口（面積案分）	国土数値地図H22 都市公園に市公園一覧（運動、近隣、街区公園）を追加、500m圏域外 R2 国調 250mメッシュ人口（面積案分）

《安全・安心》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			H28	R3
市民1万人あたりの交通事故死亡者数	人口1万人あたりの交通事故による死者数	人	平成28年全国市区町村別交通事故死者数	令和3年全国市区町村別交通事故死者数
最寄り緊急避難場所までの平均距離	最寄りの緊急避難場所までの距離別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で割った値	m	H27 緊急避難場所圏域ごとのDMベース建物ポイント数 なお、圏域区域は250m未満、250m～500m未満、500m～1,000m未満、1,000m～2,000m未満、2,000m以上（3,000mを中間値とする）とする	R3 緊急避難場所圏域ごとのDMベース建物ポイント数 なお、圏域区域は250m未満、250m～500m未満、500m～1,000m未満、1,000m～2,000m未満、2,000m以上（3,000mを中間値とする）とする

《行政運営》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			H28	R3
市民1人あたりの歳出額	歳出決算総額を総人口で割った値	千円	H28 市決算表	R2 市決算表
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の3年間の平均値	—	H28 市決算表	R2 市決算表
市民1人あたりの税収額	市町村民税及び固定資産税の総額を総人口で割った値	千円	H28 市決算表	R2 市決算表

(2) 国算定値

以下に、国算定値の算出方法、使用データの一覧を示します。

《生活利便性》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど		
			データの定義	出典	
基幹的交通路線の徒歩圏人口カバー率	総人口に占める、運行頻度片道 30 本/日以上のサービス水準を有する鉄道駅またはバス停の徒歩圏に居住する人口の割合	%	「鉄道駅から 800m 圏、又は、バス停留所から 300m 圏内の人口」÷「市町村人口」	鉄道軌道駅別運行本数データ 国土数値情報 鉄道データ 国土数値情報 バス停留所データ	
生活サービス施設の人口カバー率	総人口に占める、生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の割合	医療	%	「医療施設の徒歩圏人口 (800m) ÷ 「市町村の人口」	国土数値情報 医療機関データ
		福祉	%	「福祉施設の徒歩圏人口 (800m) ÷ 「市町村の人口」	国土数値情報 福祉施設データ 厚生労働省 介護サービス情報 公開システム
		商業	%	「商業施設を有するメッシュの中心から徒歩圏 (800m) の人口 ÷ 「市町村の人口」	商業統計メッシュ
公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	最寄り交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅 1km 圏内もしくはバス停 200m 圏内の住宅数の割合	%	(「指標 278」+「指標 279」+「指標 280」+「指標 281」+「指標 282」+「指標 283」+「指標 284」) ÷ 「指標 277」×100	e-Stat 住宅・土地統計調査 「都道府県編 (都道府県・市区町村)」の「都道府県」ごとに「市区町村 91 住宅の所有の関係 (2 区分)、最寄りの交通機関までの距離 (12 区分) 別住宅数—市区町村」を選択	
生活サービス施設の利用圏平均人口密度	生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度	医療	人 / ha	右記「医療施設 (※) の徒歩圏 (800m) 内の人口密度 (人/ha)」より ※病院・診療所で内科または外科を有する施設	国土数値情報 医療機関データ
		福祉	人 / ha	右記「福祉施設 (※) の徒歩圏 (800m) 内の人口密度 (人/ha)」より ※通所系・訪問系施設及び小規模多機能施設	国土数値情報 福祉施設データ
		商業	人 / ha	右記「商業 (※) の徒歩圏 (800m) 内の人口密度 (人/ha)」より ※専門・総合スーパー、百貨店	商業統計メッシュ

《健康・福祉》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			データの定義	出典
高齢者徒歩圏に医療施設のない住宅の割合	最寄り医療施設までの徒歩圏の住宅総数に占める、医療施設から 500m 以上の住宅数の割合	%	100-「指標 308 医療施設から 500m 圏内の住宅の割合」	e-Stat 住宅・土地統計調査 「都道府県編 (都道府県・市区町村)」の「都道府県」ごとに「市区町村 92 建築の時期 (10 区分)、最寄りの医療機関までの距離 (4 区分)・公園までの距離 (4 区分)・公民館・集会所までの距離 (4 区分) 別住宅数—市区町村」を選択
高齢者福祉施設の 1km 圏高齢人口カバー率	都市の 65 歳以上の人口に占める、高齢者福祉施設の 1km 圏に居住する 65 歳以上の高齢人口の割合	%	高齢者福祉施設から 1km 圏内の 65 歳以上の人口 ÷ 都市の 65 歳以上の人口 × 100	国土交通省 福祉施設データ
保育所の徒歩圏 0~4 歳人口カバー率	都市の 0~4 歳人口に占める、保育所の徒歩圏の 0~4 歳人口の割合	%	保育所から 800m 圏内の 0~4 歳の人口 ÷ 都市の 0~4 歳の人口 × 100	国土交通省 福祉施設データ
歩道整備率	一般道路実延長に占める、歩道が設置された道路延長の割合 ※国・県道のみ	%	道路交通センサスの「箇所別基本表」の「道路種別 3~6」の「区間延長 (km)」の歩道整備延長/道路区間延長	国土交通省 HP
高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	最寄り公園までの距離別住宅数に占める、公園から 500m 以上住宅数の割合	%	—	e-Stat 住宅・土地統計調査 公園までの距離 (4 区分) を選択

《安全・安心》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			データの定義	出典
市民1万人あたりの交通事故死者数	人口1万人あたりの交通事故による死者数	人	年間交通事故死者数/10,000	(公)交通事故総合分析センター
最寄り緊急避難場所までの平均距離	最寄りの緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で割った値	m	「指標341～指標344 最寄りの緊急避難場所までの距離帯別住宅数に距離帯の中間値を乗じた値」÷「住宅総数」	e-Stat 住宅・土地統計調査 「都道府県編（都道府県・市区町村）」の「都道府県」ごとに「市区町村93建築の時期(10区分)、最寄りの緊急避難場所までの距離(5区分)・老人デイサービスセンターまでの距離(5区分)・郵便局・銀行までの距離(5区分)別住宅数—市区町村」を選択と建物P数
空き家率	住宅総数に占める空き家数の割合	%	「住宅数 居住世帯の有無 224_その他の住宅」/「住宅数 居住世帯の有無 0_総数」	e-Stat 住宅・土地統計調査 「居住世帯の有無(8区分)別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数—全国、都道府県、市区町村」を選択

《地域経済》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			データの定義	出典
従業者1人あたりの第三次産業売上高	第三次産業の売上高を第三次産業従業者数で割った値	百万円/人	「売上金額試算値 F 電気・ガス・熱供給・水道業 ～ R サービス業(他に分類されないもの)」の累計/「従業者数 F 電気・ガス・熱供給・水道業 ～ R サービス業(他に分類されないもの)」の累計	e-Stat 経済センサス - 活動調査 「参考表 産業分類 地域別営事業所数及び従業者数」の「産業(小分類)別営事業所数—全国、都道府県、市区町村」を選択 「参考表 全産業の事業所の売上(収入)金額に関する試算値」の「産業大分類別事業所の売上(収入)金額試算値(外国の会社及び法人でない団体を除く)—全国、都道府県、市区町村」を選択
都市全体の小売商業床面積あたりの売上高	都市全域の小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で割った値	万円/㎡	「年間商品販売額(百万円)」÷「売場面積(㎡)」×100	経済センサス - 活動調査 「1事業所に関する集計 (2) 産業別集計 ③卸売業・小売業 3) 産業編(市区町村表)」の「第1表—2 小売業」を選択

《行政運営》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			データの定義	出典
市民1人あたりの歳出額	歳出決算総額を総人口で割った値	千円	総歳出額/総人口	総歳出額：市決算表 総人口：e-Stat 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の3年間の平均値	—	基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の3年間の平均値	市決算表
市民1人あたりの税収額	市町村民税及び固定資産税の総額を総人口で割った値	千円	(市民税(個人+法人)+固定資産税)/総人口	税収額(市民税、固定資産税)：市決算表 総人口：e-Stat 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

《エネルギー／低炭素》

評価項目	算出方法	単位	使用データなど	
			データの定義	出典
市民1人あたりの自動車CO2排出量	県単位の業務部門CO2排出量を県従業者人口で割った値	t-CO2/年	「2. 箇所別基本表及び時間帯別交通量表」の都道府県ごとの「箇所別基本表」を選択、「道路種別 3～6」の地域の路線ごとに「24時間自動車類交通量(上下合計)小型車」と「区間延長(km)」を乗じてものの合計/夜間人口×0.1×2.32×365÷1000	国土交通省 平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査

4. 事前届出

都市再生特別措置法第 88 条または第 108 条の規定に基づき、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合、着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所について、市長への届出が必要となります。

(1) 居住誘導区域外

【届出の対象となる行為】

- 1) 開発行為
 - 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの
- 2) 建築等行為
 - 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

【届出書の作成】

《届出書及び添付図書》

1) 届出書

- ◆ 開発行為の場合 様式 1
- ◆ 建築等行為の場合 様式 2
- ◆ 上記の 2 つの届出内容を変更する場合 様式 3

2) 添付図書

- ◆ 開発行為の場合
 - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
 - ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆ 建築等行為の場合
 - ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
 - ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆ 上記の 2 つの届出内容を変更する場合
上記と同じ

(2) 都市機能誘導区域外

【届出の対象となる行為】

- 1) 開発行為
 - 誘導施設[※]を有する建築物の建築を目的とする開発行為
- 2) 建築等行為
 - 誘導施設を有する建築物を新築する場合
 - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

《※誘導施設》

- 特定機能病院
 - ・医療法第4条の2に定める特定機能病院
 - 地域医療支援病院
 - ・医療法第4条に定める地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当し、都道府県知事の承認を得た病院
 - ・救急医療や「かかりつけ医」から紹介された特殊な治療が必要な患者の診断・治療を行い、「かかりつけ医」での診療を継続できるように対応する病院
 - 保育所（70名以上）
 - ・児童福祉法第39条に定める保育所
 - 福祉関連法に定める施設（利用者定員数40人以上）
 - ・児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法に規定されている施設
 - 図書館
 - ・図書館法第2条第1項に定める図書館
 - 大学及び専修学校その他関連施設
 - ・学校教育法第83条、第115条又は第124条に定める学校
 - 大規模小売店舗（1,000㎡以上）
 - ・大規模小売店舗立地法（大店立地法）の届出が必要となる店舗面積（小売業を行うために用いられる床面積）の合計が1,000平方メートルを超える大型店
 - 劇場、映画館、演芸場及び観覧場
 - ・建築基準法別2（へ）項第3号に定めるもの
- ※「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの」を含む。

【届出書の作成】

《届出書及び添付図書》

1) 届出書

- ◆開発行為の場合 様式4
- ◆建築等行為の場合 様式5
- ◆上記の2つの届出内容を変更する場合 様式6

2) 添付図書

- ◆開発行為の場合
 - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
 - ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆建築等行為の場合
 - ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
 - ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
 - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆上記の2つの届出内容を変更する場合
上記と同じ

(3) 都市機能誘導区域内

【届出の対象となる行為】

- 誘導施設の休止または廃止

【届出書の作成】

《届出書及び添付図書》

1) 届出書

- ◆休廃止の場合 様式7

2) 添付図書

- ◆休廃止の場合
 - ① 委任状（代理人による届出を行う場合に限る。）
 - ② 休止（廃止）しようとする誘導施設の土地の区域並びに周辺を表示する図面
 - ③ その他参考となる事項を記載した図

(4) 勧告など

届出内容等が当該区域外への影響が生じる可能性がある場合において、必要があるときは、市が届出者に対して開発規模の縮小や誘導区域内への施設立地等について勧告することがあります。また、その場合において、誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

(5) 届出を怠った場合など

届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には、罰則が設けられています。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届けてください。

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 20px;"> について、下記により届け出します。 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(宛先) 花巻市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名</p>		{	住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	}	について、下記により届け出します。
{	住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	}	について、下記により届け出します。		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積					
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途					
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途					
4 その他必要な事項					

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届けていただきます。

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>誘導施設を有する建築物の新築</p> <p>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p style="text-align: center;">について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 花巻市長</p> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 20px;">届出者</div> <div>住所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div>氏名</div> </div>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

{ 誘導施設の休止 }
{ 誘導施設の廃止 }

について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 花巻市長

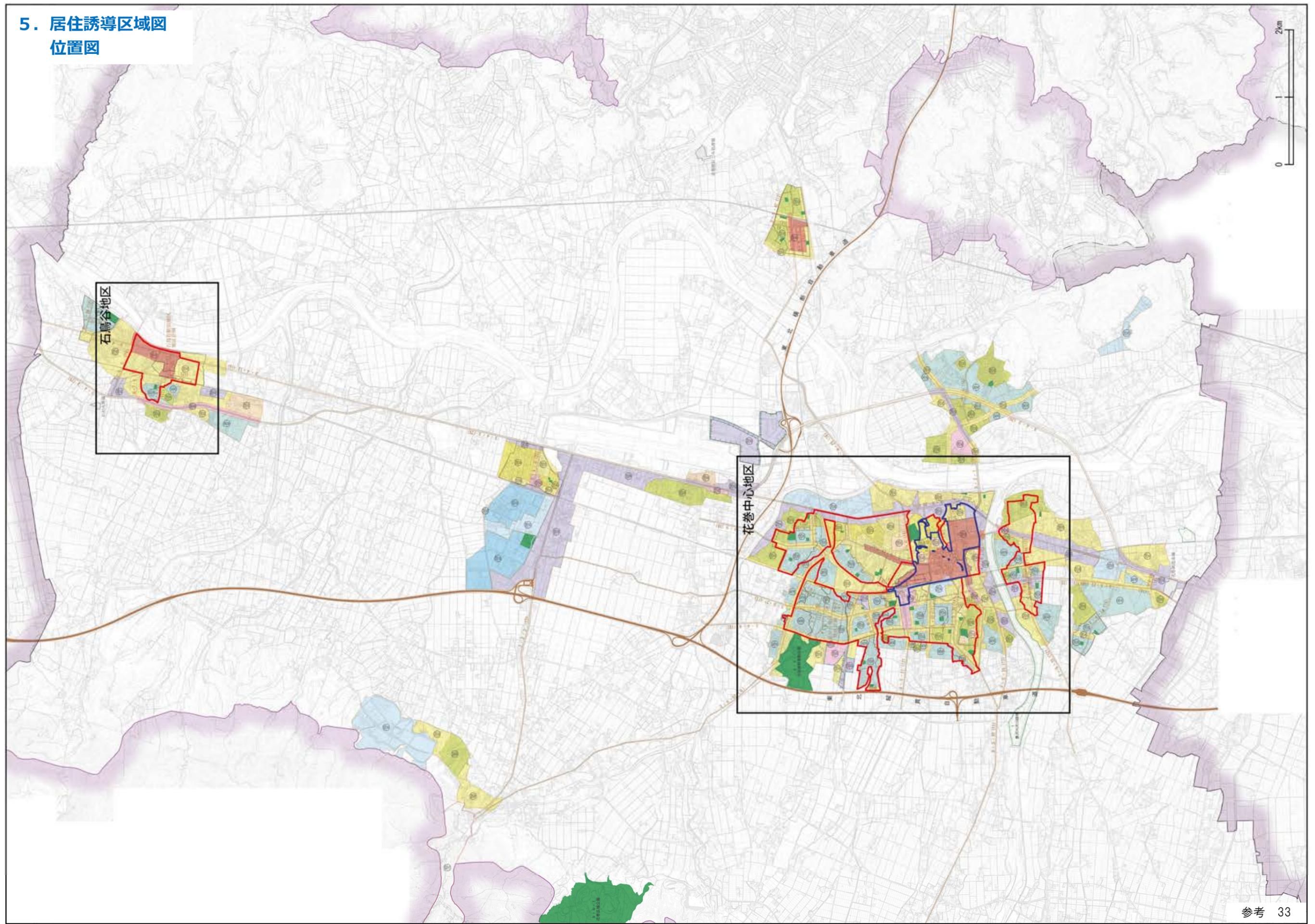
届出者 住 所
氏 名

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地	
2 休止(廃止)しようとする年月日	年 月 日
3 休止しようとする場合にあっては、その期間	
4 休止(廃止)に伴う措置	
(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途	
(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項	

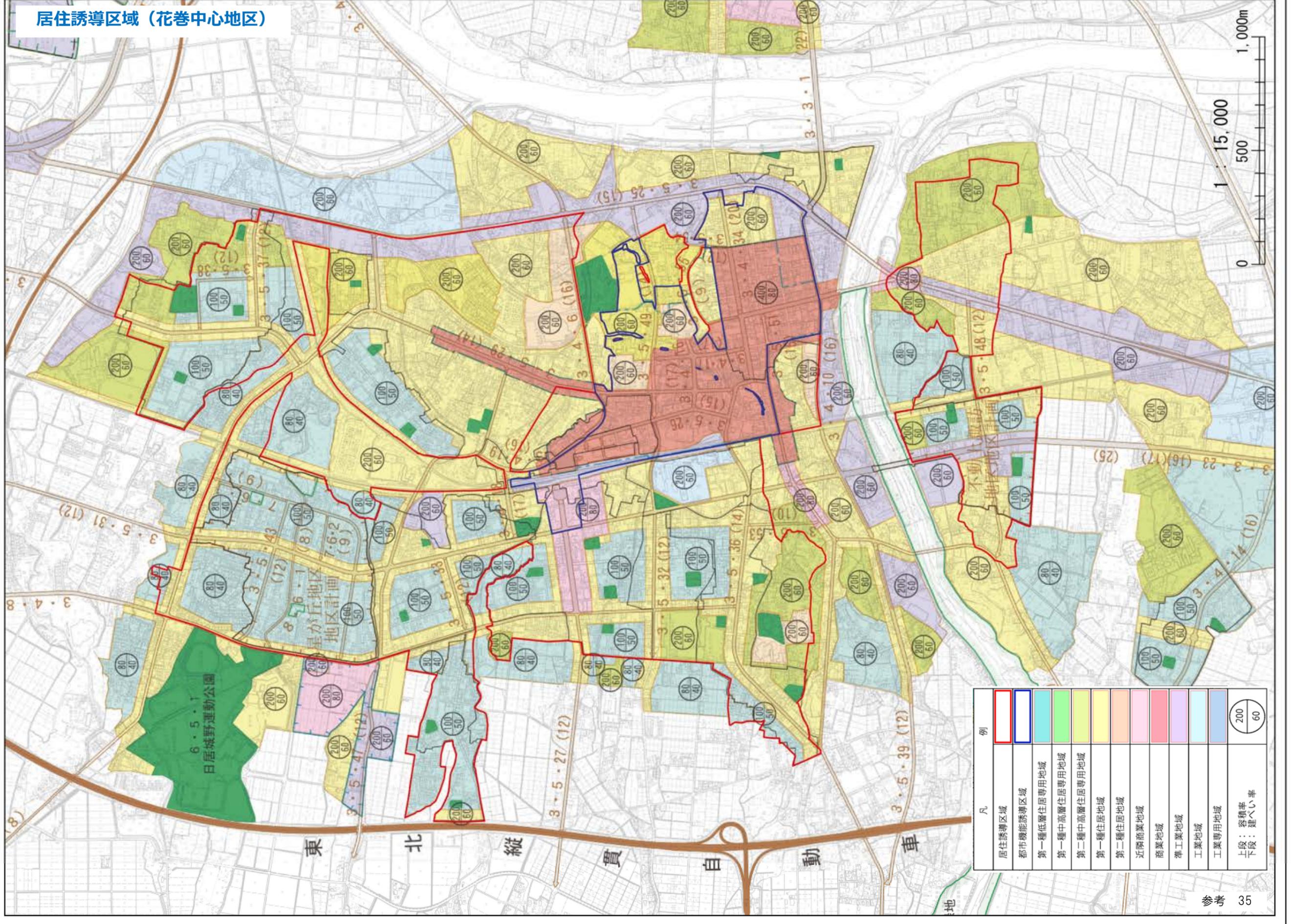
注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。

5. 居住誘導区域图
位置图



居住誘導区域（花巻中心地区）



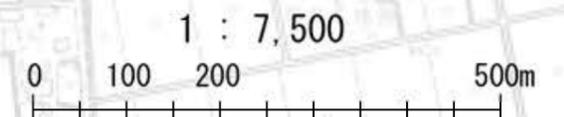
凡	例
居住誘導区域	
都市機能誘導区域	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
上段：容積率	
下段：建ぺい率	

居住誘導区域 (石鳥谷地区)

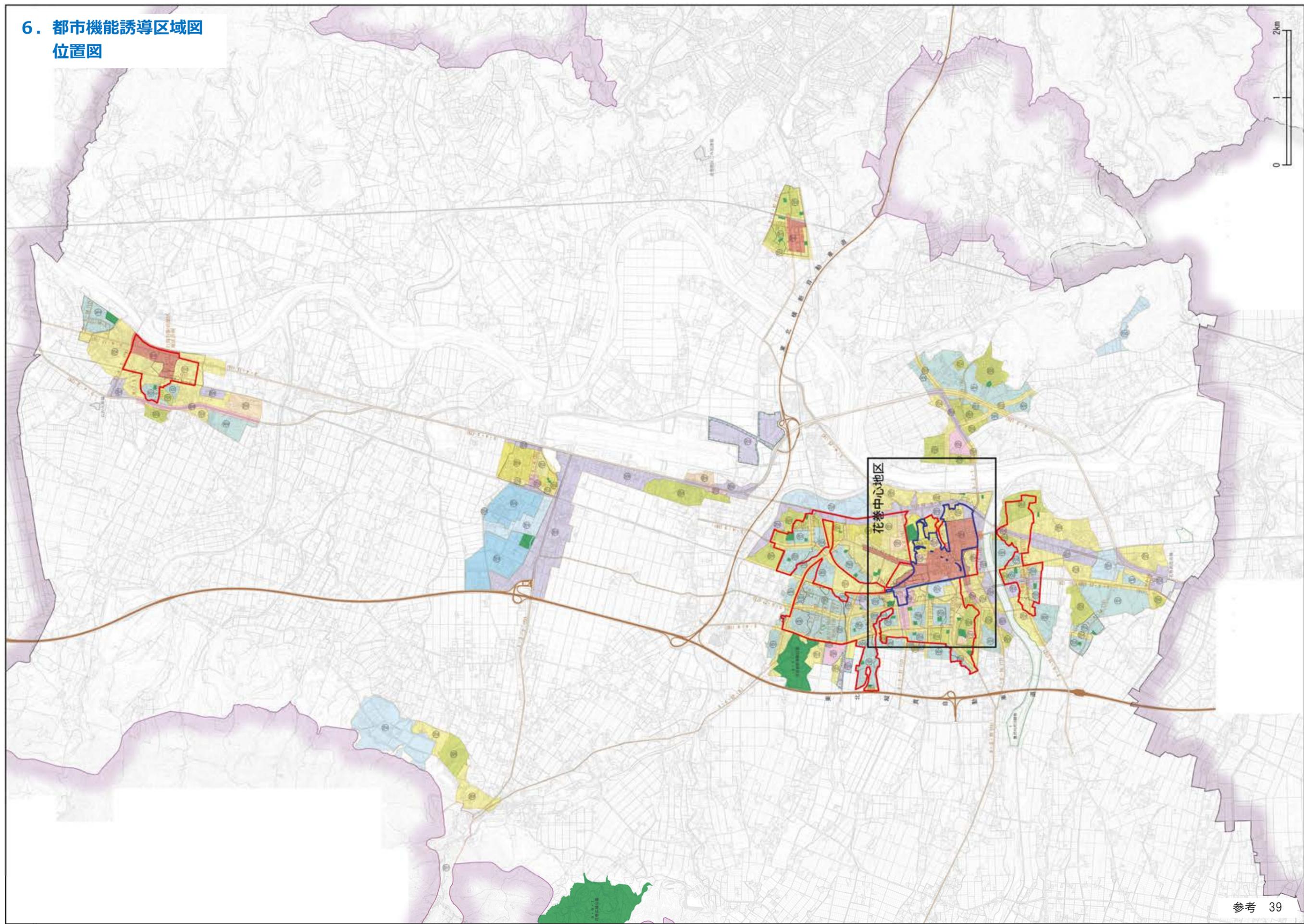
石沢火葬場

石鳥谷駅前地区
地区計画

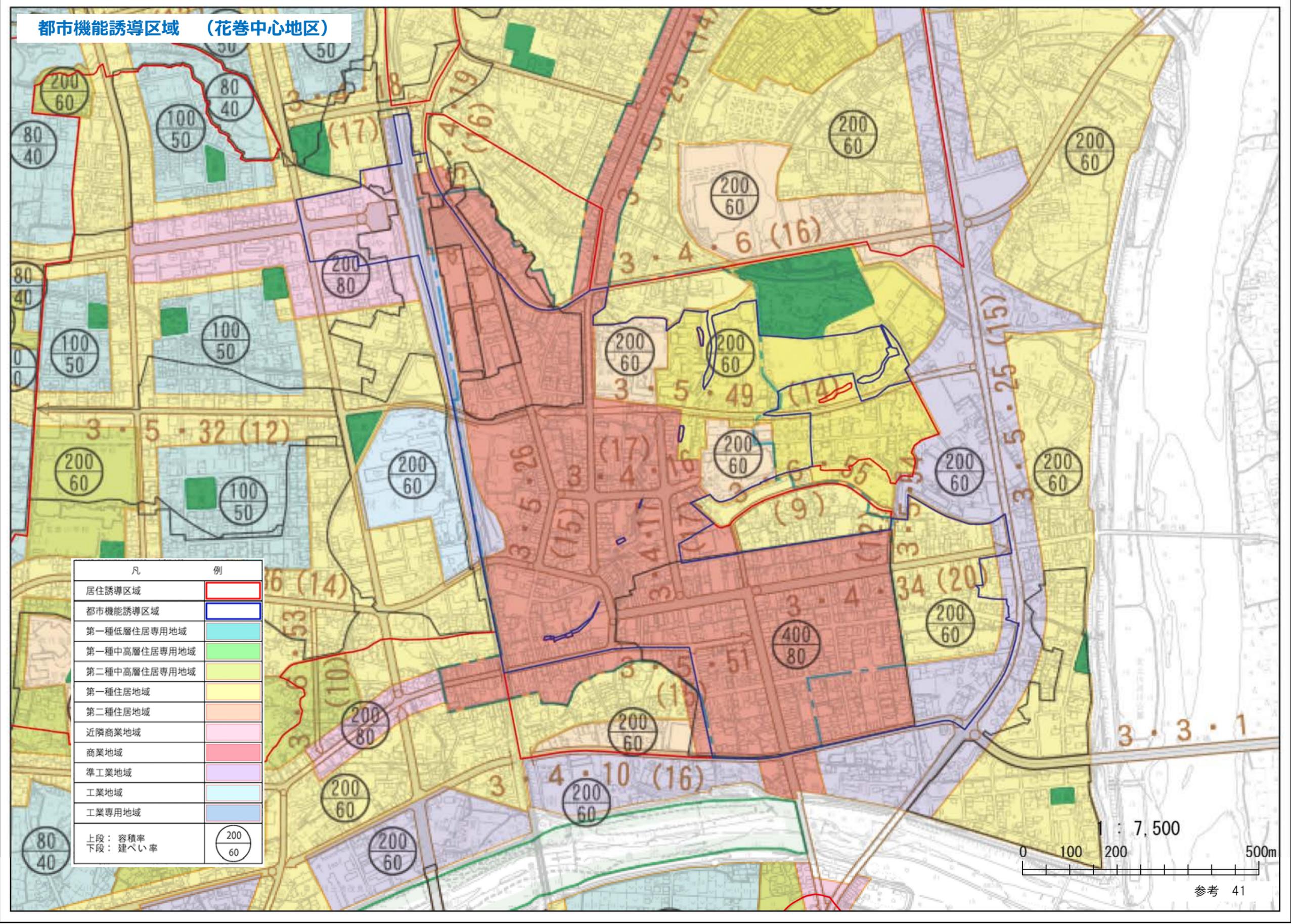
凡	例
居住誘導区域	
都市機能誘導区域	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
上段：容積率 下段：建ぺい率	



6. 都市機能誘導区域图 位置图



都市機能誘導区域 (花巻中心地区)



凡	例
居住誘導区域	
都市機能誘導区域	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
上段：容積率	
下段：建ぺい率	

1 : 7,500
0 100 200 500m

花巻市立地適正化計画

発 行 令和5年3月

〔 平成28年6月 策定
令和2年8月 一部見直し
令和5年3月 改定 〕

発 行 者 花巻市

〒025-8601

岩手県花巻市花城町9番30号

編 集 花巻市 建設部 都市政策課 都市再生室

電 話 0198-24-2111

F A X 0198-22-6846

<http://www.city.hanamaki.iwate.jp>